

川崎市立地適正化計画（案）

～ 持続可能で安全・安心なまちづくり ～

令和7年〇月

川 崎 市

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画制度の概要	1
2 計画策定の目的	1
3 計画の位置づけ	2
第2章 まちの現状・課題	5
1 本市の現状	5
2 本市の現状を踏まえた課題	28
3 都市づくりを取り巻く環境の変化	30
第3章 立地適正化の基本方針	34
1 「川崎市都市計画マスタープラン」における都市づくりの基本理念	34
2 基本方針の設定	35
3 めざすべき都市の骨格構造	36
第4章 居住促進	38
1 居住誘導区域（居住促進区域）の基本的な考え方	38
2 居住促進区域の設定	42
3 居住促進区域	44
4 居住促進に係る施策	45
第5章 都市機能誘導	50
1 都市機能誘導区域・誘導施設の基本的な考え方	50
2 都市機能誘導区域・誘導施設の設定	52
3 都市機能誘導区域	54
4 誘導施設	55
5 都市機能誘導に係る施策	57

第6章 防災指針	60
1 防災指針の基本的な考え方	60
2 防災・減災	62
3 復興	106
4 防災指針に係る施策	123
第7章 届出制度	128
1 都市再生特別措置法に定める届出制度	128
2 防災指針に定める届出	130
第8章 目標値・進行管理	132
1 目標値	132
2 進行管理	134
資料編	135

第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画制度の概要

立地適正化計画は、全国的な人口減少や高齢化の進展、市街地の拡散・低密度化等が課題となっている中、市民生活を支える施設のサービス提供や地域活力の維持が困難になる恐れがあること等を背景に、長期的な視点で都市機能や居住を一定のエリアに誘導し持続可能なまちづくりをめざす制度として、平成 26（2014）年の都市再生特別措置法（平成 14（2002）年法律第 22 号）改正により、創設されました。

令和 2（2020）年には、近年の浸水害や土砂災害等の自然災害の激甚化・頻発化を受け、災害リスクの高い地域における防災・減災対策である「防災指針」を「立地適正化計画」の項目に追加する法改正が行われ、災害に強いまちづくりの視点を主眼の一つとした「コンパクトで安全なまちづくり」を推進する計画制度として位置づけられました。

2 計画策定の目的

本市では、平成 29（2017）年 3 月に改定した「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」や、それに引き続き、平成 31（2019）年から令和 3（2021）年に改定を行った「川崎市都市計画マスタープラン区別構想」において、近い将来の人口減少・超高齢社会の到来を見据え、都市づくりの基本方針の 1 つに人口減少を見据えた持続可能で効率的な都市づくりを位置づけ、拠点地区等への都市機能の集積や、公共交通を主体とした駅等へのアクセス向上などを進めてきたところです。

東京都と横浜市という大都市に隣接する本市の人口は、これまで増加傾向にありましたが、令和 12（2030）年以降は減少に転じるとともに、高齢化率は一貫して上昇することが見込まれていることから、将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展が懸念されます。

さらに、令和元年東日本台風をはじめとした近年の浸水害や土砂災害などの自然災害の激甚化・頻発化等を受けて、防災・減災を主流にした安全・安心な都市づくりがより一層求められています。

そのため、「川崎市都市計画マスタープラン」で示す土地利用や都市構造の考え方に基づき、居住機能や都市機能を誘導する区域、誘導施策及び防災・減災対策の取組を位置づけることで、「市民等と行政の協働による持続可能かつ安全・安心なまちづくり」をめざすため、立地適正化計画を策定することとしました。

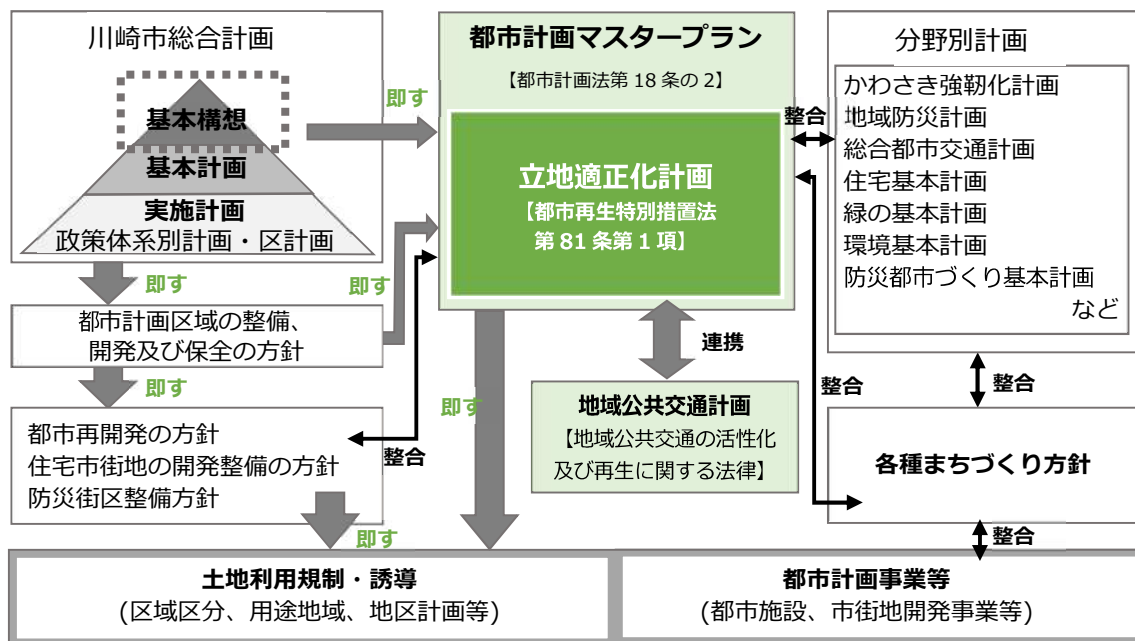
3 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 82 条により都市計画マスタープランの一部として位置づけられています。

また、「川崎市総合計画」や「川崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を踏まえるとともに、関連する分野の計画と整合を図ります。

<計画体系>



(2) 計画の対象範囲

対象範囲は都市計画区域であり、本市では市全域にあたります。

(3) 計画期間

概ね 20 年を計画期間とします。計画策定後は、概ね 5 年ごとに評価を行い必要に応じて計画の見直しなどを行います。

(4) 計画の構成

第1章 計画策定の趣旨	本計画の策定の背景や位置づけ、計画期間、構成等を示します。
第2章 まちの現状・課題	本市の現状及び課題を示します。
第3章 立地適正化の基本方針	本計画の基本方針、めざすべき都市の骨格構造のイメージを示します。
第4章 居住促進	居住促進の基本的な考え方、居住促進区域及び施策を示します。
第5章 都市機能誘導	都市機能誘導の基本的な考え方、都市機能誘導区域・誘導施設及び施策を示します。
第6章 防災指針	防災指針の基本的な考え方、防災・減災における災害リスクの低減・回避に必要な取組方針、復興の事前準備の整理及び施策を示します。
第7章 届出制度	都市再生特別措置法に定める届出制度、防災指針に定める届出を示します。
第8章 目標値・進行管理	本計画の達成状況を把握する目標値の設定、本計画の見直し等の進行管理の考え方を示します。

(5) 計画を構成する主な項目の概要

① 居住誘導区域

居住誘導区域は、将来にわたって人口密度を維持し、生活サービスや交通利便性、コミュニティ等が持続的に確保されるよう、居住を誘導していく区域として規定されています。

法令等により、市街化調整区域や災害リスクが著しく高い区域等は原則として居住誘導区域に含めないこととされています。

② 都市機能誘導区域

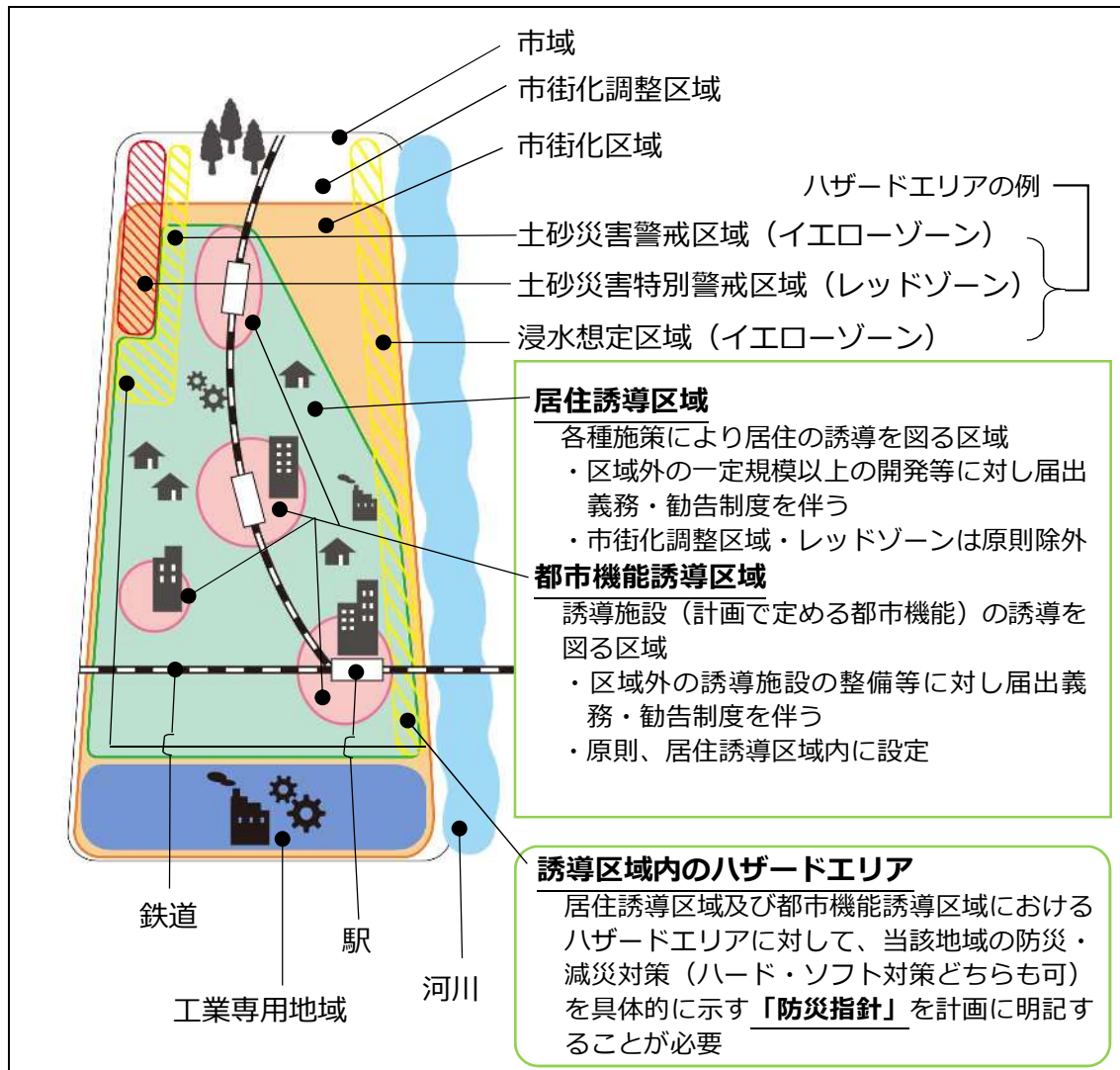
都市機能誘導区域は、日常生活に必要な都市機能（公共施設・商業施設・医療機関等）の立地を誘導し、持続的なサービス提供を図る区域として規定されています。

原則として居住誘導区域内に設定することとされており、設定する都市機能誘導区域ごとに、誘導を図る都市機能を「誘導施設」として具体的に位置づける必要があります。

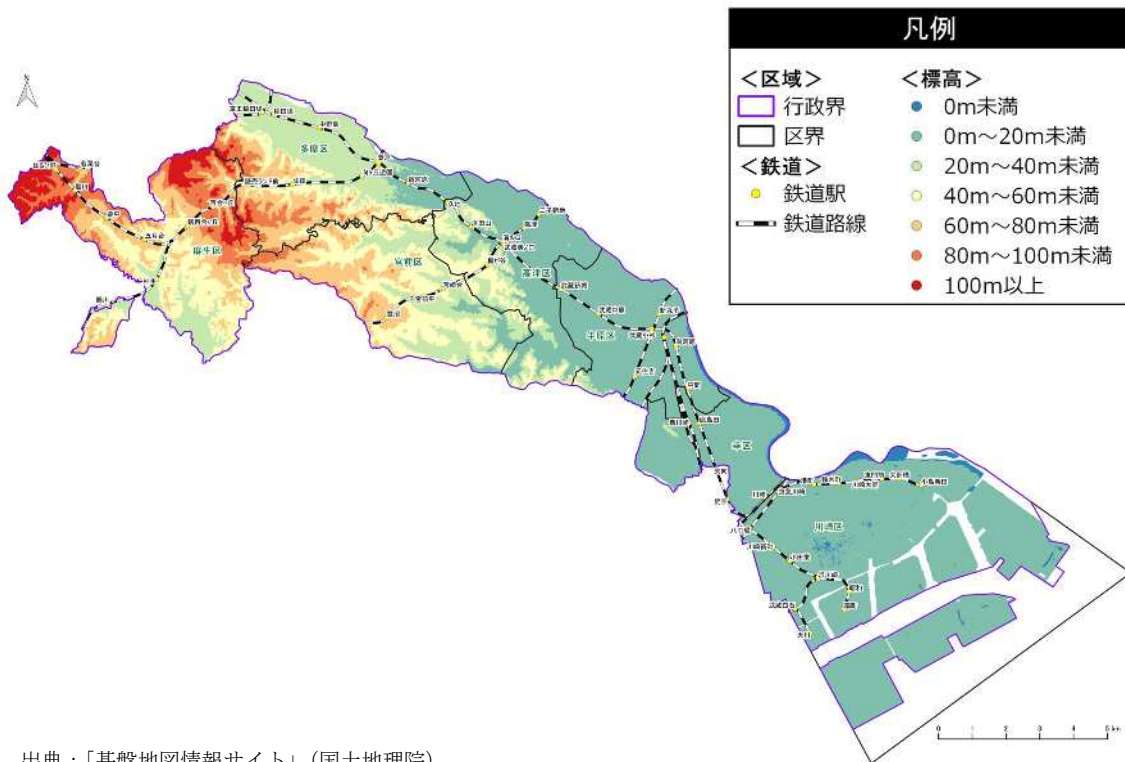
③ 防災指針

防災指針は、居住誘導区域及び都市機能誘導区域内の土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の自然災害の恐れがある区域（ハザードエリア）において、被害の回避や軽減を図るソフト・ハード両面の施策を位置づけるものとして規定されています。

<「立地適正化計画」における区域等イメージ>



<地形>



<地形>

- ・市域は、臨海部の埋立地、多摩川沿いから東京湾にかけての平坦な低地、麻生区・多摩区・宮前区と高津区の一部にかけての丘陵地で構成されています。
- ・丘陵地では、谷戸が入り組んだ山坂の多い地形が広がっており、平坦な低地に比べ、移動に負担が生じやすくなっています。

～位置・地形に関するまとめ～

- ◆東京都心や横浜市等と近接し、近隣都市拠点との公共交通や都市機能等の利便性が高い状況です。
- ◆北部の丘陵地では山坂が多く、特に多摩区や麻生区等では標高が高く高低差が大きいため、徒歩や自転車での移動に負担が生じやすくなっています。

(2) 人口

<将来人口推計（市独自推計）>



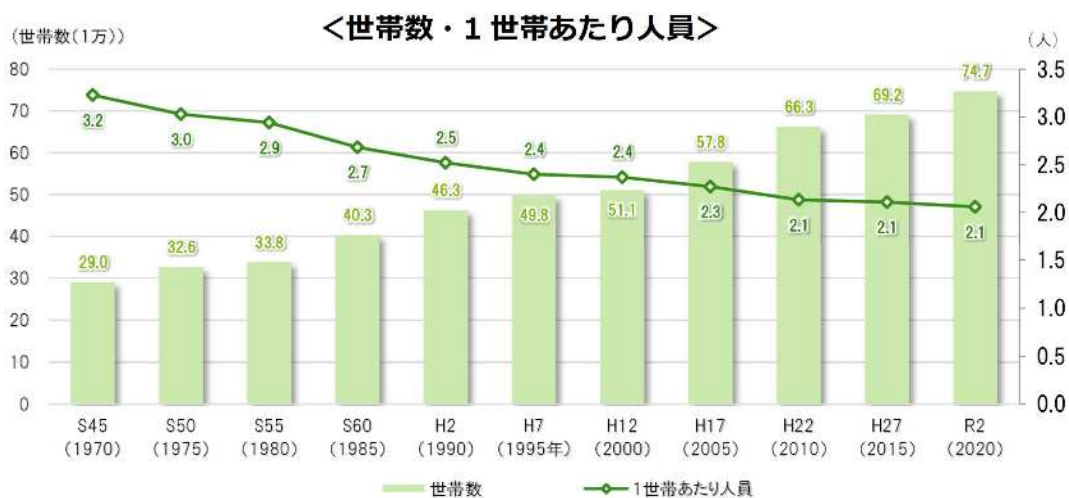
出典：「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」（令和4（2022）年2月）をもとに作成

<将来人口推計>

- ・総人口は、令和12（2030）年頃にピークを迎え、令和27（2045）年以降の減少が顕著となっています。
- ・高齢化率は、一貫して上昇傾向にあり、令和27（2045）年に約30%に到達する見込みです。

※将来人口推計に関する考え方

- ・「立地適正化計画作成の手引き」（国土交通省）においては、「人口の将来見通しは、計画の内容に大きな影響を及ぼすことから、国立社会保障・人口問題研究所が公表している値を採用すべき」とされていますが、国立社会保障・人口問題研究所が公表している値と本市独自の将来人口推計の値では人口のピークの時期がやや異なるものの人口増減の傾向が概ね同様であることを踏まえた上で、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来人口推計を考慮しながら、本市独自の将来人口推計の値を基に分析を行います。

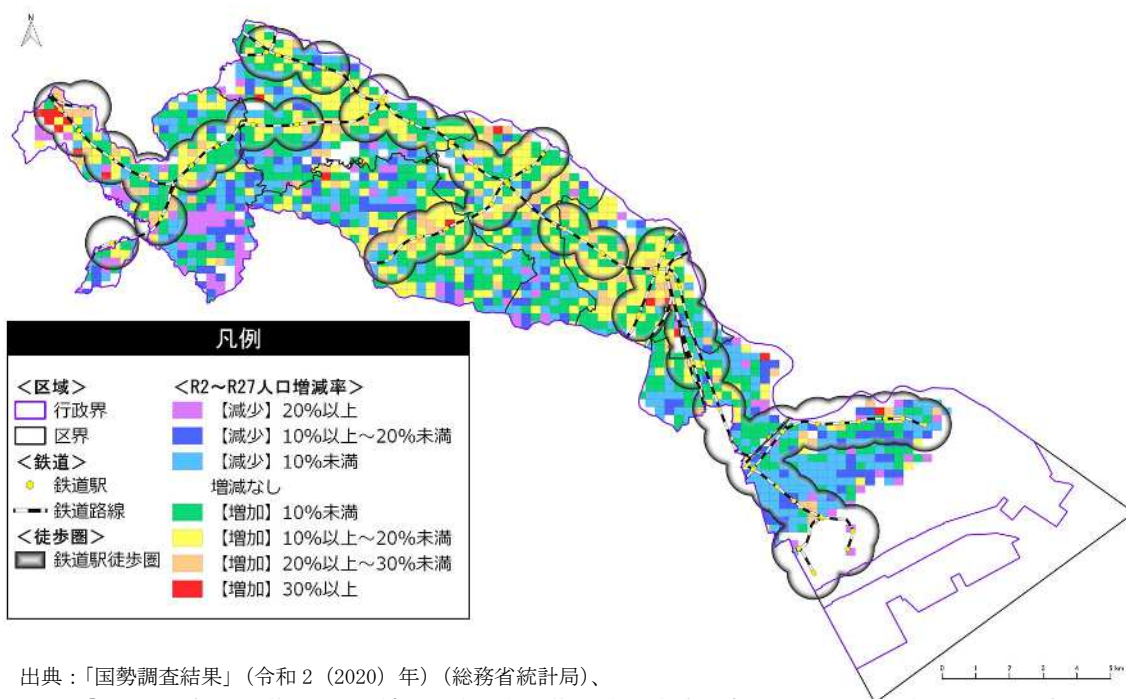


出典：「国勢調査結果」（昭和 45（1970）年～令和 2（2020）年）（総務省統計局）をもとに作成

<世帯数・1世帯あたり人員>

- ・世帯数は、一貫して増加傾向にあるが、1世帯あたり人員は減少傾向にあります。

<令和 2（2020）年～令和 27（2045）年人口増減率×駅徒歩圏（半径 800m）>



出典：「国勢調査結果」（令和 2（2020）年）（総務省統計局）、

「日本の地域別将来推計人口」（令和 5（2023）年推計（国立社会保障・人口問題研究所）をもとに作成

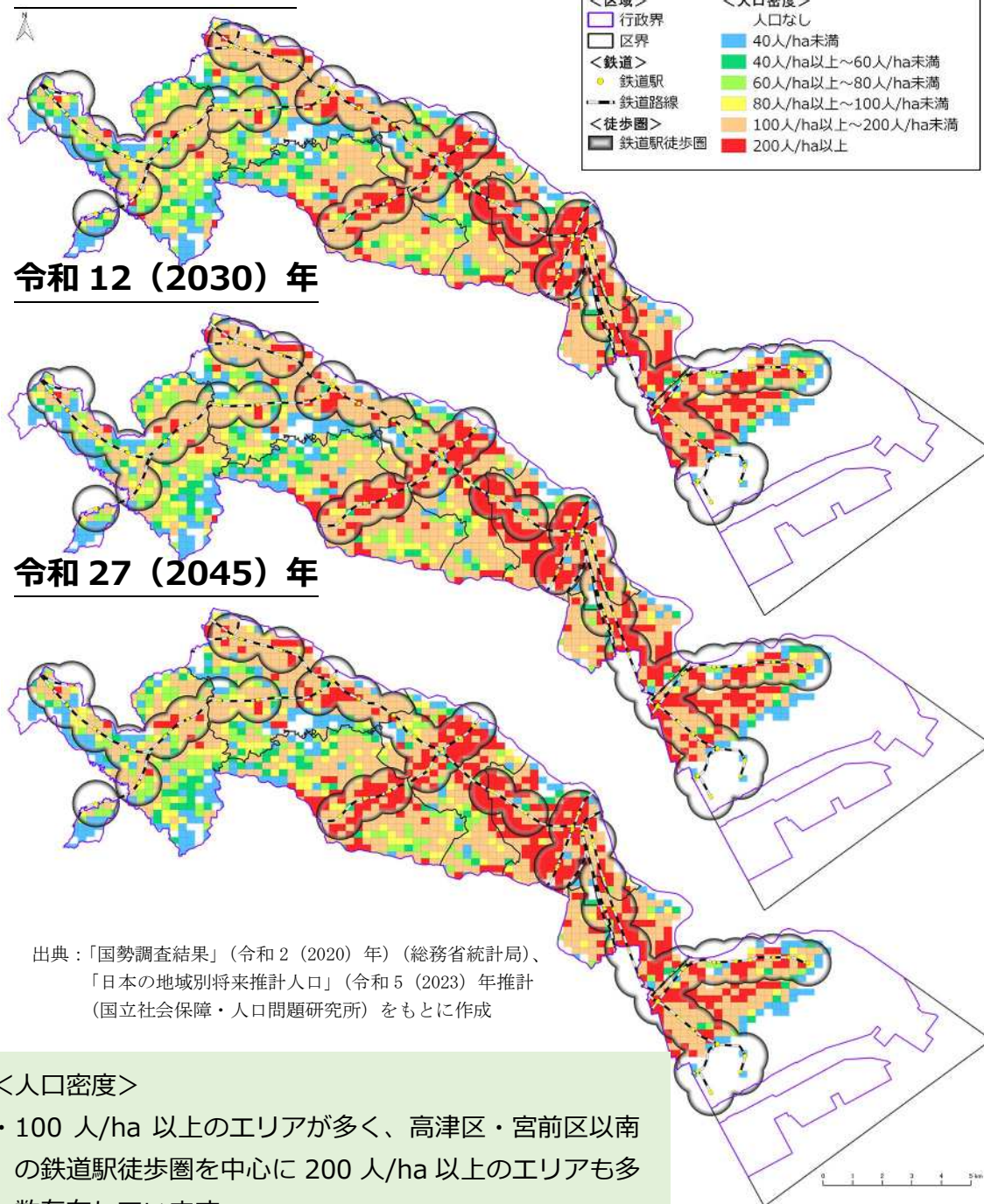
※行政区界をまたぐ人口メッシュデータは、隣接市の人口動向も考慮されているため、本市の人口動向と一致しない場合があります。

<令和 2（2020）年～令和 27（2045）年人口増減率>

- ・中原区以北の鉄道駅徒歩圏を中心に増加が見込まれています。
- ・一方、川崎区、幸区、宮前区、麻生区では減少見込みのエリアが見られます。
- ・特に麻生区南部の鉄道駅徒歩圏外のエリアで 20%前後の減少が見込まれています。

<令和 2（2020）年～令和 27（2045）年人口密度×駅徒歩圏（半径 800m）>

令和 2（2020）年



令和 12（2030）年

令和 27（2045）年

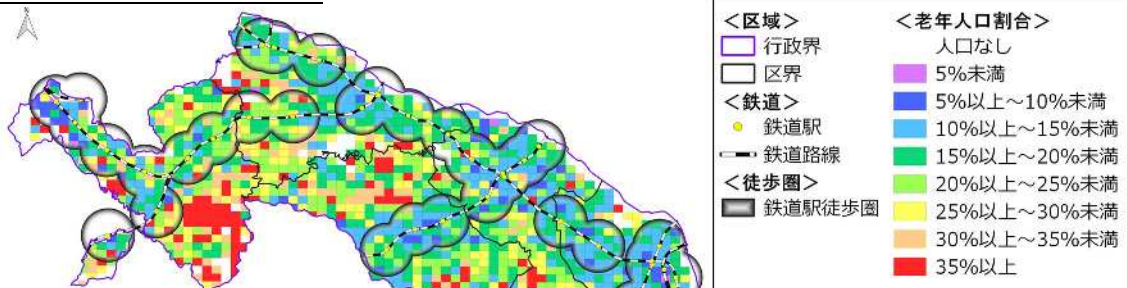
出典：「国勢調査結果」（令和 2（2020）年）（総務省統計局）、
「日本の地域別将来推計人口」（令和 5（2023）年推計
（国立社会保障・人口問題研究所）をもとに作成

<人口密度>

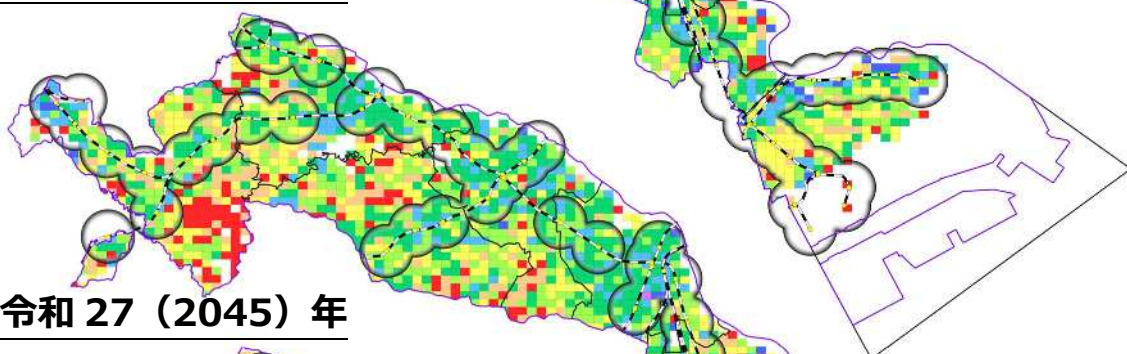
- ・ 100 人/ha 以上のエリアが多く、高津区・宮前区以南の鉄道駅徒歩圏を中心に 200 人/ha 以上のエリアも多数存在しています。
- ・ 人口集中地区の基準である 40 人/ha を下回るエリアは、ほとんどが市街化調整区域や臨海部の埋立地、大規模公園・緑地等の居住地でないエリアとなっています。
- ・ 令和 27(2045)年にかけても、人口密度の傾向の変化や人口密度が大きく低下する地域は見られていません。

<令和 2(2020)～令和 27(2045)年老年（65 歳以上）人口割合×駅徒歩圏（半径 800m）>

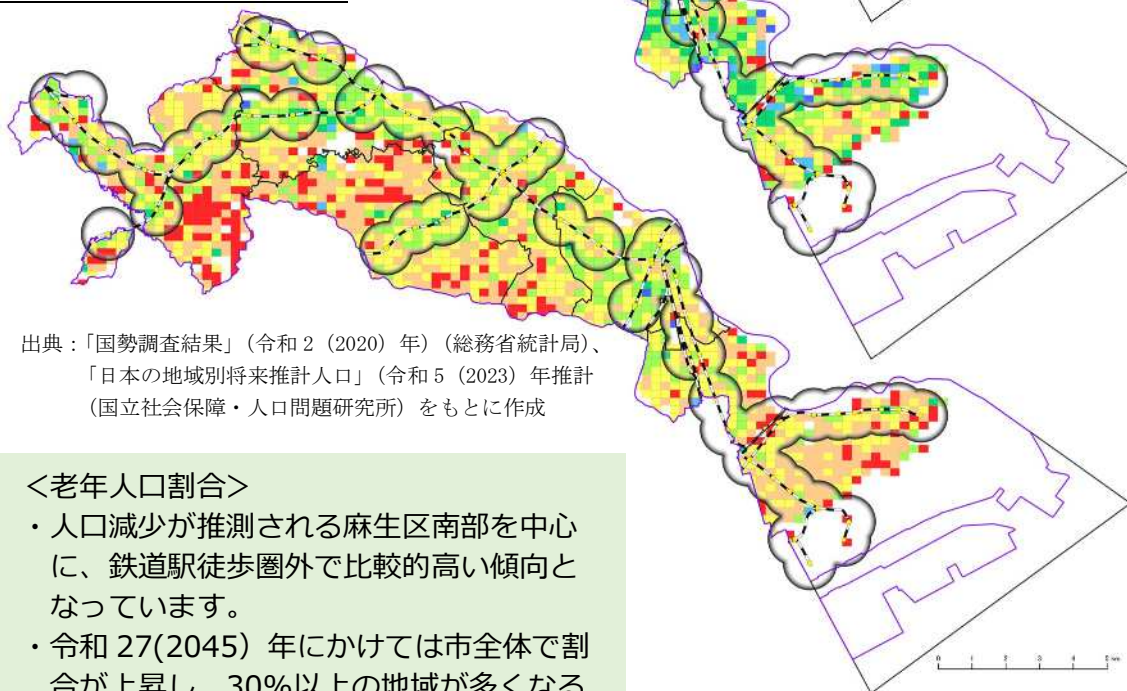
令和 2（2020）年



令和 12（2030）年



令和 27（2045）年

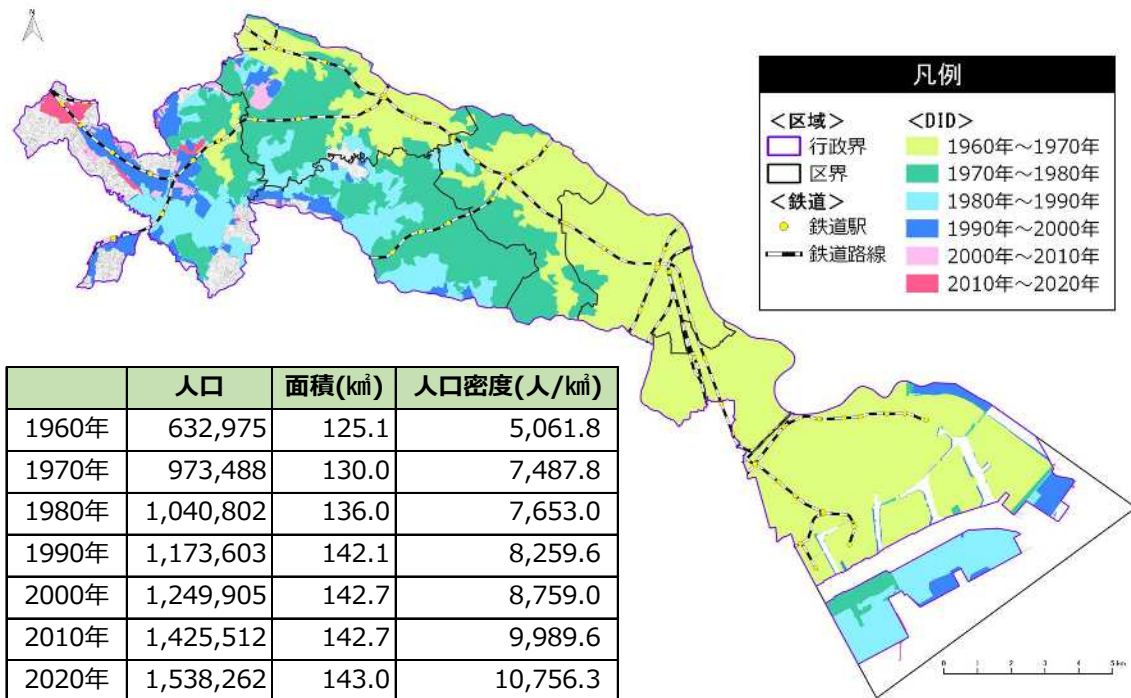


出典：「国勢調査結果」（令和 2（2020）年）（総務省統計局）、
「日本の地域別将来推計人口」（令和 5（2023）年推計
（国立社会保障・人口問題研究所）をもとに作成

<老年人口割合>

- ・人口減少が推測される麻生区南部を中心に、鉄道駅徒歩圏外で比較的高い傾向となっています。
- ・令和 27(2045) 年にかけては市全体で割合が上昇し、30%以上の地域が多くなる見込みです。

<DID（人口集中地区）変遷概略図>



出典：「国勢調査結果」（昭和 35（1960）年～令和 2（2020）年）（総務省統計局）、
「国土数値情報」をもとに作成

※人口集中地区とは、市区町村の区域内で人口密度が 4,000 人/km²（40 人/ha）以上の基本単位区がお互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区のこと。

<DID>

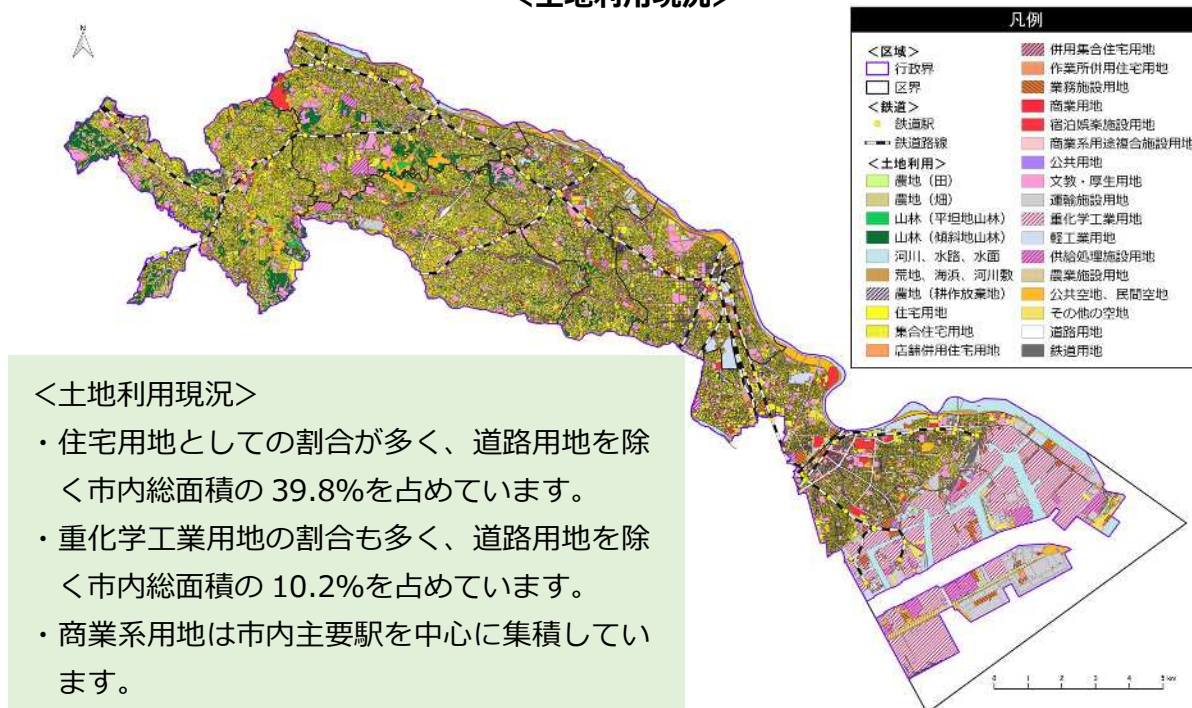
- ・川崎区や幸区などの市南部を起点として、人口の拡大とともに、市北部へと DID 区域が拡大していますが、面積は平成 2（1990）年以降ほぼ横ばいとなっています。
- ・DID 区域の人口密度は平成 27（2015）年がピークとなっていますが、昭和 45（1970）年は 2 番目に高い値となっています。

～人口に関するまとめ～

- ◆総人口は、令和 12（2030）年頃にピークをむかえ、令和 27（2045）年以降は減少率が大きくなる見込みです。
- ◆世帯数は増加、1 世帯あたり人員は減少の傾向が継続しています。
- ◆人口密度は鉄道駅を中心に 100 人/ha のエリアが多くみられ、令和 27（2045）年においても大きく変化しない見込みです。
- ◆一方、老年人口割合は、令和 27（2045）年にかけて市域の多くで 30% 以上となるなど、人口構成が変化する見込みです。
- ◆DID 区域の面積は平成 2（1990）年以降ほぼ横ばいですが、人口密度は増加傾向となっています。

(3) 土地利用

<土地利用現況>

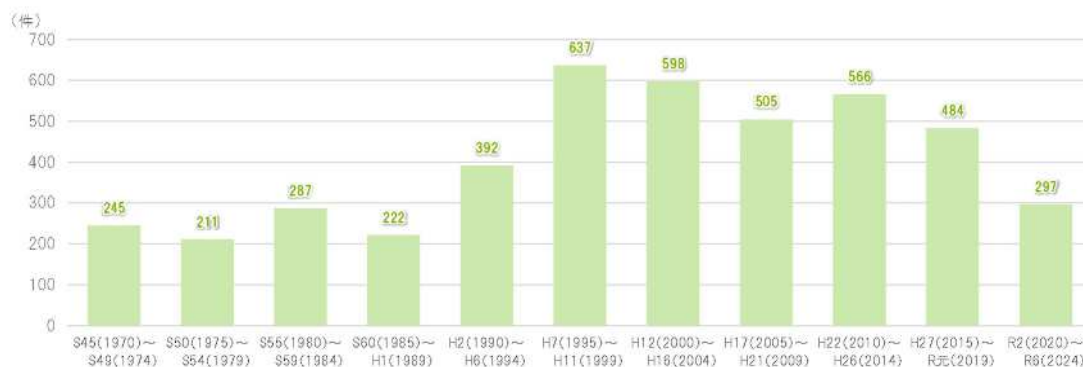


<土地利用現況>

- ・住宅用地としての割合が多く、道路用地を除く市内総面積の 39.8%を占めています。
- ・重化学工業用地の割合も多く、道路用地を除く市内総面積の 10.2%を占めています。
- ・商業系用地は市内主要駅を中心に集積しています。

出典：「都市計画基礎調査」(令和 2 (2020) 年)

<開発許可>



出典：川崎市資料

<開発許可>

- ・本市における開発許可件数は、平成 7(1995)年から平成 11(1999)年における 637 件がピークとなっています。
- ・平成 11(1999)年から令和元(2019)年にかけて、500 件前後で推移しましたが、令和 2(2020)年から令和 6(2024)年には 297 件と大幅に減少しています。(令和 6(2024)年は 5 月 20 日時点までの件数)

<空き地（屋外利用地）>



出典：「都市計画基礎調査」（令和 2（2020）年）

<空き地（屋外利用地）>

- ・市全域に点在している状況です。

<空家>



出典：「第 2 期川崎市空家等対策計画」（令和 4（2022）年 3 月）をもとに作成

<空家>

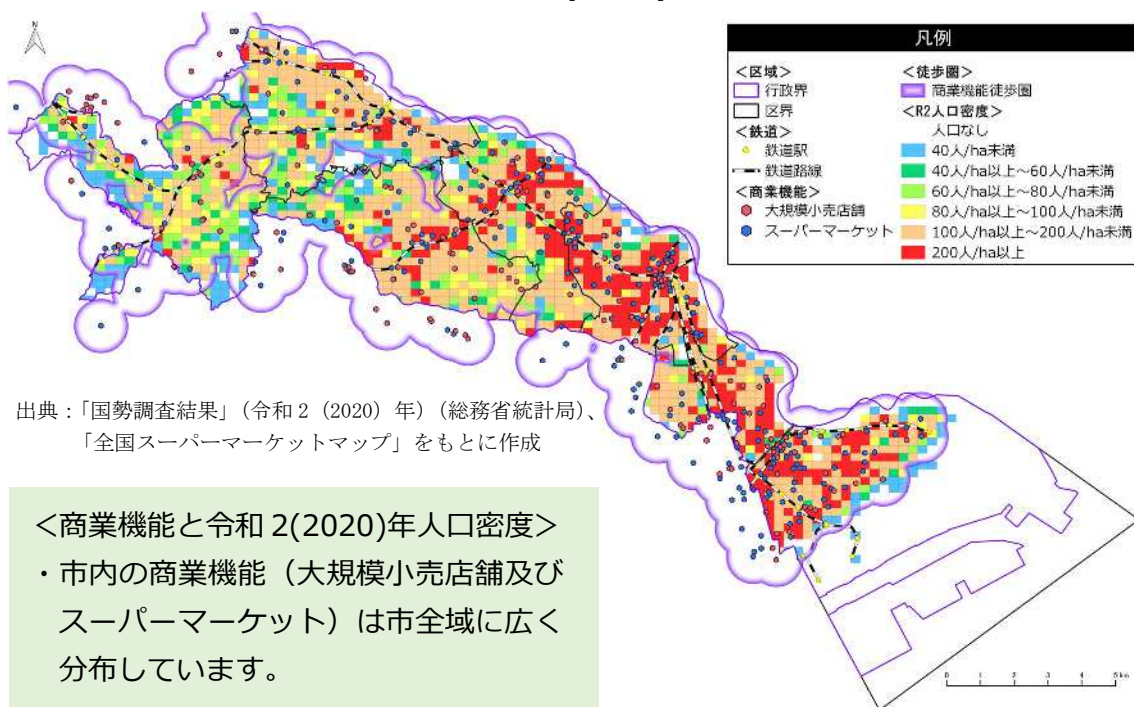
- ・全国的に空家率が上昇傾向にある中、本市の空家率はほぼ横ばいとなっています。
- ・一方空家総数は、平成 30（2018）年に減少していますが、平成 10（1998）年から平成 30（2018）年の 20 年で約 14,000 戸（1.24 倍）増加しています。

～土地利用に関するまとめ～

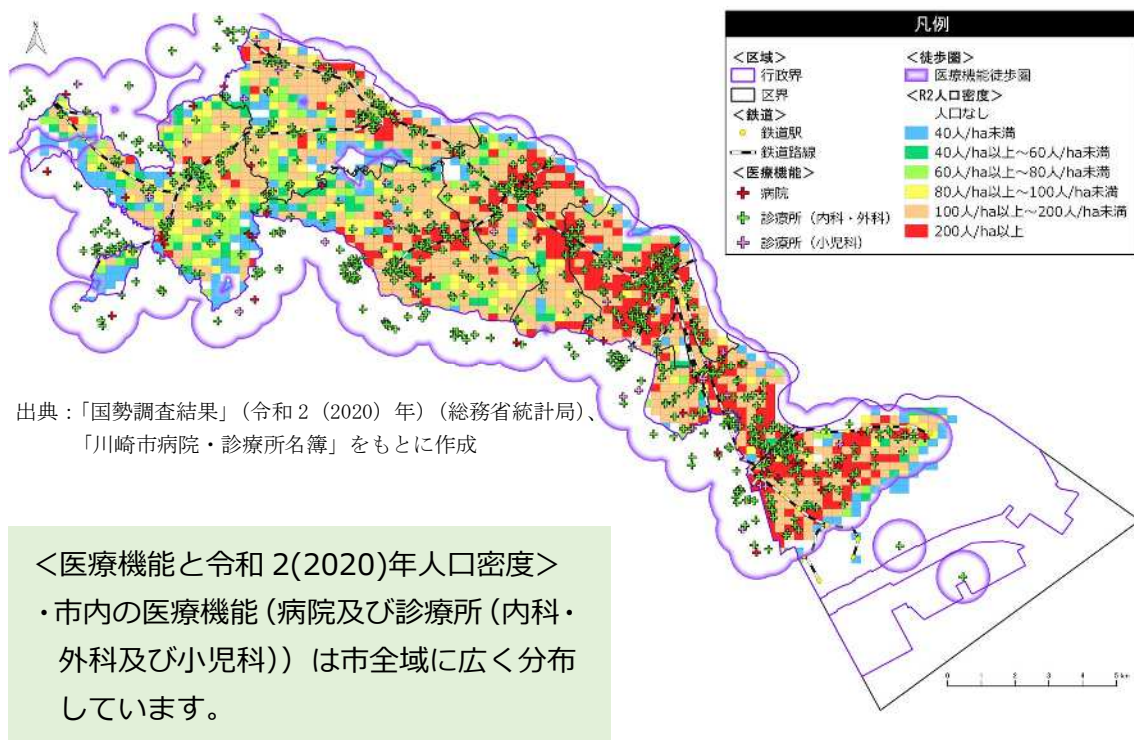
- ◆土地利用割合は、住宅用地が多くを占めていますが、重化学工業用地の割合の多さも顕著となっています。
- ◆直近 5 年間で開発許可件数は減少傾向となっています。
- ◆空き地は市全域に点在しており、空家率はほぼ横ばいの状況です。

(4) 主な都市機能

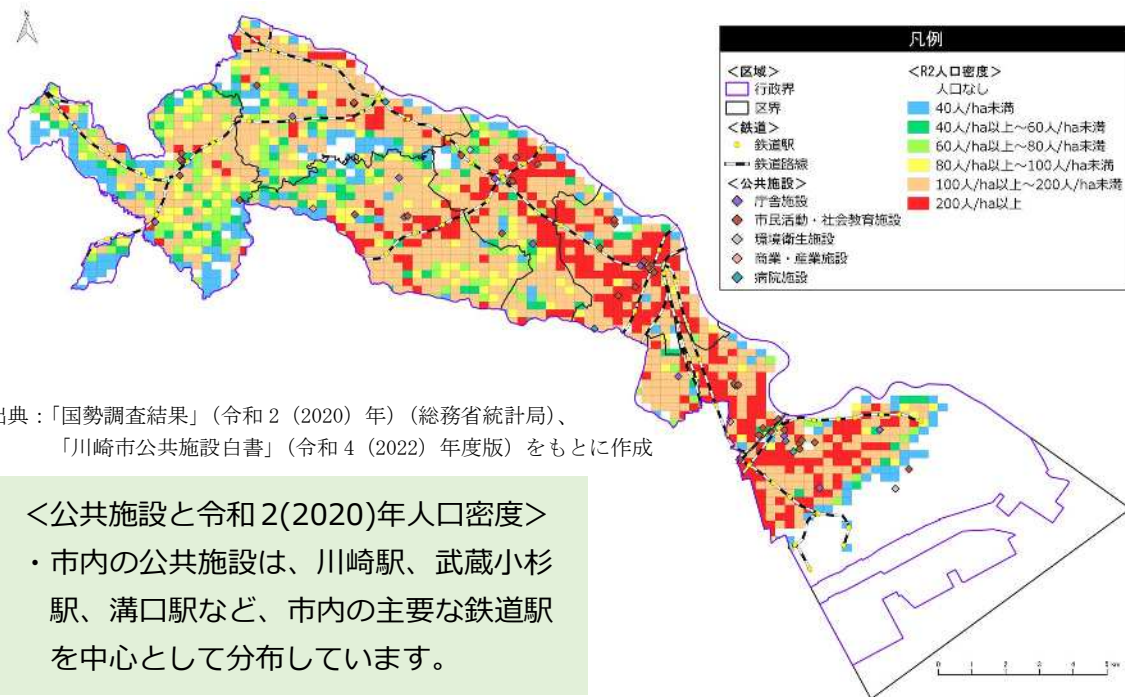
＜商業機能×令和 2(2020)年人口密度＞



＜医療機能×令和 2(2020)年人口密度＞



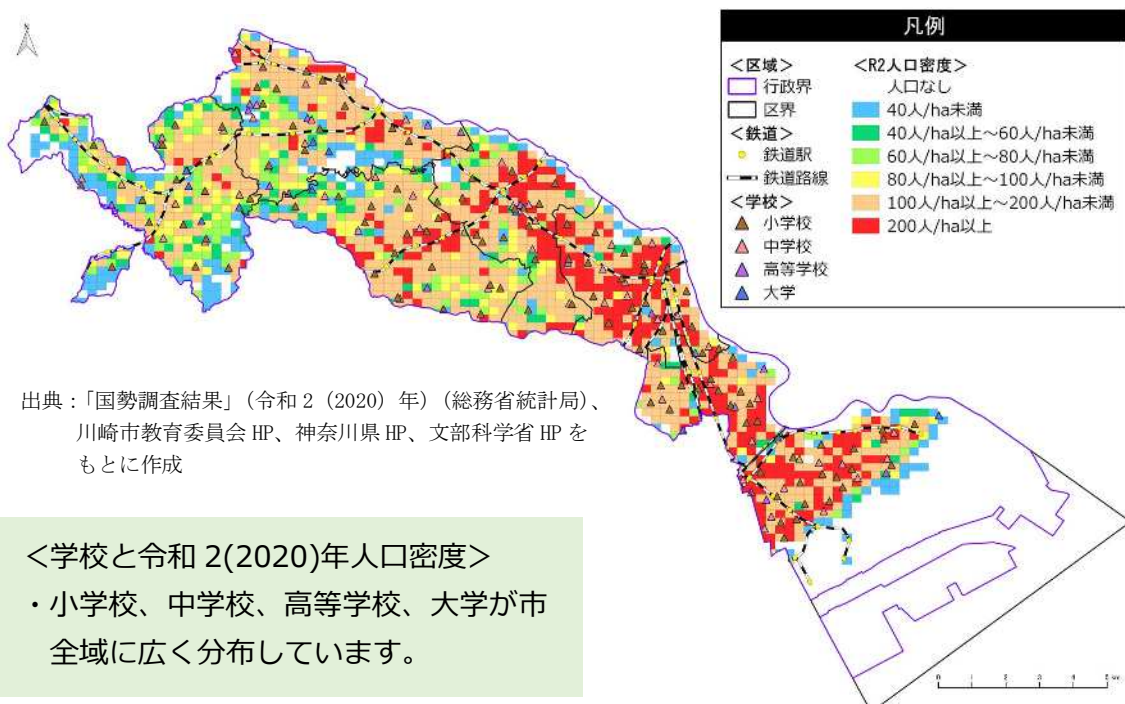
＜公共施設×令和 2(2020)年人口密度＞



＜公共施設と令和 2(2020)年人口密度＞

- ・市内の公共施設は、川崎駅、武蔵小杉駅、溝口駅など、市内の主要な鉄道駅を中心として分布しています。

＜学校×令和 2(2020)年人口密度＞



＜学校と令和 2(2020)年人口密度＞

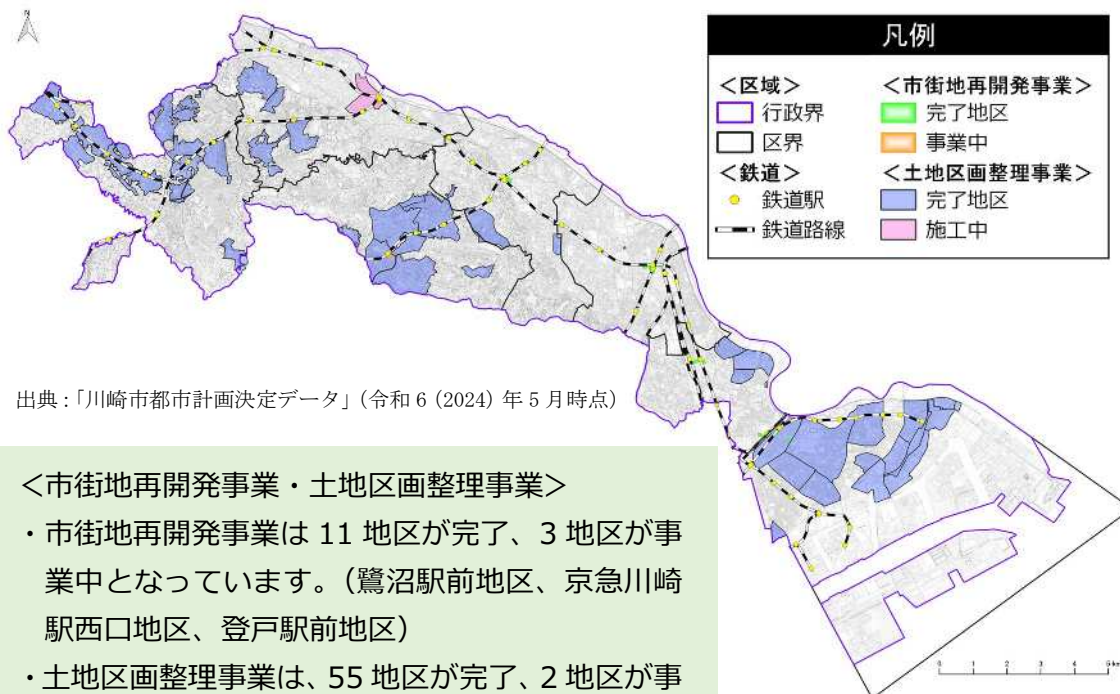
- ・小学校、中学校、高等学校、大学が市全域に広く分布しています。

～主な都市機能に関するまとめ～

- ◆現状では、商業機能及び医療機能等が市全域に広く分布しています。
- ◆今後の立地状況の変化には留意する必要があります。

(5) 都市基盤

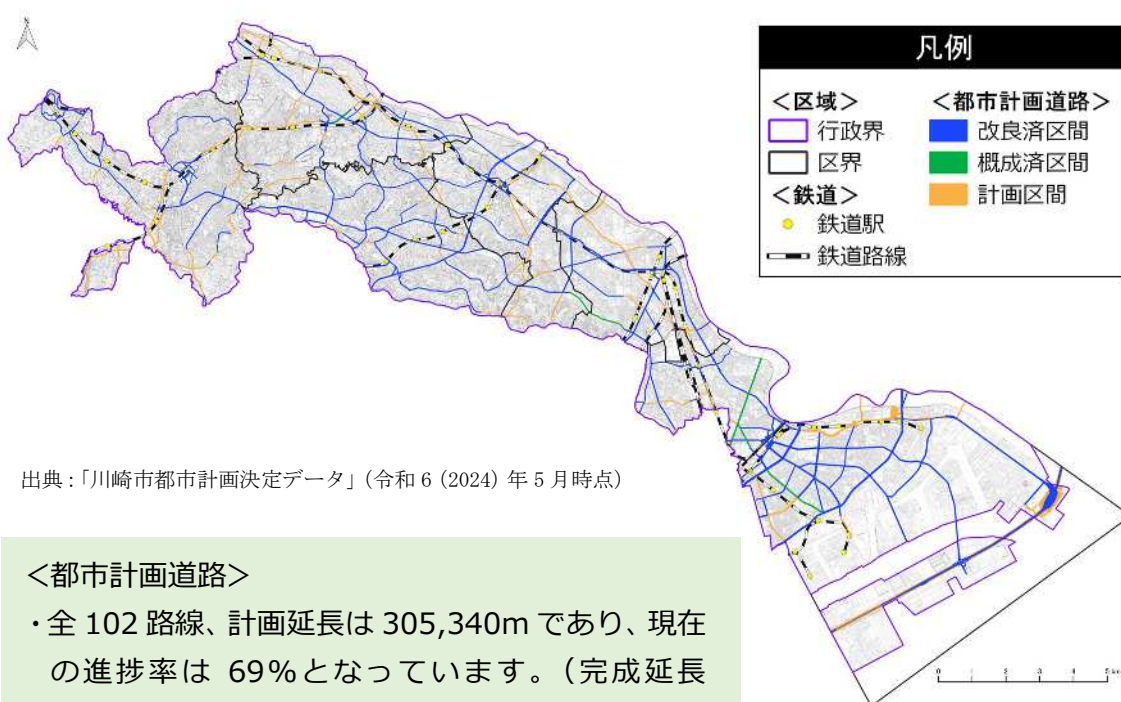
<市街地再開発事業・土地区画整理事業>



<市街地再開発事業・土地区画整理事業>

- ・市街地再開発事業は 11 地区が完了、3 地区が事業中となっています。(鷺沼駅前地区、京急川崎駅西口地区、登戸駅前地区)
- ・土地区画整理事業は、55 地区が完了、2 地区が事業中となっています。(登戸、戸手 4 丁目北地区)

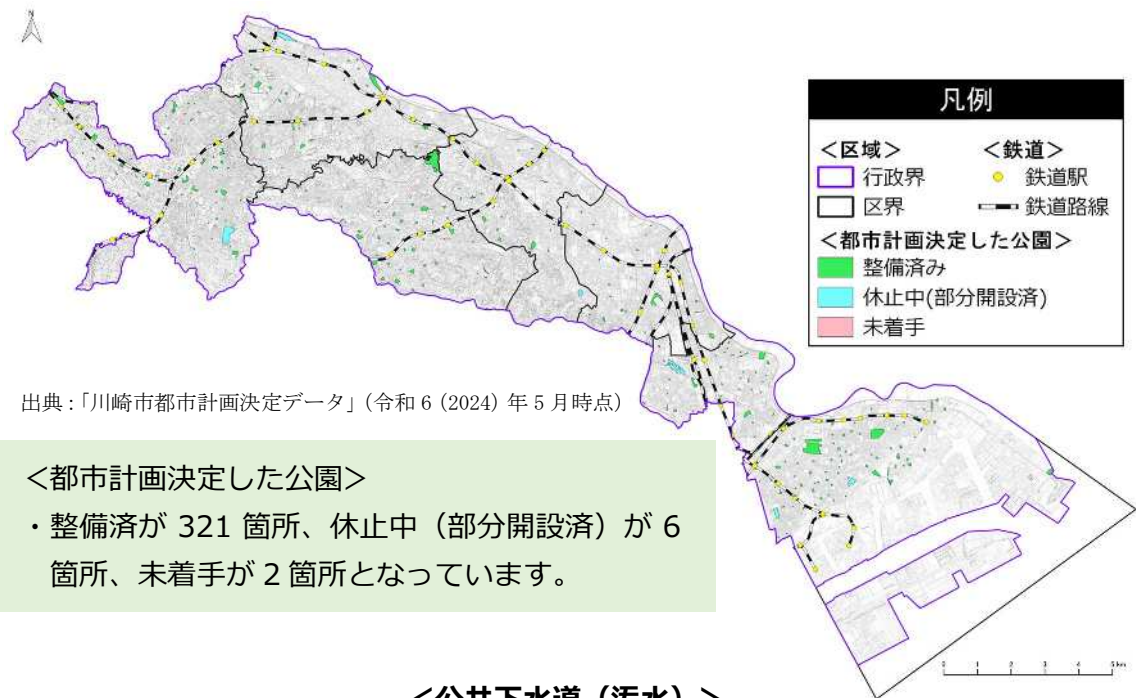
<都市計画道路>



<都市計画道路>

- ・全 102 路線、計画延長は 305,340m であり、現在の進捗率は 69%となっています。(完成延長 210,409m)

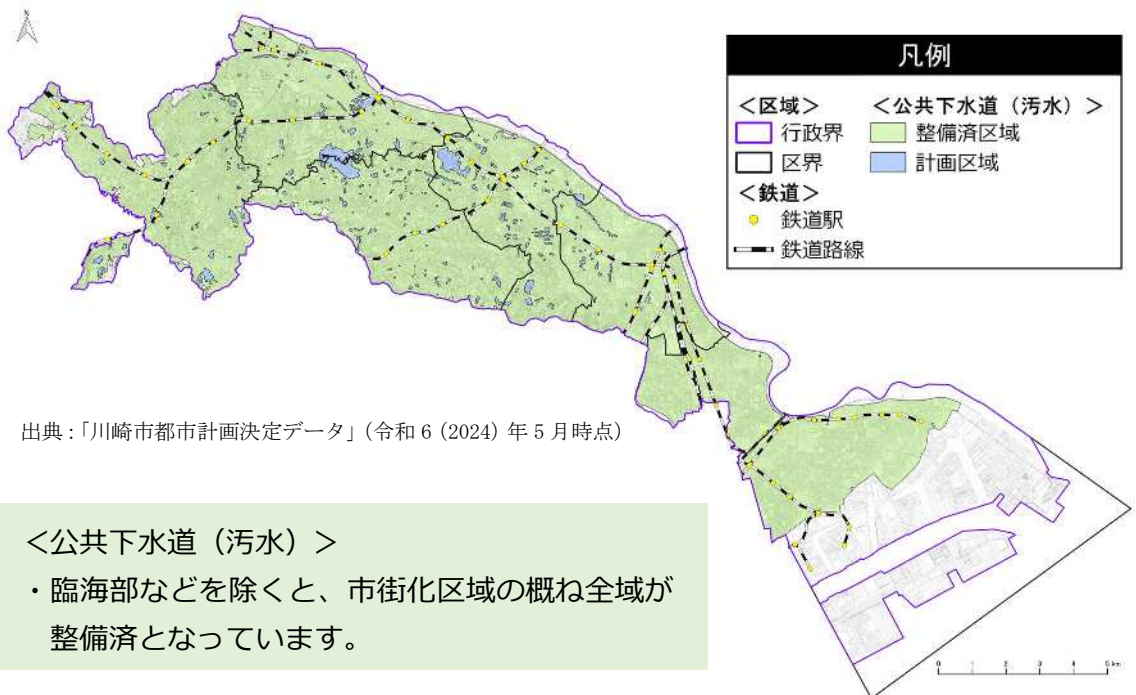
＜都市計画決定した公園＞



＜都市計画決定した公園＞

- ・整備済が 321 箇所、休止中（部分開設済）が 6 箇所、未着手が 2 箇所となっています。

＜公共下水道（污水）＞



＜公共下水道（污水）＞

- ・臨海部などを除くと、市街化区域の概ね全域が整備済となっています。

～都市基盤に関するまとめ～

- ◆市街地再開発事業、土地区画整理事業、都市公園、公共下水道（污水）は概ね完了又は整備済となっています。
- ◆都市計画道路は、一定程度の未整備区間が存在しています。

(6) 都市交通

<鉄道網図>



<鉄道網図>

- ・東京都心から放射状に広がり市内を横断する鉄道路線と市内や地域を縦断する鉄道路線により骨格となる鉄道網を形成しています。

<バス路線網図>



<運行本数別バス路線網図>

- ・ターミナル駅などへのアクセスを中心に、市内各地や隣接都市に広がる路線網を形成しています。

<代表交通手段別分担率>



図 代表交通手段分担率（他都市との比較）

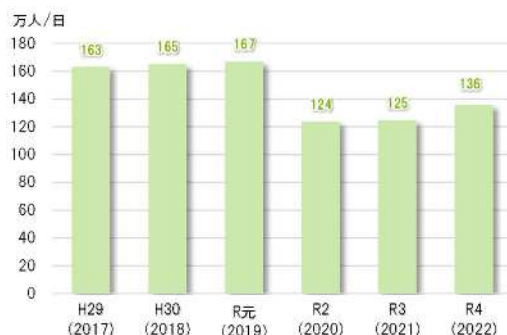
図 年齢別代表交通手段分担率（徒歩を除く）

出典：「国土交通省東京都市圏パーソナルトリップ調査」（平成 20（2008）年）をもとに作成

<代表交通手段分担率>

- ・本市は、周辺都市と比べると自動車分担率（利用割合）は東京 23 区に次いで低く、鉄道やバスなどの公共交通の分担率が高い傾向となっています。
- ・また、高齢者（65 歳以上）は年齢とともに、バスの分担率が高まる傾向にあり、また自動車、自転車の分担率も高い傾向となっています。

<市内鉄道駅の 1 日平均乗車人員>



<市内路線バスとタクシー1 日平均乗車人員>



出典：「川崎市統計書」（令和 5（2023）年版）をもとに作成

<公共交通の利用者数>

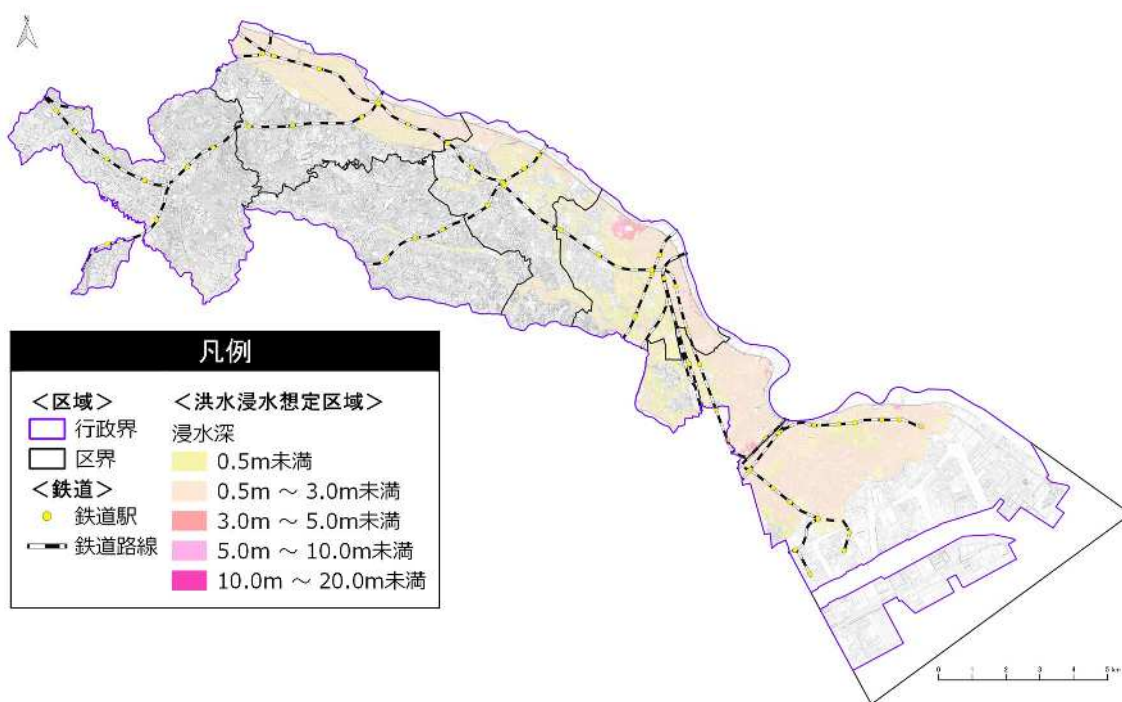
- ・令和元(2019)年から令和 2(2020)年にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通利用者が著しく減少しているが、近年は回復傾向にあります。

～公共交通～

- ◆地域公共交通の基幹的役割を担う路線バスは、ターミナル駅等へのアクセスを中心に市内各地や隣接都市に広がる路線網を形成しており、鉄道網とあわせた交通ネットワークを形成しています。
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響による公共交通の利用者数の減少はみられますが、鉄道やバスの交通手段分担率は高い傾向となっています。
- ◆人材不足の深刻化など、公共交通の環境変化には留意する必要があります。

(7) 主な災害

<洪水浸水想定区域（計画規模）>



出典：「洪水浸水想定区域図」（国土交通省京浜河川事務所）をもとに作成

※計画規模は 150 年から 200 年程度に 1 回の降雨確率とされている。

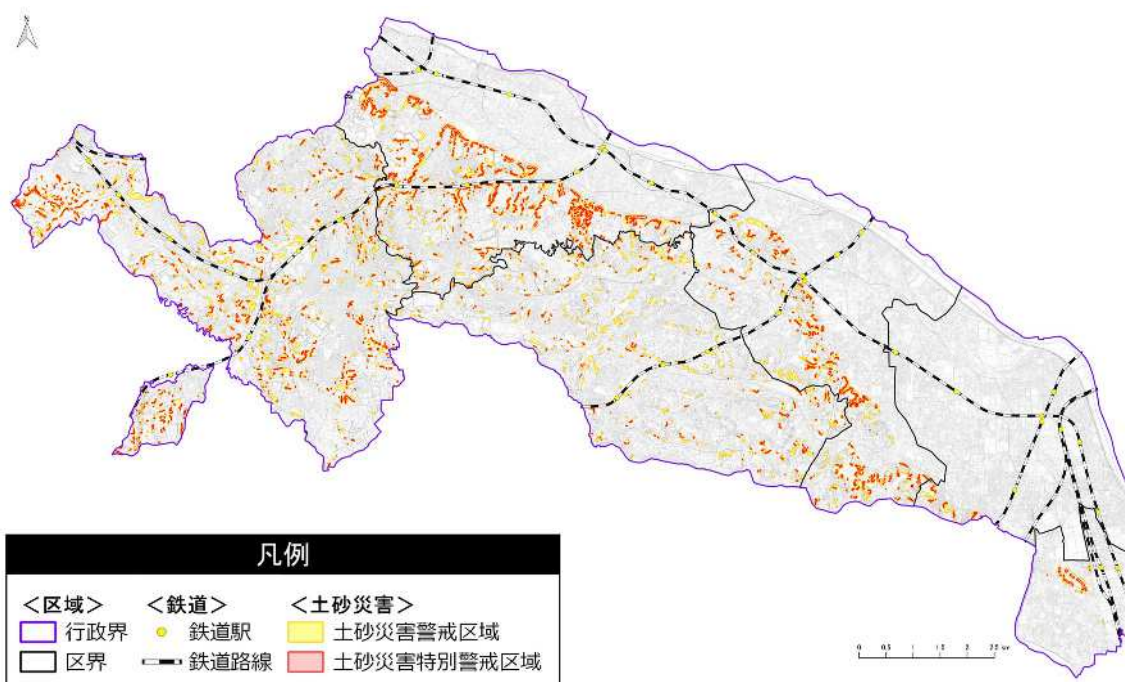
※洪水浸水想定は、多摩川及び鶴見川の各地で堤防決壊が起きた場合の浸水想定を重ね合わせ、各地の最も浸水深が深い場合の情報を示したもの

※計画規模での浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域のデータは一部河川で未作成のため未掲載

<洪水浸水想定区域（計画規模）>

- ・多摩川沿いを中心に広く浸水が想定され、2 階まで浸水し低層建物で垂直避難が困難になる「浸水深 3.0m 以上」の区域については、川崎駅周辺や等々力緑地周辺に留まることが想定されています。

＜土砂災害（特別）警戒区域＞



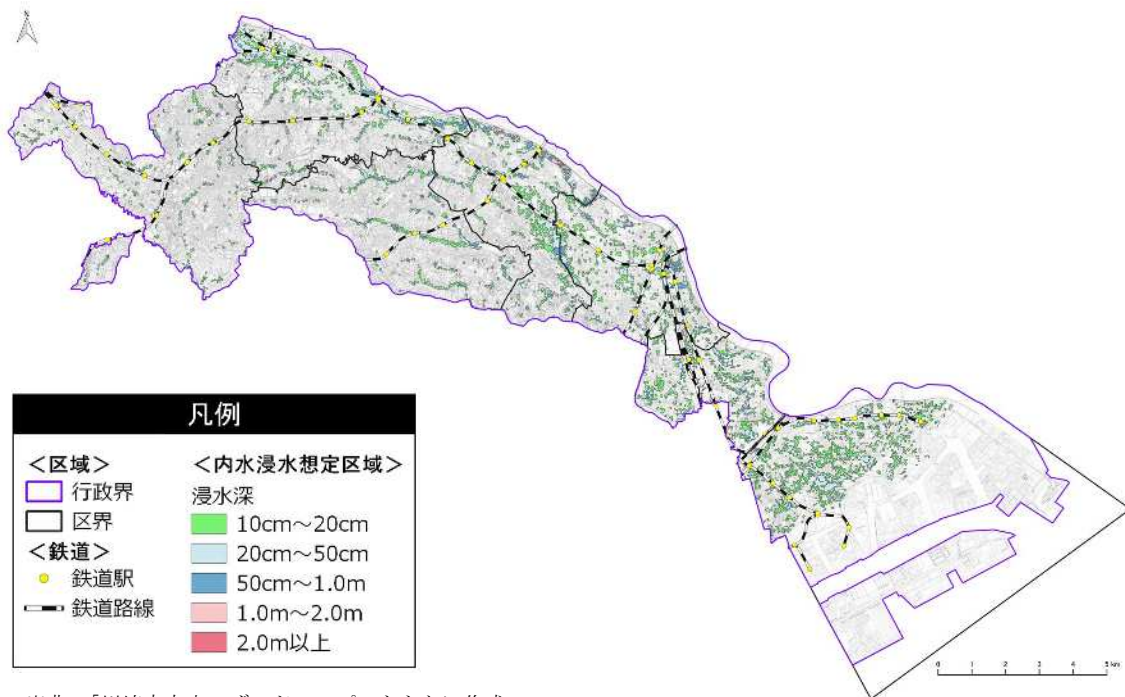
出典：「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の法定図書」（神奈川県）をもとに作成

※川崎区には指定箇所は存在しない。

＜土砂災害特別警戒区域＞

- ・区域指定により建築や開発に規制がかかる「土砂災害特別警戒区域」は、丘陵地を中心に多数存在しています。

<内水浸水想定区域（想定最大規模）>

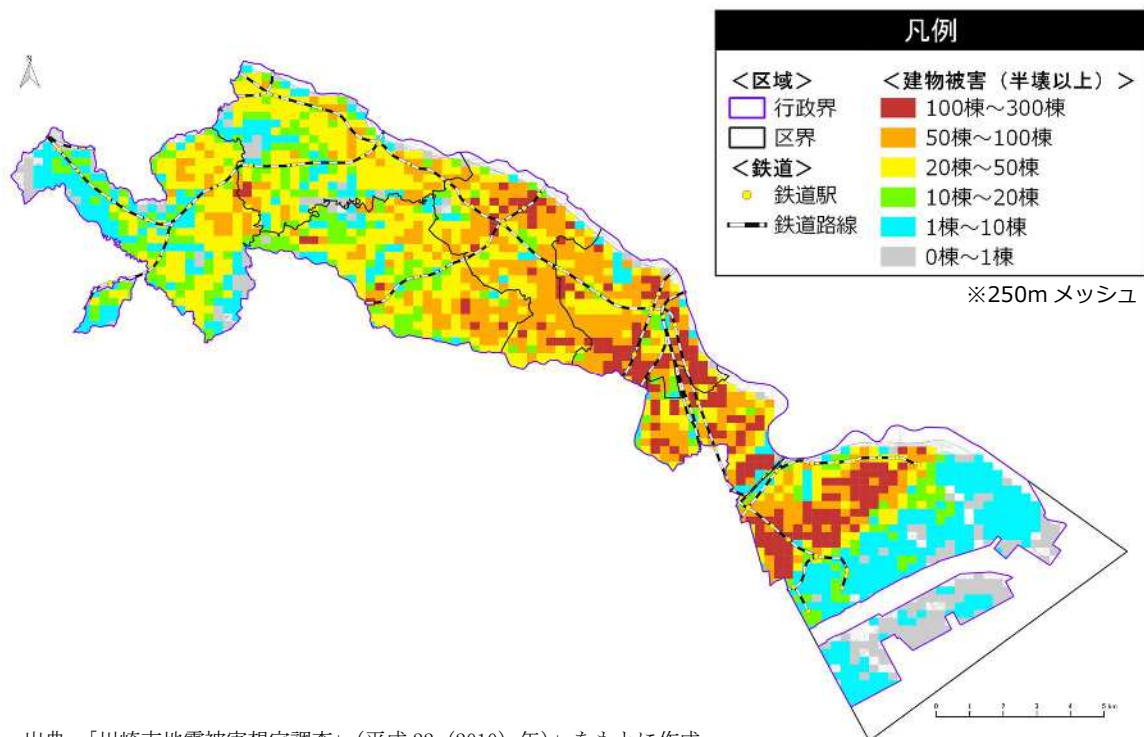


出典：「川崎市内水ハザードマップ」をもとに作成

<内水浸水想定区域（想定最大規模）>

- ・想定最大規模（1 時間降雨 153mm）の降雨時には、市内の多くの地点で数十 cm 程度の浸水が想定されています。
- ・多摩川沿いでは、1m を超える浸水が想定される地域も存在しています。

<揺れによる自治体判定建物被害（半壊以上）棟数分布（川崎市直下の地震）>

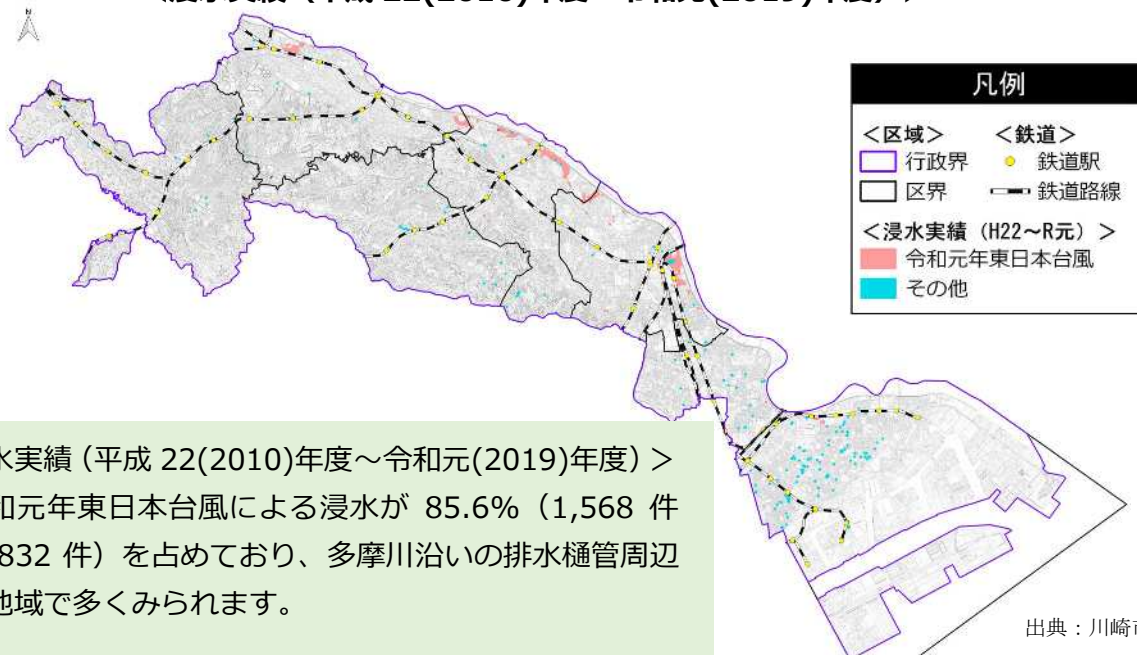


出典：「川崎市地震被害想定調査」（平成 22（2010）年）」をもとに作成

<揺れによる自治体判定建物被害（半壊以上）棟数分布（川崎市直下の地震）>

- ・川崎区や中原区などにおいて、地震により 100 棟以上の建物被害（半壊以上）が見込まれるエリアが多く存在しています。
- ・自然的土地利用が多い多摩区や麻生区では、建物被害（半壊以上）が 10 棟未満のエリアが多くみられます。

<浸水実績（平成 22(2010)年度～令和元(2019)年度）>



<浸水実績（平成 22(2010)年度～令和元(2019)年度）>

- ・令和元年東日本台風による浸水が 85.6%（1,568 件 / 1,832 件）を占めており、多摩川沿いの排水樋管周辺の地域で多くみられます。

<避難所>



<避難所>

- ・概ね市全域が、水害時も利用可能な避難所の高齢者徒歩圏内となっていますが、宮前区や多摩区などでは高齢者徒歩圏外の地域も複数存在しています。

～主な災害想定に関するまとめ～

- ◆洪水の発生時は、多摩川沿いを中心に広範囲での浸水が想定されていますが、建物の2階以上が浸水するおそれがあるエリアは、川崎駅や等々力緑地周辺など限定的となっています。
- ◆丘陵地では、「土砂災害特別警戒区域」が多数存在しています。
- ◆主に市北部で、高齢者が徒歩で避難所へ行くことが困難なエリアが存在しています。
- ◆平成 22(2010)年度から令和元(2019)年度の浸水実績は、多摩川沿いの排水樋管周辺の地域が中心となっています。
- ◆市域の多くの地域で、いずれかの自然災害のリスクが存在しています。

(8) 財政・地価

<歳入>

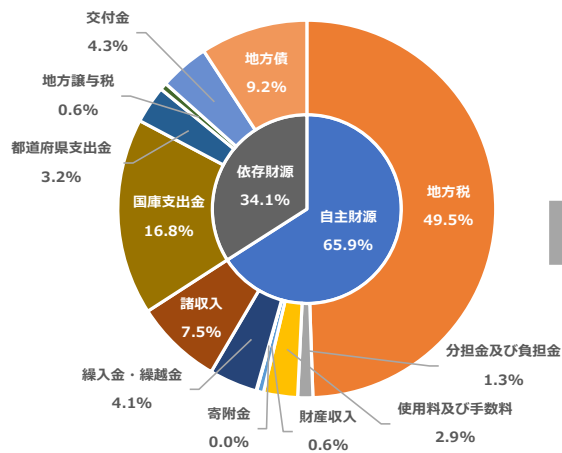
<平成 25(2013)年度の歳入状況>

項目	歳入額（億円）
自主財源	3849.9
地方税	2,889.9
分担金及び負担金	76.3
使用料及び手数料	170.3
財産収入	33.6
寄附金	2.8
繰入金・繰越金	241.1
諸収入	435.9
依存財源	1991.2
国庫支出金	983.1
都道府県支出金	188.9
地方譲与税	34.7
交付金	248.9
地方債	535.6
合計	5,841

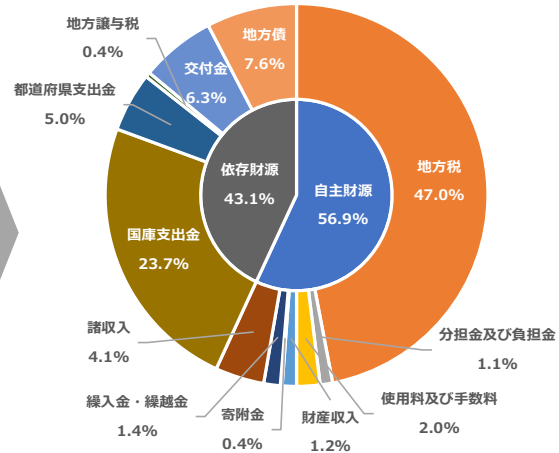
<令和 4(2022)年度の歳入状況>

項目	歳入額（億円）
自主財源	4581.6
地方税	3781.7
分担金及び負担金	86.5
使用料及び手数料	158.9
財産収入	96.2
寄附金	13.3
繰入金・繰越金	111.0
諸収入	333.9
依存財源	3471.8
国庫支出金	1910.5
都道府県支出金	403.5
地方譲与税	34.6
交付金	508.3
地方債	614.9
合計	8,053

<平成 25(2013)年度の歳入状況の割合>



<令和 4(2022)年度の歳入状況の割合>



出典：「総務省決算カード」

<歳入>

- ・平成 25(2013)年度から令和 4(2022)年度にかけて、地方税や国庫支出金等の増加に伴い歳入総額は増加していますが、自主財源の割合は9.0%低下しています。

＜歳出＞

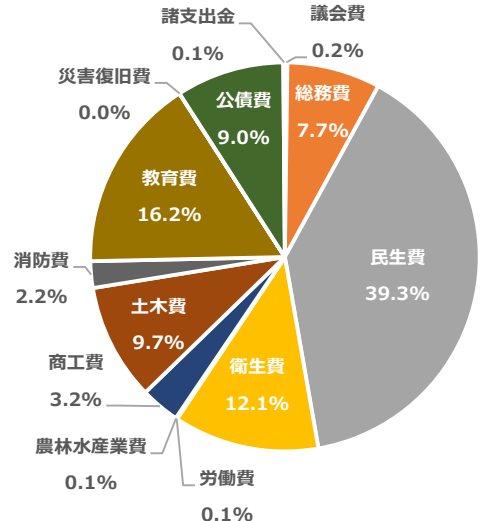
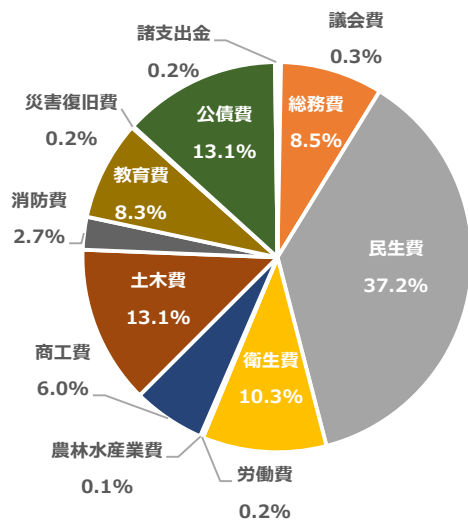
＜平成 25(2013)年度の歳出状況＞

項目	歳出額（億円）
議会費	17.4
総務費	492.5
民生費	2152.9
衛生費	595.9
労働費	10.1
農林水産業費	4.7
商工費	347.6
土木費	761.0
消防費	156.2
教育費	478.3
災害復旧費	9.9
公債費	756.3
諸支出金	11.9
合計	5794.6

＜令和 4(2022)年度の歳出状況＞

項目	歳出額（億円）
議会費	17.3
総務費	616.5
民生費	3133.0
衛生費	965.0
労働費	7.1
農林水産業費	4.8
商工費	258.5
土木費	773.9
消防費	177.7
教育費	1293.9
災害復旧費	0.1
公債費	715.5
諸支出金	11.3
合計	7974.7

＜平成 25(2013)年度の歳出状況の割合＞ ＜令和 4(2022)年度の歳出状況の割合＞



出典：「総務省決算カード」

＜歳出＞

- ・平成 25(2013)年度から令和 4(2022)年度にかけて、民生費の総額に対する割合は 2.1%の微増していますが、金額でみると 980.2 億円（45.5%）増加しています。

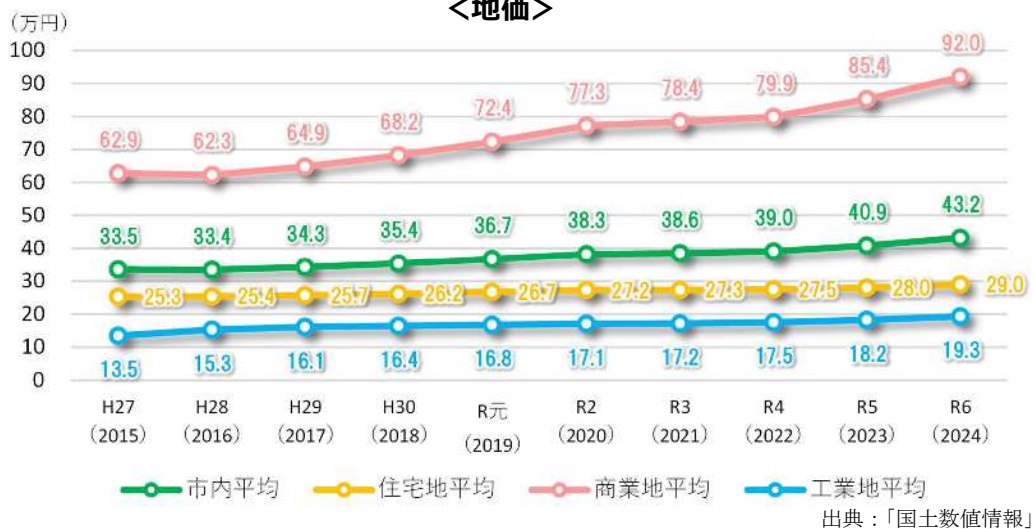
<公共施設の維持管理・更新に係る経費見込み>



<公共施設の維持管理・更新に係る経費見込み>

- ・平成 27(2015)年度から令和元(2019)年度における年平均の経費は約 732 億円でしたが、令和 4(2022)年度からの今後 30 年間では、年平均で約 972 億円の経費がかかる見込みとなっています。

<地価>



<地価>

- ・直近 10 年間の市内の地価は、住宅地、商業地、工業地の全てにおいて増加傾向となっています。
- ・商業地は、約 29 万円 (46.4%) 増加しています。

～財政・地価に関するまとめ～

- ◆歳入における自主財源の割合が低下し、歳出は民生費が 980.2 億円 (45.5%) 増加しています。
- ◆今後 30 年間ににおける公共施設の維持管理等の経費は、現在よりも年平均で約 240 億円の増加見込みとなっています。
- ◆直近 10 年間の市内の地価は、全市的に増加傾向となっています。

2 本市の現状を踏まえた課題

現状を踏まえ、分野ごとに整理した本市の主な課題は次のとおりです。

分野	主要課題
人口	・全市的に増加基調、高い人口密度の維持を踏まえた、更なる都市の利便性や魅力の向上が必要 ・将来的な高齢化率の上昇に対応した高齢者が快適に暮らせる生活環境の形成が必要
土地利用	・将来的な人口減少に伴う空家の増加等を見据えた、空家・空き地の利活用及び発生を防止する取組が必要
都市機能	・医療や商業に係る都市機能の生活利便性の高さの維持が必要 ・市民利用に留まらず、近隣都市や東京都区部等も含めた広域的利用等を見据えた都市機能の検討が必要
都市基盤	・市街地再開発事業や土地区画整理事業による事業中又は施工中の地区の適切な事業推進が必要 ・都市計画道路の未整備区間の整備推進が必要
都市交通	・市全域での効率的・効果的なネットワークの維持が必要 ・公共交通の環境変化への対応が必要
災害	・災害種別やリスク評価、地域特性等に応じた更なる防災・減災対策の推進が必要 ・被災後の都市復興に向けた事前準備の取組が必要
財政・地価	・将来的な人口減少や高齢化の進展に伴う税収の減少や民生費の増加、公共施設の維持管理等の費用増加を見据えた、行政サービス水準の維持が必要

上記の主要課題や立地適正化計画制度の概要、本市の立地適正化計画の策定目的などを踏まえ、次ページのとおり、本市の立地適正化計画で対応する課題を設定します。

＜本市の立地適正化計画で対応する課題＞

① 人口減少・少子高齢化の更なる進展	
社会潮流	・全国的に高齢化率が上昇し、日本の総人口に占める 65 歳以上人口の割合は 28.6%（R2 国勢調査）
本市の状況 （課題）	・令和 12（2030）年に人口ピークをむかえ、その後は緩やかな減少が見込まれる（市独自集計） ・65 歳以上人口の割合は増加傾向が継続し、令和 27（2045）年には約 30%となることが見込まれる（市独自集計）
対応の必要性	◆将来的な人口減少期における良好な住環境の維持が必要 ◆人口減少社会への転換や少子高齢化の更なる進展を見据え、コミュニティのあり方や立地の適正化によるコンパクトで効率的なまちづくり、広域的観点に基づいた施設の適正配置等の検討が必要 ◆誰もが安全・安心に暮らし続けることができるよう、医療や商業などの生活サービスを維持するための取組が必要

② 自然災害リスクの高まり	
社会潮流	・気候変動等を要因とした自然災害の激甚化及び頻発化
本市の状況 （課題）	・多摩川、鶴見川沿いや臨海部を中心として広範囲にわたる洪水等による水災害リスク ・麻生区や多摩区を中心として点在する土砂災害リスク ・令和元年東日本台風では、多摩川沿いの排水樋管周辺の地域で多くの浸水が発生 ・その他市域においても様々な自然災害リスクが想定
対応の必要性	◆今後の災害リスクに対応するため、これまでに発生した風水害や地震等の教訓を踏まえた対策を講じることが必要 ◆災害時の被害軽減・復旧・復興の早期実現に向け、自助・共助（互助）・公助の視点から地域防災力の強化を図ることが必要

3 都市づくりを取り巻く環境の変化

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会変容

新型コロナウイルス感染症の影響は社会・経済の多方面に及んでおり、社会・経済活動の復興に向けた取組が今後も引き続き重要となります。

国土交通省は、令和2（2020）年8月に「新型コロナ危機を踏まえたまちづくりの方向性」（論点整理）を発表し、「コンパクトシティ構築の推進の継続」、「職住近接のニーズへの対応推進」、「まちづくりと一体となった総合的な交通戦略推進」、「緑やオープンスペースの柔軟な活用」等が示されました。

さらに、国土交通省は、令和3（2021）年4月に「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会」の中間とりまとめを発表し、「地域の資源として存在する官民の都市アセットを最大限に利活用し、市民のニーズに応えていくことが重要」との考え方が示されました。

外出頻度や活動場所の変化、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたデジタル化推進やテレワークの急速な普及等、社会変容の動向に注視が必要となります。

新型コロナウイルス感染症の影響 「感染症の影響による働き方と人の動きの急速な変化」

新型コロナウイルスの感染拡大により、首都圏の雇用型就業者に占めるテレワーカーの割合が上昇するとともに私鉄各社の通勤定期輸送人員が減少しており、社会のオンライン化が急速に進んでいる。

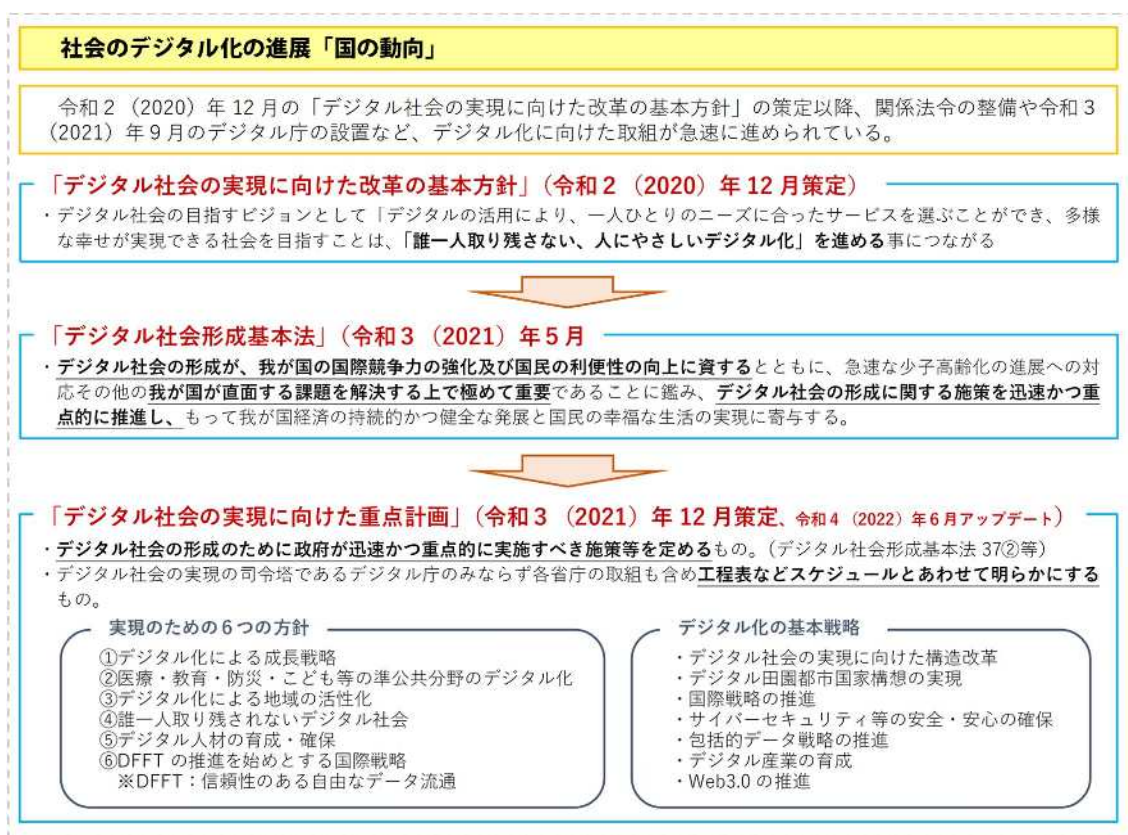


出典：「川崎市総合計画第3期実施計画」
 （令和4（2022）年3月）

(2) 社会のデジタル化の進展

新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークやオンライン会議の利用拡大など、社会のデジタル化に向けた取組が急速に進んでいます。本市においても、デジタル化に向けた取組を着実に進める必要があります。

国が策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3(2021)年12月)における「デジタル社会の実現に向けた施策」の一つに、国等の関与が大きい「準公共分野」として、自動運転、MaaS、ドローン、自動配送ロボット等の「モビリティ」の推進が挙げられています。



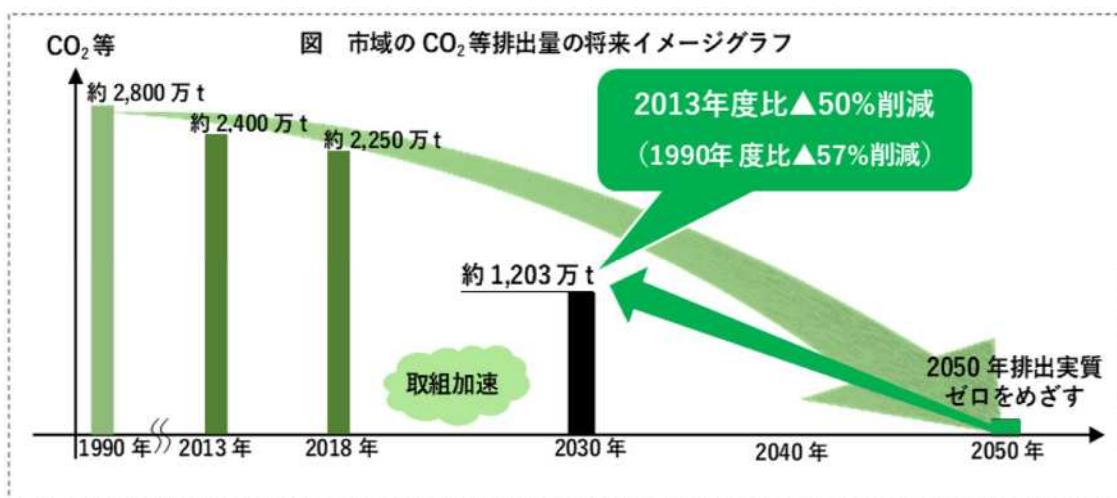
出典：「川崎市総合計画第3期実施計画」
(令和4(2022)年3月)

(3) 脱炭素社会の実現に向けた取組の進展

世界的に温室効果ガス削減に向けた動きが急速に進んでいます。

本市においても、脱炭素社会の実現に向け「脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」」(令和2(2020)年11月)を策定したほか、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」(令和4(2022)年3月)を改定し、取組を推進しています。

令和2(2020)年2月に、令和32(2050)年のCO₂排出実質ゼロを表明し、令和12(2030)年までに市域の温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比50%削減する目標を掲げ、脱炭素社会の実現をめざしています。



出典：「川崎市総合計画第3期実施計画」
(令和4(2022)年3月)

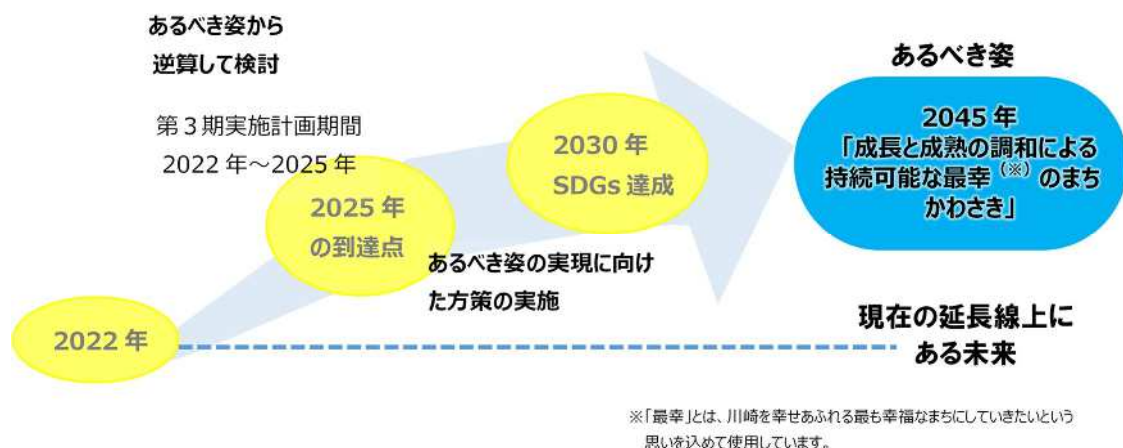
(4) 持続可能な開発目標 (SDGs) を踏まえた政策の推進

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals ; SDGs) は、平成 27(2015) 年 9 月に国連本部において 193 の国連加盟国の全会一致で採択された国際目標で、持続可能な未来をつくるための 17 のゴール (目標) と 169 のターゲットが掲げられています。

「誰一人取り残さない」をキーワードに、ゴールの達成に向けてすべての国が行動すること、自治体も事業者も市民も含めてすべてのステークホルダーが役割を担うこと、経済・社会・環境の三側面の取組を統合的に進めることなどを特徴としています。

本市においては、平成 31 (2019) 年 2 月に「川崎市持続可能な開発目標 (SDGs) 推進方針」を策定しました。

SDGs の達成期限である令和 12 (2030) 年にどうあるべきか、めざす未来を描きながら、そこから逆算して必要な方策を考えることが求められます。



出典：「川崎市総合計画第3期実施計画」
(令和4(2022)年3月)

第3章 立地適正化の基本方針

1 「川崎市都市計画マスタープラン」における都市づくりの基本理念

本市では、「川崎市総合計画」の基本構想（策定から30年を展望したもの）において、めざす都市像として「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」を、まちづくりの基本目標として「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」を掲げています。

さらに、これらに即した「川崎市都市計画マスタープラン」においては、将来に向けた都市づくりにあたり、地域の力を結集して取り組むために共有する根本となる考え方である「都市づくりの基本理念」を定めています。

（1）「川崎市都市計画マスタープラン」における都市づくりの基本方針

都市づくりの基本理念では、都市づくりの方向性を体系的に分かりやすく示した「都市づくりの基本方針」が定められています。

【川崎市都市計画 マスタープラン】 都市づくりの基本方針

- ①魅力ある都市づくり
- ②誰もが暮らしやすい都市・住まいづくり
- ③緑と水の豊かな環境に配慮した都市づくり
- ④産業の発展を支える都市づくり
- ⑤災害に強い都市づくり
- ⑥市民が主体となる身近な地域づくり
- ⑦人口減少を見据えた持続可能で効率的な都市づくり

（2）「川崎市都市計画マスタープラン」におけるめざす都市構造

都市づくりの基本理念では、都市の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表した都市の全体像である「都市構造」が示されています。

【川崎市都市計画 マスタープラン】 めざす都市構造

- ①広域調和・地域連携型のまちをめざします
- ②魅力にあふれ、個性ある都市拠点の形成をめざします
- ③生活行動圏の身近な地域が連携した住みやすく暮らしやすいまちをめざします
- ④広域調和・地域連携のまちを支える交通ネットワークの形成をめざします
- ⑤多摩丘陵の緑地と多摩川・鶴見川水系を骨格にした、緑と水のネットワークを育みます
- ⑥コンパクトで効率的なまちをめざします

2 基本方針の設定

立地適正化計画の策定における重要な課題、及び、「持続可能で安全・安心なまちづくり」をめざす計画制度の趣旨を踏まえ、「川崎市都市計画マスタープラン」の都市づくりの基本方針①②⑤⑦及び、めざす都市構造①②③④⑥を重視し、基本方針を次のように設定します。

立地適正化計画の基本方針

人口動態や自然災害リスクへの対応を踏まえた 魅力的で暮らしやすい持続可能なまちづくり

本市は市全域で人口密度が高く、市域の約9割が市街化区域となっているため、積極的な居住の誘導を行うのではなく、市民一人ひとりの居住地の選択を促すことで、将来的な建て替えなどのタイミングに合わせた緩やかな居住の促進を図っていく方向性であることから、都市再生特別措置法で規定される居住誘導について本市では「居住促進」とし、区域についても「**居住促進区域**」の名称で位置づけます。

また、立地適正化の基本方針を踏まえ、居住促進、都市機能誘導、防災指針の3つの観点からまちづくりの方針及び施策の方針を設定します。

まちづくりの方針① <居住促進の方針>

持続可能で、誰もが暮らしやすい住環境の維持・改善

<施策の方針>

- ◆ 日常の暮らしを支える都市機能が立地可能な環境の整備
- ◆ 地域交通環境の向上やこれらと連携した居住地の維持に向けた取組の促進
- ◆ 快適に住み続けられる住環境の整備

まちづくりの方針② <都市機能誘導の方針>

地域特性やポテンシャルを活かした、都市の魅力や活力を高めるまちの形成

<施策の方針>

- ◆ 高次都市機能の集積や、拠点における防災性向上に資する都市機能の誘導
- ◆ 歩きやすく居心地の良い駅前空間づくりなど、魅力のあるまちづくりの推進
- ◆ 首都圏や本市における交通の円滑化や都市機能の向上を図る広域的な交通網の整備の推進

まちづくりの方針③ <防災指針の方針>

自然災害の被害の軽減や迅速な復旧復興による安心して暮らせるまちの形

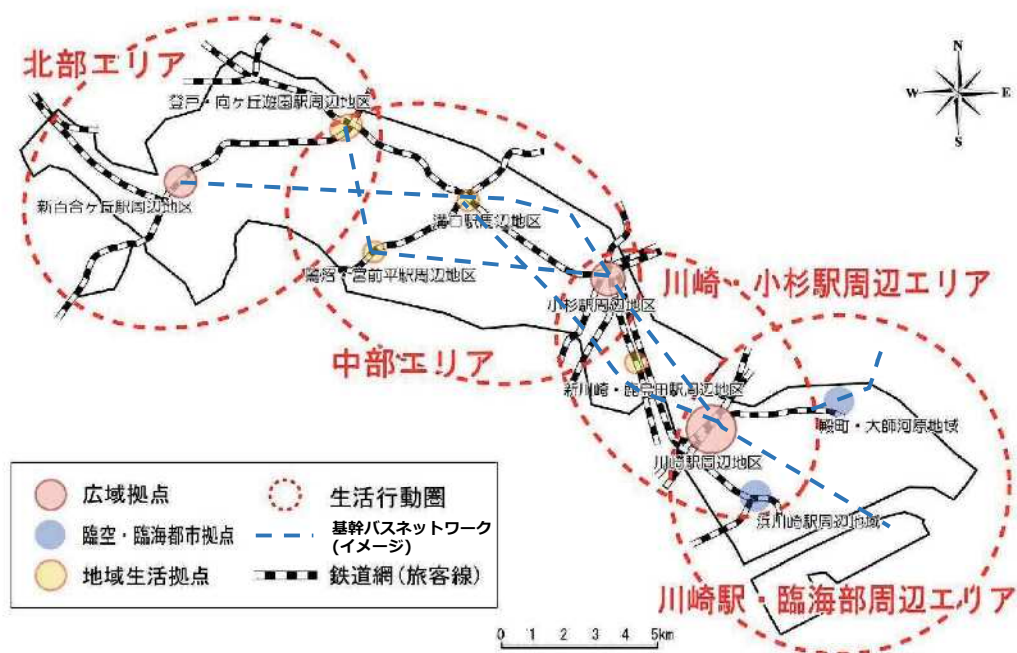
<施策の方針>

- ◆ ソフト施策による自然災害リスクの周知などの防災意識の向上の推進や国・県と連携したハード整備による防災対策の推進
- ◆ 被災後の質の高い都市の復興を迅速かつ適切に進めるための復興事前準備の推進

3 めざすべき都市の骨格構造

本計画におけるめざすべき都市の骨格構造は、「川崎市都市計画マスタープラン」に示されているめざす都市構造や、「川崎市総合都市交通計画」及び「川崎市地域公共交通計画」に示されている鉄道やバスなどの公共交通ネットワークを踏襲し、広域調和・地域連携型のまちをめざすとともに、これらのまちを支える交通ネットワークの形成をめざします。

＜めざすべき都市の骨格構造＞

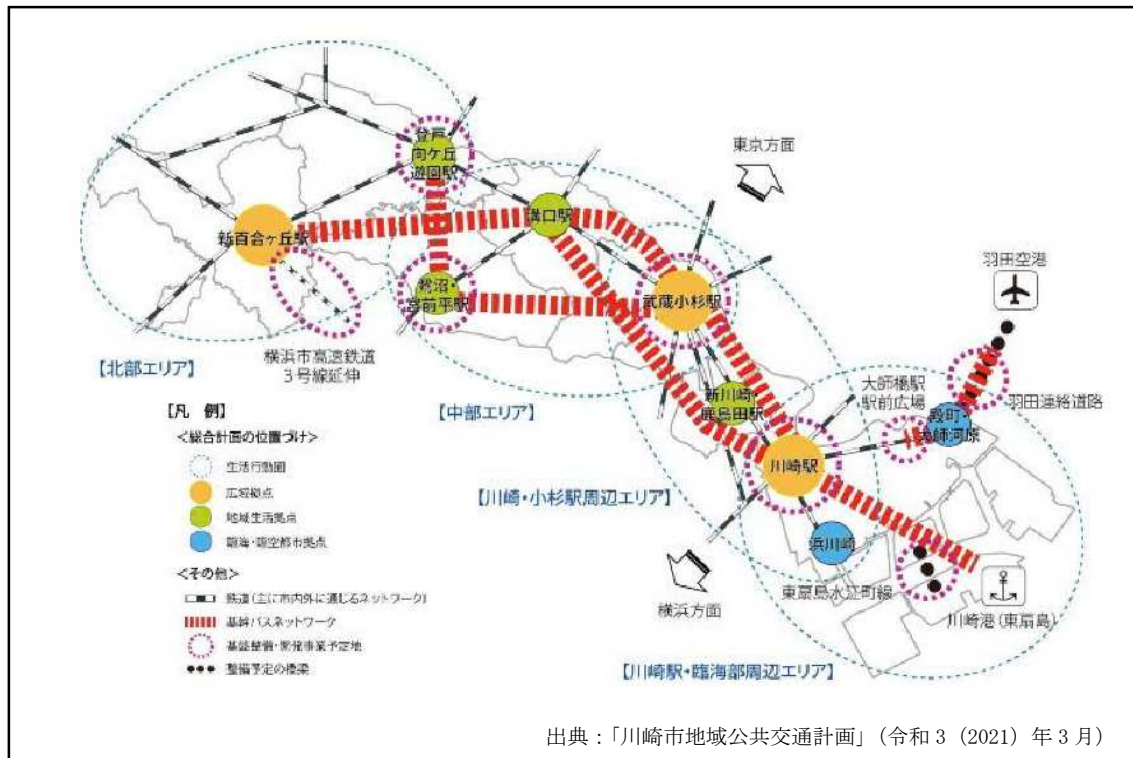


出典：「川崎市都市計画マスタープラン（平成 29（2017）年 3 月）」をもとに作成

＜参考 「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」 都市構造図＞



＜参考 「川崎市地域公共交通計画」 将来の目指すべき基幹バスネットワーク形成イメージ＞



第4章 居住促進

1 居住誘導区域（居住促進区域）の基本的な考え方

（1） 居住誘導区域（居住促進区域）とは

「都市計画運用指針」において「人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域」として居住誘導区域（居住促進区域）を設定するものとされています。

（2） 居住誘導区域（居住促進区域）の望ましい区域像

「立地適正化計画作成の手引き」では、居住誘導区域（居住促進区域）の望ましい区域像として、以下のような区域が示されています。

【生活利便性が確保される区域】

- ◆都市機能誘導区域となるべき中心拠点、地域／生活拠点の中心部に徒歩、自転車、端末交通等を介して容易にアクセスすることのできる区域、及び公共交通軸に存する駅、バス停の徒歩、自転車利用圏に存する区域から構成される区域

【生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域】

- ◆社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において、少なくとも現状における人口密度を維持することを基本に、医療、福祉、商業等の日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が確保される面積範囲内の区域

※生活サービス機能の持続性確保に必要な人口密度としては、計画的な市街化を図るべき区域とされる市街化区域の設定水準が一つの参考となる

【災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域】

- ◆土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域であって、土地利用の実態等に照らし、工業系用途、都市農地、深刻な空家・空き地化が進行している郊外地域などには該当しない区域

（3） 居住誘導区域（居住促進区域）を設定することが考えられる区域

「都市計画運用指針」では、居住誘導区域（居住促進区域）を設定することが考えられる区域として、以下のような区域が示されています。

- ◆都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- ◆都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ◆合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

(4) 居住誘導区域（居住促進区域）に含めないことが考えられる区域

都市再生特別措置法や都市計画運用指針では、居住誘導区域（居住促進区域）に含めないことが考えられる区域として、以下の区域が示されています。

① 都市再生特別措置法により居住誘導区域（居住促進区域）に含まないこととされている区域

種別	区域等	規制の根拠法	本市該当
区域・区分等	市街化調整区域	都市計画法	○
防災	災害危険区域のうち住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域	建築基準法	×
	急傾斜地崩壊危険区域（＝災害危険区域）	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	○
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律	○
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	×
	浸水被害防止区域	特定都市河川浸水被害対策法	×
区域・区分等	保安林区域	森林法	○
	保安林予定森林の区域・保安施設地区・保安施設地区に予定された地区	森林法	×
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	○
	農地・採草放牧地	農地法	○
	特別地域	自然公園法	×
	原生自然環境保全地域特別地区	自然環境保全法	×

② 都市計画運用指針により原則として、居住誘導区域（居住促進区域）に含まないこととすべき区域

種別	区域等	規制の根拠法	本市該当
防災	津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律	×
	災害危険区域（住宅建築禁止区域以外）＝急傾斜地崩壊危険区域	建築基準法 川崎市建築基準条例	○

- ③ 都市計画運用指針により、総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は原則として、居住誘導区域（居住促進区域）に含めないこととすべき区域

種別	区域等	規制の根拠法	本市該当
防災	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律	○
	津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律	×
	洪水浸水想定区域	水防法	○
	家屋倒壊等氾濫想定区域	水防法	○
	雨水出水浸水想定区域	水防法	○
	高潮浸水想定区域	水防法	○
	津波浸水想定区域	津波防災地域づくりに関する法律	○
	都市浸水想定区域	特定都市河川浸水被害対策法	×

- ④ 都市計画運用指針により、居住誘導区域（居住促進区域）に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域

種別	区域等	規制の根拠法	本市該当
区域・区分等	工業専用地域	都市計画法	○
	流通業務地区	都市計画法	×
	特別用途地区（住宅の建築が制限されている場合）	都市計画法、条例	○
	地区計画区域（住宅の建築が制限されている場合）	都市計画法、条例	○
状況	過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	—	×
	工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	—	×

(5) その他、本市として検討すべき区域

種別	区域等	規制の根拠法	本市 該当
防災	大規模盛土造成地	宅地造成等規制法施行令	○
区域・ 区分	臨港地区	港湾法、分区条例	○
防災	内水ハザードエリア	水防法	○
	津波ハザードエリア	津波対策の推進に関する法律	○
区域・ 区分	工業地域・準工業地域	都市計画法	○

※都市再生特別措置法や都市計画運用指針に記載されているもの以外に災害ハザードを示しているエリアや住宅の規制が制限されているエリアなどについて挙げています。

2 居住促進区域の設定

(1) 居住促進区域の設定の考え方

市全域で人口密度が高く、総人口は令和 12（2030）年頃にピークを迎え、ピーク後も比較的緩やかな減少傾向をたどることが想定されています。

また、居住地についても市全域に広がっている状況です。

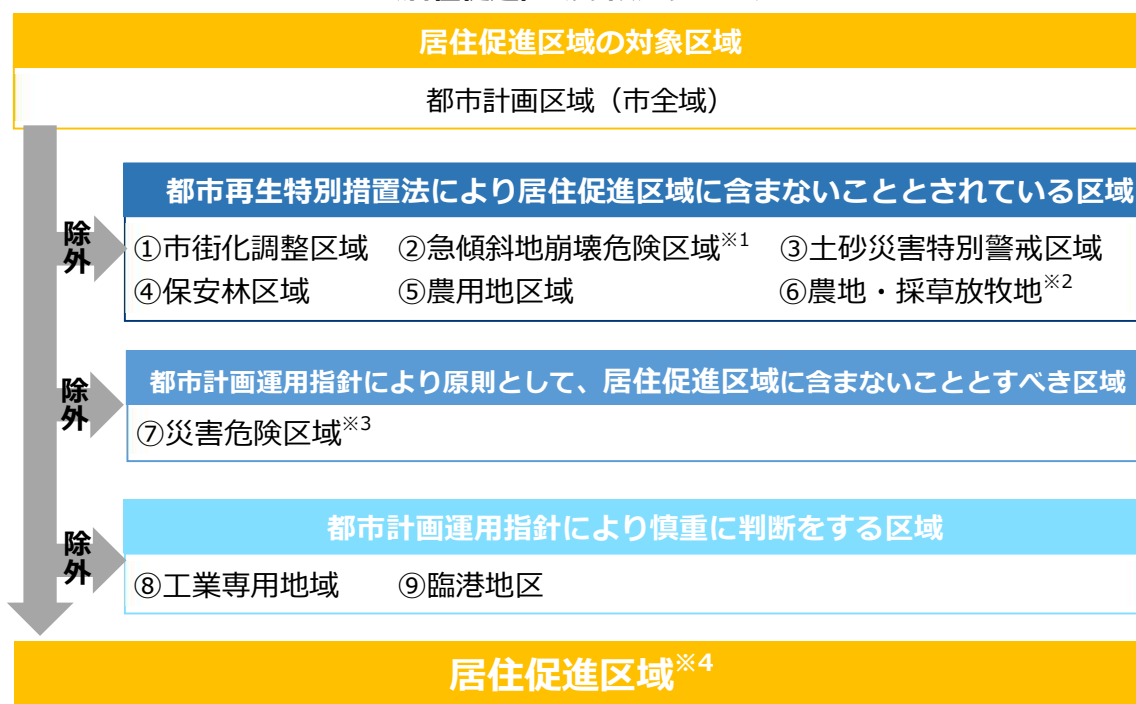
これらを踏まえ、都市再生特別措置法及び都市計画運用指針により、居住促進区域に含まないこととされている区域を除いた市域の大部分を居住促進区域に設定します。

また、将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展を見据え、誰もが安心して暮らし続けることのできるまちづくりを進めるとともに、将来的な人口動向に対応するため持続可能な居住環境づくりを、地域等における人口減少や高齢化率の上昇等に応じて、段階的に推進します。

(2) 居住促進区域の設定フロー

居住に係る本市の現状を踏まえた、居住促進区域の設定フローは以下のとおりです。
なお、詳細な区域界は、土地利用の実態や市街地の連続性、地形地物等を勘案しながら設定します。

＜居住促進区域の設定フロー＞

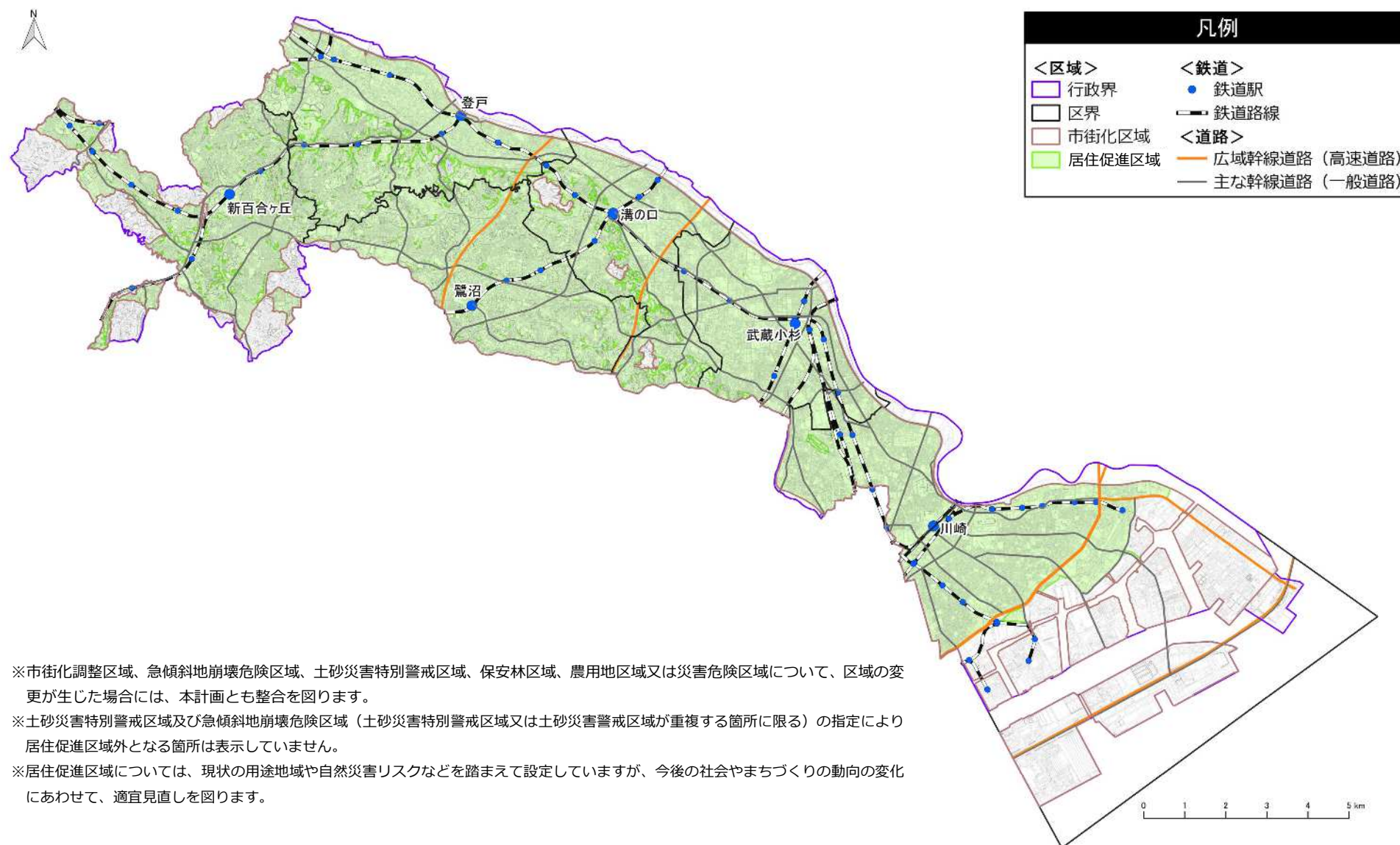


- ※1 急傾斜地崩壊危険区域内については、土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域が重複している範囲を居住促進区域外とします。
- ※2 本市では市街化区域内に指定がありません。
- ※3 急傾斜地崩壊危険区域と同範囲であり、居住促進区域外とする範囲も※1と同じとします。
- ※4 市街化調整区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、保安林区域、農用地区域又は災害危険区域について、区域の変更が生じた場合には、本計画とも整合を図ります。

3 居住促進区域

居住促進区域の設定フローに基づき設定した居住促進区域は以下のとおりです。

居住促進区域の面積は 10,435 ha となっており、市域面積の約 72.3%を占めています。また、令和 2（2020）年時点では、市民の約 95.5%（1,469,284 人）が居住促進区域内に居住しています。



4 居住促進に係る施策

市全域で人口密度が高く、20年後も人口が緩やかな減少傾向をたどることが想定されていることを踏まえ、居住促進の方針である「持続可能で、誰もが暮らしやすい住環境の維持・改善」の実現に向けた施策を設定し、取組を行うことで居住の促進を図っていきます。

施策名	施策の方向性
交通安全対策の推進	・ 更なる放置自転車の削減に向けた効率的・効果的な対策の推進
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	・ ユニバーサルデザインのまちづくりやソフト・ハードの両面からのバリアフリーの取組の推進 ・ 誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向けた取組の推進
地域の生活基盤となる道路等の維持・管理	・ 予防保全の考え方による計画的な維持管理の推進 ・ 道水路の効率的な管理や災害復旧等に寄与する道水路台帳平面図等管理・閲覧システムの機能向上の推進
総合的なケアの推進	・ 「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく、市民が、住み慣れた地域や本人の望む場で、安心して暮らし続けることができるしくみづくりの更なる推進 ・ 地域内の多様な主体が、地域における将来のあるべき姿を共有し、具体的な行動を行えるように、考え方を地域全体で共有 ・ 高齢者・障害者等の災害時援護体制の整備に向けた取組の推進
高齢者福祉サービスの充実	・ 質の高い介護サービス基盤の整備と介護が必要となっても自分らしく暮らし続けるためのサービスの着実な提供 ・ 高齢者福祉施設の長寿命化、建替えに合わせた再編・統合、公設施設の運営手法等の見直しなどによる介護サービスの提供基盤の確保
高齢者が生きがいを持てる地域づくり	・ 高齢者が地域で生き生きと暮らせるよう、地域交流の促進や多様な人材が活動する地域コミュニティの拠点づくりに向けた取組の実施
障害福祉サービスの充実	・ 短期入所の充実、日中活動の場の確保など、障害者の在宅生活を支援する基盤の充実に向けた整備

施策名	施策の方向性
誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備	・高齢者や子育て世帯等の多様化する居住ニーズやライフスタイル等に応じた住まい・住まい方の実現 ・既存住宅の活用強化と流通促進やマンションの管理適正化等に向けた誘導・支援の推進
医療供給体制の充実・強化	・医療機関における必要な病床機能の確保や、地域の医療機関の機能分担・連携による医療供給体制の充実、新興・再興感染症にかかる国の議論を踏まえた今後の医療提供体制の検討
信頼される市立病院の運営	・いのちと健康を守る良質な医療の提供 ・機能分担と連携による地域完結型医療の推進
子育てを社会全体で支える取組の推進	・子育て親子の交流の場づくりや、市民相互による育児援助活動の支援など子育て家庭を地域社会全体で支える取組の推進
質の高い保育・幼児教育の推進	・必要な地域での保育所整備や既存施設活用など、見込まれる保育事業の変化に合わせた、多様な手法による保育受け入れ枠や保育人材の確保の継続
協働の取組による緑の創出と育成	・多様な主体との協働によるグリーンコミュニティ形成に向けた取組の一層の推進 ・多様なみどりを活用した安心して心豊かな暮らしの実現に向けた取組の推進
子どものすこやかな成長の促進	・妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援の継続 ・利用者ニーズの変化や地域の特性を踏まえた、子どもが放課後等において安全・安心に過ごせる場づくりや、より魅力的な子どもの居場所づくりの推進
安全で快適な教育環境の整備	・地域ごとの児童生徒数の動向や義務標準法の改正に伴う影響を踏まえた良好な教育環境整備の推進
自ら学び、活動するための支援	・市民館・図書館等の利用環境の向上や、老朽化対策など、市民の生涯学習を支える環境整備の推進

施策名	施策の方向性
地球環境の保全に向けた取組の推進	・脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」等を踏まえた、新たな「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づく、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進 ・地球温暖化に起因する異常気象等に対応する、気候変動適応策の取組の推進
地域環境対策の推進	・更なる環境負荷の低減と環境に関する市民実感の向上をめざした「大気・水環境計画」に基づく、多様な主体と連携した取組や事業者の自主的な取組等の推進
協働の取組による緑の創出と育成	・多様な主体との協働によるグリーンコミュニティ形成に向けた取組の一層の推進 ・緑化フェアを契機とした多様なみどりを活用した安心で心豊かな暮らしの実現に向けた取組の推進
魅力ある公園緑地等の整備	・公園緑地の立地特性や地域ニーズ等を踏まえた、都市の価値を高め、魅力ある公園緑地づくりの推進 ・まちの賑わいの向上に向けた、民間活力の導入などによる大規模公園緑地の整備推進
多摩丘陵の保全	・さまざまな制度を活用した緑地保全の取組の推進 ・市民等による効果的な緑地・里山の保全や、保全緑地の多様な利活用の一層の推進
農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進	・多面的な機能を有する都市農地の保全・活用に向けた取組の推進 ・農地の利用意向把握や利用権設定等の促進による農地の利用集積・集約化の推進 ・多様な主体との連携による、市民が「農」に触れる場の提供促進 ・都市農業に対する理解の促進に向けた効果的な PR の実施
多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進	・民間活力の導入など多摩川の利活用による賑わいの創出に向けた取組の推進 ・市民との協働や流域自治体等との連携による多摩川の魅力向上に向けた取組の推進

施策名	施策の方向性
都市農業の強みを活かした農業経営の強化	・都市農業の振興に向けた新規就農者等の多様な担い手の発掘・育成の推進
臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備	・臨海部の交通機能強化を図る新たな基幹的交通軸及び交通拠点の整備やネットワークの強化に向けた取組の推進
魅力にあふれた広域拠点の形成	・川崎駅周辺地区における川崎の玄関口としてふさわしい都市機能の誘導・都市基盤の整備の推進と賑わいの創出等に向けた取組の推進 ・小杉駅周辺地区におけるコンパクトに集積した都市機能の誘導と賑わい等の創出、安全性・利便性の向上に向けた交通基盤の強化の推進 ・新百合ヶ丘駅周辺地区における周辺環境等の変化を見据えた土地利用転換の誘導と交通結節機能の強化に向けた取組の推進
個性を活かした地域生活拠点等の整備	・利便性が高く多様なライフスタイルに対応した都市機能の集積や交通結節機能の強化などをめざした市街地再開発事業等による地域生活拠点の整備 ・地域特性に応じた多様な主体との連携による鉄道沿線まちづくりの推進と身近な駅周辺等の整備
安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進	・激甚化・頻発化する自然災害の発生や少子高齢化の進展など社会環境の変化を踏まえた持続可能で計画的なまちづくりの推進
広域的な交通網の整備	・鉄道事業者や周辺自治体等との連携による鉄道ネットワークの形成に向けた取組の推進 ・本市の都市機能の強化などに資する広域的な道路ネットワークの形成に向けた取組の推進

施策名	施策の方向性
市域の交通網の整備	・地域特性を踏まえた交通環境の改善や事業効果の早期発現に資する効率的・効果的な幹線道路等の整備の推進 ・今後の社会変容等も踏まえた都市交通の円滑化や地域分断の解消、地域資源を活かした沿線まちづくりと連携した連続立体交差事業の計画的な推進
身近な交通環境の整備	・効率的・効果的な路線バスネットワークの形成に向けた取組の推進 ・多様な主体等との連携や新技術・新制度を含むさまざまな運行手法の活用によるコミュニティ交通の導入促進等に向けた取組の推進 ・安全・安心でまちの魅力向上等に寄与する自転車活用等の推進
市バスの輸送サービスの充実	・利用実態を踏まえた事業規模への適正化に向けた取組の推進
共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化	・コミュニティづくりなどを通じて市民の主体的な取組を促す区役所機能の更なる強化 ・区役所等庁舎の効率的・効果的な整備
かわさきパラムーブメントの推進	・「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創り出す」という「かわさきパラムーブメント」の理念浸透に向けた、推進体制の構築と取組の推進 ・「かわさきパラムーブメント」のめざす「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」の実現に向けた、レガシー形成に資する取組の推進

第5章 都市機能誘導

1 都市機能誘導区域・誘導施設の基本的な考え方

(1) 都市機能誘導区域とは

「都市計画運用指針」において、「医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域」として都市機能誘導区域を設定するものとされています。また、都市機能誘導区域は居住誘導区域（居住促進区域）内に設定することが基本となっています。

(2) 都市機能誘導区域の望ましい区域像

「立地適正化計画作成の手引き」では、都市機能誘導区域の望ましい区域像として、以下のような区域が示されています。

- ◆各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域
- ◆主要駅や役場等が位置する中心拠点の周辺の区域に加え、合併前の旧市町村の役場が位置していたところなど従来から生活拠点となる都市機能が存在し中心拠点と交通網で結ばれた地域拠点の周辺の区域

(3) 都市機能誘導区域を設定することが考えられる区域

「都市計画運用指針」では、都市機能誘導区域を設定することが考えられる区域として、以下のような区域が示されています。

- ◆都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- ◆周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- ◆都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

(4) 誘導施設とは

誘導施設とは、医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便性向上のために必要な施設で、都市機能誘導区域内に誘導をしていく施設です。

誘導施設は機能別にみると、行政、介護福祉、子育て、商業、医療、金融、教育・文化等があり、「立地適正化計画作成の手引き」では、各拠点に必要な機能のイメージとして、以下の内容が示されています。

<拠点ごとに想定される誘導施設のイメージ>

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■ 中枢的な行政機能 例. 本庁舎	■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所等の各地域事務所
介護福祉機能	■ 市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン等
子育て機能	■ 市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等
商業機能	■ 時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積〇㎡以上の食品スーパー
医療機能	■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例. 病院	■ 日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積〇㎡以上の診療所
金融機能	■ 決済や融資等の金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	■ 住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

2 都市機能誘導区域・誘導施設の設定

(1) 都市機能誘導区域・誘導施設の設定の考え方

広域的視点を踏まえた各拠点の魅力の創出をめざす「広域調和型のまちづくり」と、市内各地域の自立と連携をめざす「地域連携型のまちづくり」をバランスよく進める「広域調和・地域連携型」の都市構造をめざしたまちづくりを進めています。

また、本市では、主要な都市機能が広範囲にわたり立地しており、市全域において生活利便性が高い状況となっています。

そのため、本市では将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展による都市の活力低下の防止をめざし、大規模な土地利用転換の契機などを捉え、交通利便性の高い駅周辺地区等においては、多様なニーズに対応した都市機能の誘導を図るなどコンパクトで効率的なまちづくりを進めていく必要があると考えています。

加えて、長期的な視点では、将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展に伴う都市機能の撤退や縮小による利便性の低下が懸念されますが、今後 20 年間では大幅な人口密度の低下等が見込まれていないため、既存に立地する都市機能の維持や機能更新による魅力向上を基本としつつ、今後の再開発の動向などを踏まえた都市機能の新たな誘導を推進します。

(2) 都市機能誘導区域の設定

既存の都市機能の立地状況や広域からのアクセス性などをふまえ、「川崎市都市計画マスタープラン」に位置づけている、広域拠点である「川崎駅周辺地区」、「小杉駅周辺地区」、「新百合ヶ丘駅周辺地区」と、地域生活拠点である「新川崎・鹿島田駅周辺地区」、「溝口駅周辺地区」、「鷺沼・宮前平駅周辺地区」、「登戸・向ヶ丘駅周辺地区」を都市機能誘導区域として設定します。

あわせて、今後の再開発の状況を見据え、本市の都市再開発の方針に位置づけている「2 号再開発促進地区」及び「整備促進地区」についても都市機能誘導区域として設定します。

なお、現計画において、都市機能誘導区域は全て居住促進区域内に定めています。

※ 2 号再開発促進地区

「川崎市都市計画 都市再開発の方針」に位置づけられている、計画的に再開発が必要な市街地のうち、特に一体的かつ総合的に、市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

※ 整備促進地区

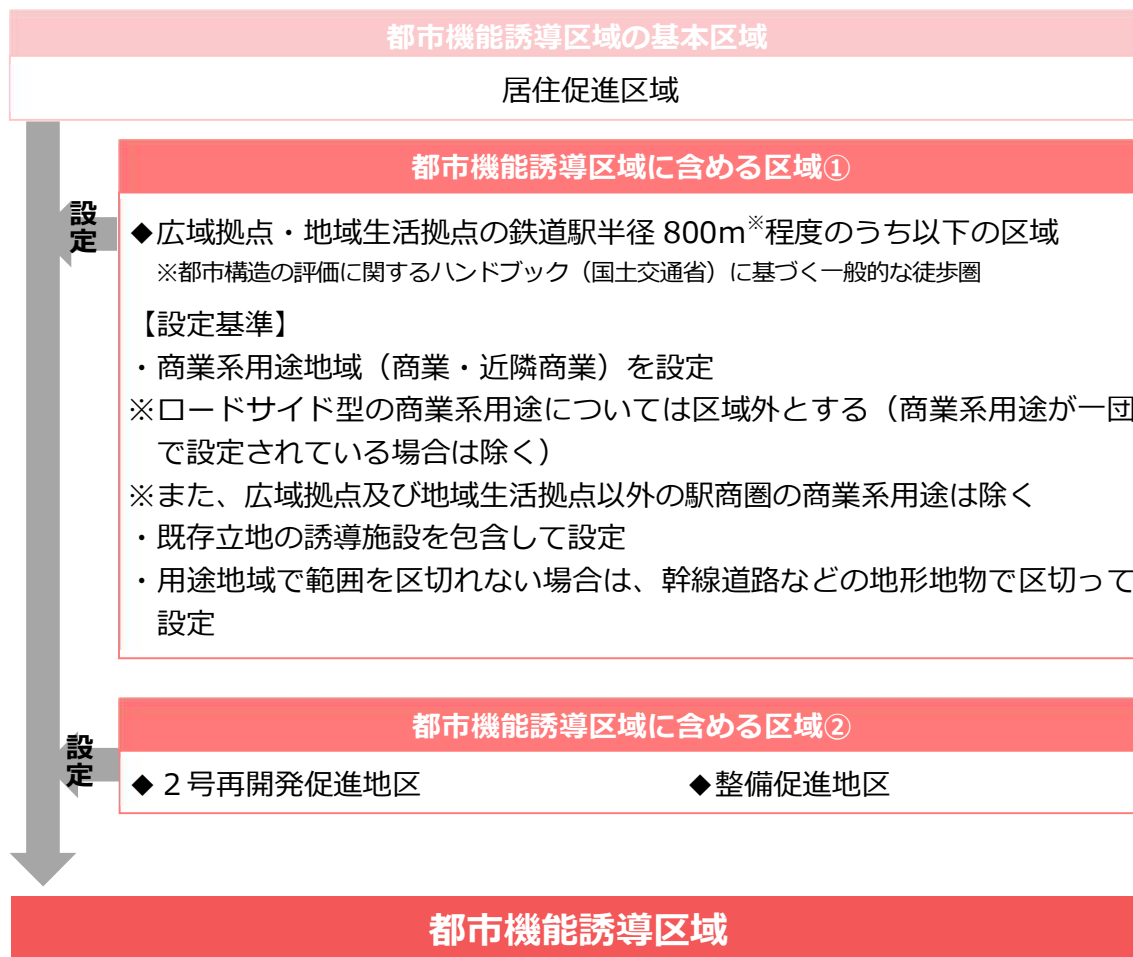
「川崎市都市計画 都市再開発の方針」に位置づけられている、計画的に再開発が必要な市街地の目標の実現を図る上で、効果が特に大きいと予想される地区、特に早急に再開発を行うことが望ましい地区

(それぞれの区域の位置は「資料編」参照)

(3) 都市機能誘導区域の設定フロー

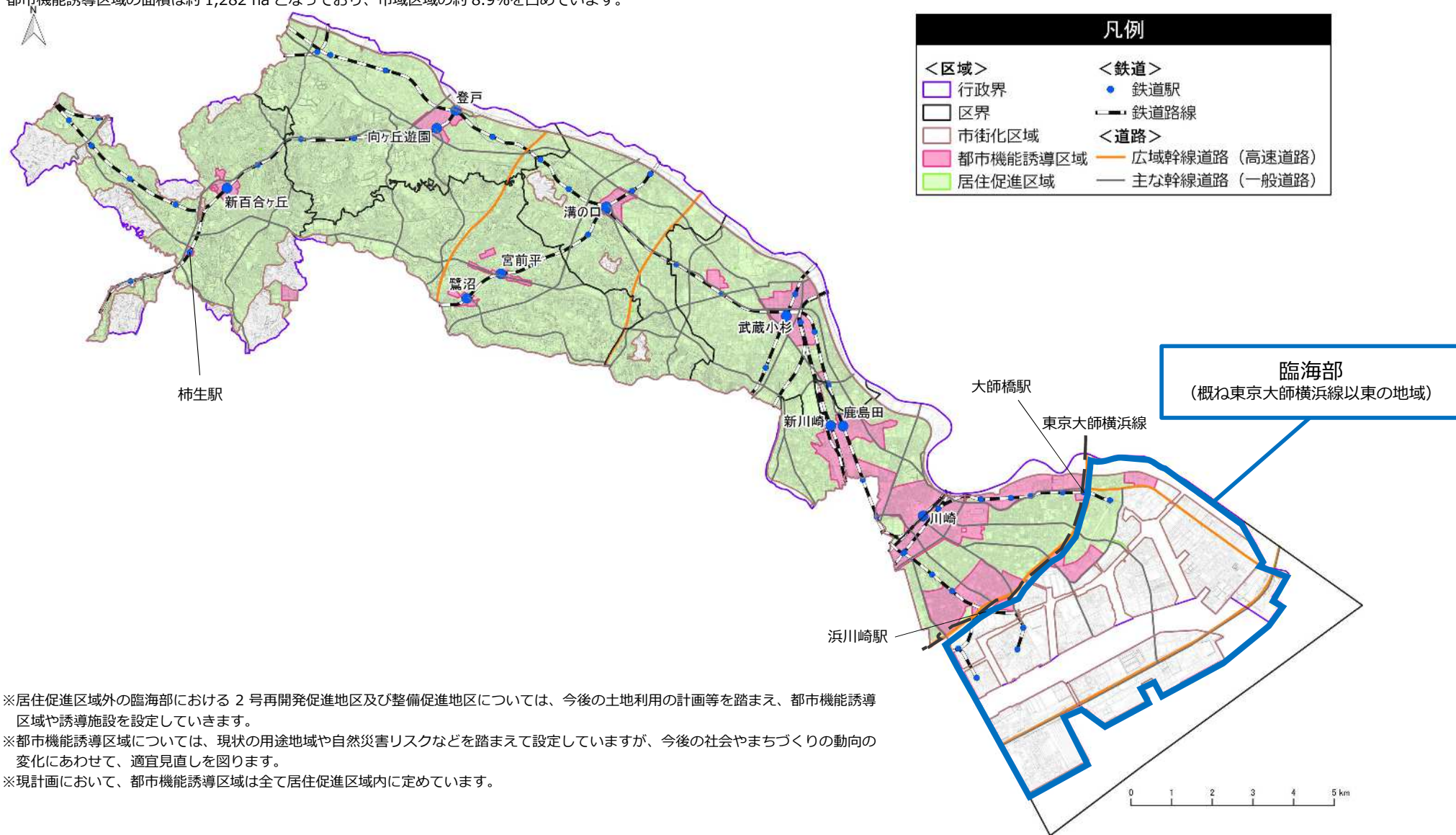
都市機能誘導区域の設定フローは以下のとおりです。なお区域界については、用途地域や地形地物を勘案して設定します。

<都市機能誘導区域の設定フロー>



3 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域の設定フローに基づき設定した都市機能誘導区域は以下のとおりです。
都市機能誘導区域の面積は約 1,282 ha となっており、市域区域の約 8.9%を占めています。



※居住促進区域外の臨海部における 2 号再開発促進地区及び整備促進地区については、今後の土地利用の計画等を踏まえ、都市機能誘導区域や誘導施設を設定していきます。

※都市機能誘導区域については、現状の用途地域や自然災害リスクなどを踏まえて設定していますが、今後の社会やまちづくりの動向の変化にあわせて、適宜見直しを図ります。

※現計画において、都市機能誘導区域は全て居住促進区域内に定めています。

4 誘導施設

(1) 「川崎市都市計画マスタープラン」における位置づけ

「川崎市都市計画マスタープラン」では、都市機能誘導区域を設定する広域拠点や地域生活拠点において立地が望まれる都市機能が位置づけられているため、それらの都市機能に該当する具体的な施設については、他都市の事例等を参考に整理しました。

＜「川崎市都市計画マスタープラン」において 広域拠点や地域生活拠点に立地が望まれる施設＞

都市機能	該当する具体的な施設
行政	①市役所、区役所、支所
中枢業務	①大規模オフィス
商業・業務	①大規模商業施設 ②商業施設 ③ホテル
文化	①ホール、劇場 ②映画館 ③美術館 ④科学館、博物館 ⑤図書館
交流	①コンベンション施設
医療・福祉	①病院 ②診療所 ③地域包括支援センター
教育	①小学校 ②中学校 ③大学、専門学校、専修学校
子育て支援	①保育所 ②幼稚園

(2) 誘導施設の設定

本市の誘導施設は、既存に立地する都市機能の機能更新による魅力向上を基本としているため、前項で整理した具体的な施設を対象として、以下の通り都市機能誘導区域内に誘導することが望ましい施設を整理しました。

なお、本市は市全域に居住地が広がっているため、小規模な商業施設や病院など、居住者の生活に密着した施設は市全域にあることが望ましいと考えており、また、都市の衰退を防ぐため、広域的な利用の施設の維持・集積を図る必要があると考えています。そのため、誘導施設としては、都市機能誘導区域の魅力の維持・向上のため広域的な集客が見込める施設を設定します。

<誘導施設の設定>

都市機能	施設	整理	誘導施設の設定
行政	市役所、区役所、支所	D	－
中枢業務	大規模オフィス（10,000㎡以上）	E	－
商業・業務	大規模商業施設（1,000㎡以上）	B	－
	大規模商業施設（10,000㎡以上）	A	●
	商業施設（スーパーマーケット）	B	－
	ホテル	E	－
文化	ホール、劇場	A	●
	映画館	A	●
	美術館	C	－
	科学館、博物館	C	－
	図書館	D	－
交流	コンベンション施設	A	●
医療・福祉	病院	B	－
	診療所	B	－
	地域包括支援センター	B	－
教育	小学校	B	－
	中学校	B	－
	大学、専門学校、専修学校	C	－
子育て支援	保育所	B	－
	幼稚園	B	－

A：広域的な集客が想定される施設であることから、誘導施設とする。

B：居住者の生活に密着した施設であることから、誘導施設としない。

C：郊外の環境を活かした施設が想定されることから、誘導施設としない。

D：すべて公営であり、他計画で誘導する位置等が検討されていることから、誘導施設としない。

E：都市の居住者の共同の福祉や利便に直接寄与しないことから、誘導施設としない。

※誘導施設については、民間施設を対象とします。

※必要に応じて、環境、防災、都市機能、都市空間等への配慮に関する誘導を行います。

※本市の行政計画などに基づき整備される誘導施設（A）とその他の施設（B、C、D）が一体的に整備されることで、都市機能の集約に資する場合等は、その他の施設（B、C、D）も一体を誘導施設として取り扱います。

※その他の施設（E）において、本市の行政計画などに基づき整備され、その他の施設（E）単体として又はその他の施設（B、C、D、E）が一体として、都市の居住者の共同の福祉や利便に寄与する機能を有する場合は、誘導施設として取り扱います。（誘導施設（A）と同等の取扱）

5 都市機能誘導に係る施策

主要な都市機能が広範囲にわたり立地しており、市全域において生活利便性が高い状況であり、20年後も人口が緩やかな減少傾向をたどることが想定されていることを踏まえ、都市機能誘導の方針である「地域特性やポテンシャルを活かした魅力ある拠点等の形成」の実現に向けた施策を設定し、取組を行うことで都市機能の誘導を図っていきます。

施策名	施策の方向性
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（再掲）	・ユニバーサルデザインのまちづくりやソフト・ハードの両面からのバリアフリーの取組の推進 ・誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向けた取組の推進
誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備（再掲）	・高齢者や子育て世帯等の多様化する居住ニーズやライフスタイル等に応じた住まい・住まい方の実現 ・既存住宅の活用強化と流通促進やマンションの管理適正化等に向けた誘導・支援の推進
地域の生活基盤となる道路等の維持・管理（再掲）	・予防保全の考え方による計画的な維持管理の推進 ・道水路の効率的な管理や災害復旧等に寄与する道水路台帳平面図等管理・閲覧システムの機能向上の推進
魅力と活力のある商業地域の形成	・川崎に愛着を持ちエリアを牽引する商業者が、多様な主体を巻き込み、自主的・自立的に再活性化を図るしくみの構築 ・商業者のデジタル化など社会経済環境の変化を踏まえた地域課題への対応や、魅力ある個店の集積による、活力ある商業地域の形成
臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備	・臨海部の交通機能強化を図る新たな基幹的交通軸及び交通拠点の整備やネットワークの強化に向けた取組の推進

施策名	施策の方向性
魅力にあふれた広域拠点の形成（再掲）	・川崎駅周辺地区における川崎の玄関口としてふさわしい都市機能の誘導・都市基盤の整備の推進と賑わいの創出等に向けた取組の推進 ・小杉駅周辺地区におけるコンパクトに集積した都市機能の誘導と賑わい等の創出、安全性・利便性の向上に向けた交通基盤の強化の推進 ・新百合ヶ丘駅周辺地区における周辺環境等の変化を見据えた土地利用転換の誘導と交通結節機能の強化に向けた取組の推進
個性を活かした地域生活拠点等の整備（再掲）	・利便性が高く多様なライフスタイルに対応した都市機能の集積や交通結節機能の強化などをめざした市街地再開発事業等による地域生活拠点の整備 ・地域特性に応じた多様な主体との連携による鉄道沿線まちづくりの推進と身近な駅周辺等の整備
安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進（再掲）	・激甚化・頻発化する自然災害の発生や少子高齢化の進展など社会環境の変化を踏まえた持続可能で計画的なまちづくりの推進
広域的な交通網の整備（再掲）	・鉄道事業者や周辺自治体等との連携による鉄道ネットワークの形成に向けた取組の推進 ・本市の都市機能の強化などに資する広域的な道路ネットワークの形成に向けた取組の推進
市域の交通網の整備（再掲）	・地域特性を踏まえた交通環境の改善や事業効果の早期発現に資する効率的・効果的な幹線道路等の整備の推進 ・今後の社会変容等も踏まえた都市交通の円滑化や地域分断の解消、地域資源を活かした沿線まちづくりと連携した連続立体交差事業の計画的な推進
身近な交通環境の整備（再掲）	・効率的・効果的な路線バスネットワークの形成に向けた取組の推進 ・多様な主体等との連携や新技術・新制度を含むさまざまな運行手法の活用によるコミュニティ交通の導入促進等に向けた取組の推進 ・安全・安心でまちの魅力向上等に寄与する自転車活用等の推進

施策名	施策の方向性
かわさきパラムーブメントの推進(再掲)	・「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創り出す」という「かわさきパラムーブメント」の理念浸透に向けた、推進体制の構築と取組の推進 ・「かわさきパラムーブメント」のめざす「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」の実現に向けた、レガシー形成に資する取組の推進

第6章 防災指針

1 防災指針の基本的な考え方

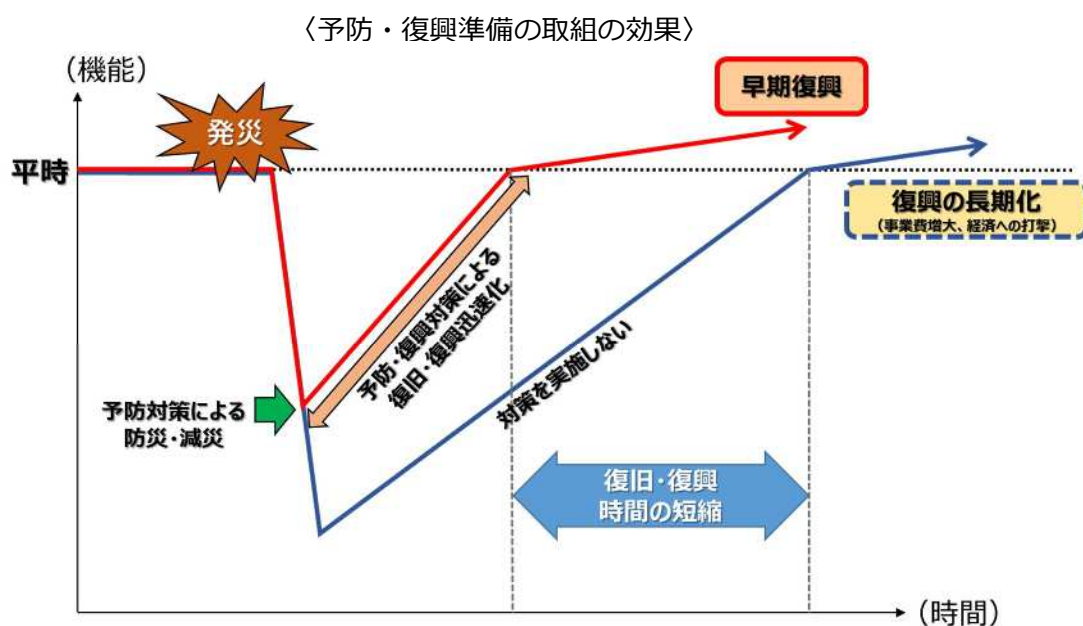
(1) 防災指針の概要

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、この方針に基づく具体的な取組と合わせて立地適正化計画に定めるものです。

近年の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、防災・減災対策として災害種別ごとの自然災害リスクの周知などのソフト対策と河川整備やがけ対策などのハード対策の両面が求められます。

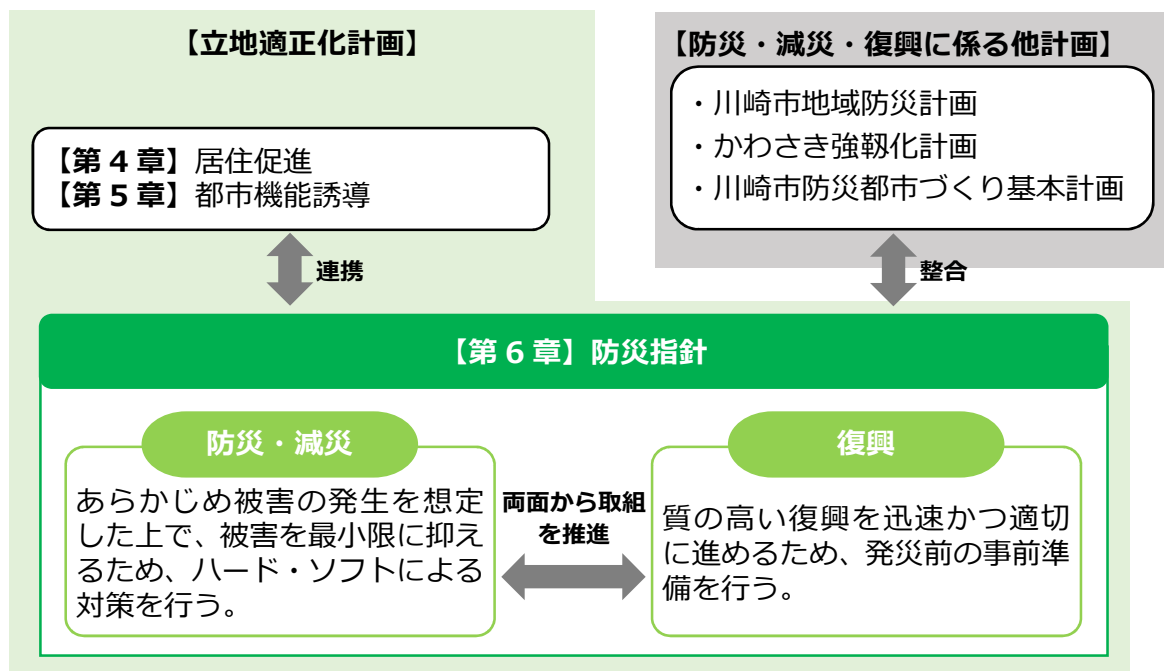
また、防災・減災対策を行っても大規模な自然災害が発生する可能性があることから、被災後の復興に向けた事前準備をあわせて行うことにより、被害を受けにくく、被害を受けたとしても速やかかつ円滑な復興を可能とするため、「防災・減災」と「復興」の両面を兼ね備えた指針とし、取組を進めていきます。

防災指針は都市再生特別措置法において、居住誘導区域（居住促進区域）及び都市機能誘導区域を対象としていますが、本市は市域の大部分を居住促進区域として設定しており、また計画期間である20年後においても人口が現在よりも増加していることが想定されていることから、安全・安心に住み続けることを基本としていることから、防災指針の対象を市全域とします。



防災指針については、第 4 章及び第 5 章における居住促進区域、都市機能誘導区域の設定と連携を図っています。また、防災・減災・復興に係る計画として「川崎市地域防災計画」、「かわさき強靱化計画」、「川崎市防災都市づくり基本計画」等が策定されており、これらと整合を図るとともに、「川崎市都市計画マスタープラン」を踏まえ、防災・減災対策を取りまとめている「川崎市防災都市づくり基本計画」の再整理を見据え、防災指針を定めます。

＜防災指針の考え方と他計画等との連携イメージ＞



2 防災・減災

(1) 災害リスク評価

① リスク分析の対象となる災害又は被害想定

川崎市で想定されている以下の災害又は被害想定について、区域が示されているものを対象にリスク分析を行います。

<災害リスク分析の対象となる災害又は被害想定>

種別	災害又は被害想定※
水害	①洪水浸水想定区域（計画規模・想定最大規模） ②高潮浸水想定区域 ③家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水・高潮） ④内水浸水想定区域 ⑤津波浸水予測区域
土砂災害	①土砂災害警戒区域 ②土砂災害特別警戒区域 ③急傾斜地崩壊危険区域
地震	①建物被害 ②延焼 ③液状化

※川崎市地震被害想定調査（平成 22（2010）年 3 月）

② 災害リスクの考え方

災害リスクの評価は、以下の考え方を踏まえて行います。

洪水浸水想定区域（浸水深と建物階数の考え方は高潮・内水浸水想定区域にも適用）

【浸水深 5m以上】

- ・3 階部分が浸水する可能性があり、災害リスクが極めて高いため、早期の水平避難が望まれる

【浸水深 3m～5m未満】

- ・最大で 2 階部分が全て浸水する可能性があるため、1、2 階建物において災害リスクが高い

【浸水深 0.5m～3m未満】

- ・最大で 1 階部分が全て浸水する可能性があるため、1 階建物において災害リスクが高い

【浸水深 0.5m未満】

- ・1 階床下浸水のため、1 階建物でも災害リスクが低い

【参考】洪水の発生頻度と浸水被害及び防災・減災対策の関係性

◆高頻度及び中頻度

- ・10 年から 50 年に 1 回程度の確率で発生することが見込まれており、比較的浸水被害は少ないと考えられている。

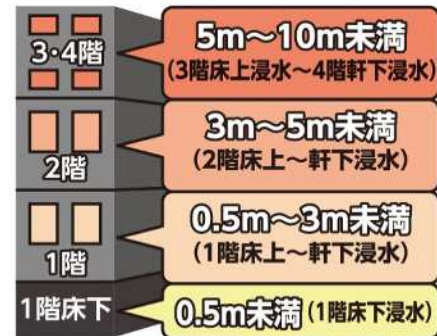
◆計画規模（L1）

- ・200 年に 1 回程度の確率で発生することが見込まれており、河川整備基本方針等のハード対策において基本となる確率として考えられている。

◆想定最大規模（L2）

- ・1,000 年に 1 回程度の確率で発生することが見込まれており、浸水被害が大きく、ハザードマップ等のソフト対策において基本となる確率として考えられている。

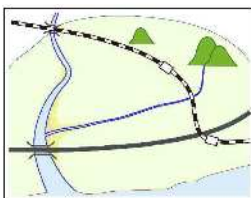
＜浸水深と建物階数の関係性イメージ＞



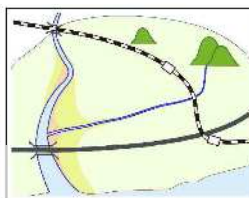
出典：新たな避難情報に関するポスター・チラシ(内閣府)



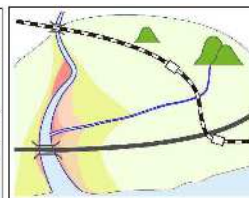
【高頻度】



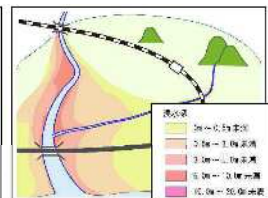
【中頻度】



【計画規模】



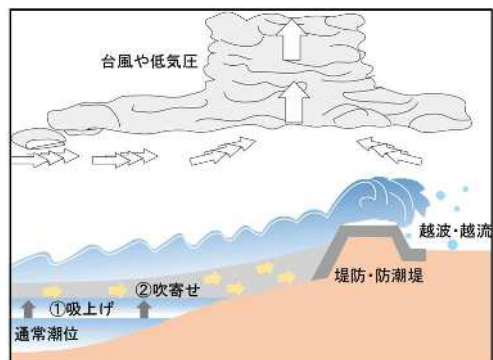
【想定最大規模】



高潮浸水想定区域

- ・台風や発達した低気圧が通過する際、海面（潮位）が大きく上昇することがあり、これを「高潮」という。
- ・主に「①気圧低下による吸い上げ効果」と「②風による吹き寄せ効果」が原因となって発生する。
- ・満潮と高潮が重なると高潮水位がいつも上昇し、大きな災害が発生しやすくなる。

＜高潮発生のイメージ＞



出典：神奈川県 HP

家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水、高潮）

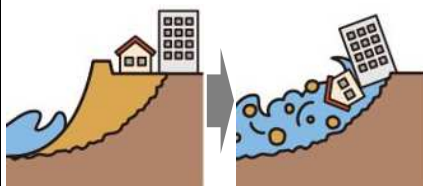
【氾濫流】

- ・流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがある。



【河岸浸食】

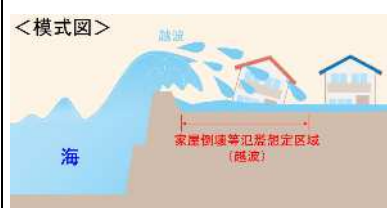
- ・地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがある。



出典：新たな避難情報に関するポスター・チラシ(内閣府)

【越波】

- ・水の塊が直接飛散し、家屋が倒壊するおそれがある。



出典：神奈川県 HP

内水浸水想定区域

- ・内水による浸水は、下水道等の排水施設的能力を超えた雨が降った時や、雨水の排水先の河川の水位が高くなった時等に、雨水が排水できなくなることによって発生する。

内水氾濫

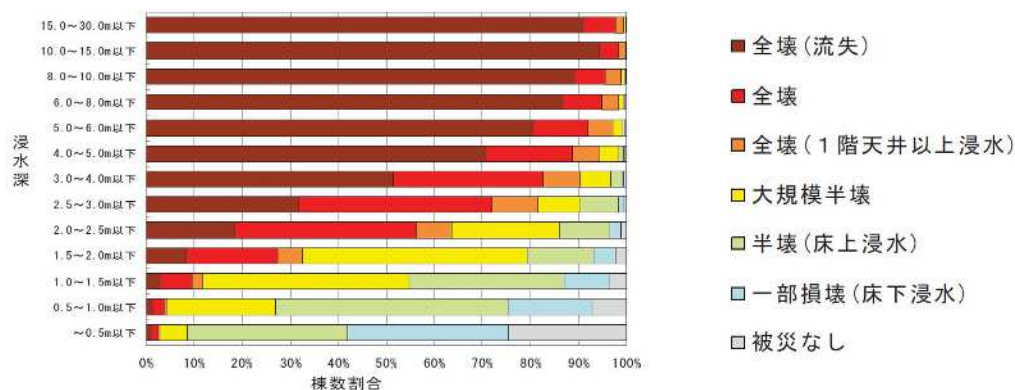


出典：川崎市内水ハザードマップ（令和4（2022）年8月版）

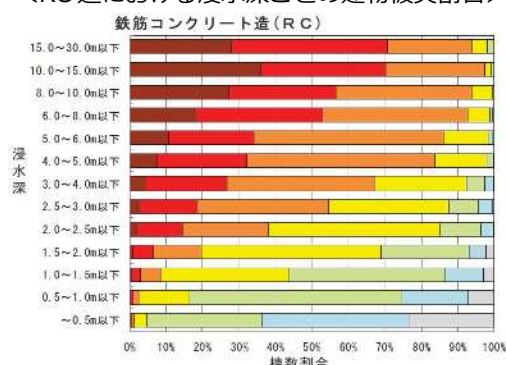
津波浸水予測区域

- ・東日本大震災からの復興に向け、国土交通省が行った調査結果により、浸水深 2m 以上の区域における建物は全壊するリスクが高い傾向にあると考えられます。
- ・特に建物構造が木造の場合は、RC 造等の非木造と比較して、全壊するリスクが大幅に上昇する傾向がみられます。

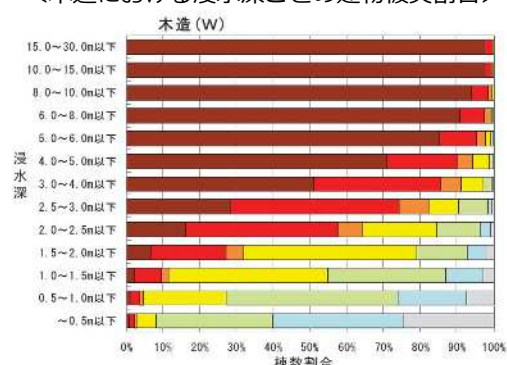
＜浸水深に対する建物被害の割合＞



＜RC 造における浸水深ごとの建物被災割合＞



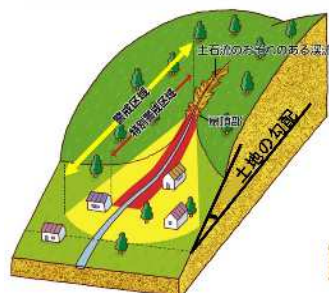
＜木造における浸水深ごとの建物被災割合＞



出典：「津波被災市街地復興手法検討調査とりまとめ」(H24(2012)年4月)

土砂災害(特別)警戒区域

【土石流】山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が一体となって流下する自然現象



【地滑り】土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



【急傾斜地の崩壊】※傾斜度が 30°以上である土地が崩壊する自然現象

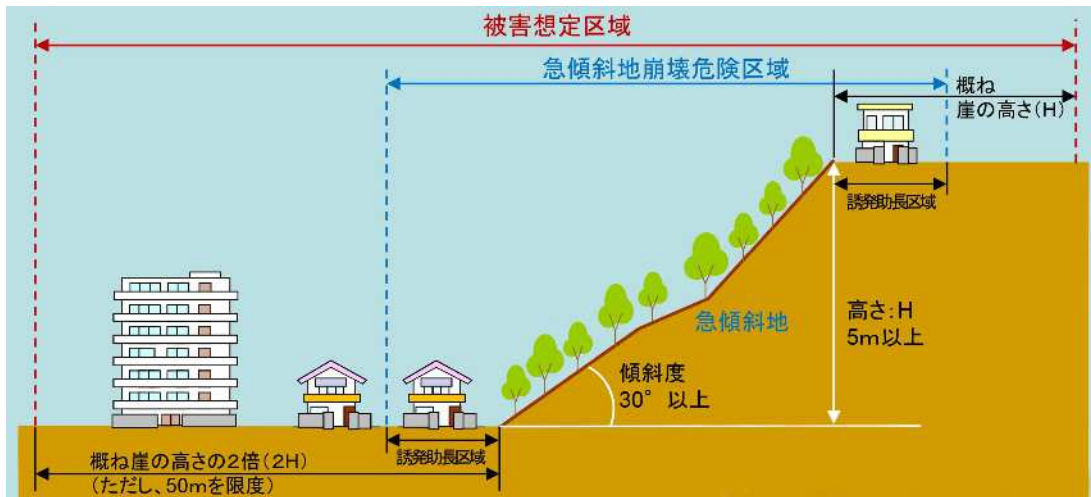


出典：「立地適正化計画作成の手引き」(令和5(2023)年11月版)

※本市では、急傾斜地の崩壊のみが指定されています。

急傾斜地崩壊危険区域

- ・ かけ崩れにより、危害が生じるおそれのある家が 5 戸以上あるもの、又は 5 戸未満であっても、官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれがあるもの。



建物被害

- ・ 川崎市直下の地震（マグニチュード(M)：7.3）が発生した場合において、揺れにより半壊以上の被害を受ける建物棟数を 250mメッシュ単位で解析・評価

<想定地震と特徴>

想定地震とマグニチュード	特徴等
川崎市直下の地震 (マグニチュード(M):7.3)	将来（今後 100 年間程度）に発生する可能性は低いものの、発生した場合、川崎市への影響が最も大きい地震として、本市の直下で地震が発生することを想定した。また、地震の規模(M)についても兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）や東京湾北部地震と同等(M7.3) の大きさを想定している。

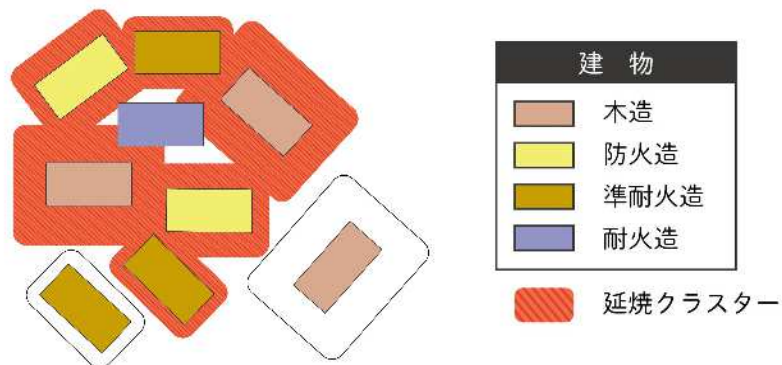
<災害に係る住家の被害認定基準（内閣府（防災担当））>

被害種類	認定基準
住家半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。

延焼クラスター

- ・延焼クラスターとは、地震に伴う火災が、消防活動が全く行われずに放置された場合の延焼範囲のこと。
- ・1つの延焼クラスター内に、1,000棟以上の建物がある地区は延焼の危険性が高い地区として、大きな被害が想定されている。

＜延焼クラスターのイメージ＞



液状化危険度

- ・液状化の危険度は、地震時に作用する地震動の強さ、地盤のもっている液状化に対する抵抗力などを踏まえ算出された P_L 値により判定される。

【 $P_L = 0$ 】

- ・液状化危険度は極めて低い。液状化に関する詳細な調査は不要

【 $0 < P_L \leq 5$ 】

- ・液状化危険度は低い。特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要

【 $5 < P_L \leq 15$ 】

- ・液状化危険度がやや高い。重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。液状化対策が一般には必要

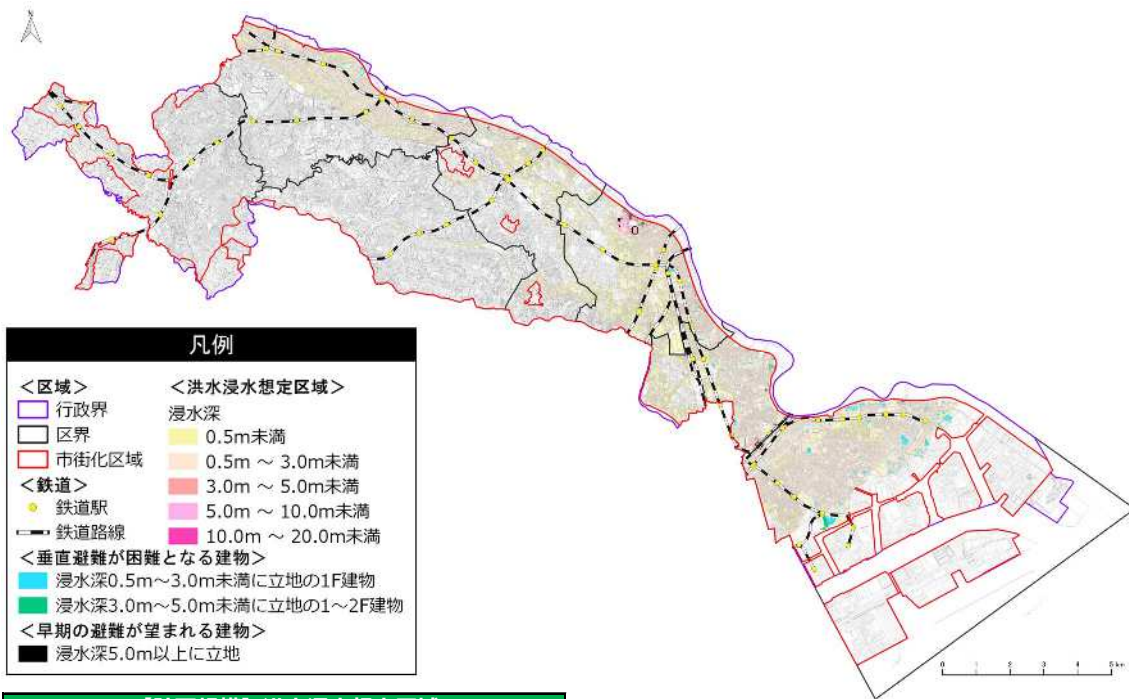
【 $15 < P_L$ 】

- ・液状化危険度が高い。液状化に関するより詳細な調査と液状化対策が不可避

③災害リスク分析

(ア) 洪水浸水想定区域×建物

<洪水浸水想定区域（計画規模）×建物>



【計画規模】洪水浸水想定区域	
区分	棟数
浸水深0.5m~3.0m未満に立地の1F建物	14,606
浸水深3.0m~5.0m未満に立地の1~2F建物	862
浸水深5.0m以上に立地	226
合計	15,694

出典：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）、
都市計画基礎調査（令和2（2020）年）をもとに作成

<計画規模のリスク評価>

◆川崎区、幸区、中原区、高津区、多摩区の一部エリアでは垂直避難が困難な建物が多く立地

- ・【川崎区】区全域に点在しているが、特に区北部に立地
- ・【幸 区】多摩川沿いや川崎駅周辺に立地
- ・【中原区】等々力緑地など多摩川沿いに立地
- ・【高津区】平瀬川河口部など多摩川沿いに立地
- ・【多摩区】多摩川沿いから南武線西側エリアにおいて立地

<洪水浸水想定区域（想定最大規模）×建物>



【想定最大規模】洪水浸水想定区域	
区分	棟数
浸水深0.5m~3.0m未満に立地の1F建物	22,163
浸水深3.0m~5.0m未満に立地の1~2F建物	20,669
浸水深5.0m以上に立地	1,126
合計	43,958

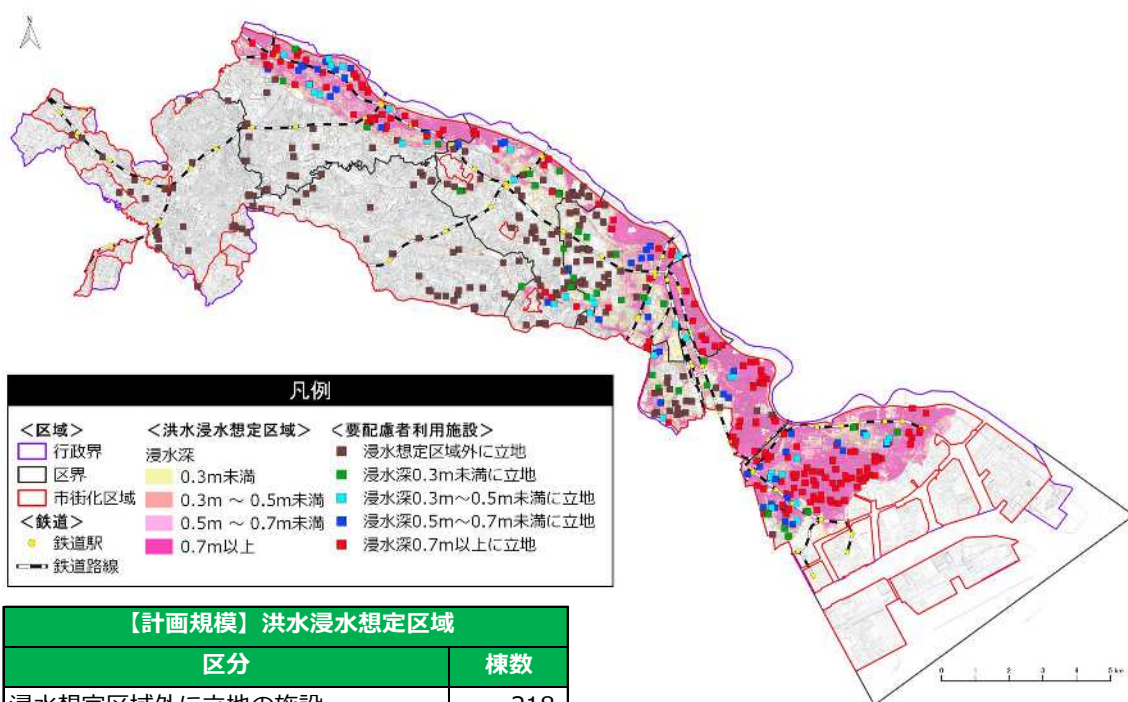
出典：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）、
都市計画基礎調査（令和2（2020）年）をもとに作成

<想定最大規模のリスク評価>

◆計画規模でリスクがみられた5区において、垂直避難が困難な建物が多く立地するエリアが拡大

- ・【川崎区】区全域に点在しているが、特に区北部や中央部に立地
- ・【幸 区】多摩川沿いや川崎駅周辺に立地
- ・【中原区】等々力緑地など多摩川沿いに立地
- ・【高津区】平瀬川河口部など多摩川沿いに立地
- ・【多摩区】多摩川沿いから南武線西側エリアにおいて立地、また読売ランド前駅周辺においても立地

<洪水浸水想定区域（計画規模）×要配慮者利用施設>



【計画規模】洪水浸水想定区域	
区分	棟数
浸水想定区域外に立地の施設	218
浸水深0.3m未満に立地の施設	40
浸水深0.3m～0.5m未満に立地の施設	44
浸水深0.5m～0.7m未満に立地の施設	57
浸水深0.7m以上に立地の施設	190
合計	549

出典：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）、
要配慮者利用施設台帳をもとに作成

<計画規模のリスク評価>

◆川崎区（全域）、多摩区が多摩川沿いから南武線西側エリアで、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が多く立地

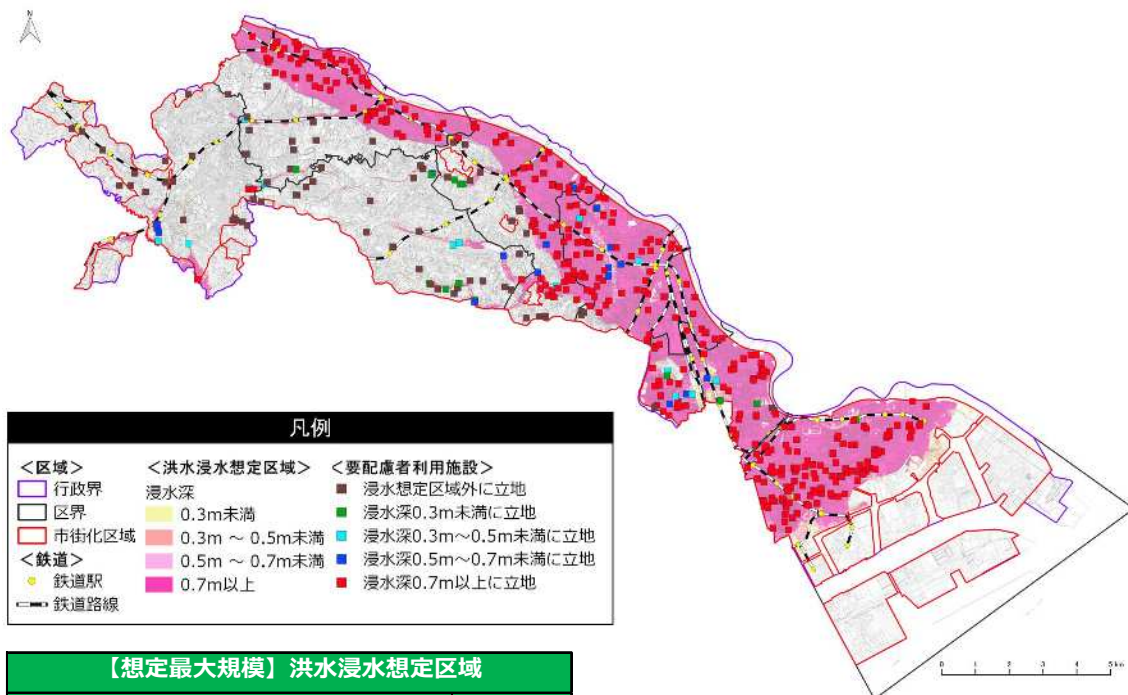
- 川崎区、幸区、中原区、高津区、多摩区が多摩川沿い中心として、機能低下が懸念される要配慮者利用施設がみられるが、特に川崎区（全域）、多摩川沿いから南武線西側エリアの多摩区に多く立地

【参考】浸水深と医療施設の機能低下との関係

（出典：水害の被害指標分析の手引（平成 25 年試行版））

- ◆0.3m：自動車（救急車）の走行困難、災害時要援護者の避難が困難な水位
- ◆0.5m：徒歩による移動困難、床上浸水
- ◆0.7m：コンセントに浸水し停電（医療用電子機器等の使用困難）

<洪水浸水想定区域（想定最大規模）×要配慮者利用施設>



【想定最大規模】洪水浸水想定区域	
区分	棟数
浸水想定区域外に立地の施設	84
浸水深0.3m未満に立地の施設	17
浸水深0.3m～0.5m未満に立地の施設	17
浸水深0.5m～0.7m未満に立地の施設	21
浸水深0.7m以上に立地の施設	410
合計	549

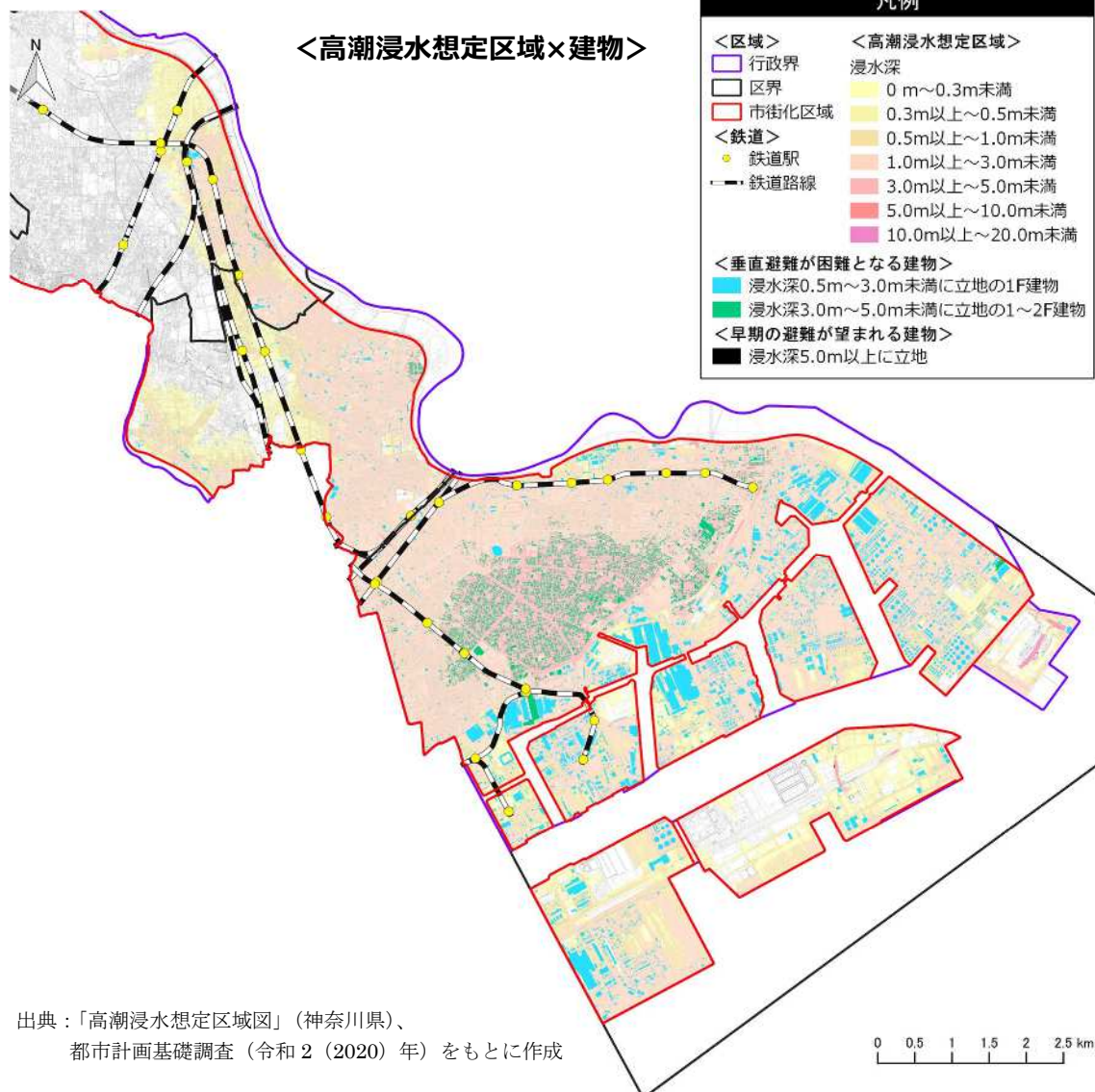
出典：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）、
要配慮者利用施設台帳をもとに作成

<想定最大規模のリスク評価>

◆計画規模でリスクがみられた5区において、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が多く立地するエリアが拡大

- ・宮前区と麻生区において、機能低下が懸念される要配慮者利用施設の立地がみられるが、川崎区、幸区、中原区、高津区、多摩区の広範囲にわたり機能低下が懸念される要配慮者利用施設が多く立地

(イ) 高潮浸水想定区域



高潮浸水想定区域	
区分	棟数
浸水深0.5m～3.0m未満に立地の1F建物	16,413
浸水深3.0m～5.0m未満に立地の1～2F建物	14,059
浸水深5.0m以上に立地	6
合計	30,478

<高潮浸水想定区域のリスク評価>

◆川崎区に垂直避難が困難な建物が多く立地

- ・川崎区の中央部を中心に、広範囲に垂直避難が困難な建物が立地

(ウ) 家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水・高潮）

＜家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水）×建物＞



家屋倒壊等氾濫想定区域	
区分	棟数
氾濫流区域に立地の木造建物	17,167
河岸浸食区域に立地の建物	8,706
合計	25,873

出典：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）、
都市計画基礎調査（令和2（2020）年）をもとに作成

＜氾濫流のリスク評価＞

◆中原区、高津区、多摩区において倒壊するリスクの高い建物が多く立地

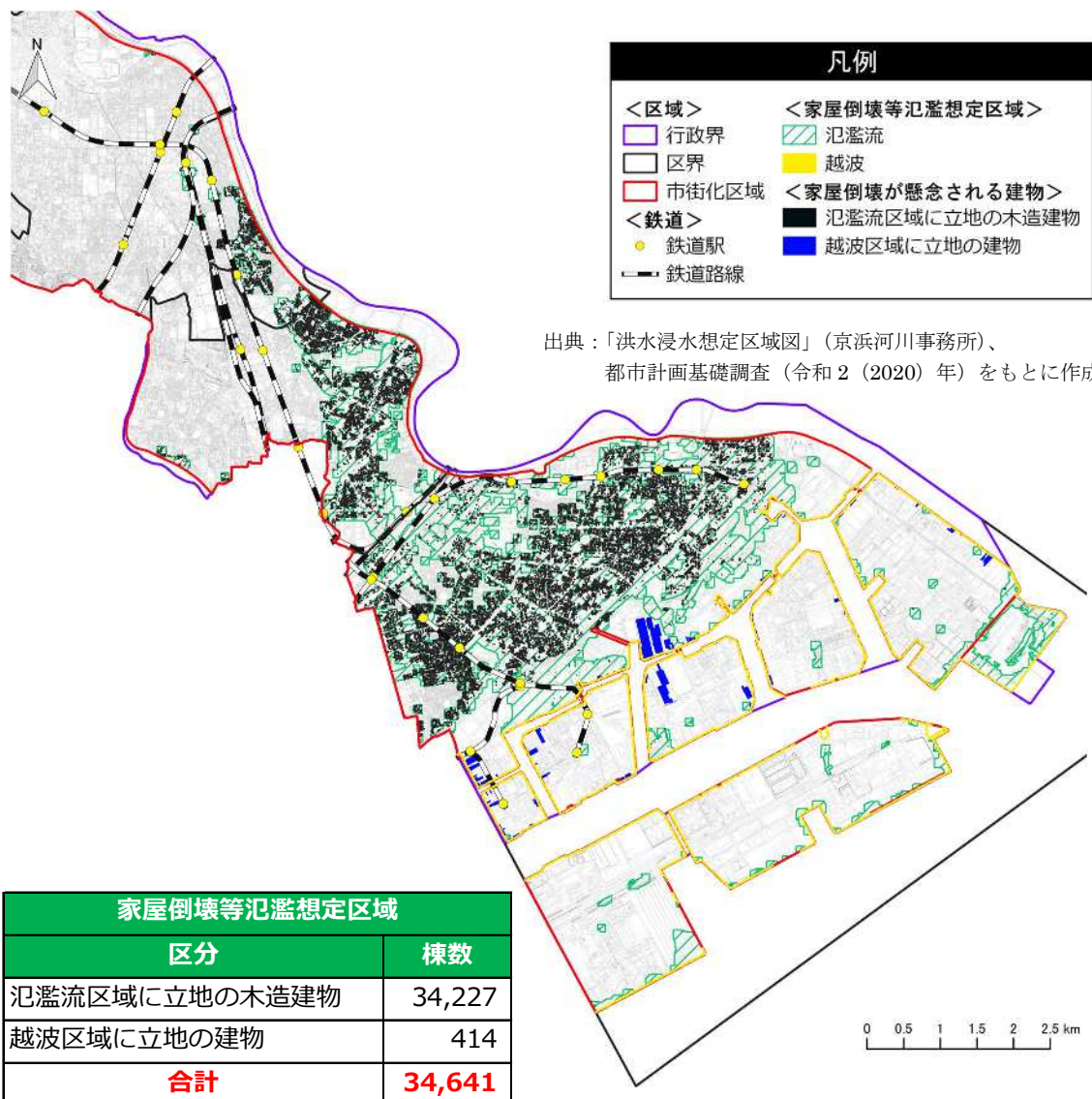
- ・川崎区、幸区、中原区、高津区、多摩区が多摩川沿いにおいて、倒壊するリスクの高い建物がみられるが、特に中原区、高津区、多摩区に多く立地

＜河岸浸食のリスク評価＞

◆宮前区、多摩区、麻生区において倒壊するリスクの高い建物が多く立地

- ・幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区が河川沿いにおいて、倒壊するリスクの高い建物がみられるが、特に宮前区、多摩区、麻生区に多く立地

＜家屋倒壊等氾濫想定区域（高潮）×建物＞



＜氾濫流のリスク評価＞

◆川崎区、幸区、中原区において倒壊するリスクの高い建物が多く立地

- ・【川崎区】東海道本線に近接したエリアや臨海部を除く、概ね全域において、倒壊するリスクの高い建物が多く立地
- ・【幸 区】区西部において、倒壊するリスクの高い建物が多く立地
- ・【中原区】区南西部の多摩川沿いから南武線西側エリアにおいて、倒壊するリスクの高い建物が多く立地

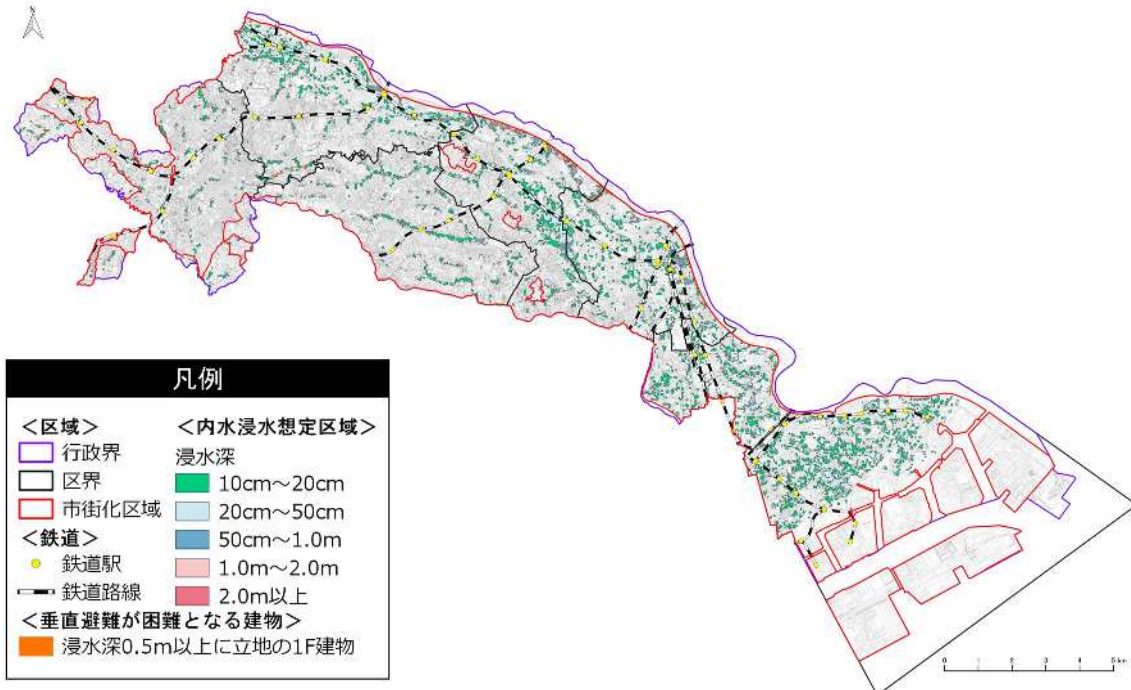
＜越波のリスク評価＞

◆川崎区の一部エリアで倒壊するリスクの高い建物が立地

- ・川崎区中央部の海に面したエリアにおいて、倒壊するリスクの高い建物が多く立地

(工) 内水浸水想定区域

<内水浸水想定区域×建物>



内水浸水想定区域	
区分	棟数
浸水深0.5m以上に立地の1F建物	1,091

内水浸水想定区域		
浸水深2.0m以上に立地の建物		113
上記該当建物の階数別件数・割合		
1F	19	16.8%
2F	70	61.9%
3F	14	12.4%
4F	2	1.8%
5F	5	4.4%
6F	1	0.9%
7F	2	1.8%
合計	113	100%

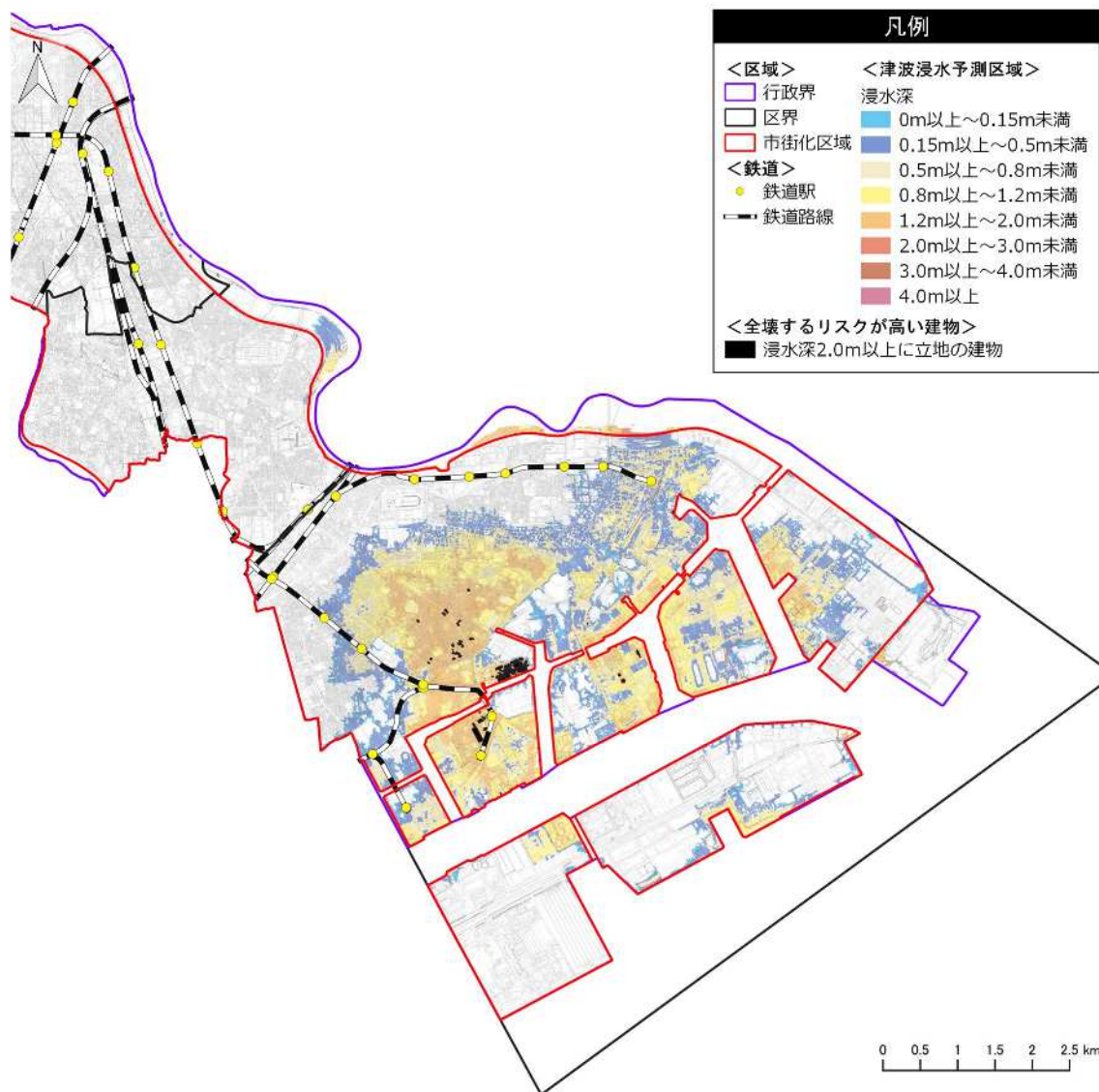
<内水浸水想定区域のリスク評価>

◆高津区、多摩区の一部エリアでは垂直避難が困難な建物が立地

- ・【高津区】多摩川沿いに立地
- ・【多摩区】区南部に立地

(才) 津波浸水予測区域×建物

＜津波浸水予測区域×建物＞



津波浸水予測区域	
区分	棟数
浸水深2.0m以上に立地の建物	192

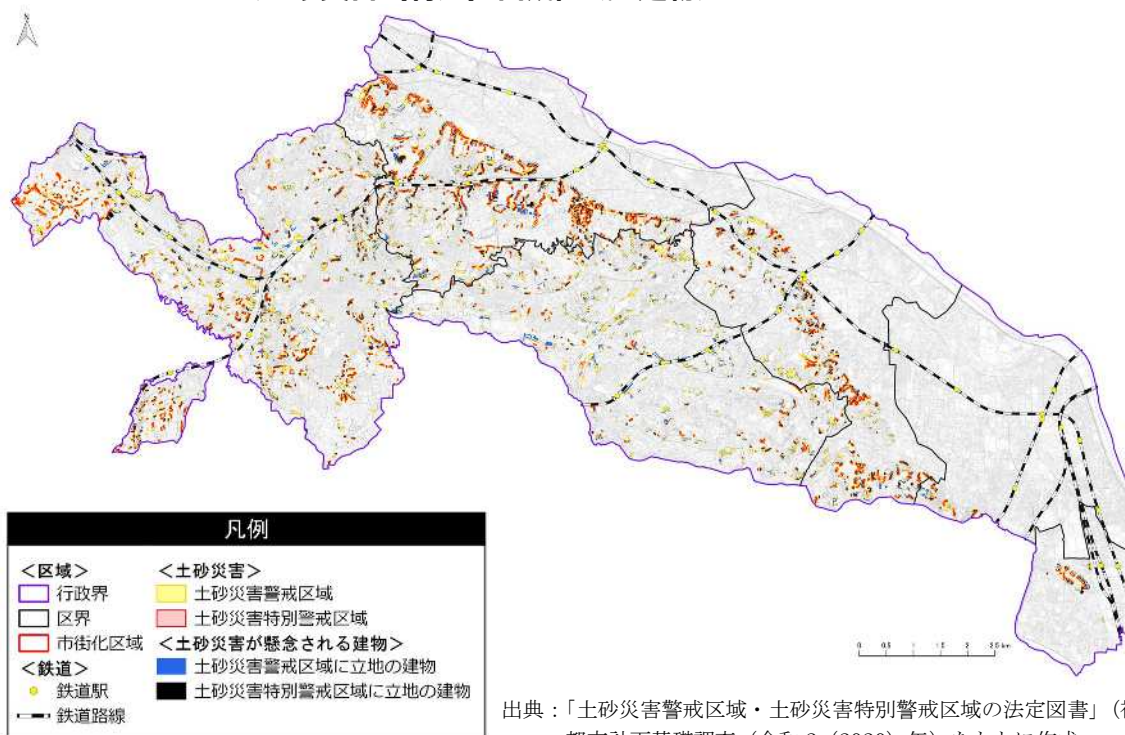
出典：「津波浸水予測図」（神奈川県）、
都市計画基礎調査（令和 2（2020）年）をもとに作成

＜津波浸水予測区域のリスク評価＞

- ◆川崎区（浅野町・浜町 2 丁目）において全壊するリスクの高い建物が立地
- ・臨海部を中心として、川崎区の広範囲が災害リスクを有しているが、全壊するリスクが高い建物は川崎区中央部の海に面したエリアに一部立地

(力) 土砂災害（特別）警戒区域

＜土砂災害（特別）警戒区域×建物＞



土砂災害（特別）警戒区域	
区分	棟数
土砂災害警戒区域に立地の建物	10,255
土砂災害特別警戒区域に立地の建物	1,946
合計	12,201

＜土砂災害警戒区域のリスク評価＞

◆高津区、宮前区、多摩区、麻生区において、多くの建物が立地

- ・幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区において、土砂災害が懸念される土地への建物の立地がみられるが、特に高津区、宮前区、多摩区、麻生区に多く立地

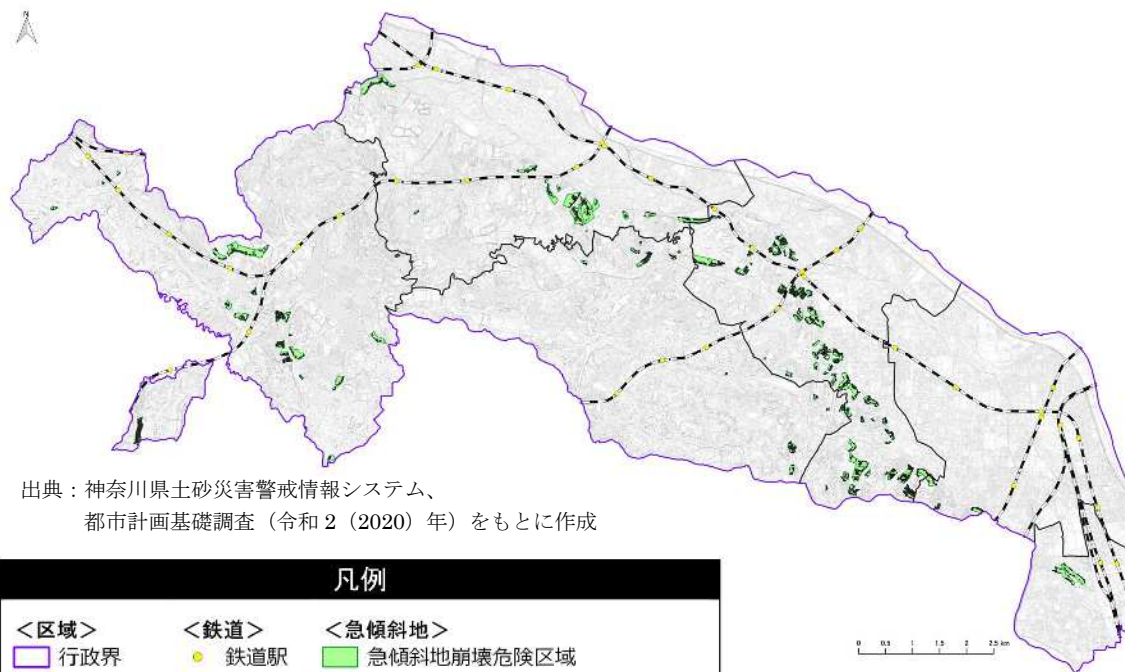
＜土砂災害特別警戒区域のリスク評価＞

◆高津区、宮前区、多摩区、麻生区において、多くの建物が立地

- ・幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区において、土砂災害が懸念される土地への建物の立地がみられるが、特に高津区、宮前区、多摩区、麻生区に多く立地

(キ) 急傾斜地崩壊危険区域

<急傾斜地崩壊危険区域×建物>



凡例		
<区域>	<鉄道>	<急傾斜地>
行政界	● 鉄道駅	急傾斜地崩壊危険区域
区界	— 鉄道路線	<土砂災害が懸念される建物>
市街化区域		急傾斜地崩壊危険区域に立地の建物

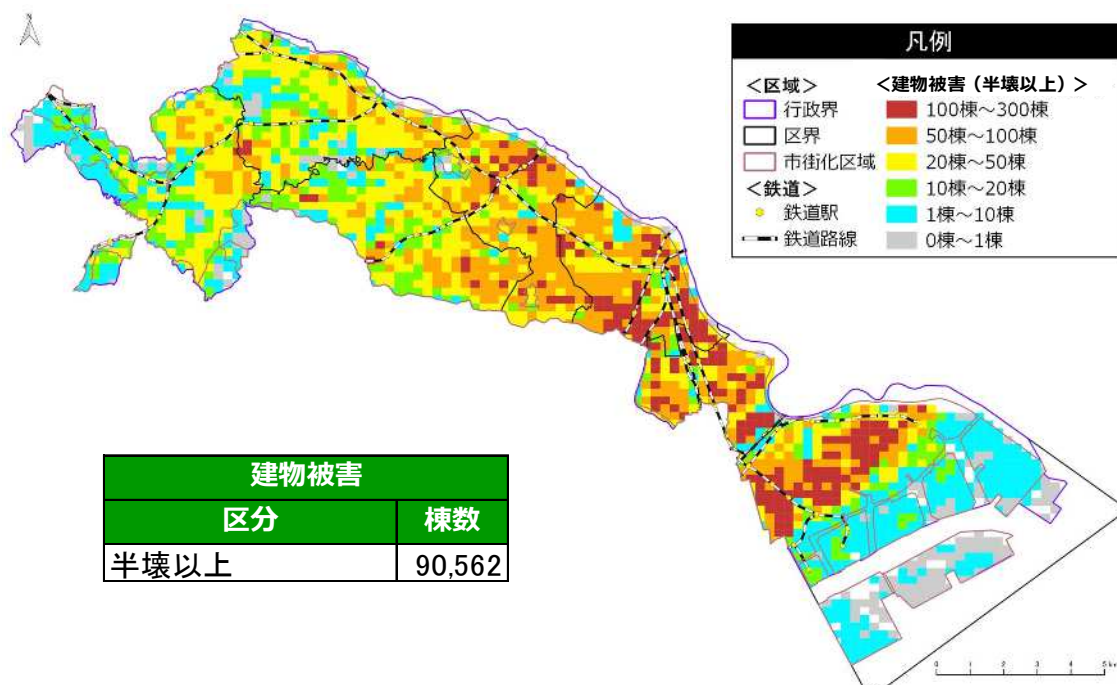
急傾斜地崩壊危険区域	
区分	棟数
急傾斜地崩壊危険区域に立地の建物	3,773

<急傾斜地崩壊危険区域のリスク評価>

◆高津区、多摩区、麻生区において、多くの建物が立地

- ・【高津区】区中央部を中心に、溝の口駅や津田山駅周辺で多くの建物が立地
- ・【多摩区】生田緑地周辺で多くの建物が立地
- ・【麻生区】柿生駅や五月台駅周辺で多くの建物が立地

(ク) 揺れによる自治体判定建物被害（半壊以上）棟数分布（川崎市直下の地震）



出典：川崎市地震被害想定調査（平成 22（2010）年 3 月）、
「川崎市防災都市づくり基本計画」（平成 27（2015）年 3 月）をもとに作成

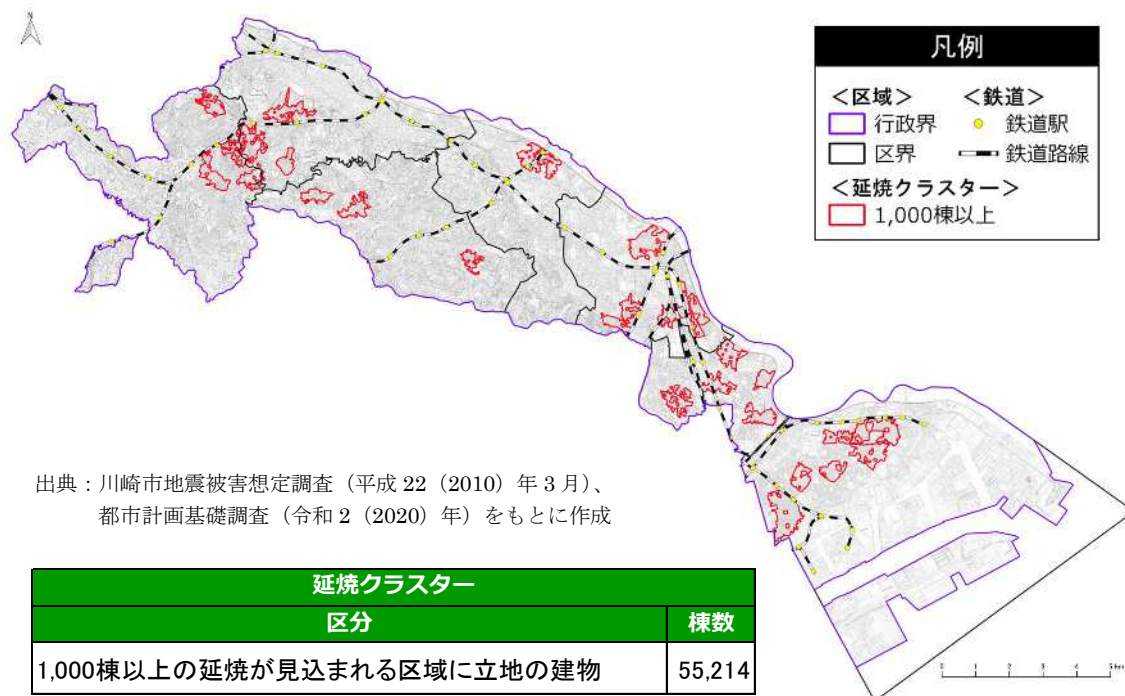
<建物被害のリスク評価>

◆川崎区・幸区・中原区、高津区で、半壊以上の建物被害が多く見込まれるエリアが存在

- ・【川崎区】区の中央部で多くの建物被害が見込まれる。
- ・【幸 区】川崎駅や鹿島田駅等の周辺で多くの建物被害が見込まれる。
- ・【中原区】新丸子駅、元住吉駅、平間駅等の周辺で多くの建物被害が見込まれる。
- ・【高津区】高津駅や二子新地駅等の周辺で多くの建物被害が見込まれる。

(ケ) 延焼クラスター

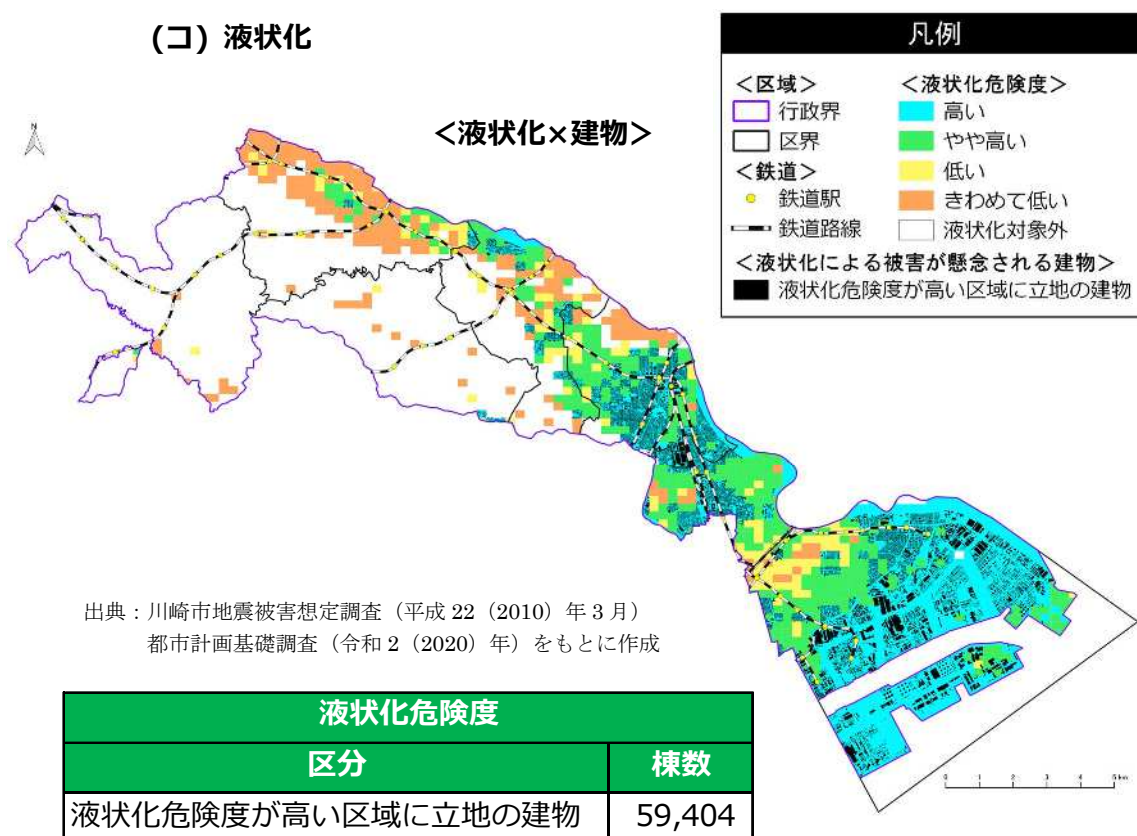
<延焼クラスター>



<延焼クラスターのリスク評価>

- ◆大規模地震の発生に伴う火災延焼が想定される区域が点在
- ・ 1,000 棟以上の延焼クラスターが各区に点在

(コ) 液状化



<液状化危険度のリスク評価>

- ◆川崎区・幸区・中原区には液状化による被害が懸念される建物が多く立地
- ・臨海部を中心として、液状化危険度の高いエリアがみられるが、新川崎・鹿島田駅や武蔵小杉駅周辺における液状化危険度の高いエリアにも、建物が多く立地

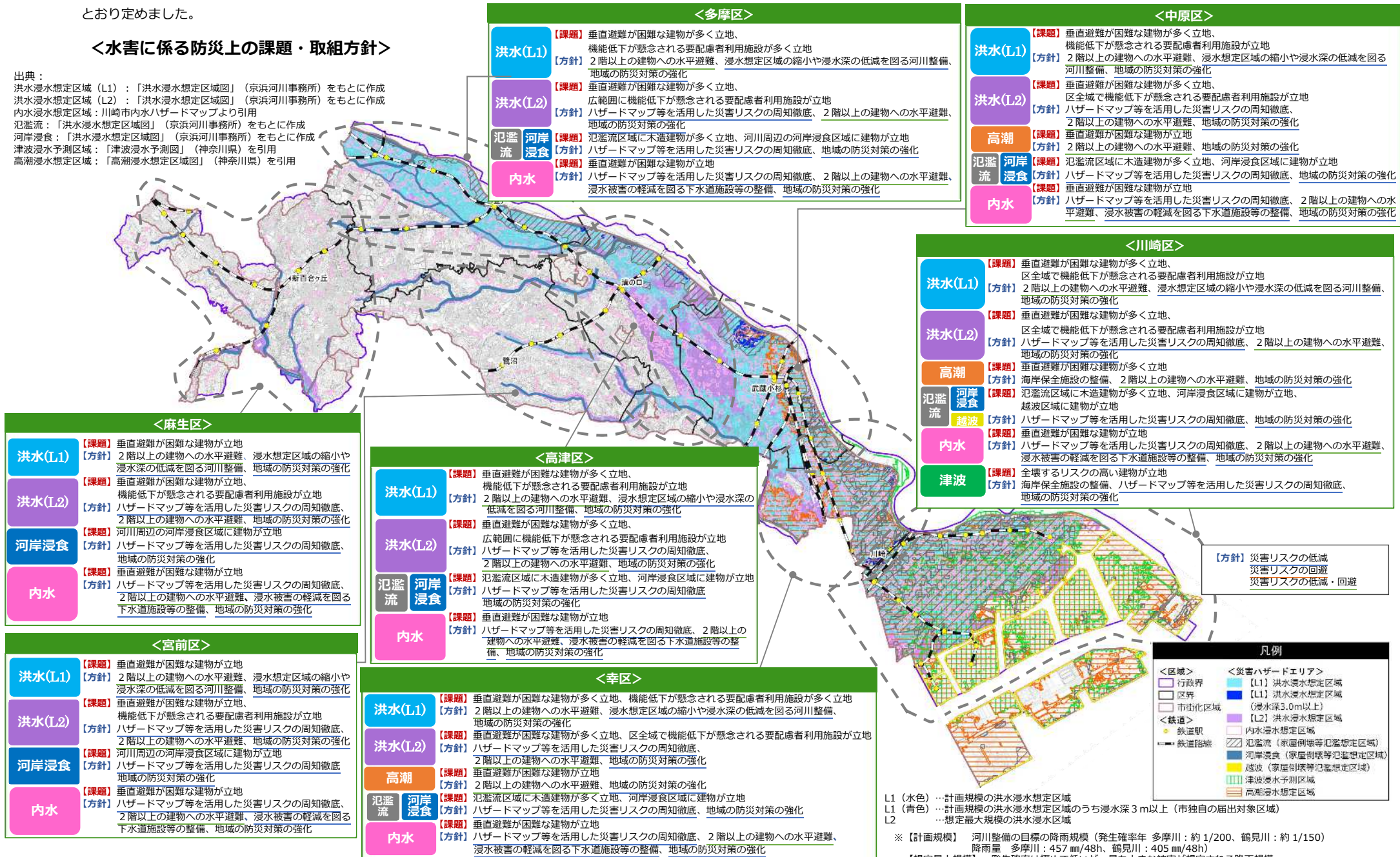
(2) 防災上の課題の整理と災害リスクの低減・回避に必要な取組方針

災害リスク評価結果に基づき災害発生時に甚大な被害が想定されるエリアを考慮して、区単位で災害種別に応じた防災上の課題を整理するとともに、災害リスクの低減・回避に必要な取組方針を以下のとおり定めました。

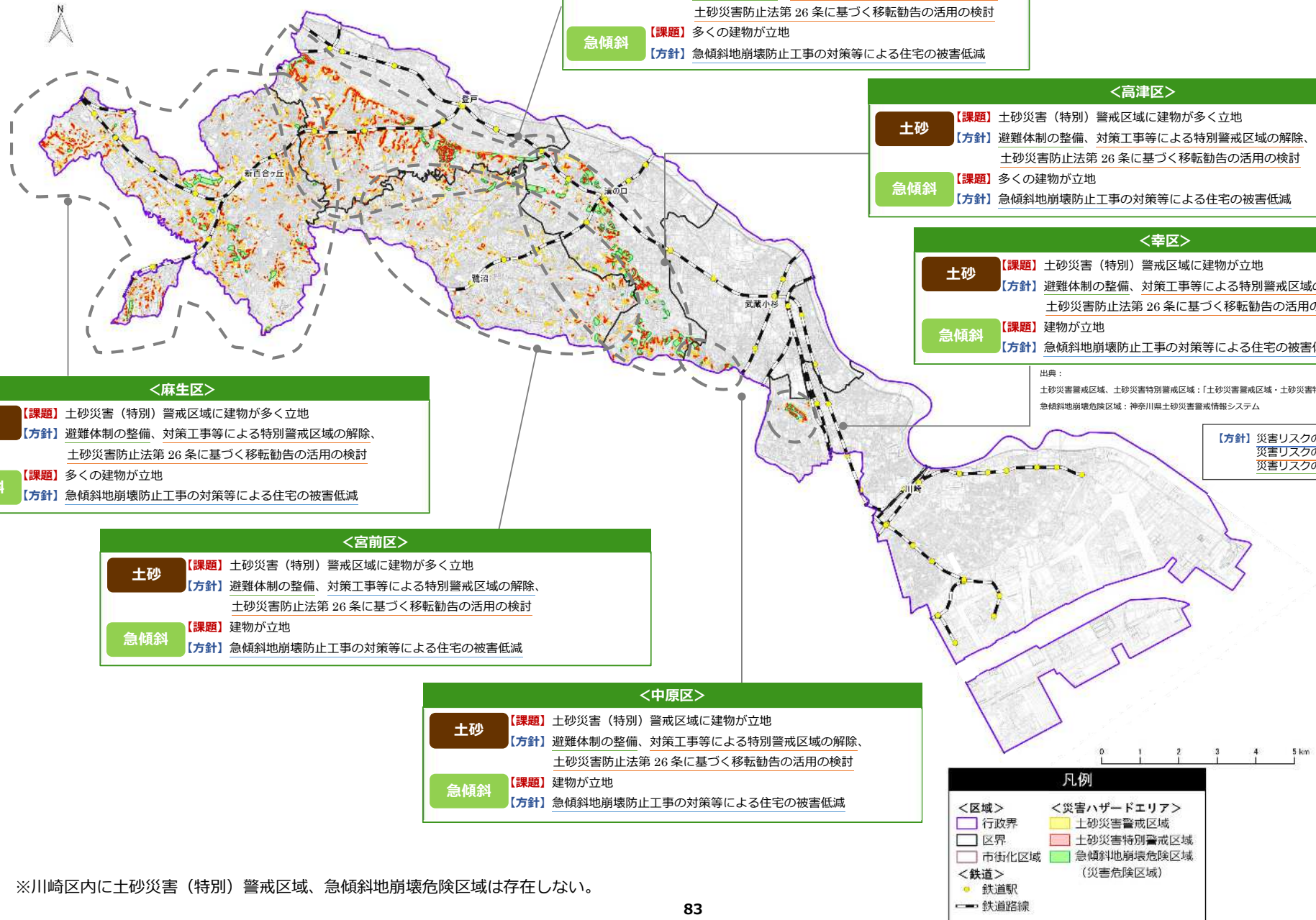
<水害に係る防災上の課題・取組方針>

出典：

洪水浸水想定区域（L1）：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）をもとに作成
洪水浸水想定区域（L2）：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）をもとに作成
内水浸水想定区域：川崎市内水/ハザードマップより引用
氾濫流：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）をもとに作成
津波浸食：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）をもとに作成
津波浸水予測区域：「津波浸水予測図」（神奈川県）を引用
高潮浸水想定区域：「高潮浸水想定区域図」（神奈川県）を引用



＜土砂災害に係る防災上の課題・取組方針＞



※川崎区内に土砂災害（特別）警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域は存在しない。

<地震に係る防災上の課題・取組方針>

<麻生区>

- 建物被害** 【課題】 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが点在
【方針】 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援
- 延焼** 【課題】 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在
【方針】 火災延焼リスクに応じた対策の実施

<多摩区>

- 建物被害** 【課題】 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが点在
【方針】 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援
- 延焼** 【課題】 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在
【方針】 火災延焼リスクに応じた対策の実施
- 液状化** 【課題】 危険度の高いエリアに建物が立地
【方針】 液状化リスクの周知

<高津区>

- 建物被害** 【課題】 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが広く点在
【方針】 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援
- 延焼** 【課題】 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在
【方針】 火災延焼リスクに応じた対策の実施
- 液状化** 【課題】 危険度の高いエリアに建物が立地
【方針】 液状化リスクの周知

<川崎区>

- 建物被害** 【課題】 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが広く点在
【方針】 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援
- 延焼** 【課題】 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在
【方針】 火災延焼リスクに応じた対策の実施
- 液状化** 【課題】 危険度の高いエリアに建物が多く立地
【方針】 液状化リスクの周知

<宮前区>

- 建物被害** 【課題】 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが点在
【方針】 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援
- 延焼** 【課題】 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在
【方針】 火災延焼リスクに応じた対策の実施
- 液状化** 【課題】 危険度の高いエリアに建物が立地
【方針】 液状化リスクの周知

<中原区>

- 建物被害** 【課題】 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが広く点在
【方針】 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援
- 延焼** 【課題】 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在
【方針】 火災延焼リスクに応じた対策の実施
- 液状化** 【課題】 危険度の高いエリアに建物が多く立地
【方針】 液状化リスクの周知

<幸区>

- 建物被害** 【課題】 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが広く点在
【方針】 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援
- 延焼** 【課題】 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在
【方針】 火災延焼リスクに応じた対策の実施
- 液状化** 【課題】 危険度の高いエリアに建物が多く立地
【方針】 液状化リスクの周知

【方針】 災害リスクの低減
災害リスクの回避
災害リスクの低減・回避

凡例

- <区域>
行政界
区界
<鉄道>
鉄道駅
鉄道路線
- <建物被害（半壊以上）>
100棟～300棟
<延焼クラスター>
1,000棟以上
<液状化危険度>
高い

出典：川崎市地震被害想定調査（平成 22（2010）年 3 月）

※道路、水道施設、下水道施設や港湾施設等については、災害時における都市機能の維持と質の高い復興を可能にするまちをめざし、引き続き既存の取組を進めていきます。

＜川崎市 水害に係る防災上の課題・取組方針＞



出典：
 洪水浸水想定区域（L1）：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）をもとに作成
 洪水浸水想定区域（L2）：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）をもとに作成
 内水浸水想定区域：川崎市内水ハザードマップ（令和4（2022）年8月）より引用
 氾濫流：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）をもとに作成
 河岸浸食：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）をもとに作成
 津波浸水予測区域：「津波浸水予測図」（神奈川県）を引用
 高潮浸水想定区域：「高潮浸水想定区域図」（神奈川県）を引用

凡例	
＜区域＞	＜災害ハザードエリア＞
行政界	【L1】洪水浸水想定区域
区界	【L1】洪水浸水想定区域 （浸水深3.0m以上）
市街化区域	【L2】洪水浸水想定区域
＜鉄道＞	内水浸水想定区域
● 鉄道駅	氾濫流（家屋倒壊等氾濫想定区域）
→ 鉄道路線	河岸浸食（家屋倒壊等氾濫想定区域）
	越波（家屋倒壊等氾濫想定区域）
	津波浸水予測区域
	高潮浸水想定区域

＜川崎市＞

洪水(L1)

【課題】 垂直避難が困難な建物が多く立地、
 区全域で機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
 【方針】 2階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化

洪水(L2)

【課題】 垂直避難が困難な建物が多く立地、
 区全域で機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化

高潮

【課題】 垂直避難が困難な建物が多く立地
 【方針】 海岸保全施設の整備、2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化

氾濫流 河岸 浸食

越波

【課題】 氾濫流区域に木造建物が多く立地、河岸浸食区域に建物が立地、
 越波区域に建物が立地
 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化

内水

【課題】 垂直避難が困難な建物が立地
 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、
 浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化

津波

【課題】 全壊するリスクの高い建物が立地
 【方針】 海岸保全施設の整備、ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、
 地域の防災対策の強化

<川崎区 土砂災害に係る防災上の課題・取組方針>



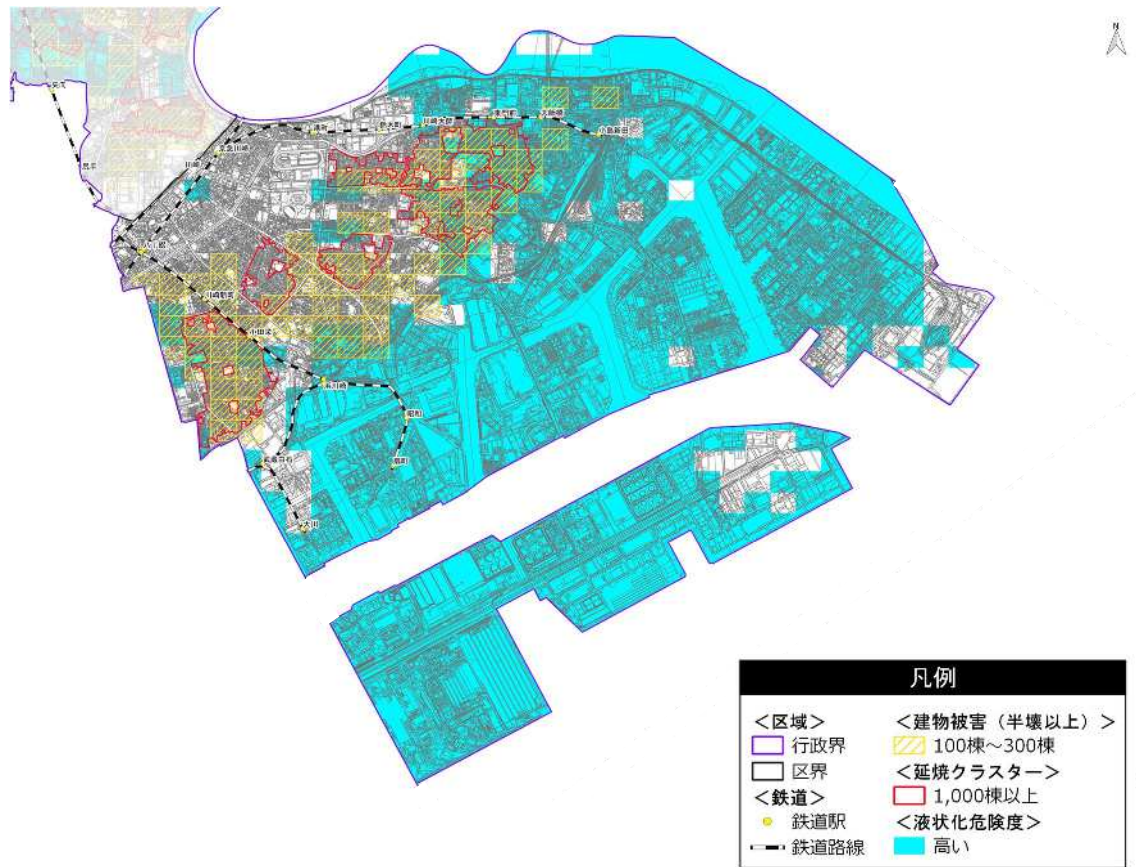
出典：

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域：「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の法定図書」（神奈川県）

急傾斜地崩壊危険区域：神奈川県土砂災害警戒情報システム

※川崎区内に土砂災害（特別）警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域は存在しない。

<川崎区 地震に係る防災上の課題・取組方針>



出典：川崎市地震被害想定調査（平成 22（2010）年 3 月）

<川崎区>

建物被害

【課題】 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが広く点在

【方針】 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援

延焼

【課題】 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在

【方針】 火災延焼リスクに応じた対策の実施

液状化

【課題】 危険度の高いエリアに建物が多く立地

【方針】 液状化リスクの周知

<幸区 水害に係る防災上の課題・取組方針>



凡例

<区域>	
行政界	
区界	
市街化区域	
<鉄道>	
鉄道駅	
鉄道路線	
<災害ハザードエリア>	
【L1】洪水浸水想定区域	
【L1】洪水浸水想定区域 (浸水深3.0m以上)	
【L2】洪水浸水想定区域	
内水浸水想定区域	
氾濫流(家屋倒壊等氾濫想定区域)	
河岸浸食(家屋倒壊等氾濫想定区域)	
越波(家屋倒壊等氾濫想定区域)	
津波浸水予測区域	
高潮浸水想定区域	

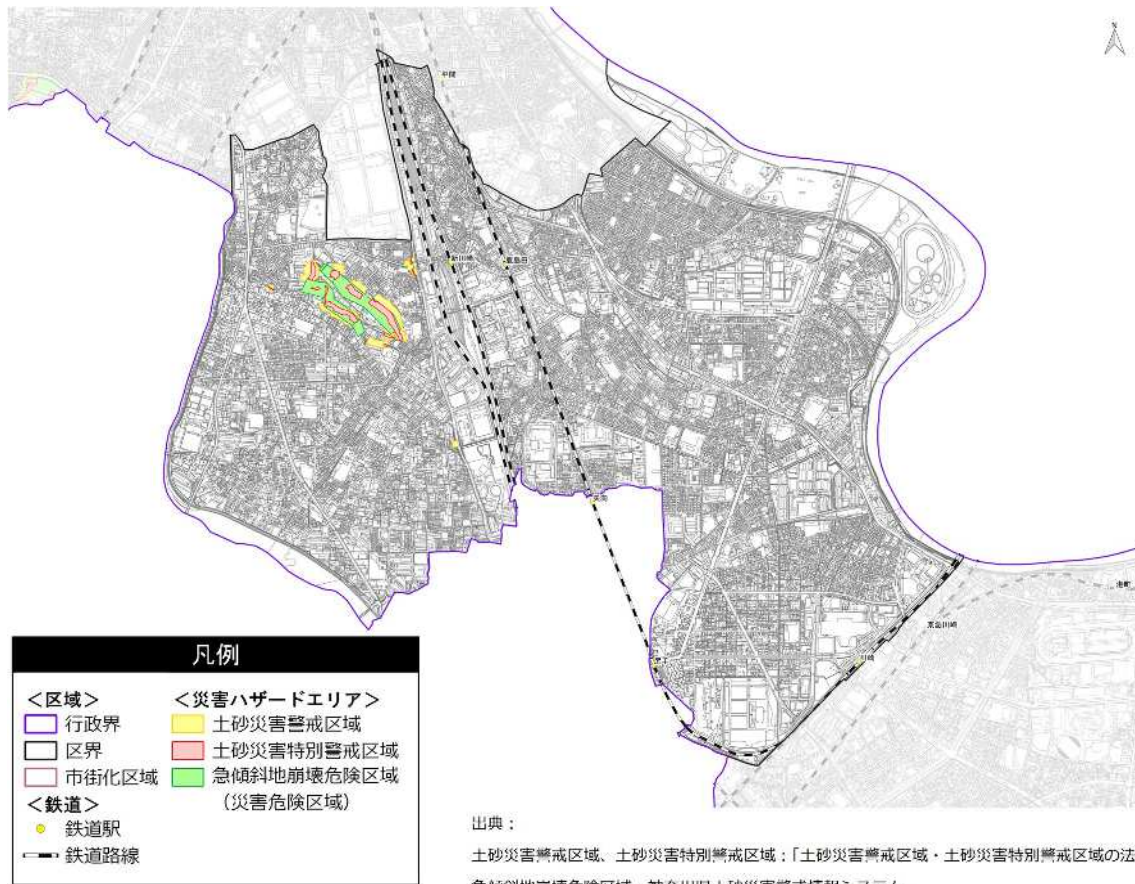
出典：

洪水浸水想定区域(L1)：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成
洪水浸水想定区域(L2)：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成
内水浸水想定区域：川崎市内水ハザードマップ(令和4(2022)年8月)より引用
氾濫流：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成
河岸浸食：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成
津波浸水予測区域：「津波浸水予測図」(神奈川県)を引用
高潮浸水想定区域：「高潮浸水想定区域図」(神奈川県)を引用

<幸区>

洪水(L1)	【課題】 垂直避難が困難な建物が多く立地、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が多く立地
	【方針】 2階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化
洪水(L2)	【課題】 垂直避難が困難な建物が多く立地、区全域で機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
	【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化
高潮	【課題】 垂直避難が困難な建物が立地
	【方針】 2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化
氾濫流 河岸浸食	【課題】 氾濫流区域に木造建物が多く立地、河岸浸食区域に建物が立地
	【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化
内水	【課題】 垂直避難が困難な建物が立地
	【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化

<幸区 土砂災害に係る防災上の課題・取組方針>



<幸区>

土砂

【課題】土砂災害（特別）警戒区域に建物が立地

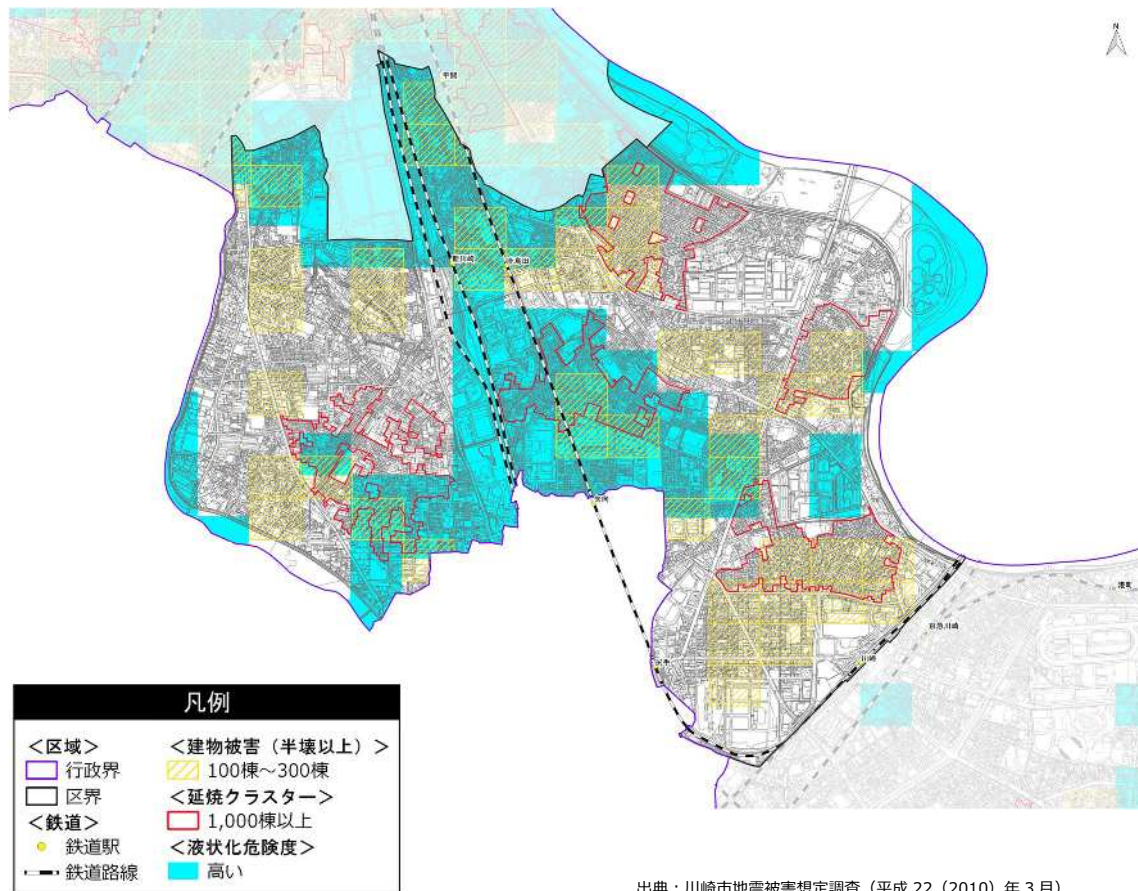
【方針】避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、
土砂災害防止法第 26 条に基づく移転勧告の活用¹⁾の検討、

急傾斜

【課題】建物が立地

【方針】急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減²⁾

<幸区 地震に係る防災上の課題・取組方針>



出典：川崎市地震被害想定調査（平成 22（2010）年 3 月）

<幸区>

建物被害

【課題】 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが広く点在

【方針】 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援

延焼

【課題】 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在

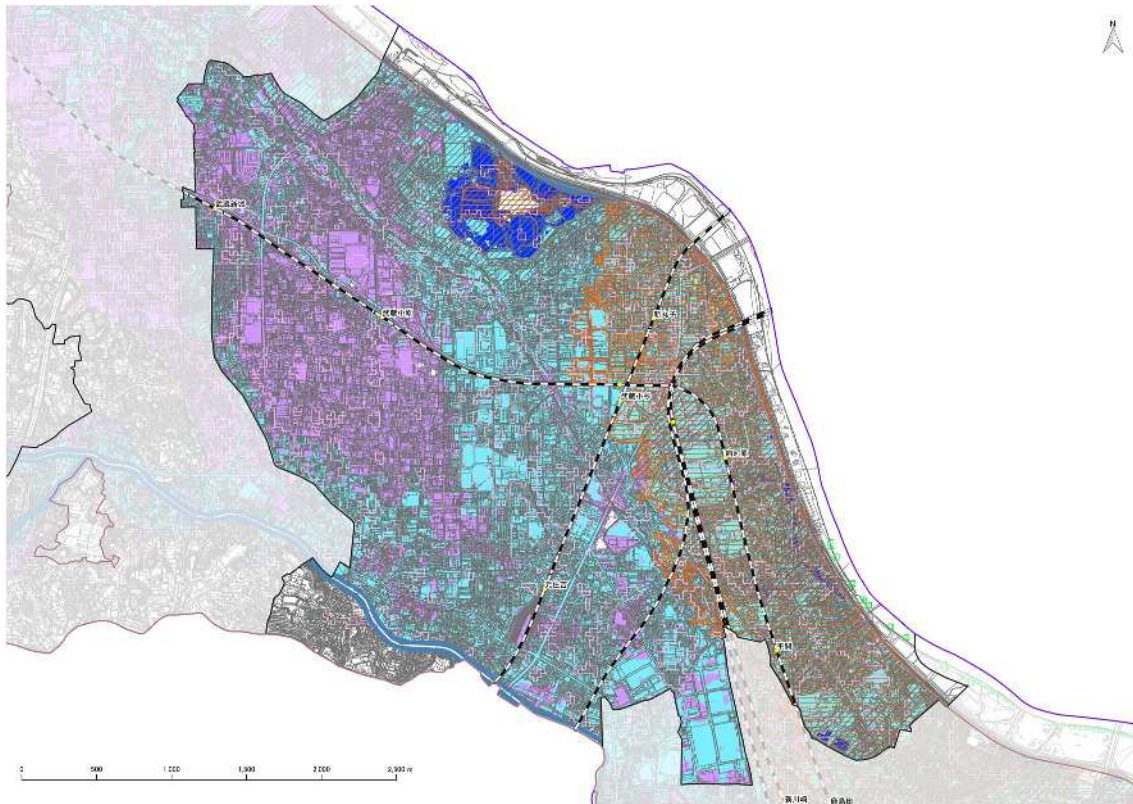
【方針】 火災延焼リスクに応じた対策の実施

液状化

【課題】 危険度の高いエリアに建物が多く立地

【方針】 液状化リスクの周知

<中原区 水害に係る防災上の課題・取組方針>



凡例	
<区域>	<災害ハザードエリア>
行政界	【L1】洪水浸水想定区域
区界	【L1】洪水浸水想定区域 (浸水深3.0m以上)
市街化区域	【L2】洪水浸水想定区域
<鉄道>	内水浸水想定区域
鉄道駅	氾濫流(家屋倒壊等氾濫想定区域)
鉄道路線	河岸浸食(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	越波(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	津波浸水予測区域
	高潮浸水想定区域

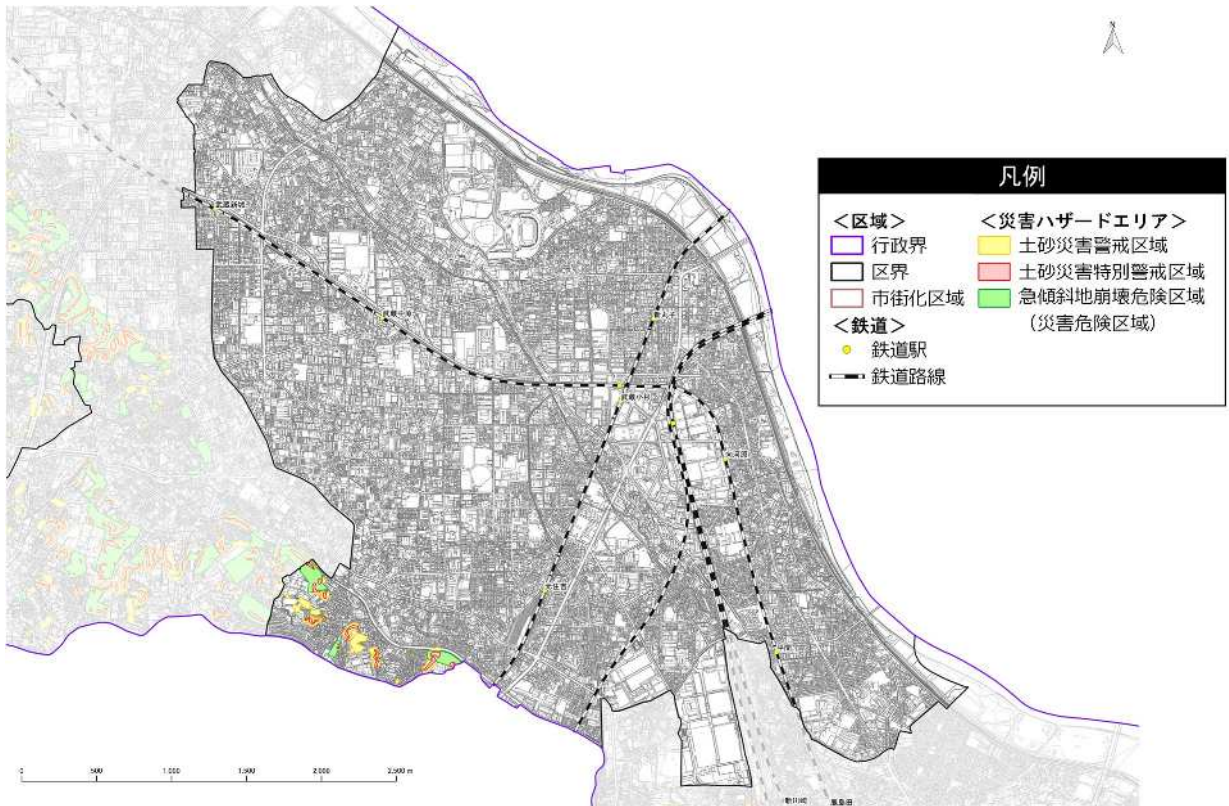
出典：

洪水浸水想定区域(L1)：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成
洪水浸水想定区域(L2)：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成
内水浸水想定区域：川崎市内水ハザードマップ(令和4(2022)年8月)より引用
氾濫流：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成
河岸浸食：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成
津波浸水予測区域：「津波浸水予測図」(神奈川県)を引用
高潮浸水想定区域：「高潮浸水想定区域図」(神奈川県)を引用

<中原区>

洪水(L1)	【課題】 垂直避難が困難な建物が多く立地、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地 【方針】 2階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る 河川整備、地域の防災対策の強化
洪水(L2)	【課題】 垂直避難が困難な建物が多く立地、区全域で機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化
高潮	【課題】 垂直避難が困難な建物が立地 【方針】 2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化
氾濫流	【課題】 氾濫流区域に木造建物が多く立地、河岸浸食区域に建物が立地 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化
内水	【課題】 垂直避難が困難な建物が立地 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化

<中原区 土砂災害に係る防災上の課題・取組方針>



出典：

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域：「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の法定図書」（神奈川県）

急傾斜地崩壊危険区域：神奈川県土砂災害警戒情報システム

<中原区>

土砂

【課題】 土砂災害（特別）警戒区域に建物が立地

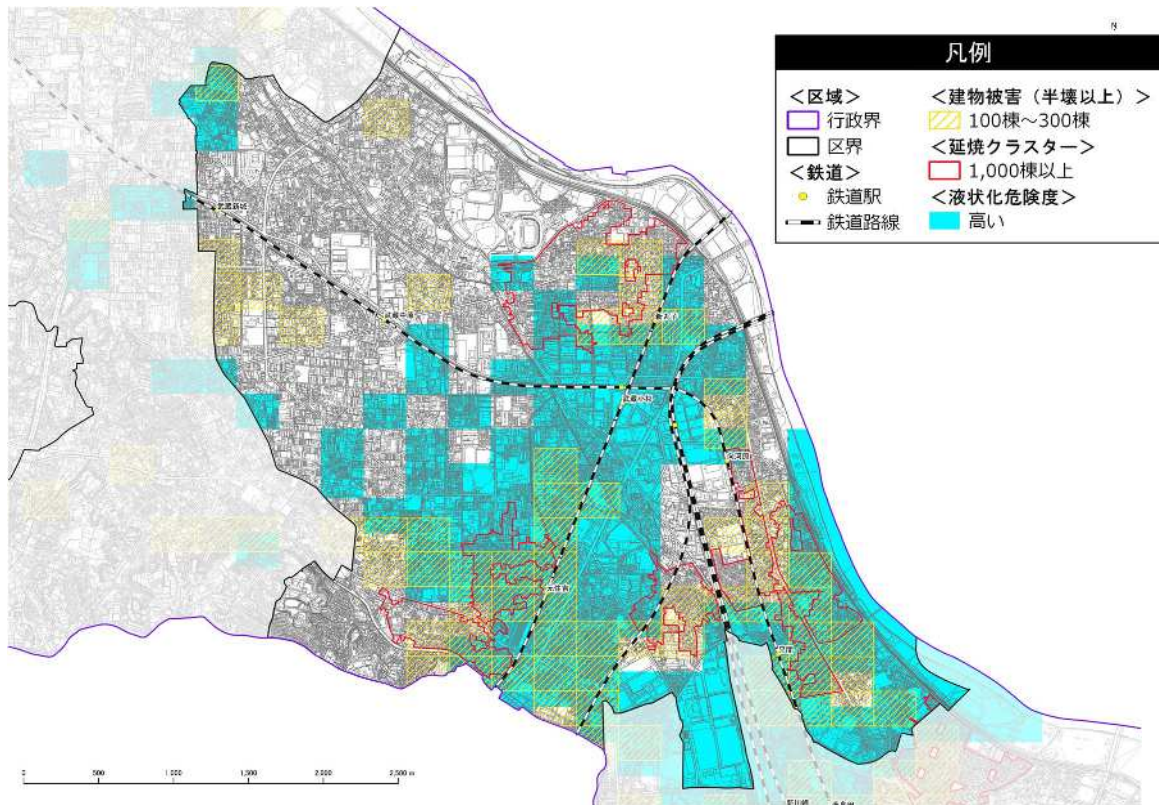
【方針】 避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、
土砂災害防止法第 26 条に基づく移転勧告の活用を検討

急傾斜

【課題】 建物が立地

【方針】 急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減

＜中原区 地震に係る防災上の課題・取組方針＞



出典：川崎市地震被害想定調査（平成 22（2010）年 3 月）

＜中原区＞

建物被害

【課題】 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが広く点在

【方針】 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援

延焼

【課題】 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在

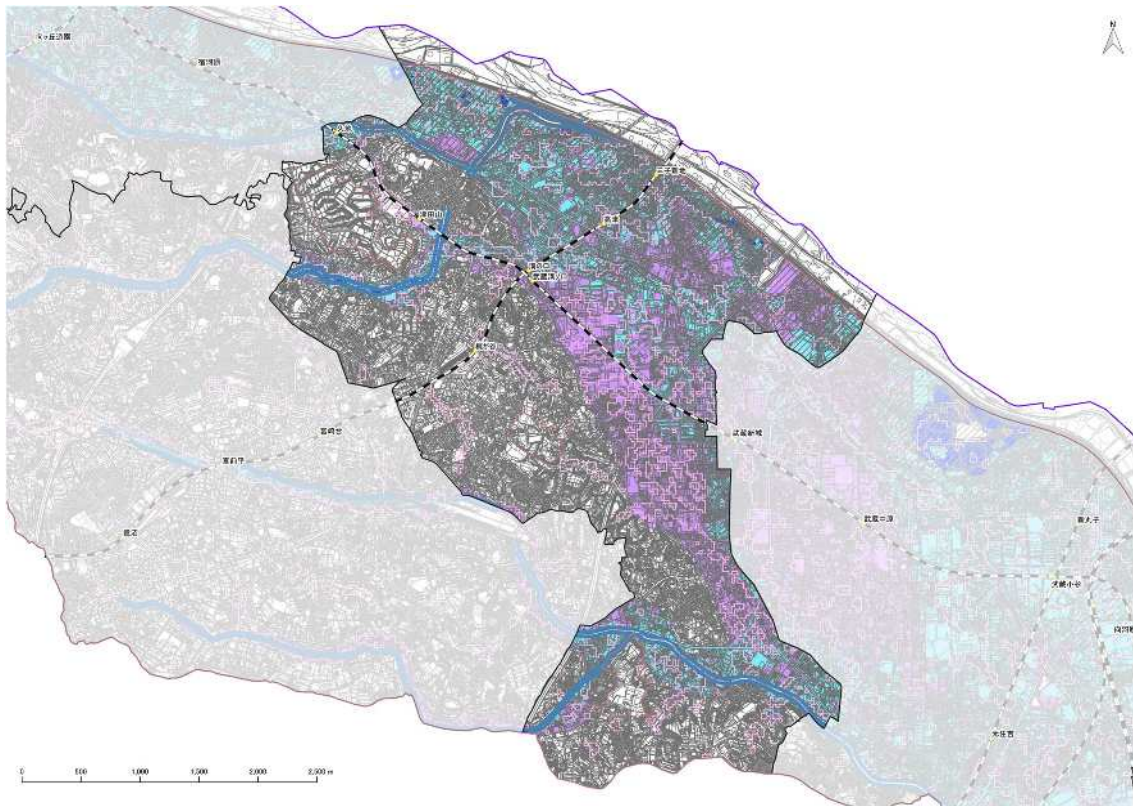
【方針】 火災延焼リスクに応じた対策の実施

液状化

【課題】 危険度の高いエリアに建物が多く立地

【方針】 液状化リスクの周知

<高津区 水害に係る防災上の課題・取組方針>



凡例	
<区域>	<災害ハザードエリア>
行政界	【L1】洪水浸水想定区域
区界	【L1】洪水浸水想定区域 (浸水深3.0m以上)
市街化区域	【L2】洪水浸水想定区域
<鉄道>	内水浸水想定区域
● 鉄道駅	氾濫流(家屋倒壊等氾濫想定区域)
— 鉄道路線	河岸浸食(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	越波(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	津波浸水予測区域
	高潮浸水想定区域

出典：

洪水浸水想定区域(L1)：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成
洪水浸水想定区域(L2)：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成
内水浸水想定区域：川崎市内水ハザードマップ(令和4(2022)年8月)より引用
氾濫流：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成
河岸浸食：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成
津波浸水予測区域：「津波浸水予測図」(神奈川県)を引用
高潮浸水想定区域：「高潮浸水想定区域図」(神奈川県)を引用

<高津区>

洪水(L1)

【課題】垂直避難が困難な建物が多く立地、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
【方針】2階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化

洪水(L2)

【課題】垂直避難が困難な建物が多く立地、広範囲に機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化

氾濫流

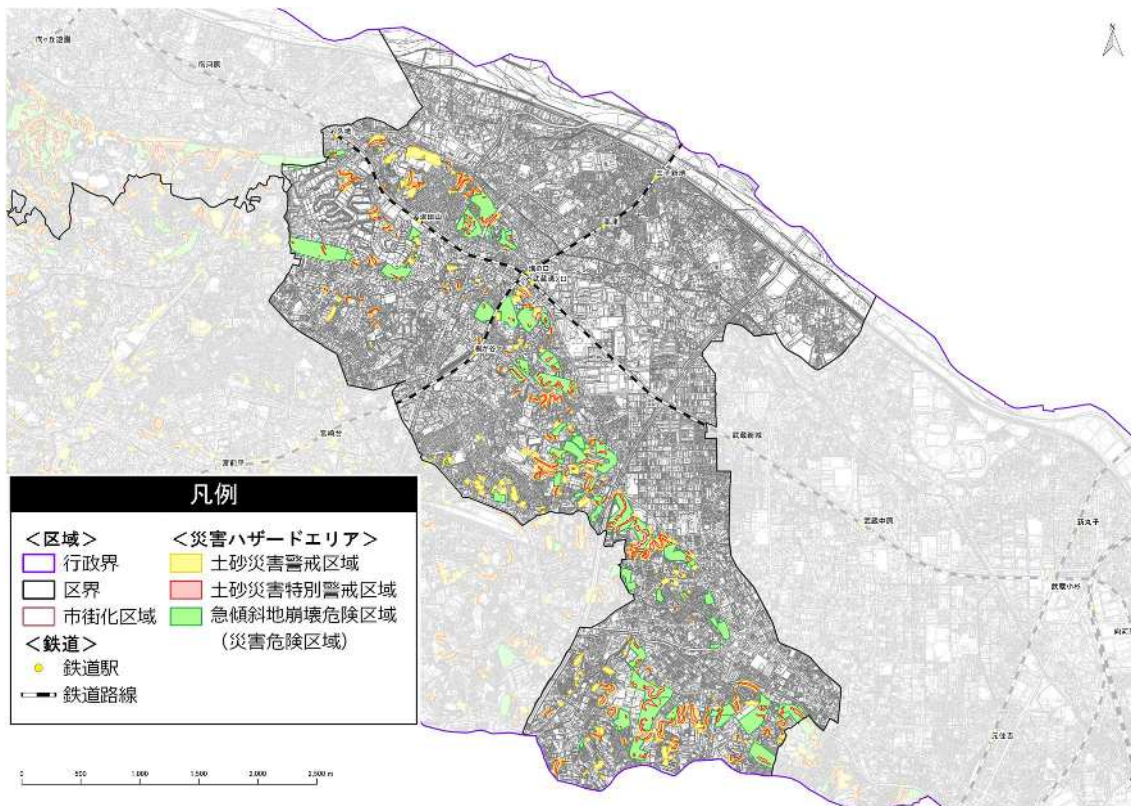
河岸浸食

【課題】氾濫流区域に木造建物が多く立地、河岸浸食区域に建物が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化

内水

【課題】垂直避難が困難な建物が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化

<高津区 土砂災害に係る防災上の課題・取組方針>



出典：

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域：「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の法定図書」（神奈川県）

急傾斜地崩壊危険区域：神奈川県土砂災害警戒情報システム

<高津区>

土砂

【課題】土砂災害（特別）警戒区域に建物が多く立地

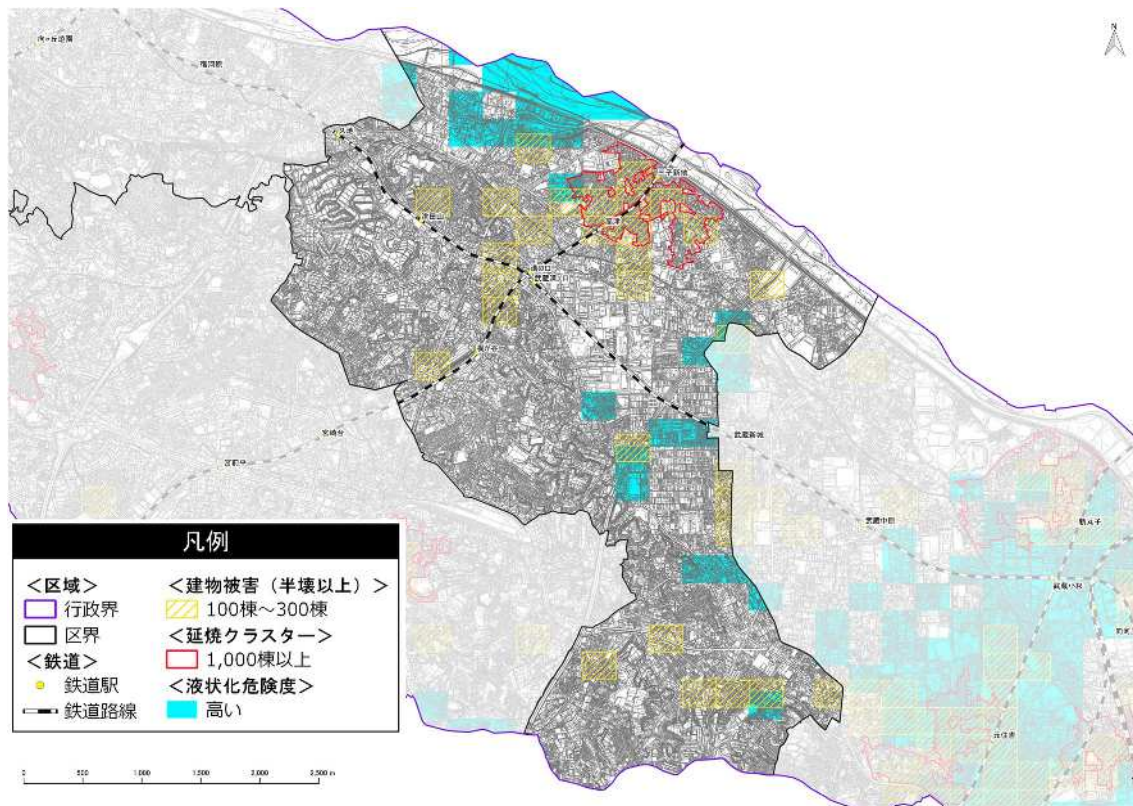
【方針】避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、
土砂災害防止法第 26 条に基づく移転勧告の活用の検討

急傾斜

【課題】多くの建物が立地

【方針】急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減

<高津区 地震に係る防災上の課題・取組方針>



出典：川崎市地震被害想定調査（平成 22（2010）年 3 月）

<高津区>

建物被害

【課題】 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが広く点在
【方針】 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援

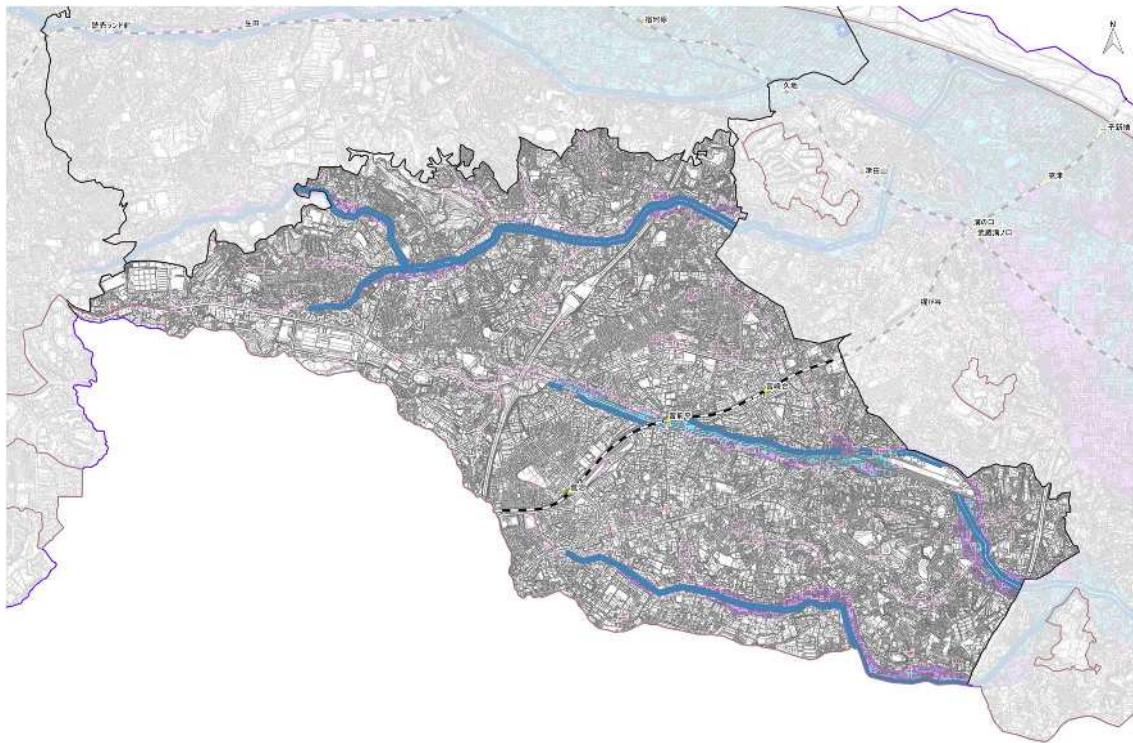
延焼

【課題】 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在
【方針】 火災延焼リスクに応じた対策の実施

液状化

【課題】 危険度の高いエリアに建物が立地
【方針】 液状化リスクの周知

<宮前区 水害に係る防災上の課題・取組方針>



0 500 1,000 1,500 2,000 2,500 m

凡例	
<区域>	<災害ハザードエリア>
行政界	【L1】洪水浸水想定区域
区界	【L1】洪水浸水想定区域 (浸水深3.0m以上)
市街化区域	【L2】洪水浸水想定区域
<鉄道>	内水浸水想定区域
鉄道駅	氾濫流(家屋倒壊等氾濫想定区域)
鉄道路線	河岸浸食(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	越波(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	津波浸水予測区域
	高潮浸水想定区域

出典:

洪水浸水想定区域(L1):「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成

洪水浸水想定区域(L2):「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成

内水浸水想定区域:川崎市内水ハザードマップ(令和4(2022)年8月)より引用

氾濫流:「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成

河岸浸食:「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成

津波浸水予測区域:「津波浸水予測図」(神奈川県)を引用

高潮浸水想定区域:「高潮浸水想定区域図」(神奈川県)を引用

<宮前区>

洪水(L1)

【課題】垂直避難が困難な建物が立地

【方針】2階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化

洪水(L2)

【課題】垂直避難が困難な建物が立地、

機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地

【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化

河岸浸食

【課題】河川周辺の河岸浸食区域に建物が立地

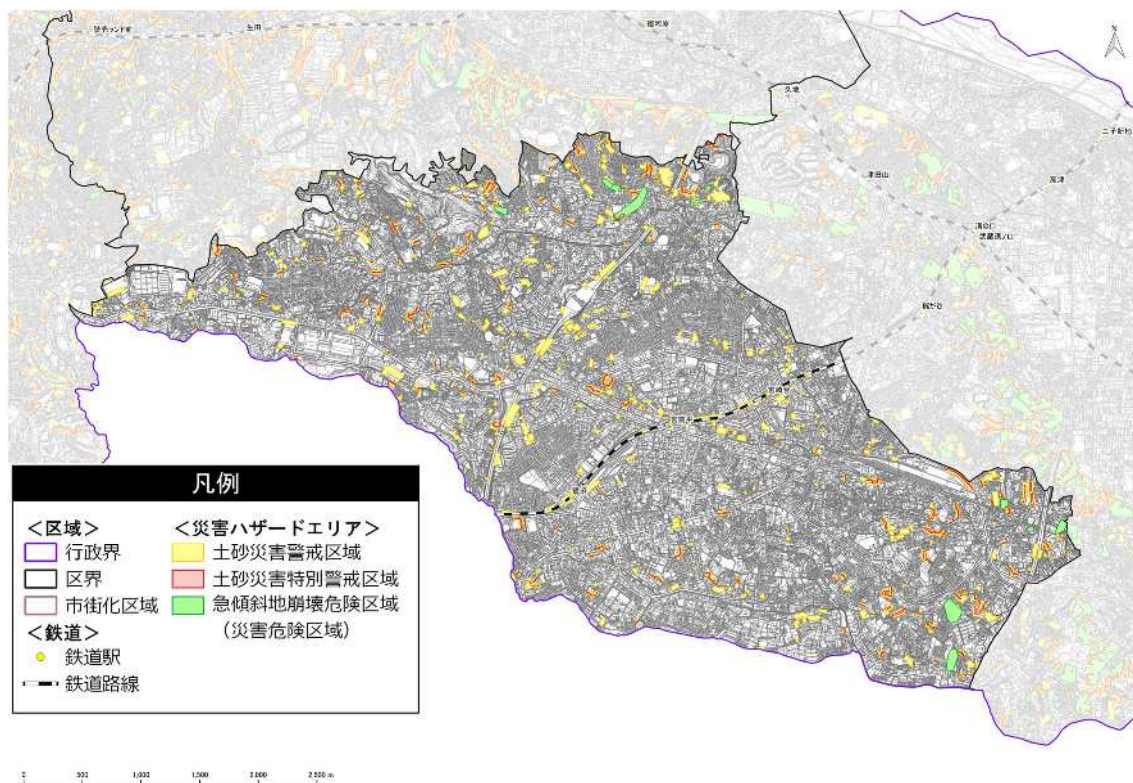
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化

内水

【課題】垂直避難が困難な建物が立地

【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化

＜宮前区 土砂災害に係る防災上の課題・取組方針＞



出典：

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域：「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の法定図書」（神奈川県）

急傾斜地崩壊危険区域：神奈川県土砂災害警戒情報システムをもとに作成

＜宮前区＞

土砂

【課題】 土砂災害（特別）警戒区域に建物が多く立地

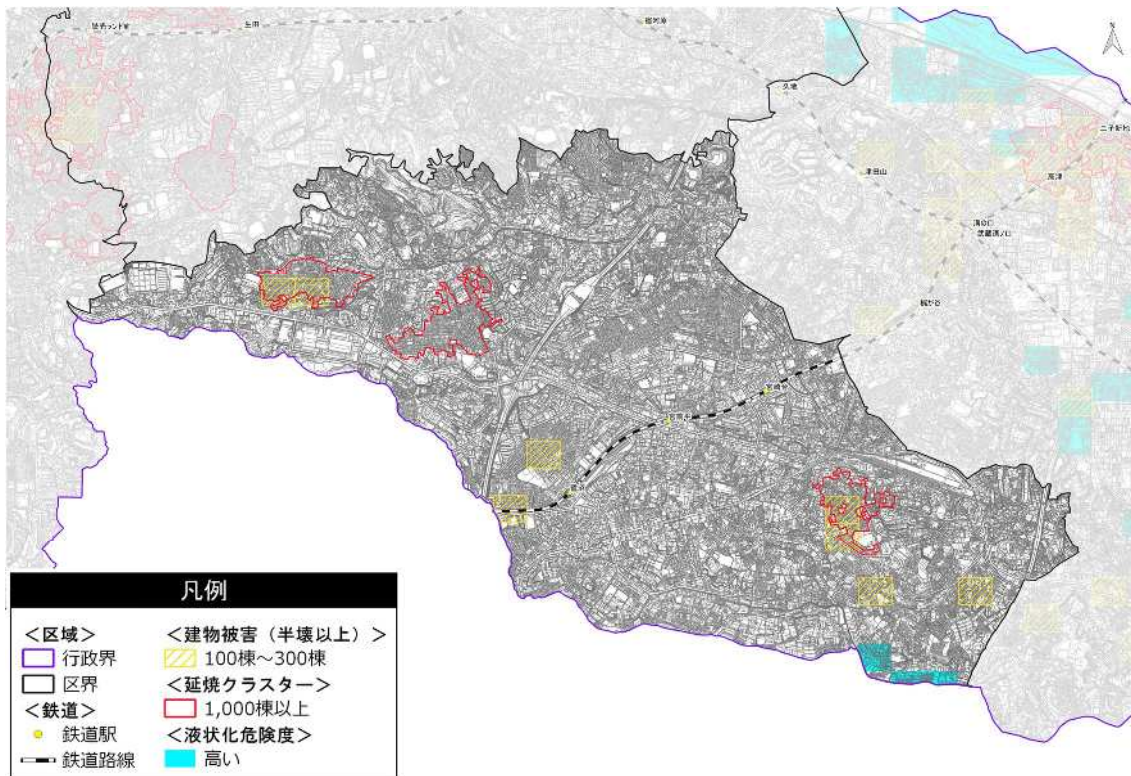
【方針】 避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、
土砂災害防止法第 26 条に基づく移転勧告の活用を検討

急傾斜

【課題】 建物が立地

【方針】 急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減

<宮前区 地震に係る防災上の課題・取組方針>



出典：川崎市地震被害想定調査（平成 22（2010）年 3 月）

<宮前区>

建物被害

【課題】 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが点在

【方針】 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援

延焼

【課題】 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在

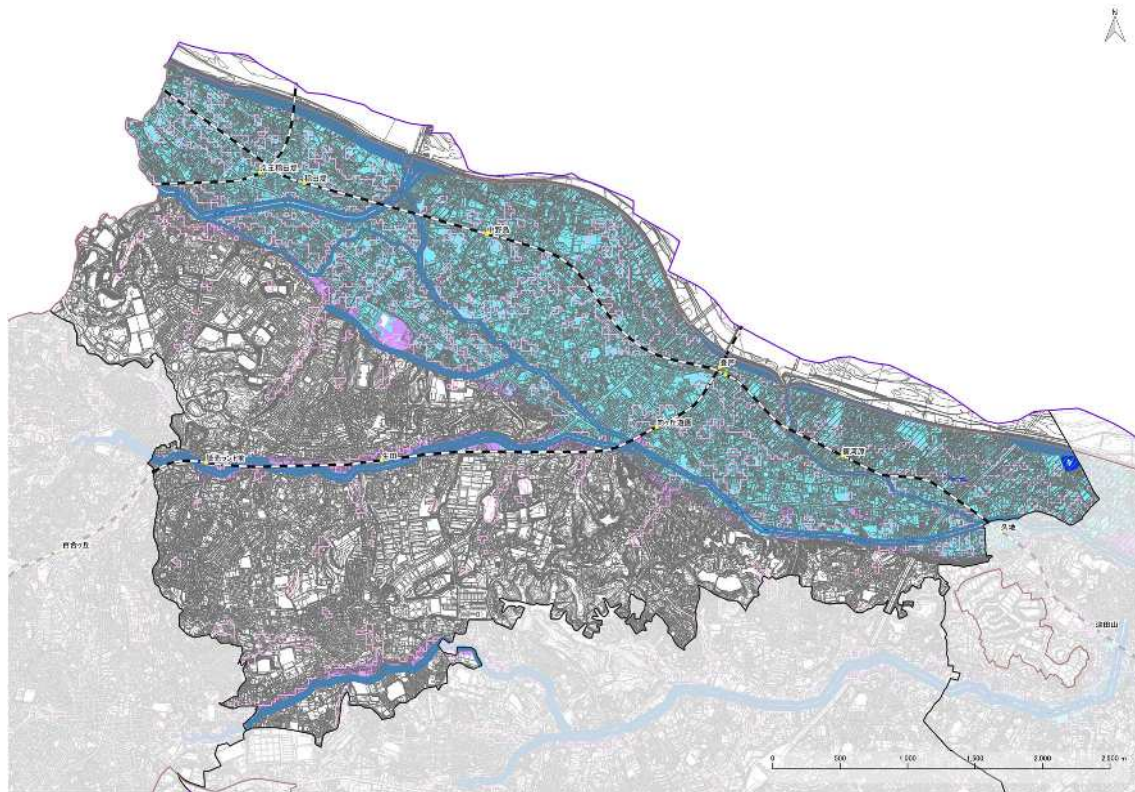
【方針】 火災延焼リスクに応じた対策の実施

液状化

【課題】 危険度の高いエリアに建物が立地

【方針】 液状化リスクの周知

<多摩区 水害に係る防災上の課題・取組方針>



凡例	
<区域>	<災害ハザードエリア>
行政界	【L1】洪水浸水想定区域
区界	【L1】洪水浸水想定区域
市街化区域	(浸水深3.0m以上)
<鉄道>	【L2】洪水浸水想定区域
鉄道駅	内水浸水想定区域
鉄道路線	氾濫流(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	河岸浸食(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	越波(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	津波浸水予測区域
	高潮浸水想定区域

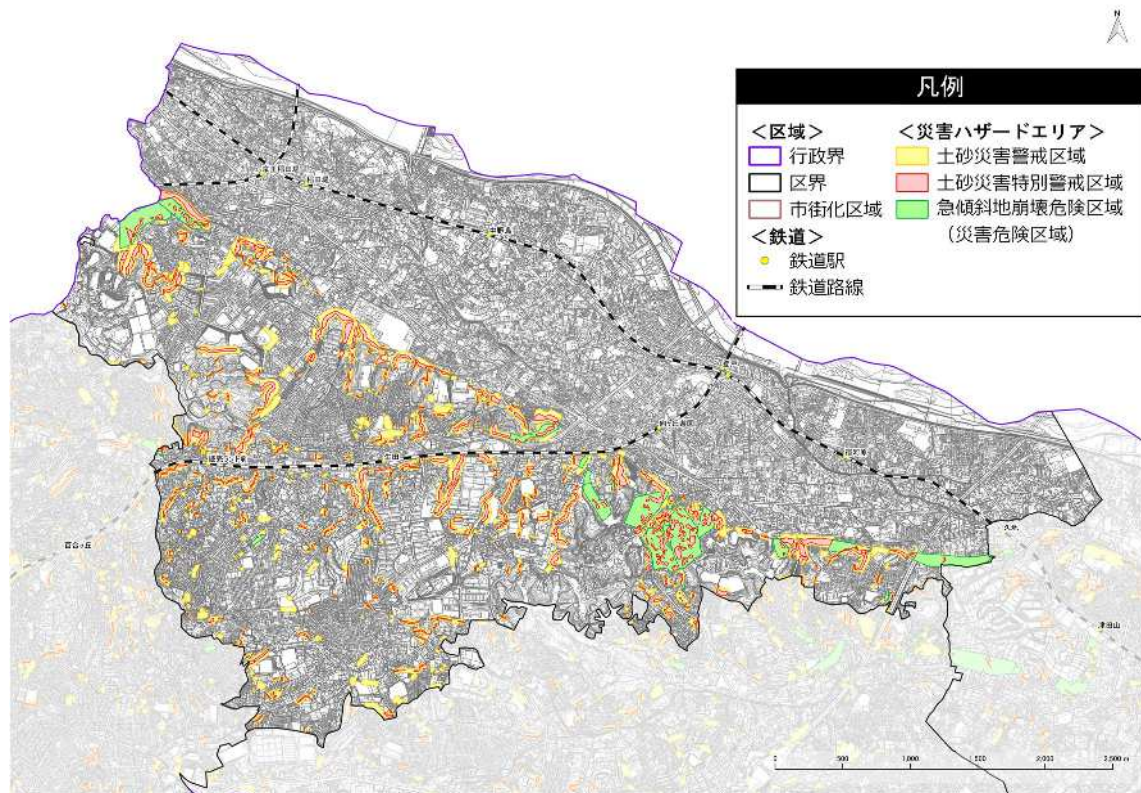
出典:

洪水浸水想定区域(L1):「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成
洪水浸水想定区域(L2):「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成
内水浸水想定区域:川崎市内水ハザードマップ(令和4(2022)年8月)より引用
氾濫流:「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成
河岸浸食:「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成
津波浸水予測区域:「津波浸水予測図」(神奈川県)を引用
高潮浸水想定区域:「高潮浸水想定区域図」(神奈川県)を引用

<多摩区>

洪水(L1)	【課題】垂直避難が困難な建物が多く立地、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が多く立地 【方針】2階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化
洪水(L2)	【課題】垂直避難が困難な建物が多く立地、広範囲に機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地 【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化
氾濫流	【課題】氾濫流区域に木造建物が多く立地、河川周辺の河岸浸食区域に建物が立地 【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化
河岸浸食	【課題】垂直避難が困難な建物が立地 【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化
内水	

<多摩区 土砂災害に係る防災上の課題・取組方針>



出典：

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域：「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の法定図書」（神奈川県）

急傾斜地崩壊危険区域：神奈川県土砂災害警戒情報システム

<多摩区>

土砂

【課題】土砂災害（特別）警戒区域に建物が多く立地

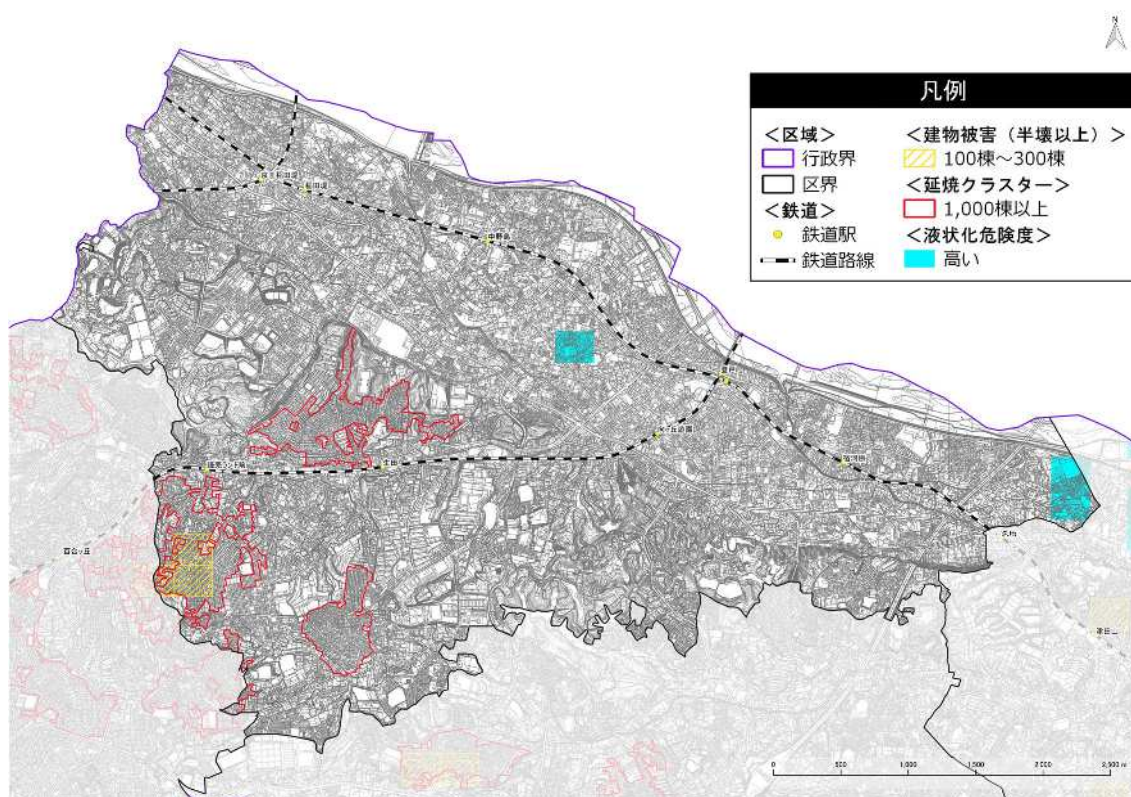
【方針】避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、
土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告の活用を検討

急傾斜

【課題】多くの建物が立地

【方針】急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減

＜多摩区 地震に係る防災上の課題・取組方針＞



出典：川崎市地震被害想定調査（平成 22（2010）年 3 月）

＜多摩区＞

建物被害

【課題】 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが点在

【方針】 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援

延焼

【課題】 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在

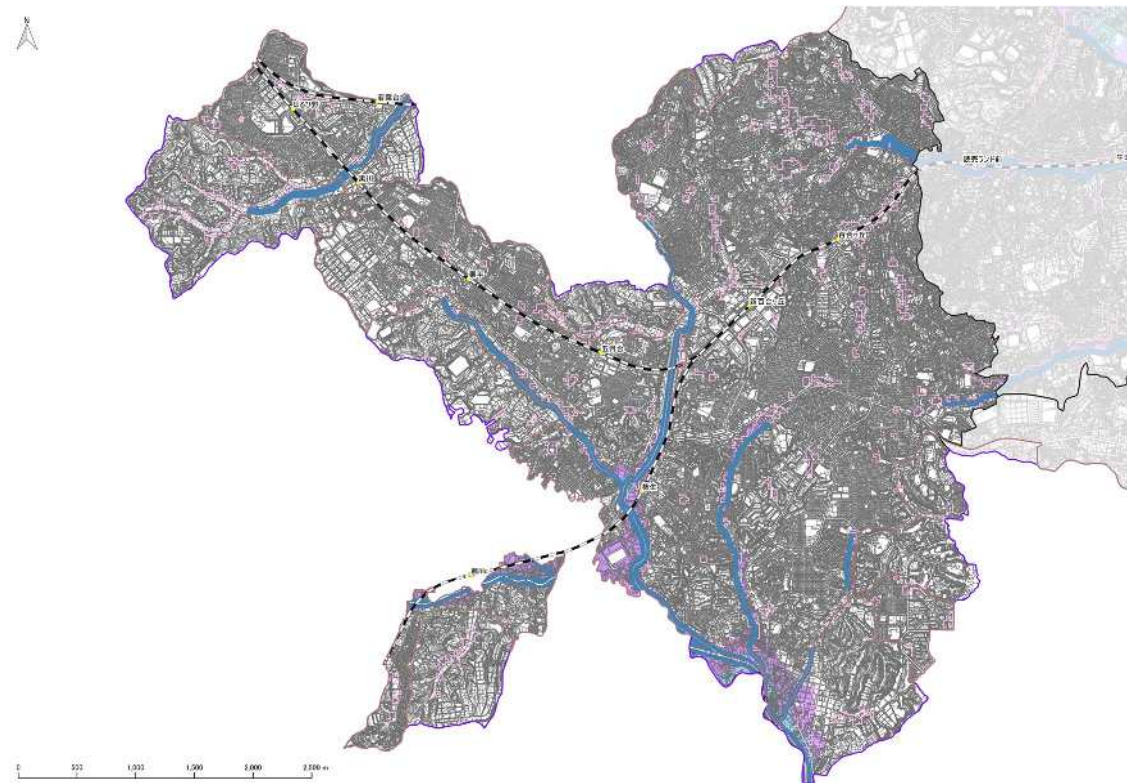
【方針】 火災延焼リスクに応じた対策の実施

液状化

【課題】 危険度の高いエリアに建物が立地

【方針】 液状化リスクの周知

<麻生区 水害に係る防災上の課題・取組方針>



凡例	
<区域>	<災害ハザードエリア>
行政界	【L1】洪水浸水想定区域
区界	【L1】洪水浸水想定区域 (浸水深3.0m以上)
市街化区域	【L2】洪水浸水想定区域
<鉄道>	内水浸水想定区域
鉄道駅	氾濫流(家屋倒壊等氾濫想定区域)
鉄道路線	河岸浸食(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	越波(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	津波浸水予測区域
	高潮浸水想定区域

出典:

洪水浸水想定区域(L1):「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成

洪水浸水想定区域(L2):「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成

内水浸水想定区域:川崎市内水ハザードマップ(令和4(2022)年8月)より引用

氾濫流:「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成

河岸浸食:「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成

津波浸水予測区域:「津波浸水予測図」(神奈川県)を引用

高潮浸水想定区域:「高潮浸水想定区域図」(神奈川県)を引用

<麻生区>

洪水(L1)

【課題】垂直避難が困難な建物が立地

【方針】2階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化

洪水(L2)

【課題】垂直避難が困難な建物が立地、

機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化

河岸浸食

【課題】河川周辺の河岸浸食区域に建物が立地

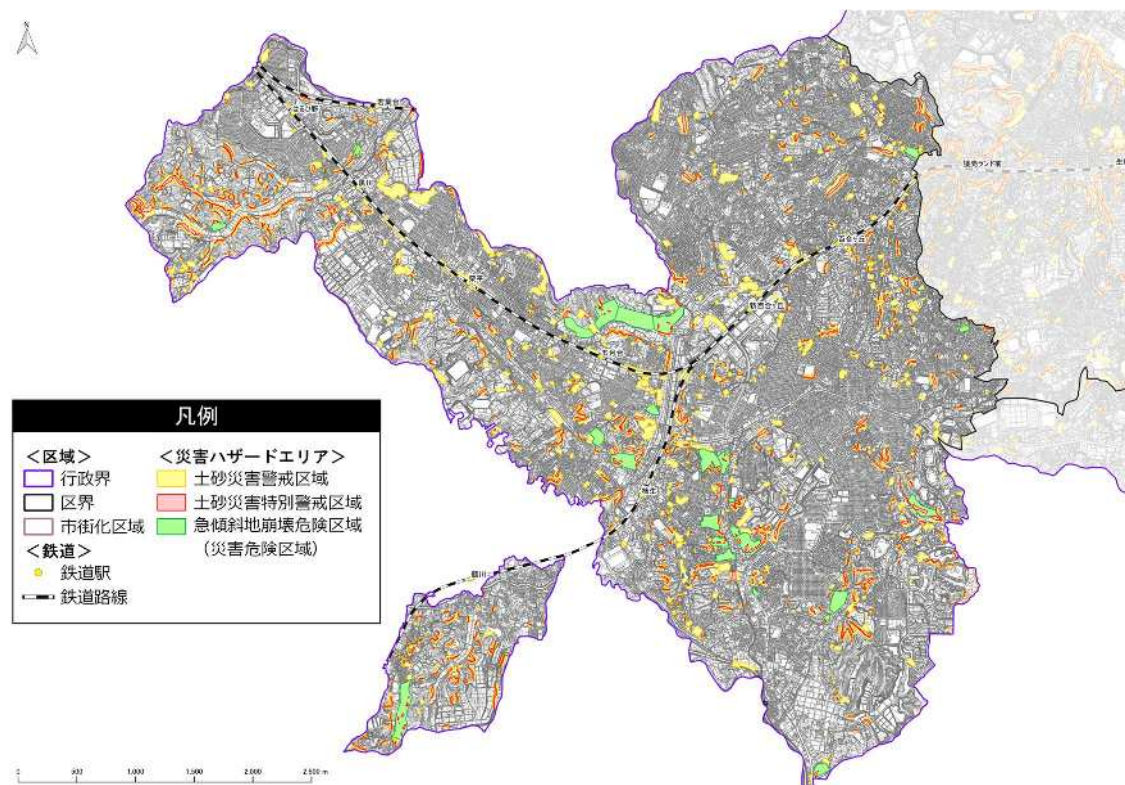
【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化

内水

【課題】垂直避難が困難な建物が立地

【方針】ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化

＜麻生区 土砂災害に係る防災上の課題・取組方針＞



出典：

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域：「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の法定図書」（神奈川県）

急傾斜地崩壊危険区域：神奈川県土砂災害警戒情報システム

＜麻生区＞

土砂

【課題】土砂災害（特別）警戒区域に建物が多く立地

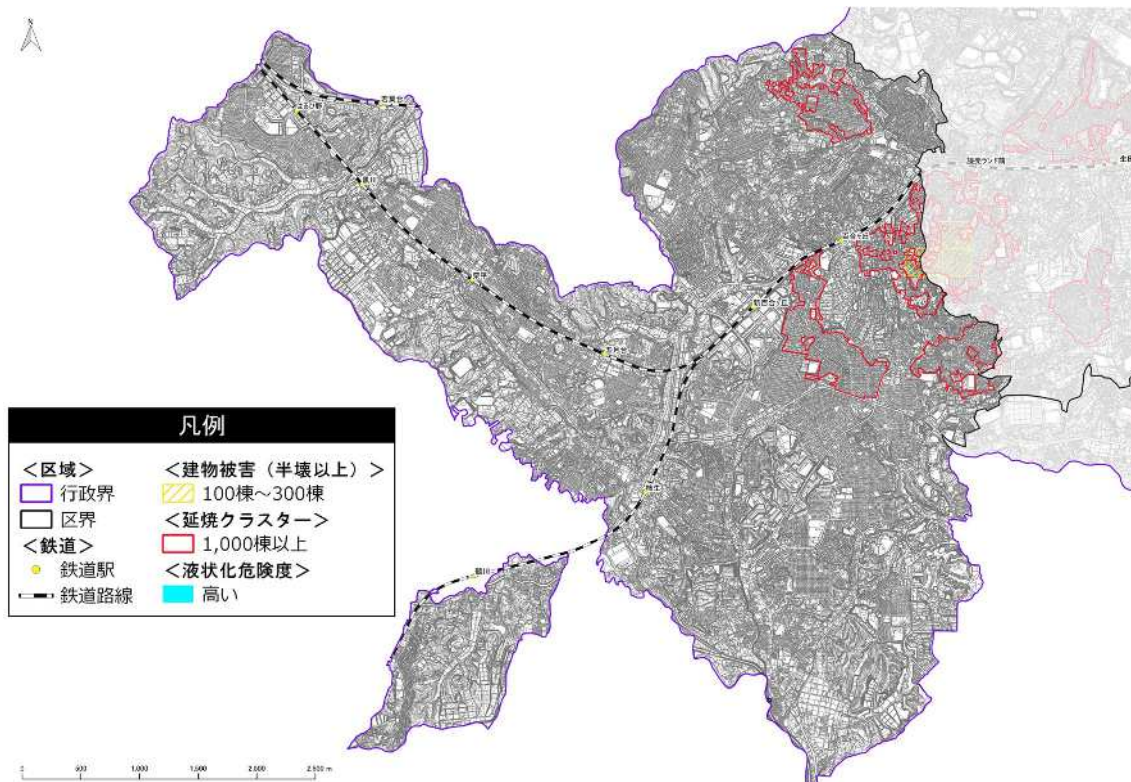
【方針】避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、
土砂災害防止法第 26 条に基づく移転勧告の活用を検討

急傾斜

【課題】多くの建物が立地

【方針】急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減

<麻生区 地震に係る防災上の課題・取組方針>



出典：川崎市地震被害想定調査（平成 22（2010）年 3 月）

<麻生区>

建物被害

【課題】 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが点在

【方針】 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援

延焼

【課題】 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在

【方針】 火災延焼リスクに応じた対策の実施

3 復興

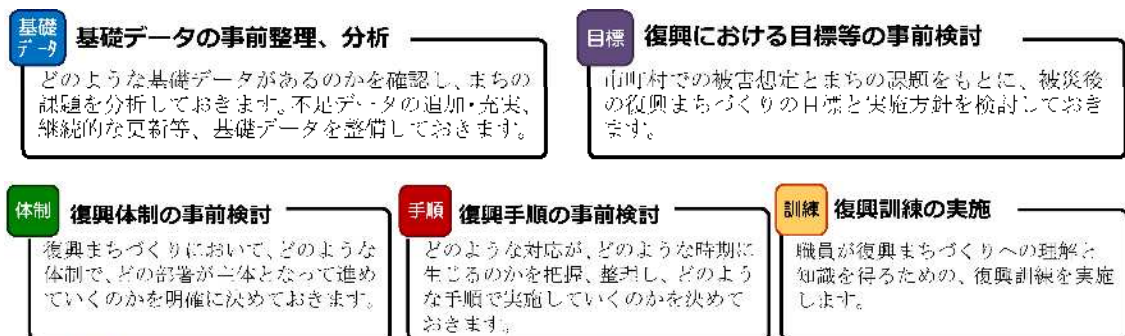
(1) 対象とする災害

復興については、あらゆる自然災害を対象として、復興体制の事前検討、復興手順の事前検討等を定めます。なお、基礎データの事前整理、分析は、あらゆる自然災害の中で川崎市直下の地震等が発生した場合に、最も甚大な被害の発生が広範囲で想定されるため、地震を対象として整理します。

(2) 復興事前準備について

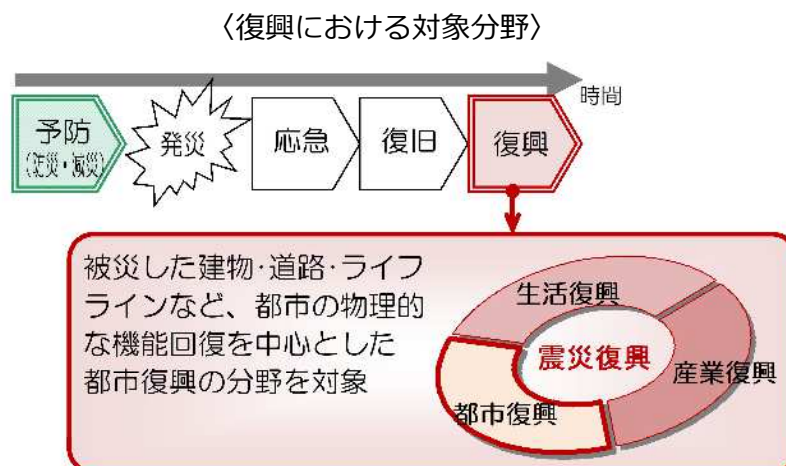
復興事前準備とは「平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト対策を事前に準備しておくこと」をいいます。

具体的な取組としては、「基礎データの事前整理、分析」、「復興における目標等の事前検討」、「復興体制の事前検討」、「復興手順の事前検討」、「復興訓練の実施」などがあります。



(平成 30 (2018) 年国土交通省「復興まちづくりのための事前準備ガイドラインについて」より)

また、本検討においては、「都市復興」を対象分野とし、生活環境や防災性の向上等に係る都市基盤の整備や市街地の面的整備等を主眼にしています。



1) 基礎データの事前整理、分析

本検討は極限的な状況下で、最適な復興の方向性やそれを実現するためのすみやかな事業手法の選択が可能となるよう、極力選択肢を多く用意しておく観点から、起こりうるケースを幅広く検討するものです。

1) — 1 検討手順

被害想定調査結果に基づき、大規模地震等からの被災により都市復興対策地区を抽出し、それぞれの地区の市街地環境や発生被害の特徴を整理した上で、市街地特性ごとに都市復興対策の方向性と具体的事業手法を検討しました。

『都市復興対策地区』の抽出



都市復興対策の方向性の検討

被害特性をもとに市域を7種類に類型化し、それぞれの都市復興対策の方向性を検討

	類型	想定被害
1	一般市街地	火災延焼 + 建物倒壊
2	拠点地域	
3	一般市街地	建物倒壊
4	拠点地域	
5	造成地崩壊	宅盤
6	液状化	
7	津波	津波



都市復興対策の事業手法の検討

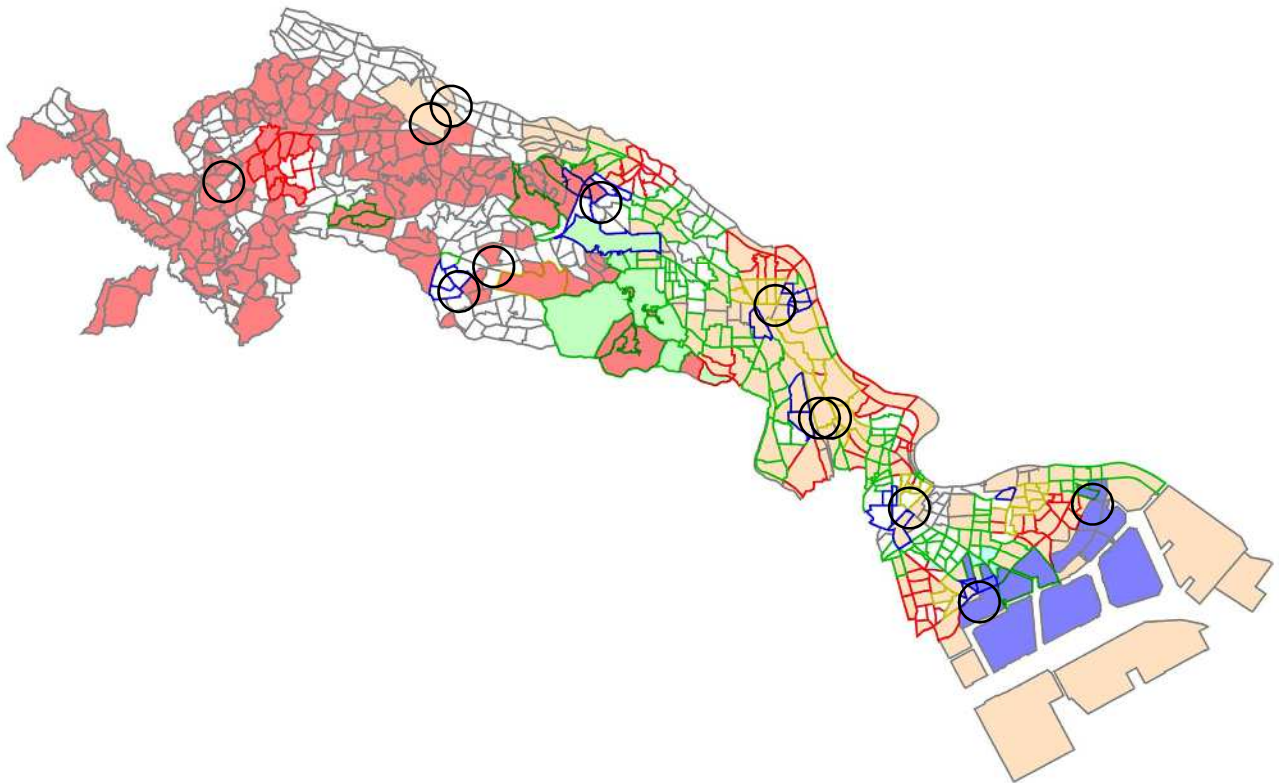
類型化したケース別に、想定される事業手法を検討

1) —2 都市復興対策地区の抽出

本市では、あらゆる自然災害の中で川崎市直下の地震等が発生した場合に最も甚大な被害の発生が広範囲で想定されています。

地震被害想定については、「川崎市地震被害想定調査」のうち、平成21年度調査と平成24年度調査を比較して、原則として被害項目毎に被害が大きい調査結果に基づいて災害リスクを整理しています。なお、「揺れによる建物倒壊」、「火災の発生と延焼」、「急傾斜地崩壊」、「液状化被害」については、川崎市直下の地震に対する被害想定、「津波による被害」については、津波浸水予測図の神奈川県慶長型地震に対する被害想定を使用しました。

＜都市復興対策地区＞



市街地特性		一般市街地	拠点地域 (拠点駅周辺)
被 害	火災延焼 + 建物倒壊	A	B
	建物倒壊	C	D
宅 盤	造成地崩壊	E	
	液状化	F	
津 波		G	

凡例			
	A		E
	B		F
	C		G
	D		EF
			FG
 拠点駅			

※拠点地域は、拠点駅から半径500mの範囲内を対象とし、一般市街地は拠点地域以外の地域を対象とする。

※被害の大きい地域に町丁目の一部でも該当した場合、その町丁目全体は被害を受けると見なす。

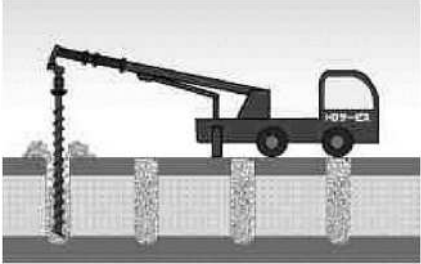
2) 復興における目標等の事前検討

被害特性を基に市域を7種類に類型化し、市街地特性を加味した上で、ケース別に都市復興対策の方向性を検討しました。

なお、実際の被災時においては、同じ被害を繰り返すことのない都市像に向け、被災を契機として質的転換を含めた大胆な発想で幅広く検討を進める必要があります。また、個別の復興事業の積み上げの結果、過剰な整備・供給とならないよう広域的かつ総合的に計画の調整を図る必要もあります。

〈市街地の類型と都市復興対策の方向性〉

被害	類型	都市復興対策の方向性	
		重点復興地区 被害が大きく重点的かつ緊急的な都市復興対策が求められる地区	復興促進地区 被害は中程度ながら計画的な都市復興対策が求められる地区
火災延焼 ＋ 建物倒壊	A 一般市街地	区画再編による道路、公園の面的整備を行い、延焼しにくい市街地を形成 例) 土地区画整理事業等 	既存の道路、公園等を活用した市街地再生の推進 例) 地区計画等
	B 拠点地域	共同化、高度利用化による不燃地域の形成 例) 市街地再開発事業等 	商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開 例) 地区計画等
建物倒壊	C 一般市街地	狭あい道路、狭小敷地の解消と共同建替えの推進 例) 土地区画整理事業等	耐震建築物への再建促進 例) 地区計画等 

	D 拠点地域	共同化、高度利用化による耐震化の促進 例) 市街地再開発事業等	商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開 例) 優良建築物等整備事業等  (出典：国土交通省 HP)
宅盤	E 造成地崩壊	抜本的な宅地造成 例) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業等  (出典：国土交通省 HP)	個別宅地の宅地造成 例) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業等
	F 液状化	宅地の再液状化防止 例) 宅地液状化防止事業 	
津波	G	減災の考え方に基づく多重防御型の都市づくりなど 例) 土地区画整理事業	

※実際の被災時には、被害状況の調査に基づき、復興対象地区を「重点復興地区」、「復興促進地区」、「一般地区」に区分します (P.118 参照)。

また、被災後に迅速かつ適切に取り組を進めていくにあたり、「都市復興のまちづくりの基本目標」、「都市復興のまちづくりの方向性」を次のとおり定めます。

1. 都市復興のまちづくりの基本目標

「川崎市総合計画」及び「川崎市都市計画マスタープラン」に掲げられたまちづくりの基本目標等を踏まえて、以下のように設定します。

「安心のふるさとづくり」、「力強い産業都市づくり」

2. 都市復興のまちづくりの方向性

「川崎市総合計画」及び「川崎市都市計画マスタープラン」に示されているまちづくりの目標や基本政策、過去の災害の教訓を踏まえて、以下の点に配慮して取り組みます。

(1) 災害に強い都市構造の形成をめざす

都市の不燃化・耐震化促進やオープンスペースの確保、拠点地域の整備、密集住宅市街地の改善、緑化の推進等により、災害に強い都市構造の形成をめざします。

(2) 安全に避難できるまちをめざす

市立中学校の「地域防災拠点」の整備、避難所の耐震化、地域防災拠点や避難所等への安全な避難路確保等により、安全に避難できるまちをめざします。

(3) 自助・共助（互助）・公助による復興まちづくり

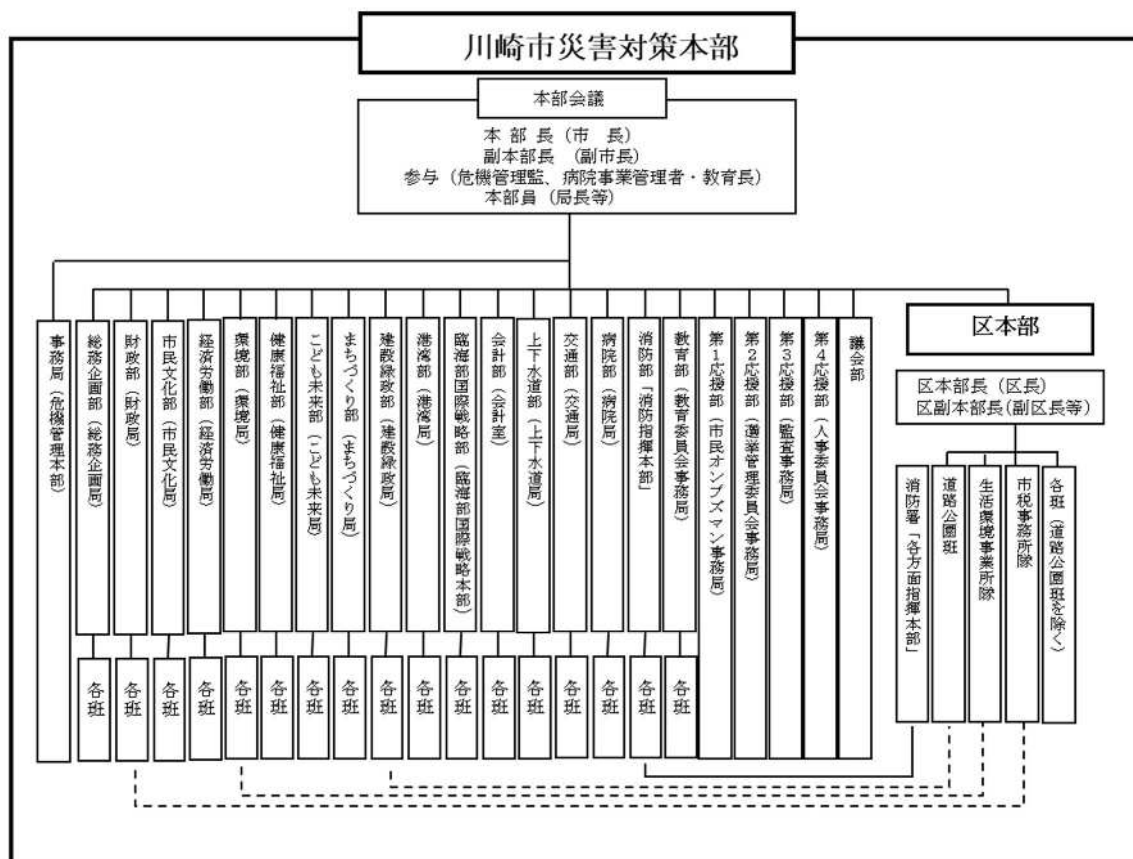
被災地区の状況を踏まえ、自助・共助（互助）・公助による復興まちづくりを進めます。

3) 復興体制の事前検討

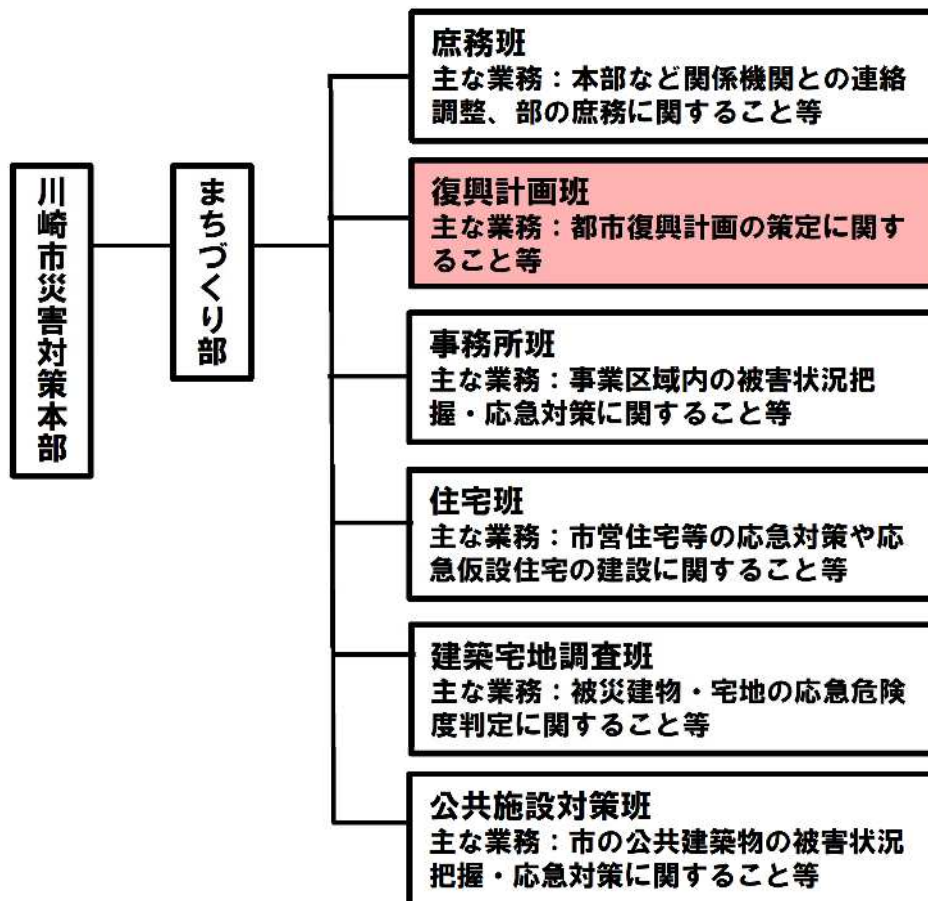
市内で震度6弱以上の地震を観測したとき、市内で地震による大規模な被害が発生し、または発生するおそれがある場合に市長は、災害対策を実施するため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、川崎市災害対策本部を設置します。

この中で、まちづくり部の復興計画班において、都市復興計画の策定に関する業務を担います。

■川崎市災害対策本部組織一覧



■まちづくり部の構成

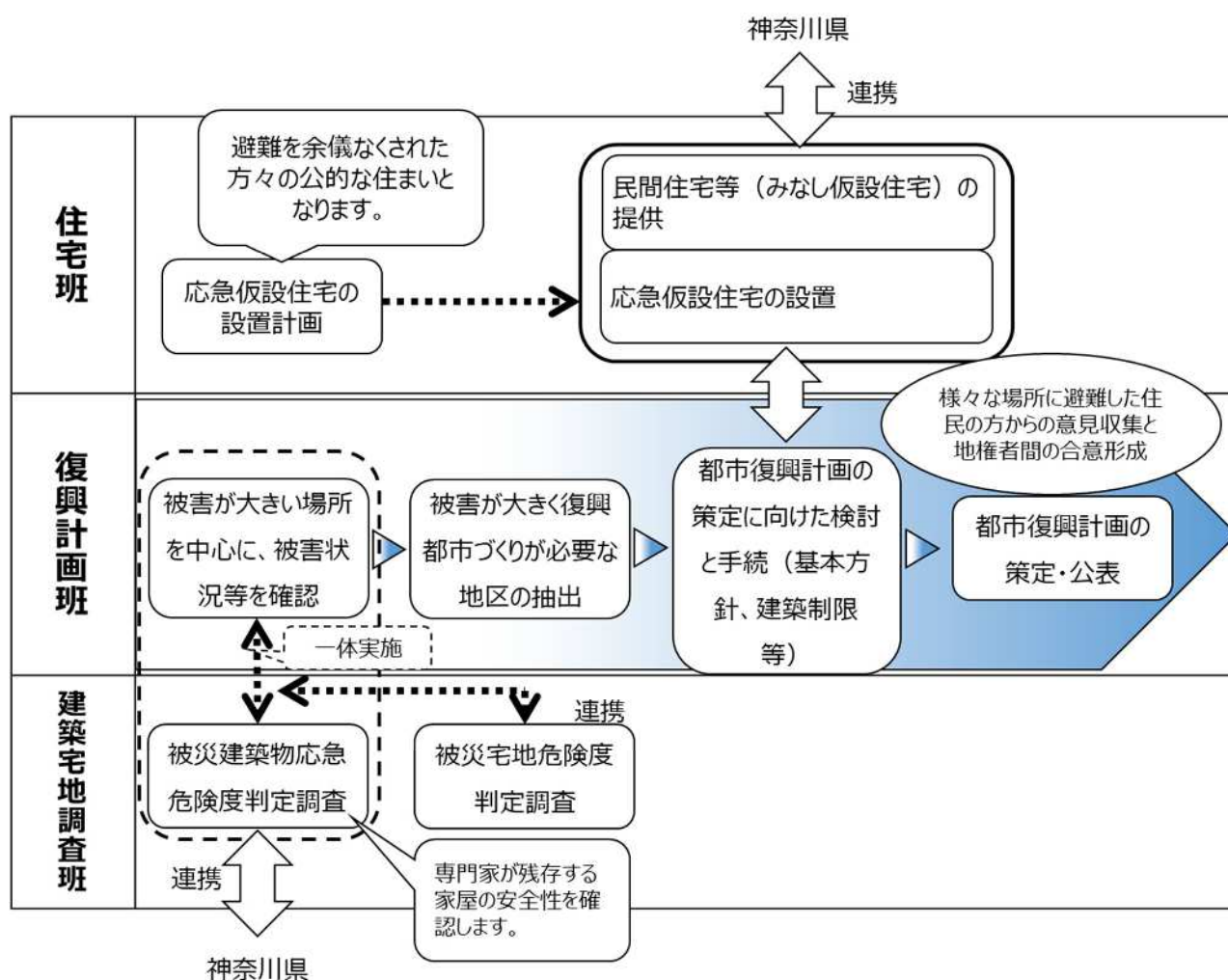


■復興計画班の担当分野と他班との関係

災害発生後、建築宅地調査班は被災建築物応急危険度判定調査として、市民の住宅等を調査し、二次被害の危険性がなく使用可能かどうかを調査します。また、がけ地等の付近にある宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合には被災宅地危険度判定調査を行い、二次被害の低減・防止に努めます。

自宅に引き続き住むことが難しい場合、一時的に避難所生活を余儀なくされますが、住宅班では、公的な住まいとして、応急仮設住宅の建設や民間住宅の空き室の確保等により住まいを確保します。

また、復興計画班は、都市復興を進める過程で、各地の応急仮設住宅等にお住まいの方を含め関係者へ情報提供を行い、住民の方の意見を取り入れながら都市の復興の方向性を一緒に考え、都市復興計画を策定・公表します。

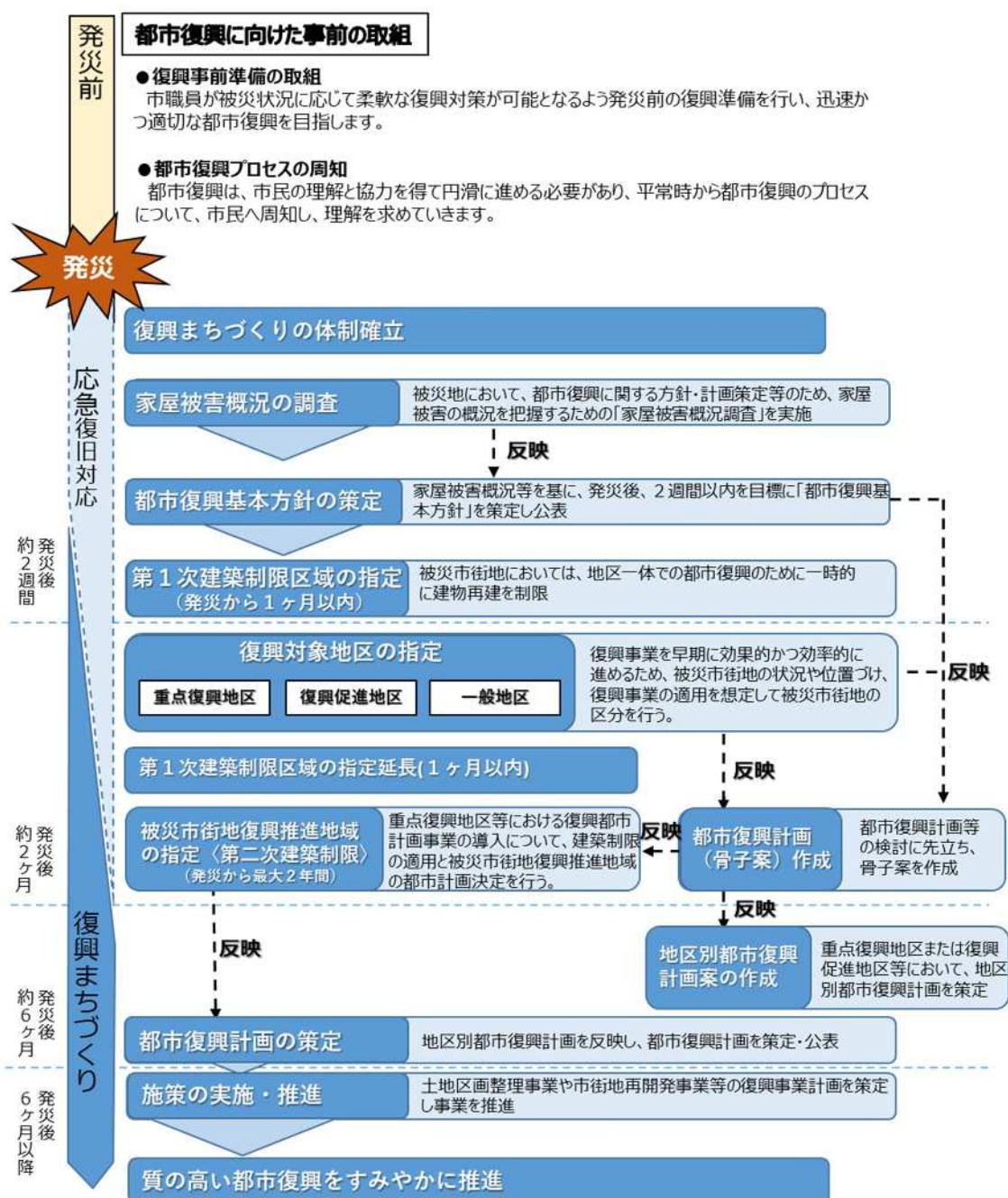


4) 復興手順の事前検討

復興手順の事前検討は、過去の大規模災害の教訓を活かしながら、大規模災害等の発生により市街地に大きな被害が発生した場合、限られた人員により住民の意見をしっかりと取り入れながら、都市復興計画を迅速かつ円滑に作成することが可能となるよう市職員の具体的な行動手順等を示すものです。

また、都市復興計画の策定手順の作成を通して、被災後に起こる様々な事態への対応手順や対応策の可能性も含めて事前に検討することによって、行政組織としてのスキルアップを図るものです。

〈復興手順〉



4) - 1 都市復興計画策定に向けた復興手順の内容

都市復興計画策定に向けた発災前から発災後 6 ヶ月以降までの時系列に沿った各手順の内容をさらに具体的に示すものです。

発災前

都市復興に向けた事前の取組

●復興事前準備の取組

市職員が被災状況に応じて柔軟な復興対策が可能となるよう発災前の復興準備を行い、迅速かつ適切な都市復興をめざします。

●都市復興プロセスの周知

都市復興は、市民の理解と協力を得て円滑に進める必要があり、平常時から都市復興のプロセスについて、市民へ周知し、理解を求めています。

発災

発災後
約 2 週間

都市復興の体制の確立

○災害対策本部の設置等

大規模な災害発生後、市では災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき、市長を本部長とする災害対策本部を設置します。

初動期の体勢の確立

地震発生直後の非常配備体制を確立し、まちづくり局は市災害対策本部「まちづくり部」として復興計画班等に分かれて災害対策にあたります。

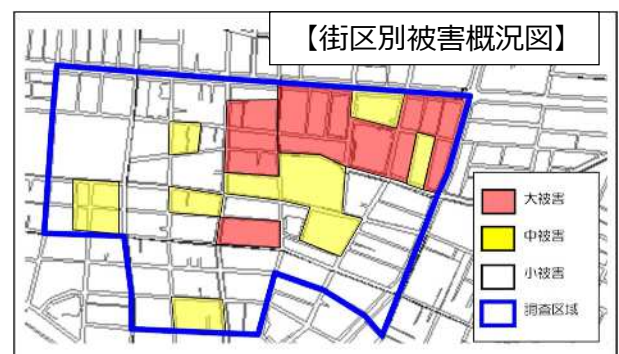
復興期への体制の移行

市長が復興事業を速やかに、かつ計画的に実施する必要があると判断し「復興本部」を設置した場合、「復興まちづくり部会」が設置され、都市復興計画等の策定等、復興事業の実施にあたります。

都市復興基本方針の策定

○家屋被害概況調査の実施

家屋被害の概況を把握するため「家屋被害概況調査」を実施します。
(※家屋被害概況調査は被災建築物応急判定度調査と一体的に実施)



○都市復興基本方針の策定

発災後2週間以内を目標に「都市復興基本方針」を策定し公表します。

■川崎市都市復興まちづくり方針

1. 都市復興のまちづくりの基本目標

「川崎市総合計画」及び「川崎市都市計画マスタープラン」に掲げられたまちづくりの基本目標等を踏まえて、以下のように設定します。

「安心のふるさとづくり」、「力強い産業都市づくり」

2. 都市復興のまちづくりの方向性

「川崎市総合計画」及び「川崎市都市計画マスタープラン」に示されているまちづくりの目標や基本政策、過去の災害の教訓を踏まえて、以下の点に配慮して取り組みます。

（1）災害に強い都市構造の形成をめざす

都市の不燃化・耐震化促進やオープンスペースの確保、拠点地域の整備、密集住宅市街地の改善、緑化の推進等により、災害に強い都市構造の形成をめざします。

（2）安全に避難できるまちをめざす

市立中学校の「地域防災拠点」の整備、避難所の耐震化、地域防災拠点や避難所等への安全な避難路確保等により、安全に避難できるまちをめざします。

（3）自助・共助（互助）・公助による復興まちづくり

被災地区の状況を踏まえ、自助・共助（互助）・公助による復興まちづくりを進めます。

3. 都市復興への取り組み方針

「川崎市都市計画マスタープラン」や各分野の連携と総合的な取組を考慮し、以下の方針を設定します。

- （1） 都市復興の方針
- （2） 都市基盤施設の復興方針

○被災地区における協働の呼び掛け

被災地区ごとの都市復興に向けて、町内会・自治会に対して都市復興基本方針を周知するとともに、復興まちづくり協議会等の住民組織の設置等に向けた地元調整を区役所と連携して行います。

○建築制限（第一次）の実施

被災市街地においては、地区一体での都市復興のために一時的に建物再建を制限することになります。第一次建築制限を指定する区域は、建築制限を設けなければ防災上問題のある街区が再度形成されるおそれがあり基盤等の再整備を一体的に行うことが必要な区域を、総合的に判断して設定します。（※家屋被害概況調査結果より、被害度が概ね80%以上と見込まれる地区だけでなく、周辺の連担する被害度が低い地区との一体的な都市復興の必要性にも留意して対象地区を選定）

建築制限区域については住民説明会等を実施し、随時情報提供と住民相談等を行います。

復興対象地区の区分

○復興対象地区の区分

復興事業を早期に効果的かつ効率的に進めるため、被災市街地の状況や位置づけ、復興事業の適用を想定して被災市街地の区分を行います。

「重点復興地区」…被害が大きく

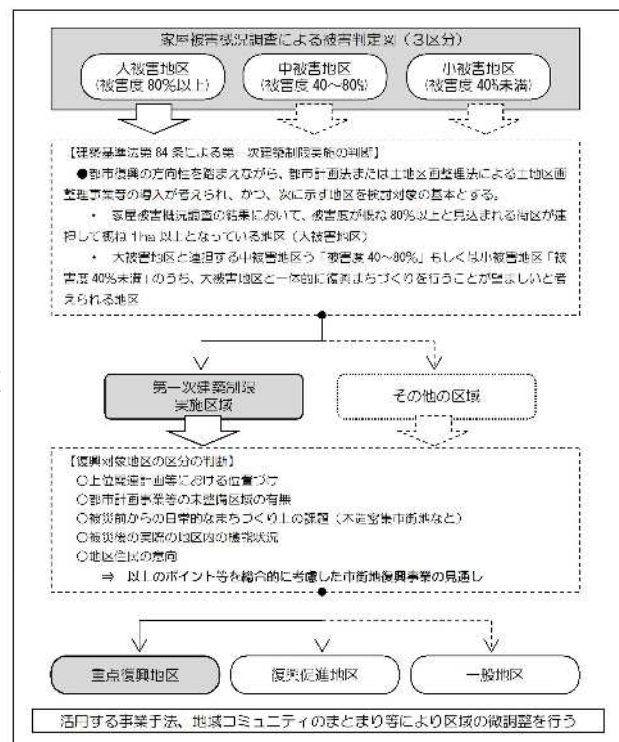
従前から整備の必要性があり重点的に復興を推進する地区

「復興促進地区」…民間による個別再建を支援する地区

「一般地区」…上記以外の地区

（※地区区分は優先度を考慮して3区分としますが、被災前の課題・被災後の機能状況・住民の意向などを総合的に判断して決定します。）

（判定の流れ）



○都市復興計画（骨子案）の作成

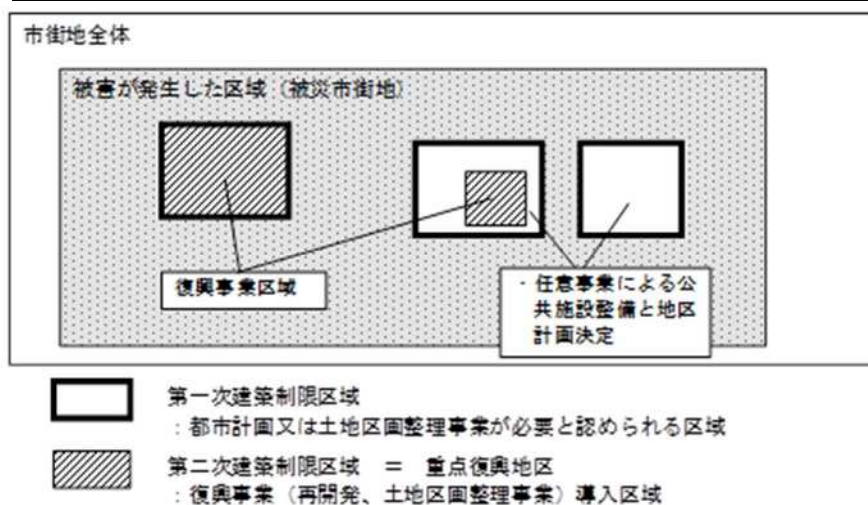
都市復興計画等の検討に先立ち、復興の骨子案を作成します。

○建築制限（二次）の実施

重点復興地区における復興都市計画事業の導入について、地区住民との合意形成と継続的な検討を要する場合、被災市街地復興特別措置法に基づく建築制限の適用と被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行います。建築物の個別再建を制限することにより、円滑な事業実施を担保するものです。第二次建築制限の期間は、発災から最長2年間となっていますが、早期の事業決定をめざします。建築制限を円滑に実施するため、情報提供と復興に関する建築相談窓口を設けます。

なお、上記による手法のほか、災害の危険が依然継続する場合には、条例で災害危険区域を定めます。災害危険区域は、居住の用に供する建築物の禁止等を定めて、他地区での都市復興への誘導等を行うものです。

（第一次建築制限区域と第二次建築制限区域への移行イメージ）

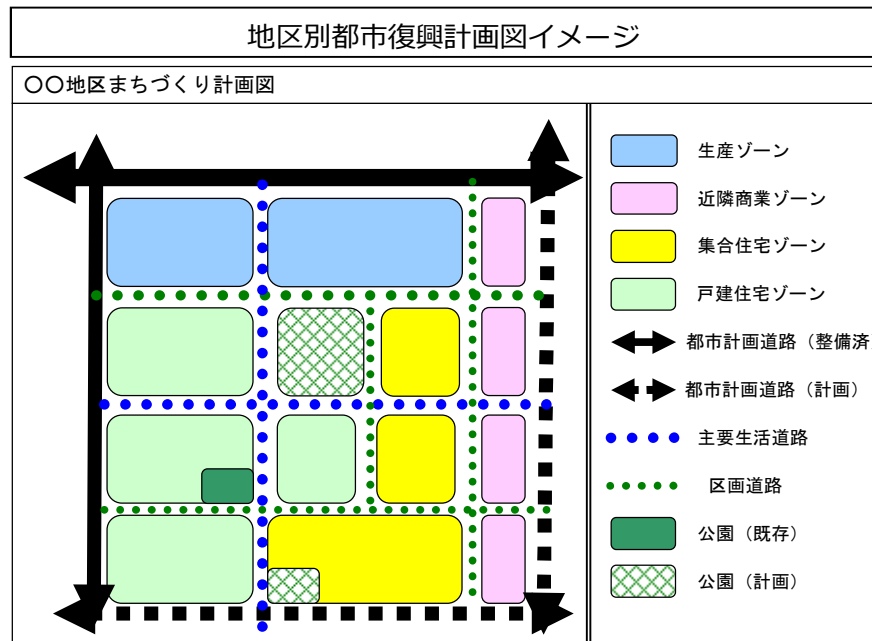


発災後
約6ヶ月

都市復興計画の策定

○地区別都市復興計画等の策定

重点復興地区または復興促進地区等において、地区別都市復興計画等を策定します。策定にあたっては、まちづくり協議会等の設置を支援するとともに、住民意向アンケート調査や説明会、まちづくり協議会との検討結果や提案を計画に反映して策定します。



○都市復興計画の策定

地区別都市復興計画を反映し、都市復興計画を策定・公表します。

発災後
約6ヶ月
以降

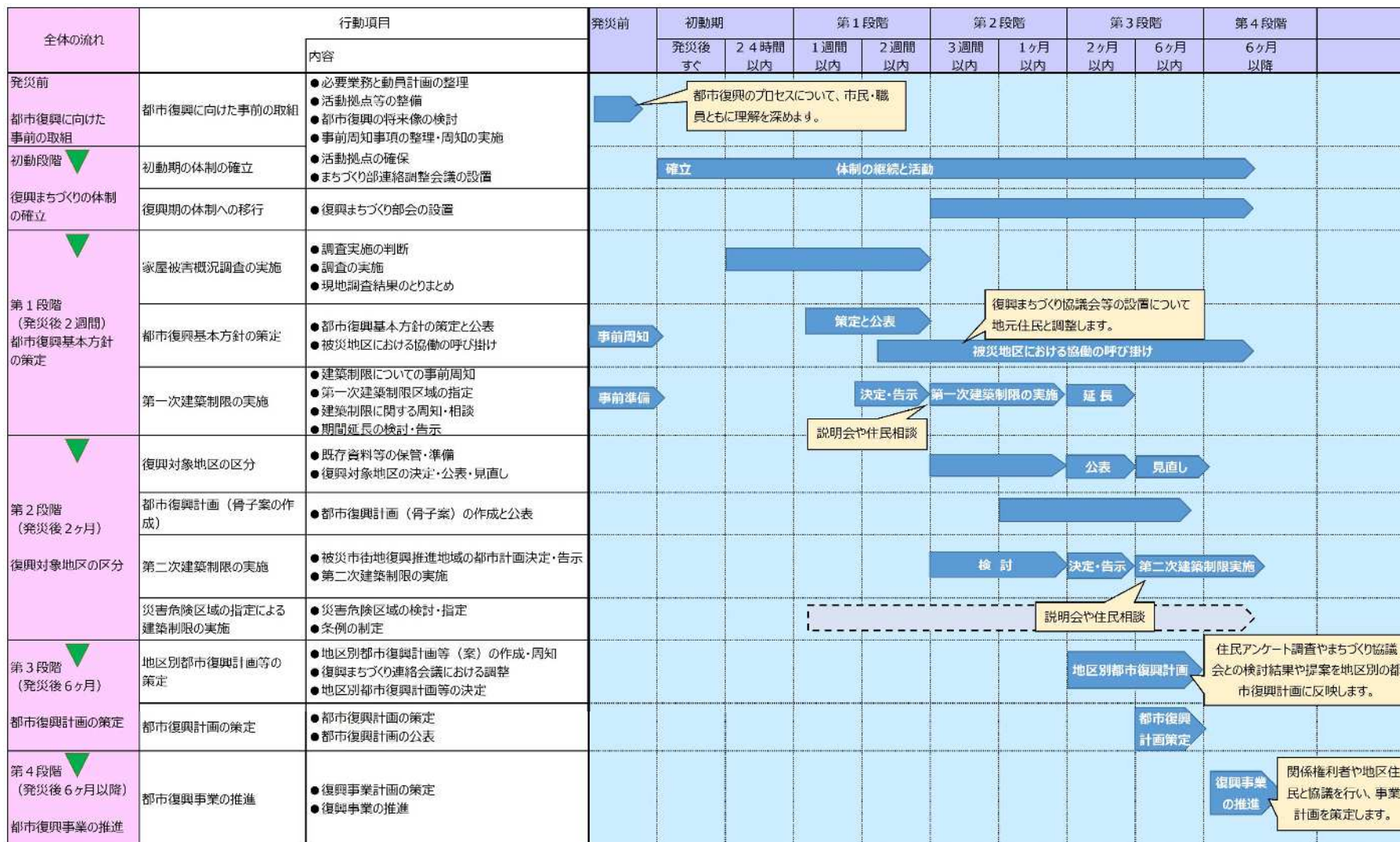
都市復興事業の推進

○都市復興事業の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業等の復興事業計画を策定し事業を推進します。事業計画の策定にあたっては、関係する権利者（地権者、借地権者、借家人）及び地区住民と協議を行います。

都市復興計画策定の全体の流れ

(凡例：  は各手順の実施時期)



5) 復興訓練の実施等

○訓練等による人材面強化と都市復興計画策定手順の質の向上等

災害時に都市復興を適切に運用していくための人材面の強化にも継続的に取り組むものとし、復興訓練を通じて、都市復興に関する知識やノウハウを蓄積し、都市復興計画策定手順の質的向上を図っていきます。

また、都市復興は、市民の理解と協力を得て円滑に進める必要があることから、平常時から都市復興の内容について、わかりやすくパンフレットを用いて市民へ周知し、理解を求めています。

○状況に応じた臨機応変な対応

都市復興計画策定手順を基本としますが、本手順のみに固執せず、被害状況に応じて、都市復興計画を策定する手順の追加・省略等、臨機応変に行うケースもあります。

○都市に関する情報の整備による迅速な復興推進

東日本大震災の際、津波に襲われた地域や大規模な土砂災害が発生した地域のように、どこに土地の境界があったのかを復元することが困難な状況となってしまう場合があります。

都市復興を迅速に行うためには、平常時から地籍調査等の都市に関する基礎的な情報を事前に整備するとともに、危機に備えた確実な情報の保存策と迅速に活用が可能となる体制整備への検討を進めています。

4 防災指針に係る施策

本市で想定されている様々な自然災害リスクを対象に、防災指針の方針である「自然災害による被害の軽減や迅速な復旧復興による安心して暮らせるまちの形成」の実現に向けた施策を設定し、取組を行うことで都市の防災に対する機能の確保を行っていきます。

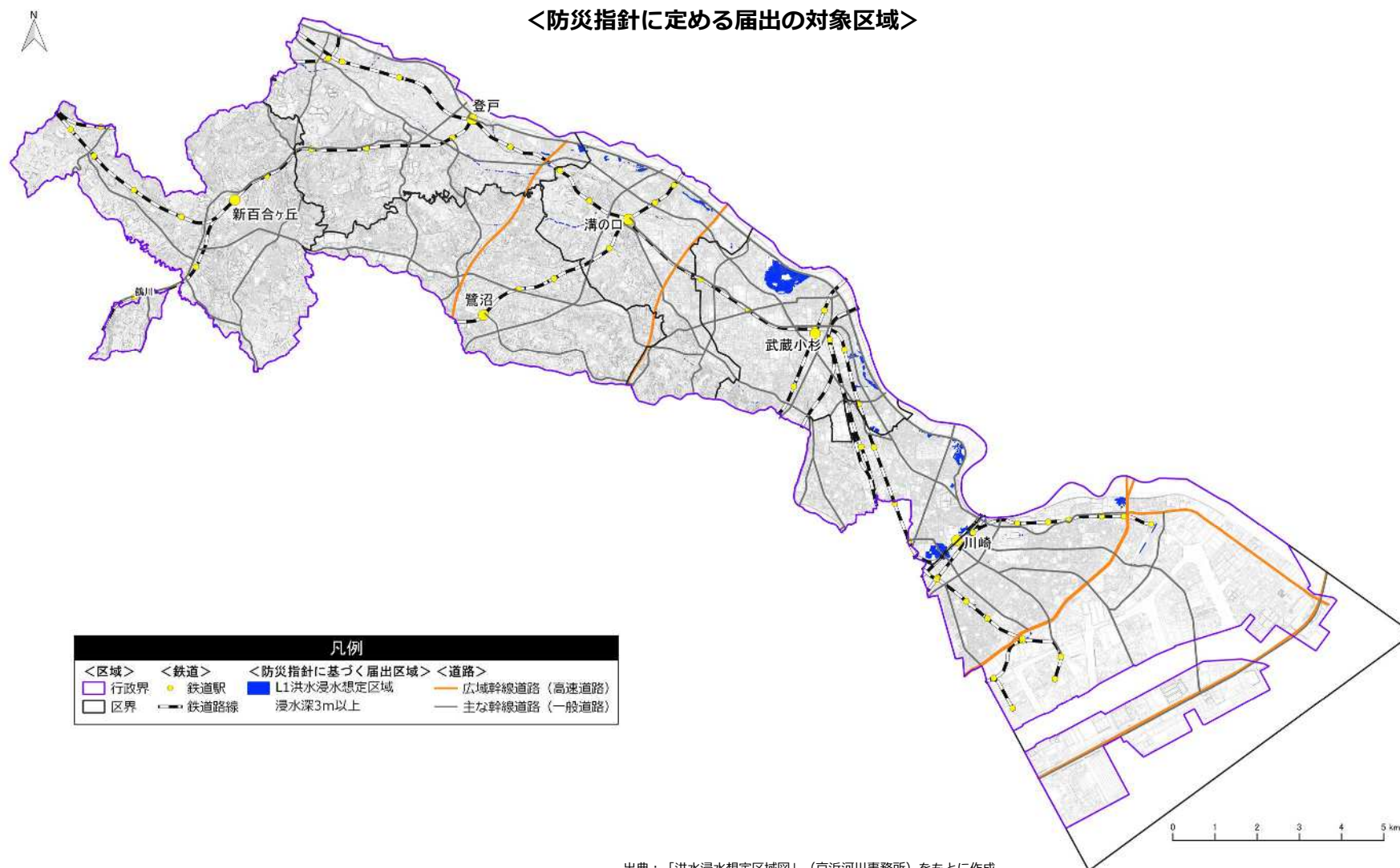
施策名	施策の方向性
災害・危機事象に備える対策の推進（再掲）	・「かわさき強靱化計画」や「地域防災計画」等の各種防災計画に基づいたハード・ソフトの両面からの防災・減災対策の推進 ・全職員が一丸となり迅速な意思決定や機動的な災害対応を可能とする危機管理体制の充実・強化 ・あらゆる危機事象に備え、自助・共助・公助がそれぞれの力を高めつつ、強みとともに弱みを共有し、補い合う関係づくり
地域の主体的な防災まちづくりの推進	・不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の促進 ・火災延焼リスクの高い地区における減災対策に向けた地域住民との協働による防災まちづくりの推進
まち全体の総合的な耐震化の推進	・「耐震改修促進計画」に基づく特定建築物や住宅の耐震化の促進 ・大規模盛土造成地における震災被害軽減に向けた取組や崖地における防災工事の促進などによる、宅地の自然災害対策の推進 ・「橋梁耐震化計画」に基づく計画的な橋りょう耐震対策の推進
消防力の総合的な強化	・防災活動拠点、車両、資器材等の整備と訓練や研修の効果的な実践による消防体制の充実強化 ・消防団活動の充実強化や町内会等との連携による地域防災力の向上
安全・安心な暮らしを守る河川整備	・激甚化・頻発化する水害に適応した河川改修等の計画的な整備推進 ・ハード対策とソフト対策とが一体となった取組の推進
地域の生活基盤となる道路等の維持・管理（再掲）	・予防保全の考え方による計画的な維持管理の推進 ・道水路の効率的な管理や災害復旧等に寄与する道水路台帳平面図等管理・閲覧システムの機能向上の推進

施策名	施策の方向性
安定給水の確保と安全性の向上	・ 主要な工業用水道施設の耐震化・浸水対策の推進及び長期的需要動向を踏まえた施設・管路の将来構想の検討
下水道による良好な循環機能の形成	・ 重点化地区や令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえた局地的な浸水対策等の推進
総合的なケアの推進（再掲）	・ 「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく、市民が、住み慣れた地域や本人の望む場で、安心して暮らし続けることができるしくみづくりの更なる推進 ・ 地域内の多様な主体が、地域における将来のあるべき姿を共有し、具体的な行動を行えるように、考え方を地域全体で共有 ・ 高齢者・障害者等の災害時援護体制の整備に向けた取組の推進
地球環境の保全に向けた取組の推進（再掲）	・ 脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」等を踏まえた、新たな「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づく、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進 ・ 地球温暖化に起因する異常気象等に対応する、気候変動適応策の取組の推進
魅力ある公園緑地等の整備（再掲）	・ 公園緑地の立地特性や地域ニーズ等を踏まえた、都市の価値を高め、魅力ある公園緑地づくりの推進 ・ まちの賑わいの向上に向けた、民間活力の導入などによる大規模公園緑地の整備推進
多摩丘陵の保全（再掲）	・ さまざまな制度を活用した緑地保全の取組の推進 ・ 市民等による効果的な緑地・里山の保全や、保全緑地の多様な利活用の一層の推進
農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進（再掲）	・ 多面的な機能を有する都市農地の保全・活用に向けた取組の推進

施策名	施策の方向性
魅力にあふれた広域拠点の形成（再掲）	・ 川崎駅周辺地区における川崎の玄関口としてふさわしい都市機能の誘導・都市基盤の整備の推進と賑わいの創出等に向けた取組の推進 ・ 小杉駅周辺地区におけるコンパクトに集積した都市機能の誘導と賑わい等の創出、安全性・利便性の向上に向けた交通基盤の強化の推進 ・ 新百合ヶ丘駅周辺地区における周辺環境等の変化を見据えた土地利用転換の誘導と交通結節機能の強化に向けた取組の推進
個性を活かした地域生活拠点等の整備（再掲）	・ 利便性が高く多様なライフスタイルに対応した都市機能の集積や交通結節機能の強化などをめざした市街地再開発事業等による地域生活拠点の整備 ・ 地域特性に応じた多様な主体との連携による鉄道沿線まちづくりの推進と身近な駅周辺等の整備
安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進（再掲）	・ 激甚化・頻発化する自然災害の発生や少子高齢化の進展など社会環境の変化を踏まえた持続可能で計画的なまちづくりの推進
広域的な交通網の整備（再掲）	・ 鉄道事業者や周辺自治体等との連携による鉄道ネットワークの形成に向けた取組の推進 ・ 本市の都市機能の強化などに資する広域的な道路ネットワークの形成に向けた取組の推進
市域の交通網の整備（再掲）	・ 地域特性を踏まえた交通環境の改善や事業効果の早期発現に資する効率的・効果的な幹線道路等の整備の推進 ・ 今後の社会変容等も踏まえた都市交通の円滑化や地域分断の解消、地域資源を活かした沿線まちづくりと連携した連続立体交差事業の計画的な推進
共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化（再掲）	・ コミュニティづくりなどを通じて市民の主体的な取組を促す区役所機能の更なる強化 ・ 区役所等庁舎の効率的・効果的な整備

また、水害のうち本市でも被害が発生した令和元年東日本台風と同程度の降雨規模である洪水浸水想定区域（計画規模）については、ハード整備で対応するには長期間かかることから、リスク回避の意識啓発として、垂直避難が困難となることが想定される2階床上相当の高さ（浸水深3 m以上）のエリアで、建築物の新築・改築などを行う際に市独自の届出を求め、これに対し「避難に関する情報の案内」や「被害軽減を見込める建築物の助言」などを記載した回答書の提供を行うことで、自然災害リスクの周知・啓発を行うとともに、浸水被害軽減の配慮を促します。

<防災指針に定める届出の対象区域>



出典：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）をもとに作成

第7章 届出制度

1 都市再生特別措置法に定める届出制度

(1) 居住促進区域に関する届出

居住促進区域外における住宅開発の動きを把握するため、居住促進区域外において以下の開発行為や建築行為等を行う場合、これらの行為に着手する日の30日前までに行為の種類や場所などについて、市長への届出を義務づけます。

また、住宅等の立地の促進を図る上で支障がある場合、必要に応じて勧告を行う場合があります。

<届出の対象となる行為>

開発行為 (都市計画法第4条)	◆3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 (例) 3戸の開発行為  届出必要  届出必要 ◆1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模のもの (例) 1,300㎡、1戸の開発行為  届出必要 (例) 800㎡、2戸の開発行為  届出不要
建築行為等	◆3戸以上の住宅を新築しようとする場合 (例) 3戸の建築行為  届出必要  届出必要 ◆建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 届出不要 (例) 1戸の建築行為 

（２） 都市機能誘導区域に関する届出

都市機能誘導区域外での誘導施設の整備の動きを把握するため、都市機能誘導区域外において以下の開発行為や建築行為等を行う場合、これらの行為に着手する日の30日前までに行為の種類や場所などについて、市長への届出が義務づけられます。

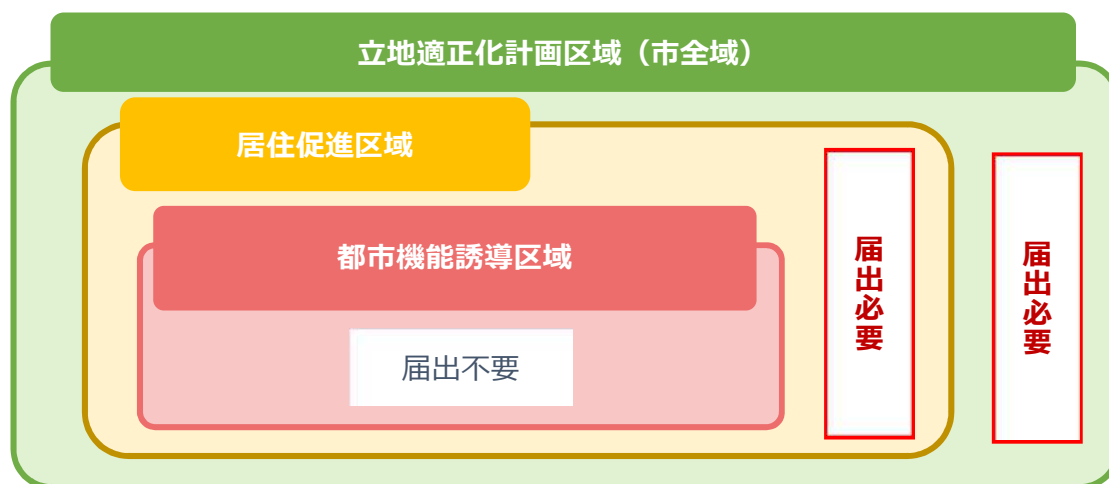
また、誘導施設の立地の誘導を図る上で支障がある場合、必要に応じて勧告を行う場合があります。

更に、都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止の動きも把握するため、都市機能誘導区域内において誘導施設を休止または廃止をしようとする場合は、施設を休廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長へ届ける必要があります。

＜届出の対象となる行為＞

開発行為	◆誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築行為等	◆誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ◆建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ◆建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
休廃止	◆都市機能誘導区域内で誘導施設の休止・廃止を行おうとする場合

＜届出のイメージ（誘導施設を新規に建築する場合）＞



2 防災指針に定める届出

本市では、災害リスク評価結果を踏まえ、防災指針に定める市独自の届出を求めます。

届出の対象となる区域は、計画規模の洪水浸水想定区域の浸水深 3m以上となっており、これは当該区域において、安全に暮らすことができるための自然災害リスクの周知・啓発を行うとともに、浸水被害軽減の配慮を促すことを目的としています。

○対象となる行為

- ・国土交通省が公表している洪水浸水想定区域（計画規模浸水深 3m以上）のエリアで居住の用に供する開発行為・建築行為等（1戸以上）を行う場合

○届出の期日

- ・開発行為や建築行為等に関する設計に着手する前の段階で、建築物の用途・階数・間取りや宅盤の高さ等の基本情報について届出を求めます。

○届出に対する市としての対応

- ・届出に対して、「避難に関する情報の案内」や「被害の軽減を見込める建築物の助言」などを記載した回答書を提供します。

各届出の詳細については、「川崎市立地適正化計画に係る届出制度の手引（下記 HP リンク）をご参照ください。

HP : ○○○○○○○○○○○○○○

第8章 目標値・進行管理

1 目標値

(1) 目標値の基本的な考え方

都市計画運用指針（第12版（令和4年4月））では、立地適正化計画の評価について、以下のような考えが示されています。

- ・立地適正化計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示する観点からも、あらかじめ立地適正化計画の作成にあたり、解決しようとする都市の抱える課題、例えば、生活利便性、健康福祉、行政運営等の観点から、立地適正化計画に基づき実施される施策の有効性を評価するための指標及びその目標値を設定するとともに、目標値が達成された際に期待される効果についても定量化するなどの検討を行うことが望ましい。
- ・また、立地適正化計画の評価にあたり、当該目標値の達成状況や効果の発現状況等について適切にモニタリングしながら、分析及び評価することが望ましい。基本的な目標値としては、例えば居住誘導区域（居住促進区域）内の人口密度や公共交通利用者数等は積極的に位置づけるべきであり、地価や歩行量など住民が実感しやすい目標についても設定することが有効である。
- ・この際、実態にそぐわない高い水準の目標値とならないよう、客観的なデータに基づき合理的な目標値の設定とすることが重要である。

本市においては、立地適正化計画の基本方針や誘導施策を踏まえ、これらの達成状況を評価する指標と目標値を設定し、計画を適切に管理することとします。

(2) 目標値の設定

目標値に設定する指標は、居住促進、都市機能誘導、防災指針の分野ごとに「まちづくりの方針」の達成に向けた進捗状況を把握するため、次のとおり設定します。

まちづくりの方針	指標	現状値 (評価年度)	目標値 (R27年度)
①居住促進に係る目標値			
持続可能で、誰もが暮らしやすい住環境の維持・改善	居住促進区域内人口の総人口に対する割合	95.5% (R2)	95.6%
	地域の生活環境を総合的に見た場合、今住んでいる地域に満足している人の割合	80.8% (R5)	現状値以上
②都市機能誘導に係る目標値			
地域特性やポテンシャルを活かし、都市の魅力や活力を高めるまちの形成	都市機能誘導区域内誘導施設の総誘導施設数に対する割合	93.3% (R5)	現状値以上
	市内の広域拠点駅（川崎駅、武蔵小杉駅、新百合ヶ丘駅）の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合	75.0% (R5)	80.0%
	住まいの区にある地域生活拠点駅（新川崎・鹿島田駅、武蔵溝ノ口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合	48.8% (R5)	62.5%
③防災指針に係る目標値			
自然災害の被害の軽減や、迅速な復旧復興による安心して暮らせるまちの形成	時間雨量 50 mm対応の河川改修率	81.1% (R3)	現状値以上
	浸水対策実施率（三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区）	26.4% (R3)	現状値以上
	土砂災害特別警戒区域内人口の総人口に対する割合	0.46% (R2)	0.38%
	住宅の耐震化率	96.0% (R3)	現状値以上
	災害に強いまちづくりが進んでいると思う市民の割合	25.0% (R5)	現状値以上

※目標値に設定する指標は今後、「川崎市総合計画」の改定や国の指標設定の考え方等の公表にあわせて、機動的に見直しの検討を行います。

2 進行管理

本計画の計画期間は、概ね20年としていますが、人口動向などの社会状況などを踏まえ、区域や誘導施策を見直す必要があります。このため、国勢調査や都市計画基礎調査等の各種データの活用や目標値の評価等により都市の動向を捉えるなど、概ね5年ごとに計画の見直しを検討します。

また、上位計画である「川崎市総合計画（基本計画）」や「川崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「川崎市都市計画マスタープラン」等の改定が行われた場合には、これにあわせ機動的に見直しの検討を行います。

資料編

※資料編については、国の制度改正や支援措置の新設、
市の関連計画の改定などにあわせて、随時見直しを図ります。

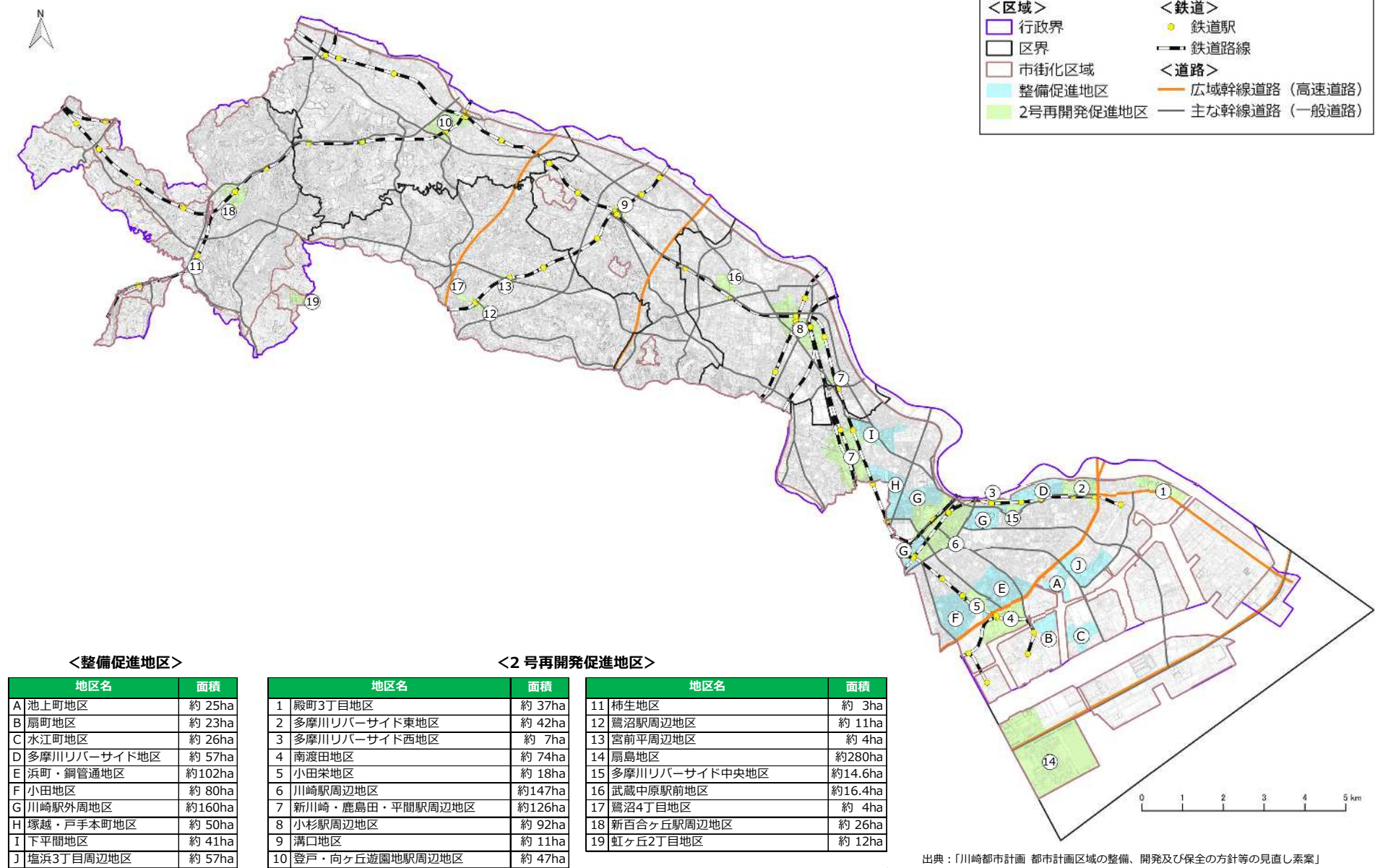
1 将来人口推計

＜将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所公表データ、市独自推計）＞



出典：「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」（令和4（2022）年2月）、
「日本の地域別将来推計人口」（令和5（2023）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）をもとに作成

2 2号再開発促進地区及び整備促進地区の一覧

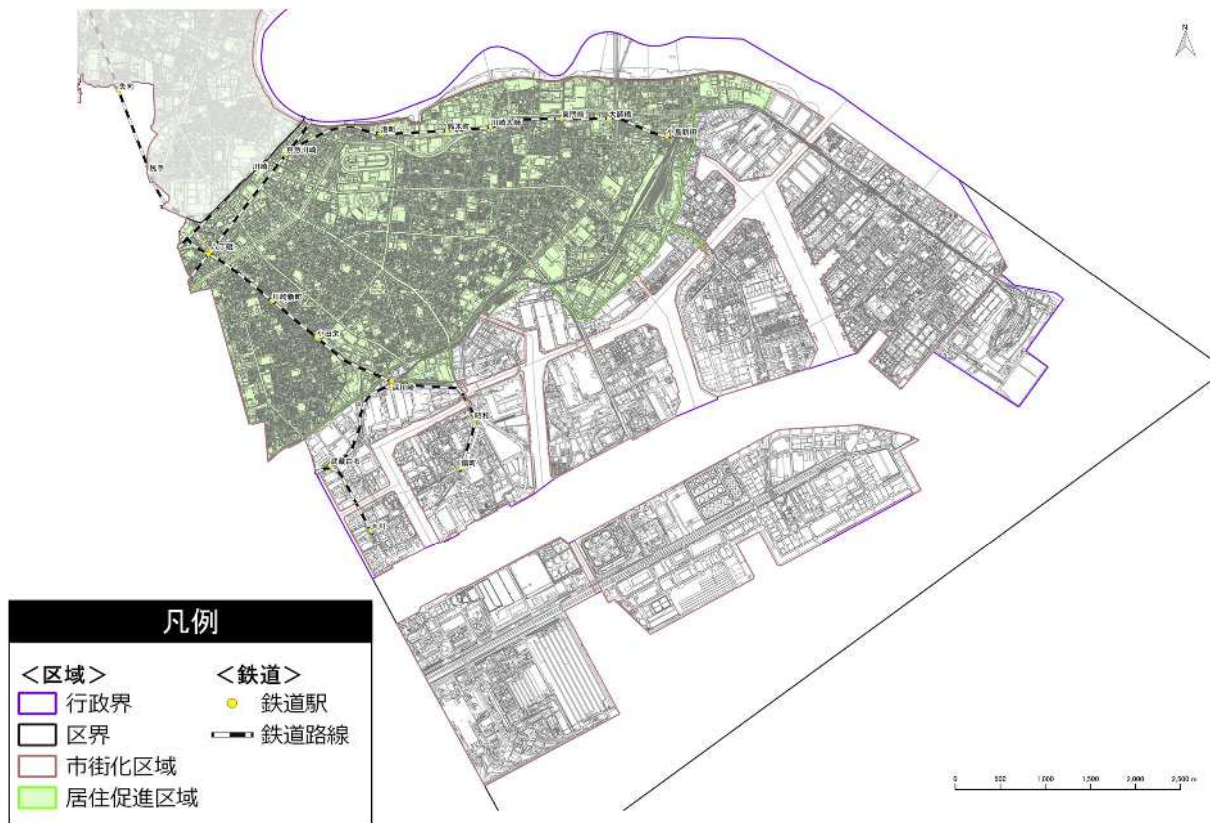


出典：「川崎市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の見直し素案」
（令和 6（2024）年 4 月）をもとに作成

3 区別の居住促進区域、都市機能の誘導区域、洪水浸水想定区域 (計画規模浸水深3m以上)

(1) 居住促進区域

【川崎区】



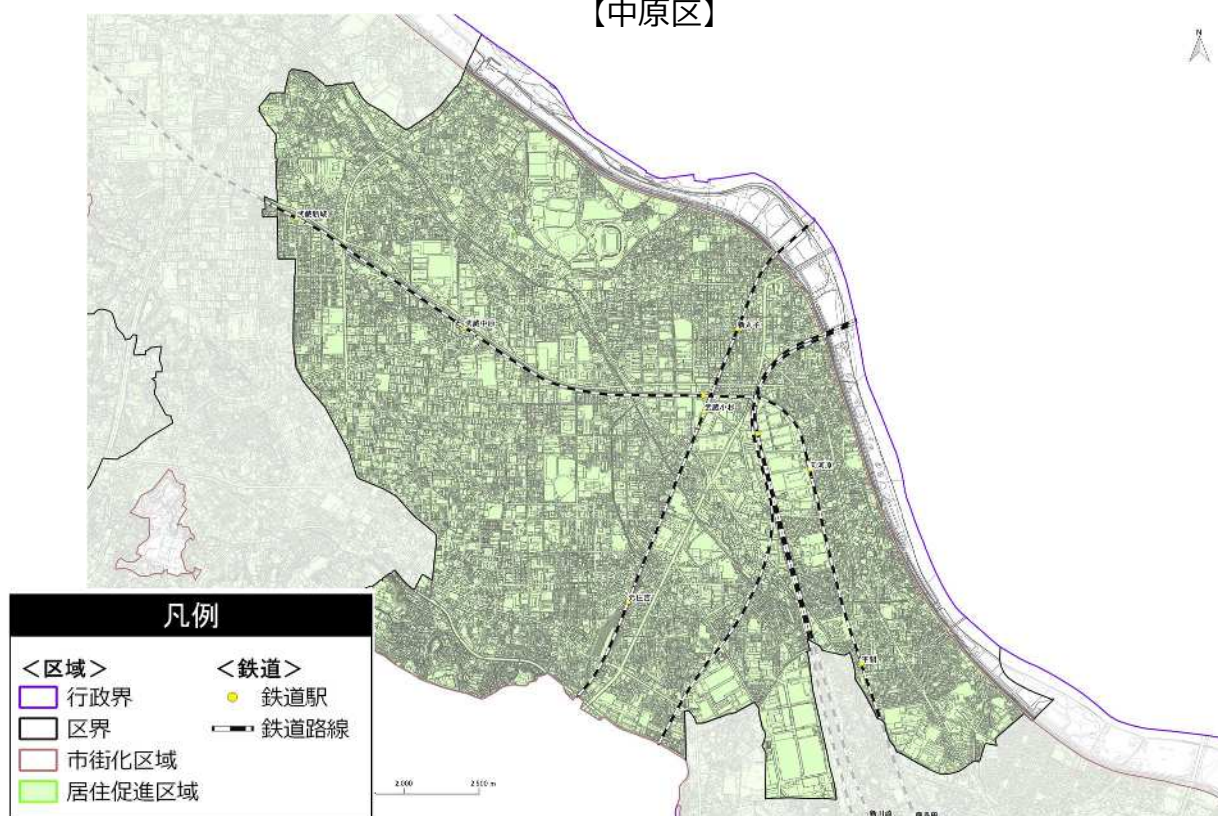
※土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域が重複する箇所に限る）の指定により居住促進区域外となる箇所は表示していません。

【幸区】



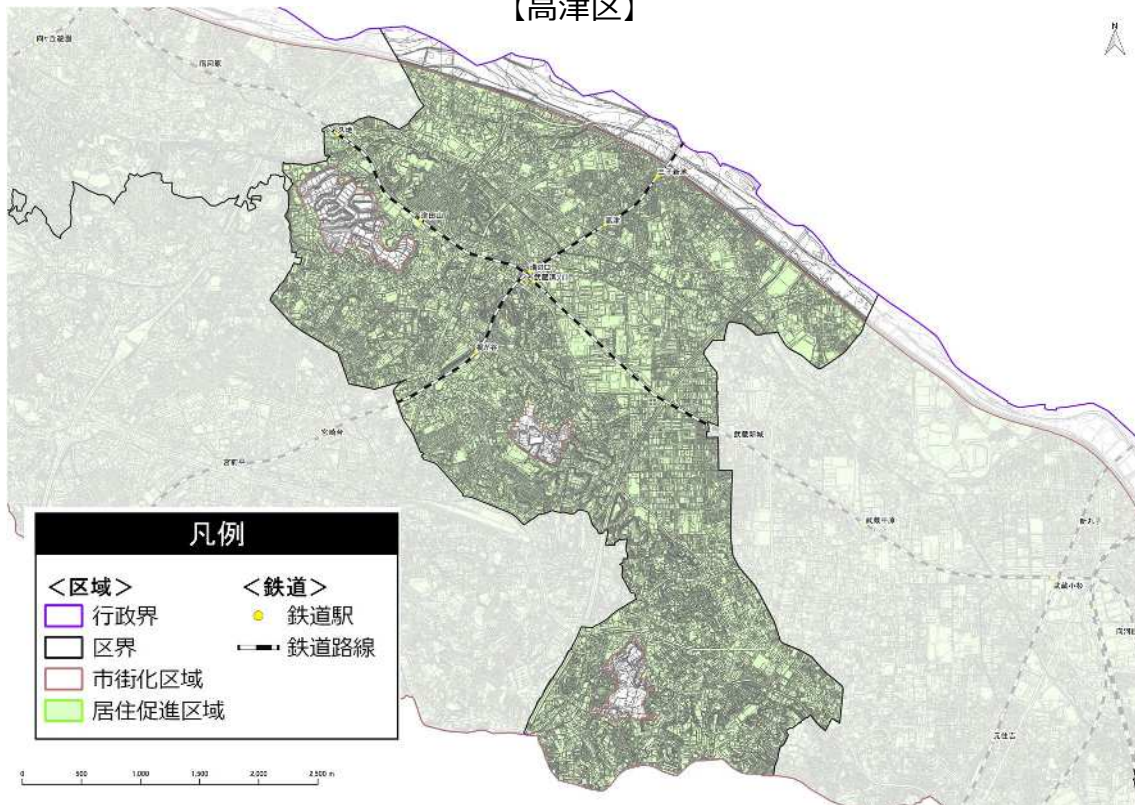
※土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域が重複する箇所に限る）の指定により居住促進区域外となる箇所は表示していません。

【中原区】



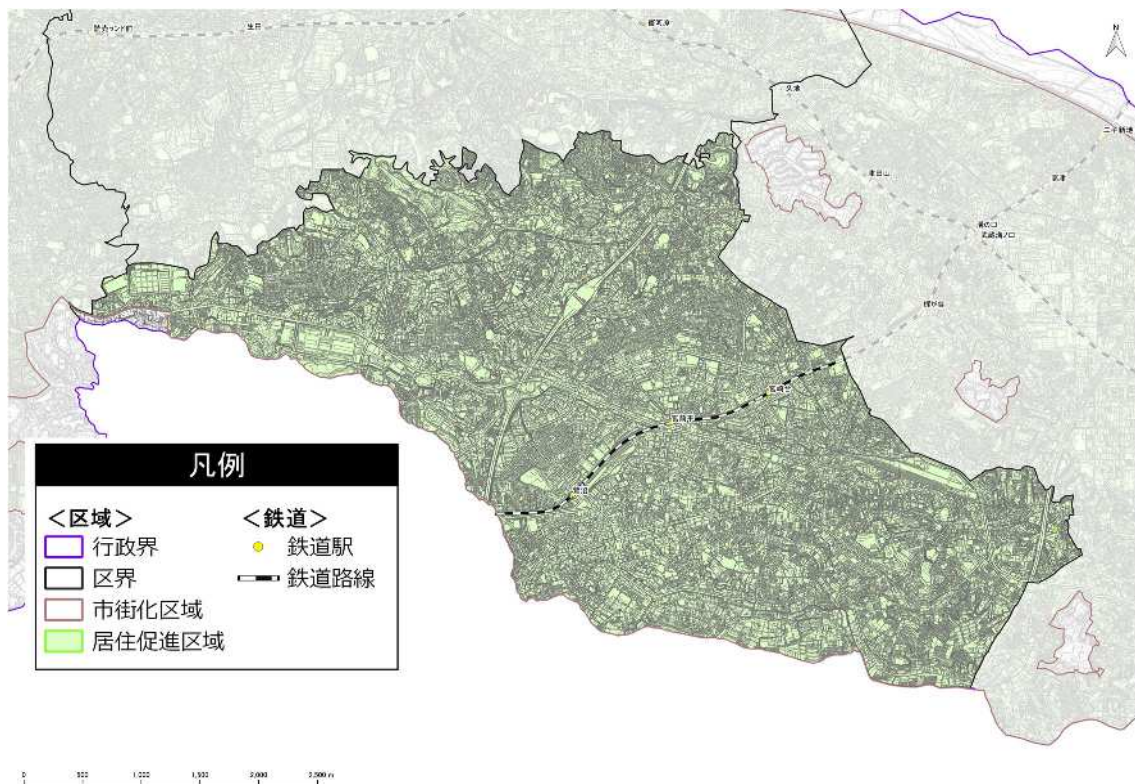
※土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域が重複する箇所に限る）の指定により居住促進区域外となる箇所は表示していません。

【高津区】



※土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域が重複する箇所に限る）の指定により居住促進区域外となる箇所は表示していません。

【宮前区】

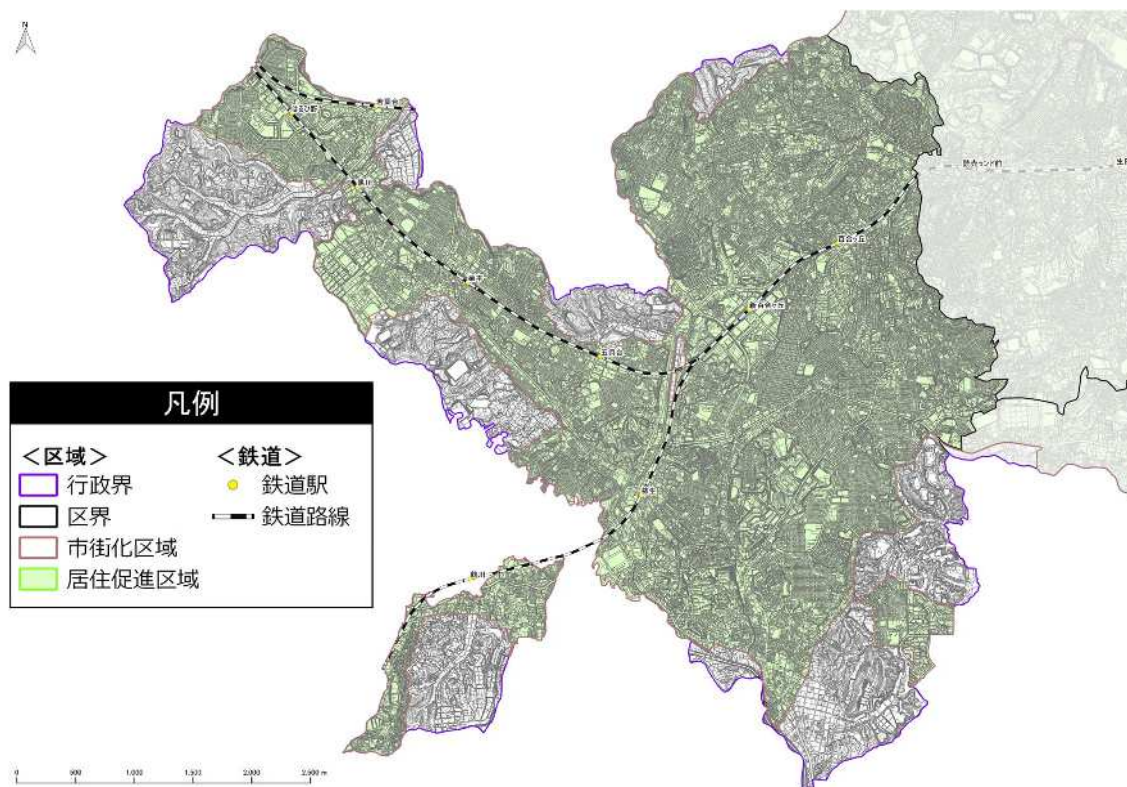


※土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域が重複する箇所に限る）の指定により居住促進区域外となる箇所は表示していません。

【多摩区】

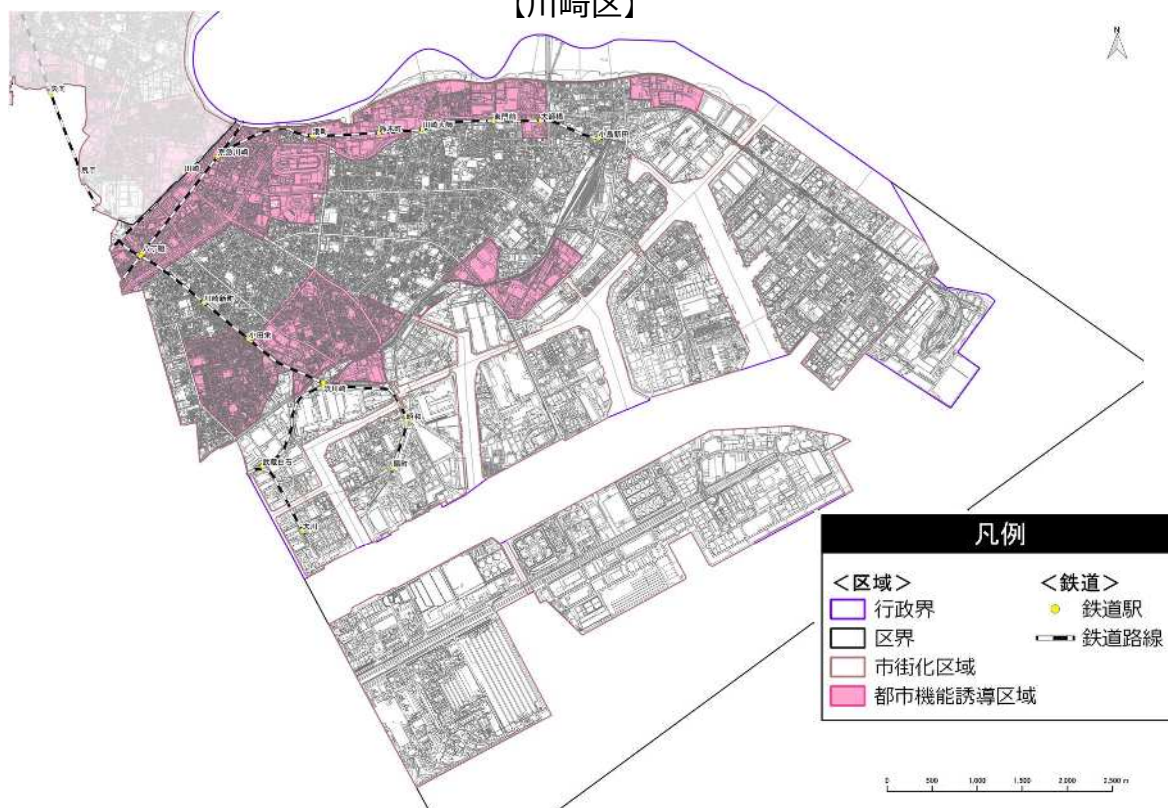


【麻生区】

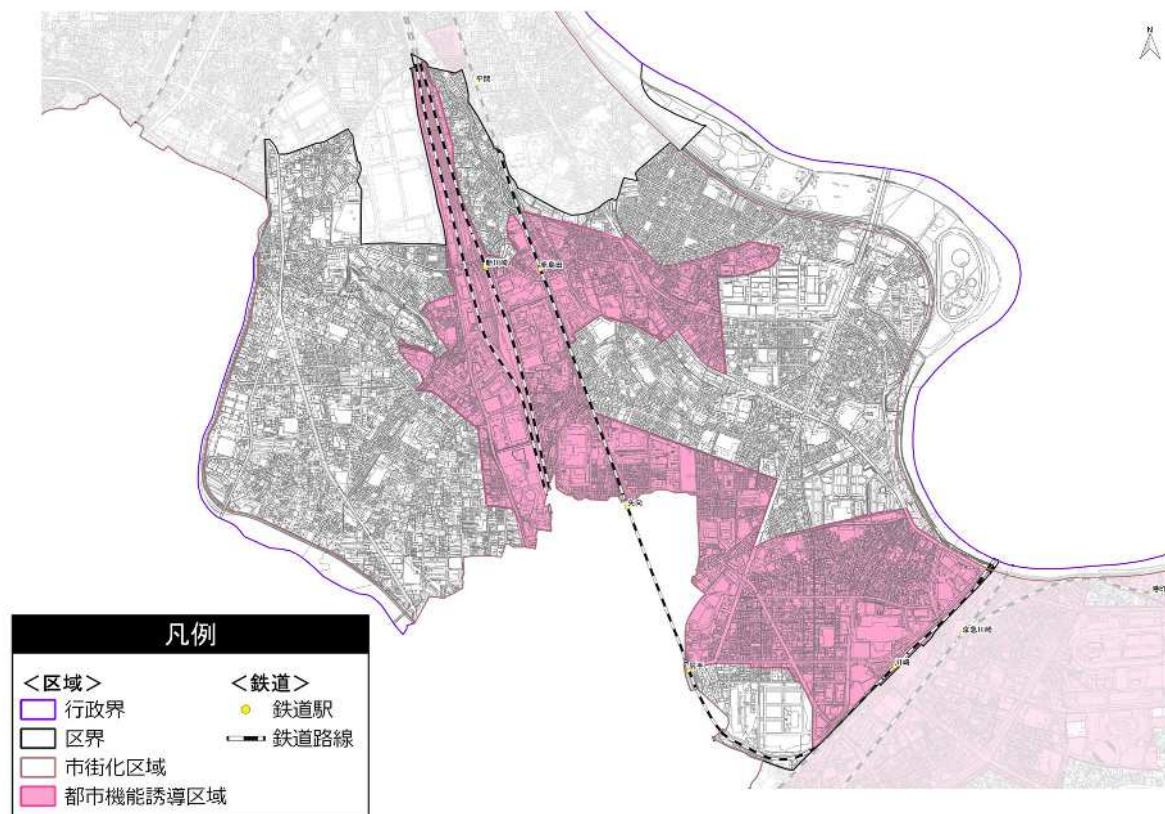


(2) 都市機能誘導区域

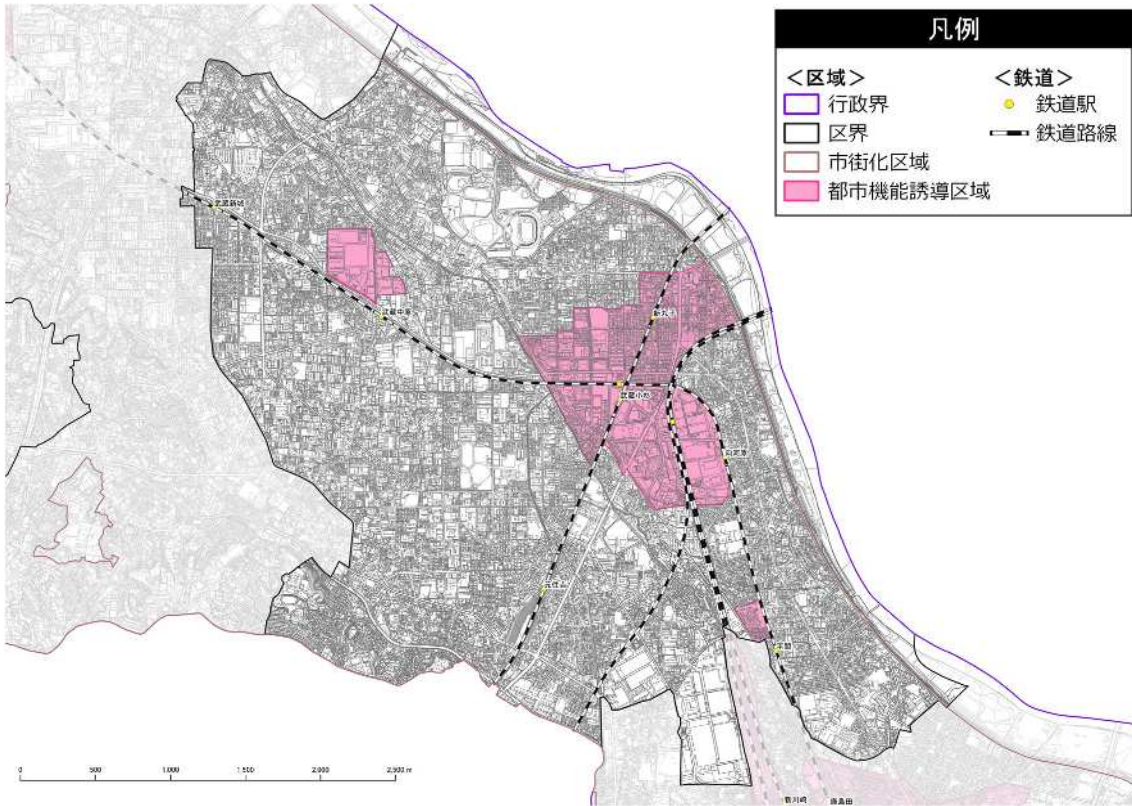
【川崎区】



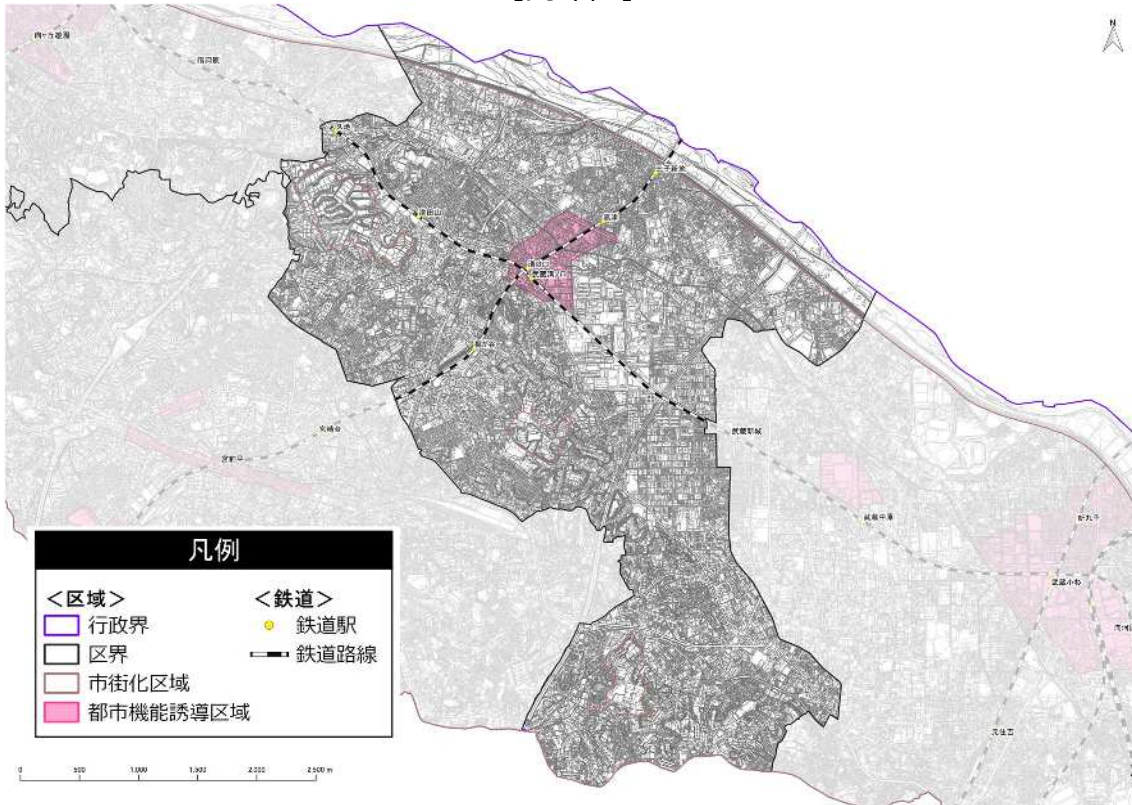
【幸区】



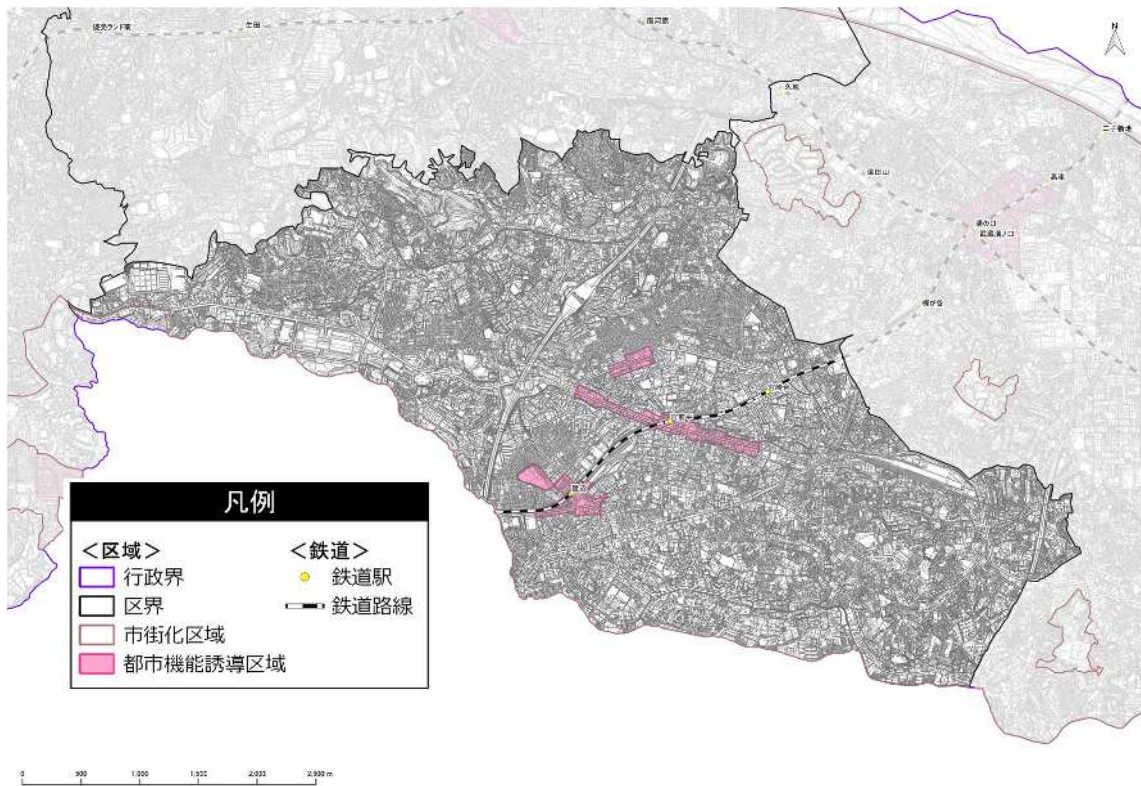
【中原区】



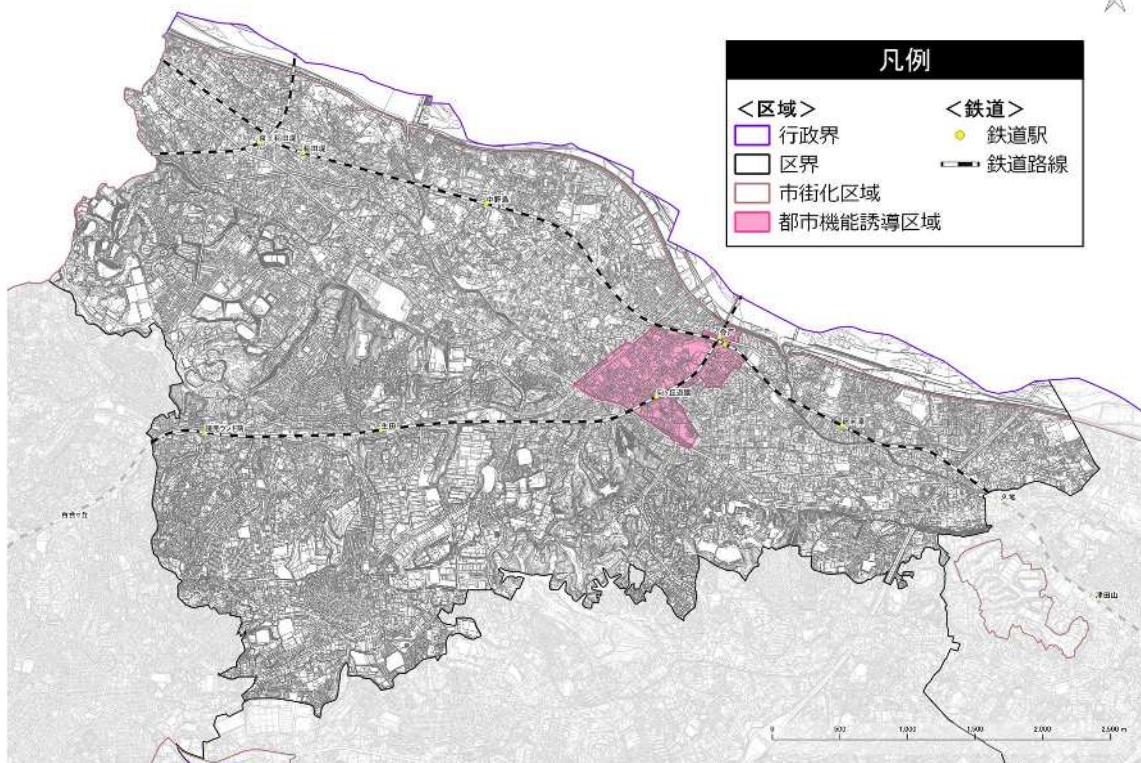
【高津区】



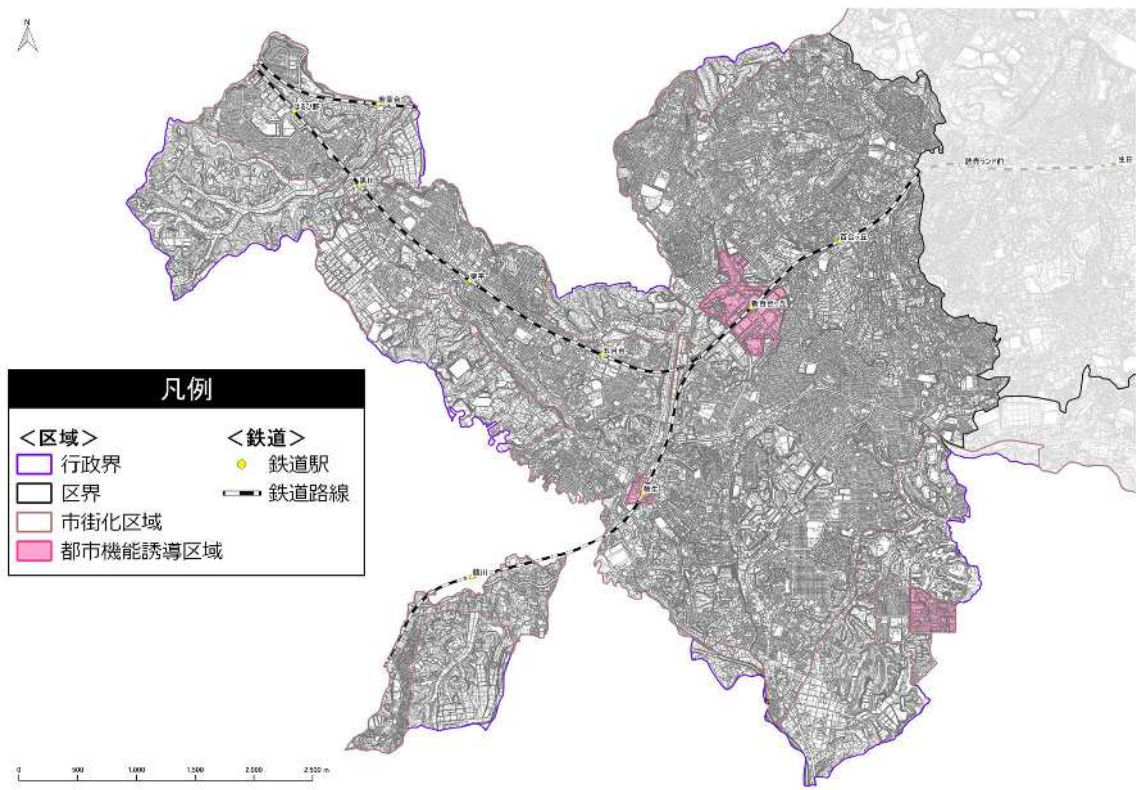
【宮前区】



【多摩区】

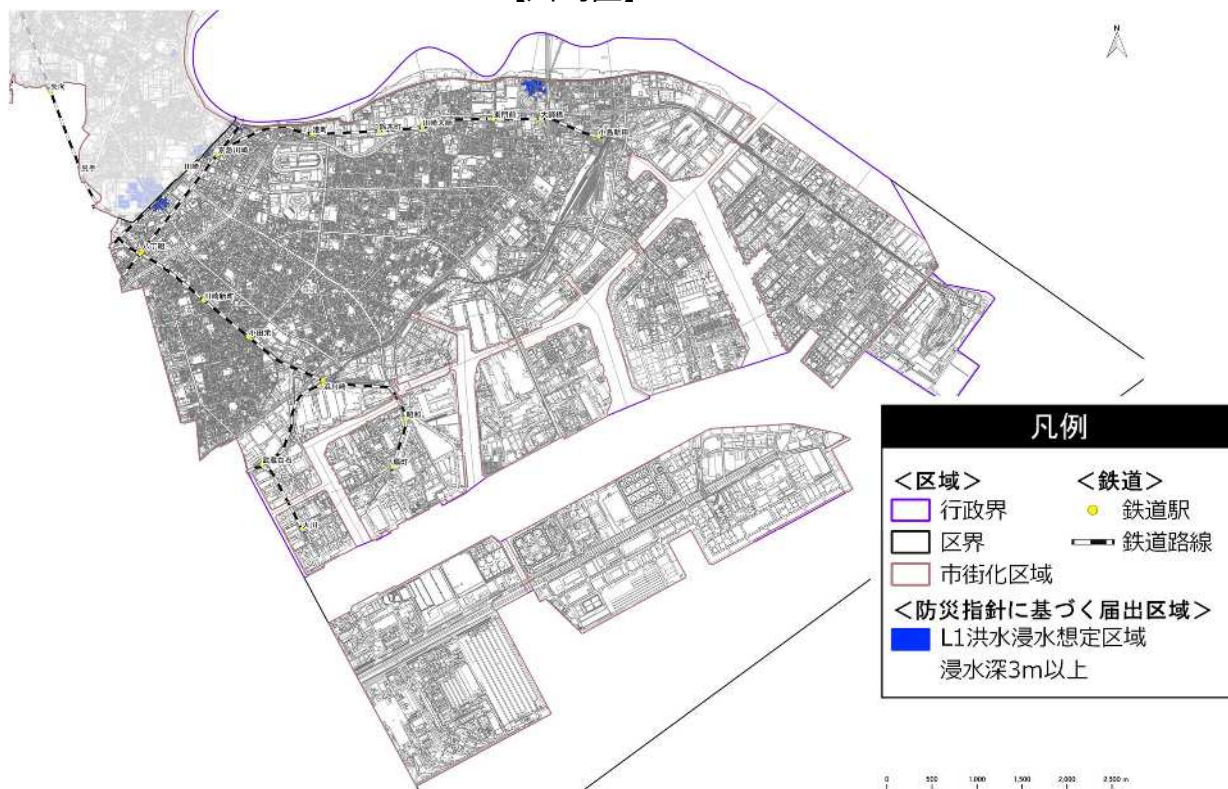


【麻生区】

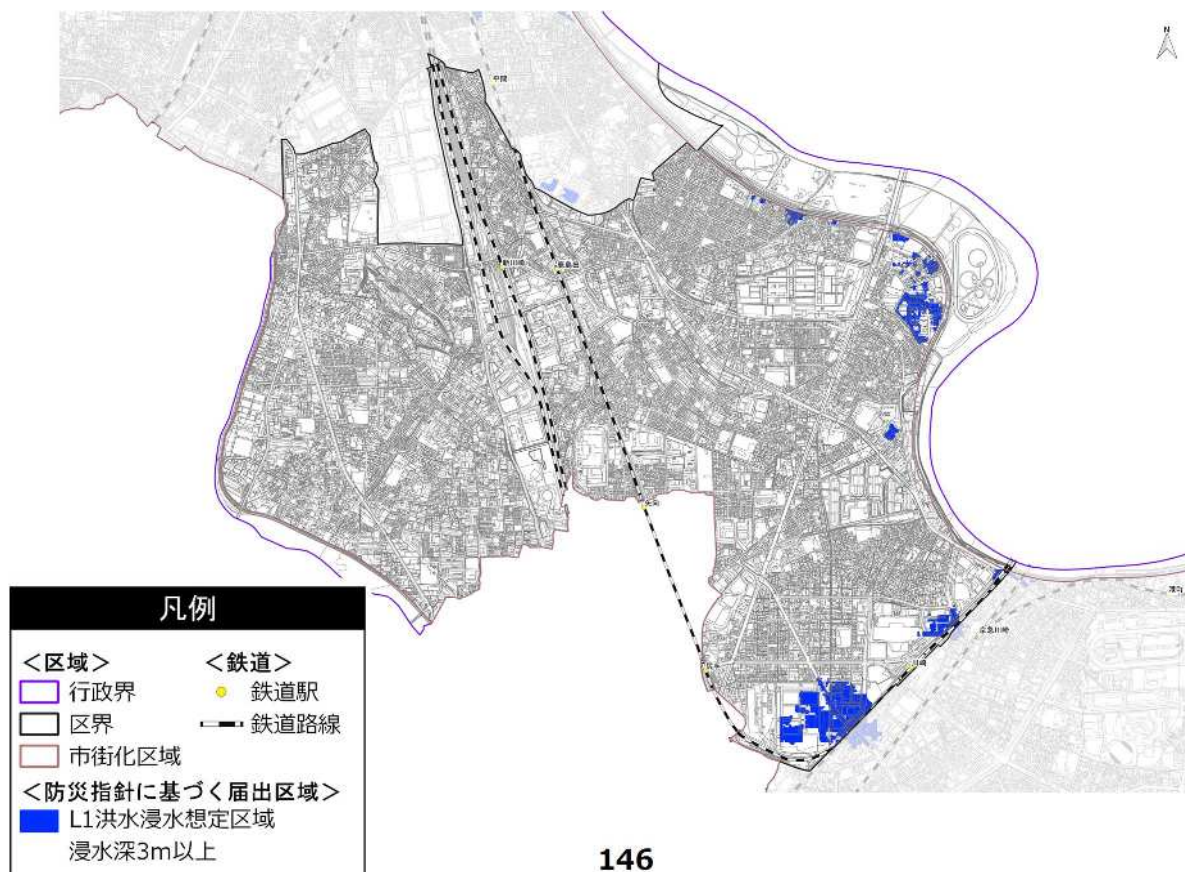


(3) 洪水浸水想定区域（計画規模浸水深 3m以上）

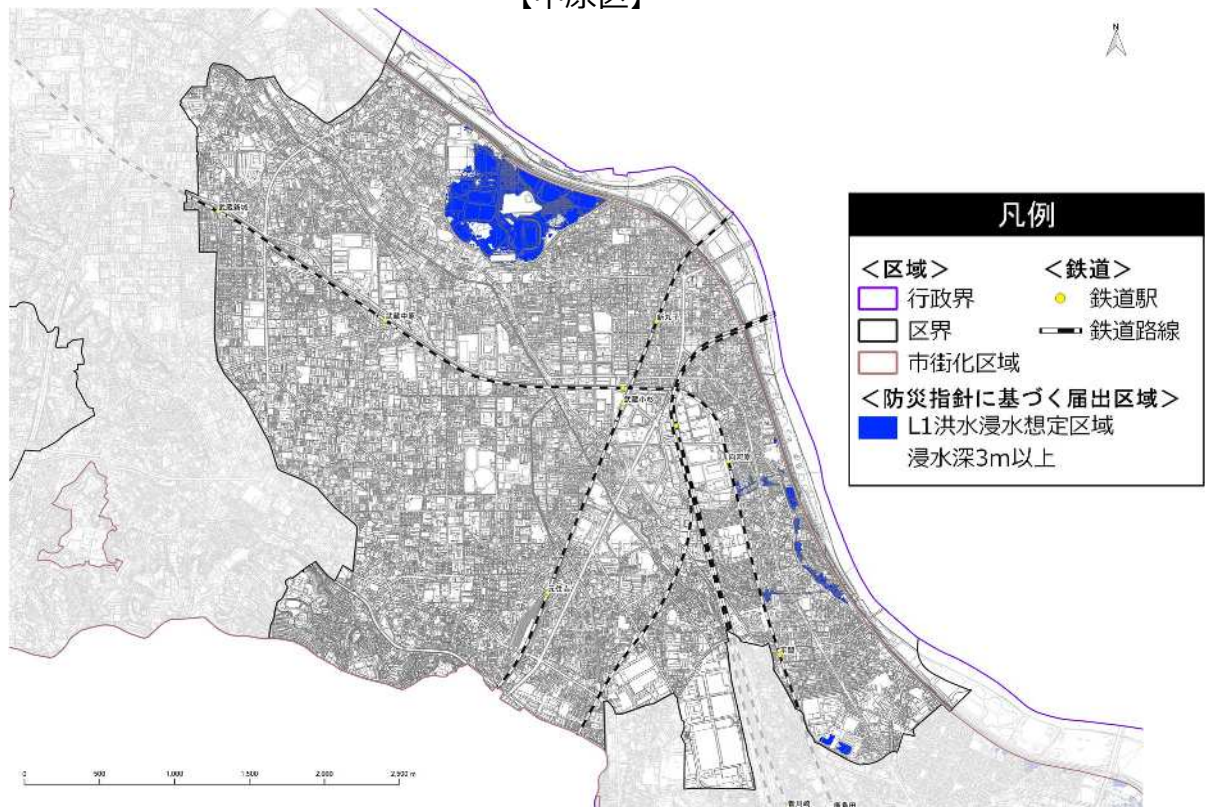
【川崎区】



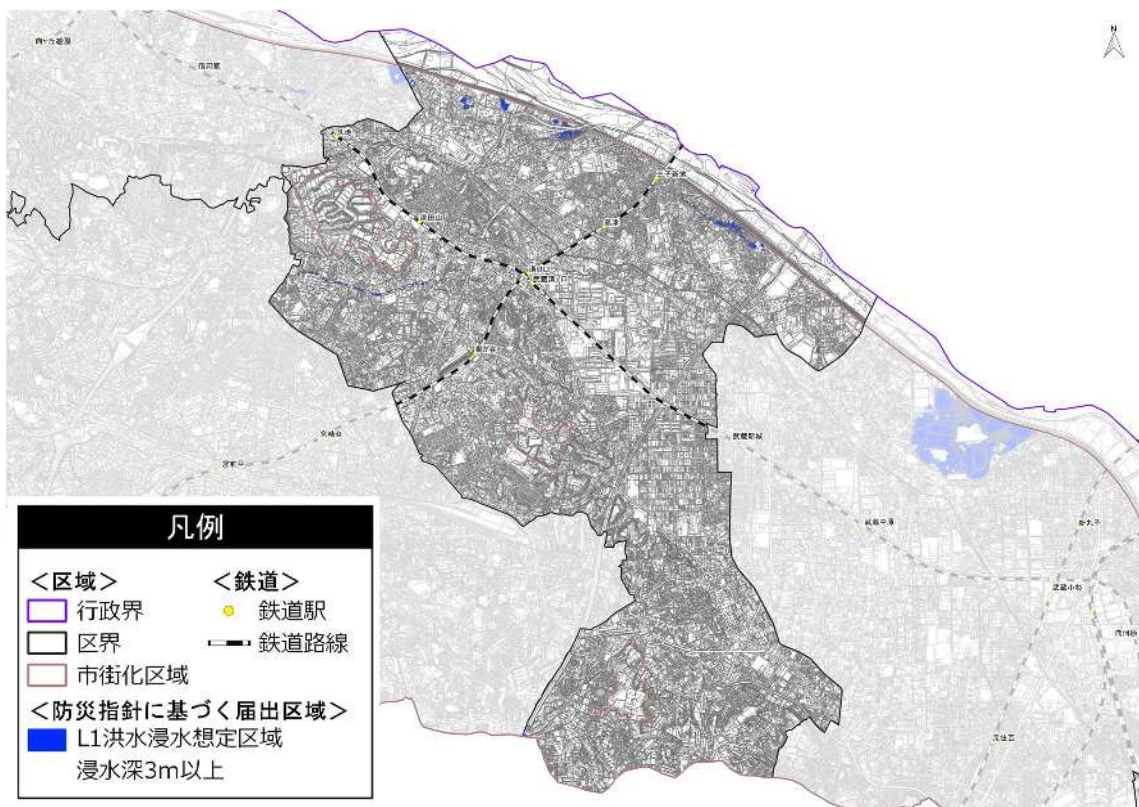
【幸区】



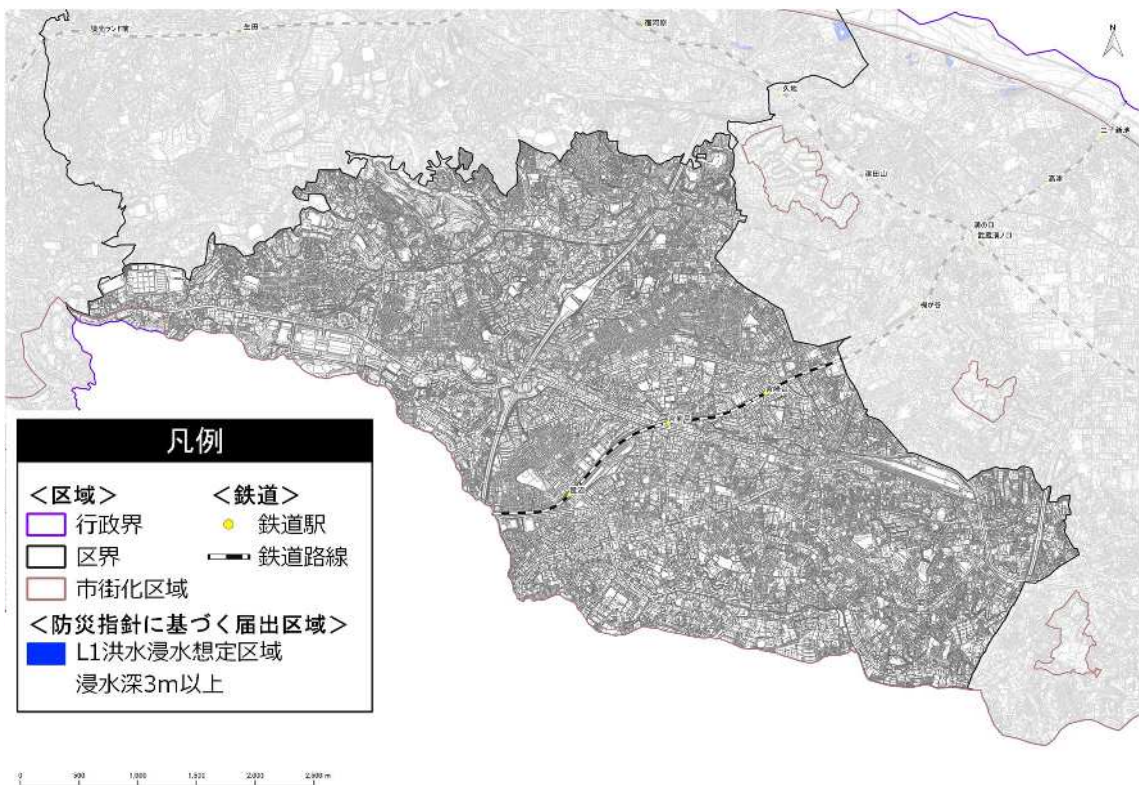
【中原区】



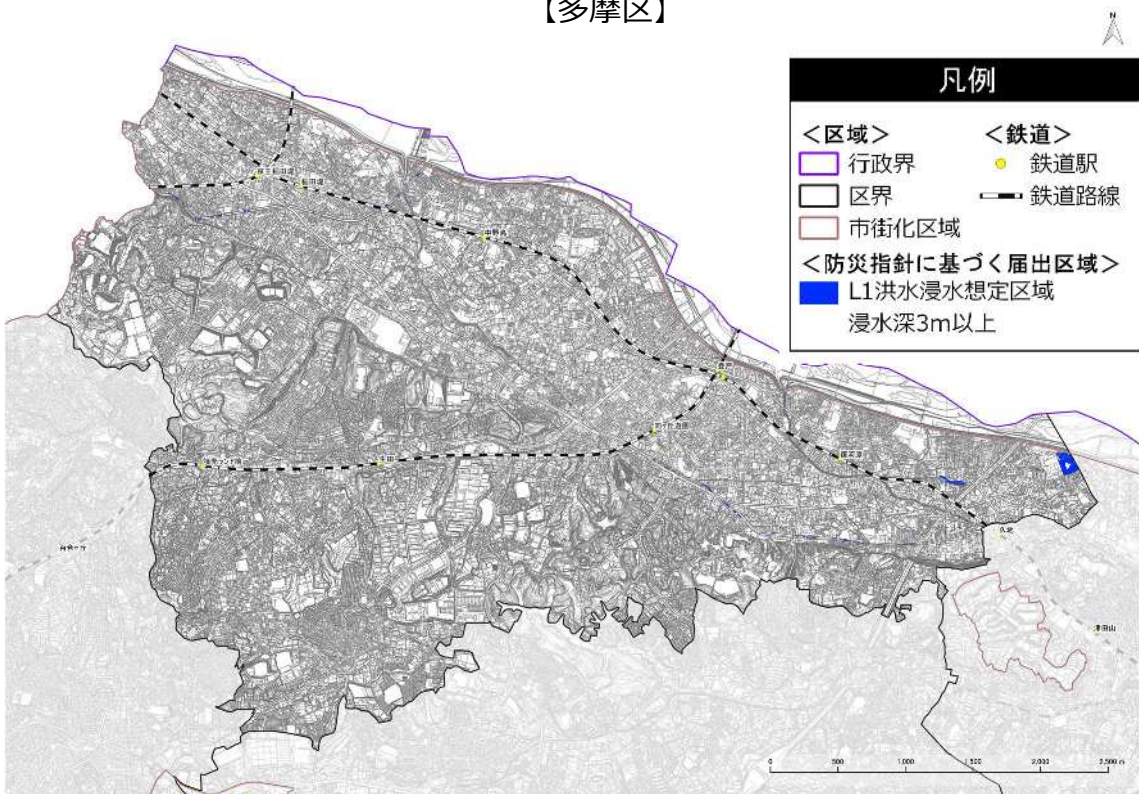
【高津区】



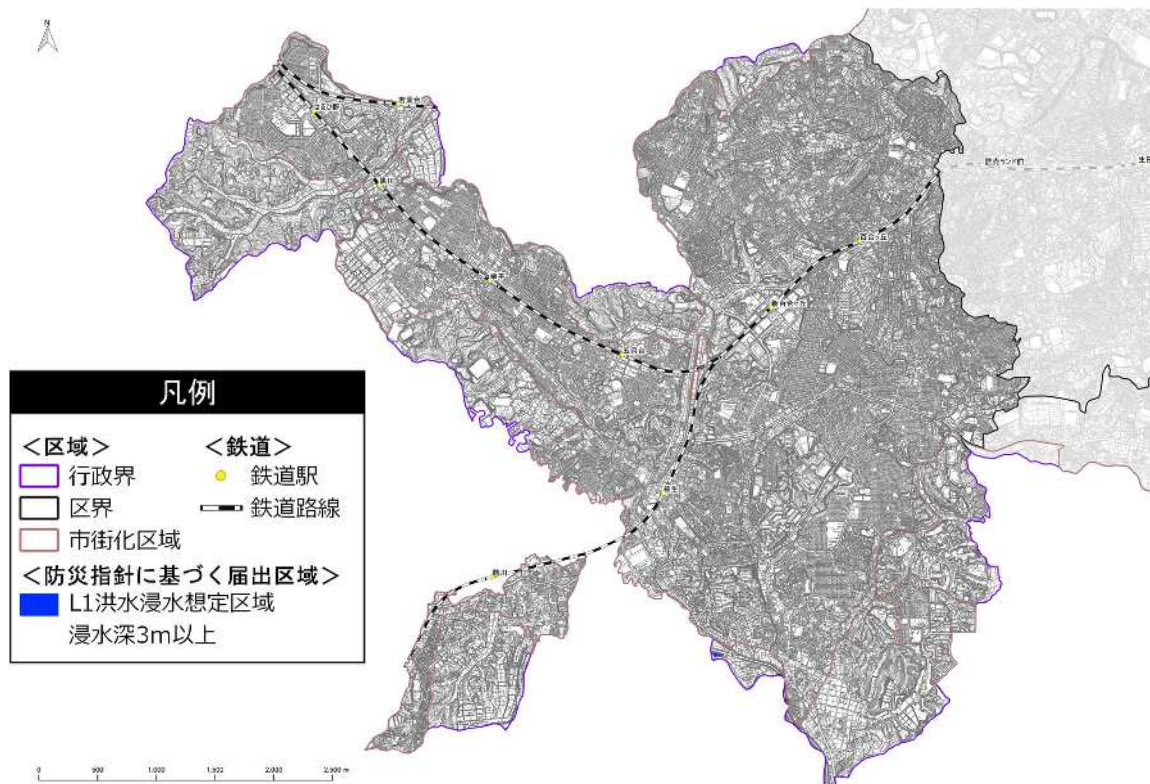
【宮前区】



【多摩区】



【麻生区】



3 主な都市機能誘導区域（各拠点）における事業の取組について

（１）川崎駅周辺

川崎駅周辺地区では、市街地再開発事業等の手法を活用し、商業・業務・文化・都市型住宅等の都市機能の集積など、民間活力を活かしたまちづくりを推進し、特に、西口を中心に、大規模な土地利用転換を適切に誘導するとともに、東口・西口駅前広場の再編や北口自由通路等の整備など、都市基盤整備を進めることで、広域拠点にふさわしいまちづくりに取り組んできました。

今後も、京急川崎駅周辺地区や建物の高経年化が進む東口の既成市街地等において、計画的な土地利用誘導や既存ストックの有効活用など、民間活力を活かした多様な都市機能の集積を図ります。また、駅周辺の回遊性・利便性のより一層の向上や公共空間を活用した賑わいの創出等に取り組み、本市の玄関口としてふさわしい広域的な集客機能を備えた活力と魅力にあふれるまちづくりを推進します。

①京急川崎駅周辺地区

京急川崎駅周辺地区については、近隣拠点都市や羽田空港と近接している地理的優位性、世界的な成長が見込まれる殿町地区との交通アクセス性の良さなど、本市の玄関口としての高いポテンシャルを活かし、持続可能で活気にあふれたまちづくりが求められています。しかしながら、同地区は、老朽化した建物や低未利用地が点在するとともに、敷地が細分化されているため、駅前のポテンシャルを活かしきれていません。

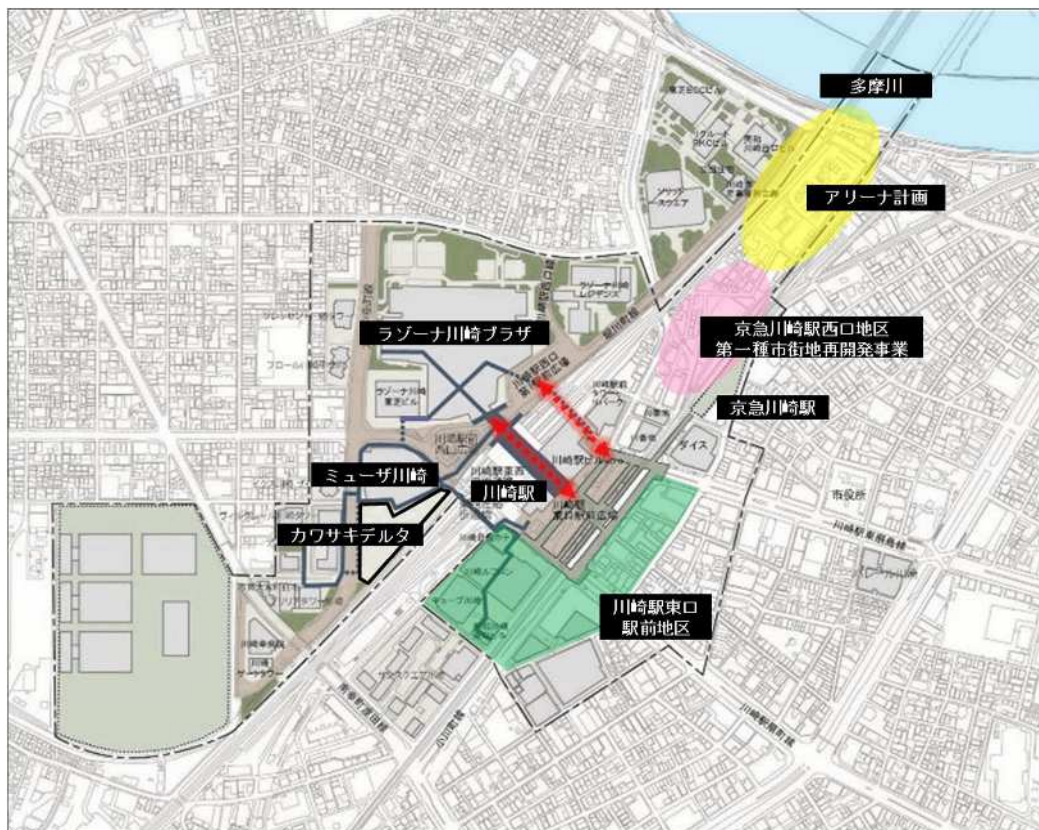
そのため、市街地再開発事業により、複数の街区をまとめた大街区化や高度利用化による防災性の向上、商業機能等を含む多様な都市機能の集積を行い、国際性豊かなにぎわいのある広域拠点の形成、安全で快適な歩行者空間の創出、防災性の高い駅前市街地の形成を図ります。

また、同事業の隣接地で進められているアリーナ計画と連携しながら、多摩川の水辺空間の活用を誘導し、えき・まち・みち・かわを一体的かつ戦略的に整備・利活用することにより、まちのにぎわいや交流の創出を図ります。

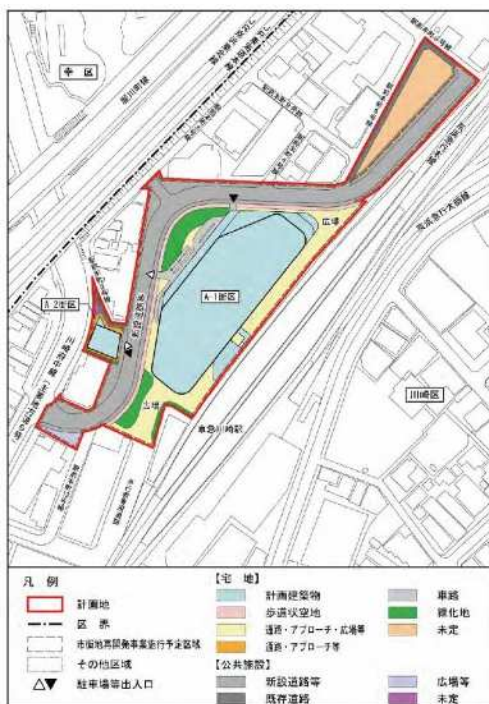
②川崎駅周辺地区

（京急川崎駅周辺地区を除く）川崎駅周辺地区については、川崎駅東口地区などにおいて、民間開発の動向等を適切に捉え、市街地再開発事業等の手法を活用し、商業・業務・文化・都市型住宅等の都市機能の集積など、民間活力を活かしたまちづくりを推進します。

■川崎駅周辺地区整備イメージ



■京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業の計画概要



項目	A-1 街区	A-2 街区
宅地(建築敷地)面積	約 7,300 m ²	約 350 m ²
延べ面積	約 83,000 m ²	約 2,170 m ²
高さ	約 119m	約 46m
階数	地上 24 階 塔屋 1 階 地下 1 階 + 機械式駐車場	地上 11 階 塔屋 1 階
主な用途	業務 商業 駐車場等	業務 商業 駐車場等

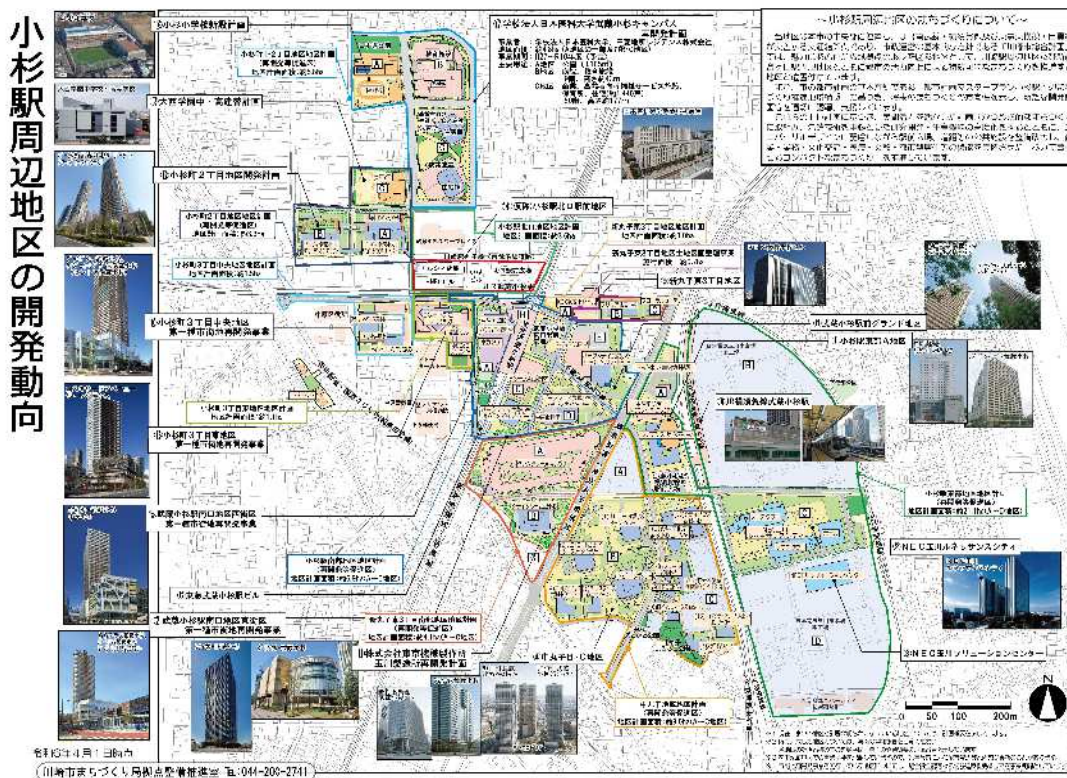
※令和 6 年 7 月時点

(2) 小杉駅周辺

当地区は本市の中央部に位置し、JR 南武線・横須賀線及び東急東横線・目黒線が交差する交通結節点であり、市政運営の基本的な方針である「川崎市総合計画」では、魅力にあふれた広域拠点の形成を図る地区として、川崎駅周辺地区及び新百合ヶ丘駅周辺地区とともに都市の活力向上による持続可能なまちづくりを推進する地区と位置付けています。

また、市の都市計画の基本方針である「都市計画マスタープラン小杉駅周辺まちづくり推進地域構想」に基づき、将来のまちづくりの方向性を示し、新たな開発計画等を適切に誘導、支援しています。

これらの上位計画に基づき、民間活力を活かした計画的かつ段階的なまちづくりに取り組み、先端技術を中心とした研究開発・生産機能の高度化を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮しながら駅前広場、道路等の公共施設を整備改善し、商業・業務・文化交流・医療・文教・都市型居住等の機能を集積させた「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」を推進しています。



(3) 新百合ヶ丘駅周辺

「新百合ヶ丘駅周辺地区」は、昭和 49 年の新百合ヶ丘駅開業・小田急多摩線の開通を契機に土地区画整理事業が進み、「川崎市総合計画」において広域拠点に位置づけられ、官民連携でのまちづくりが進められてきました。

当地区では、商業・業務・公共機能の集積とともに、川崎市アートセンターや芸術系大学等の芸術・文化施設がコンパクトに集積されているとともに、当地区の周辺には、万福寺檜山公園、万福寺ふるさと緑地等の緑豊かな公園等が計画的に配置されており、芸術系大学や文化施設等の豊富な芸術・文化資源を活かした活動や、近年ではペDESTリアンデッキや公園等の公共空間を活用したイベントの開催など、地域の特徴を生かした賑わいと魅力あるまちづくりが進められています。

一方で、当地区周辺の急激な人口増加による駅中心部における慢性的な交通混雑の発生や、駅至近における低未利用地の残存、土地区画整理事業当時に建設された建物の老朽化、駅北側の高低差など、当地区の抱える様々な課題が顕在化してきています。

また、横浜市高速鉄道 3 号線（以下、「3 号線」という。）延伸を見据え、都市機能の更なる集積や、交通結節機能の強化に向けた取組が求められています。

令和 4 年 3 月に「新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくりの基本的な考え方」を取りまとめ、以下のような検討を進めています。

①時代のニーズに応じた都市機能の集積

- ・ 駅周辺の高経年化した建築物の更新や、駅北側エリアなどの低未利用地における土地利用転換などを計画的に誘導し、時代のニーズ等に応じた更なる都市機能の集積の推進

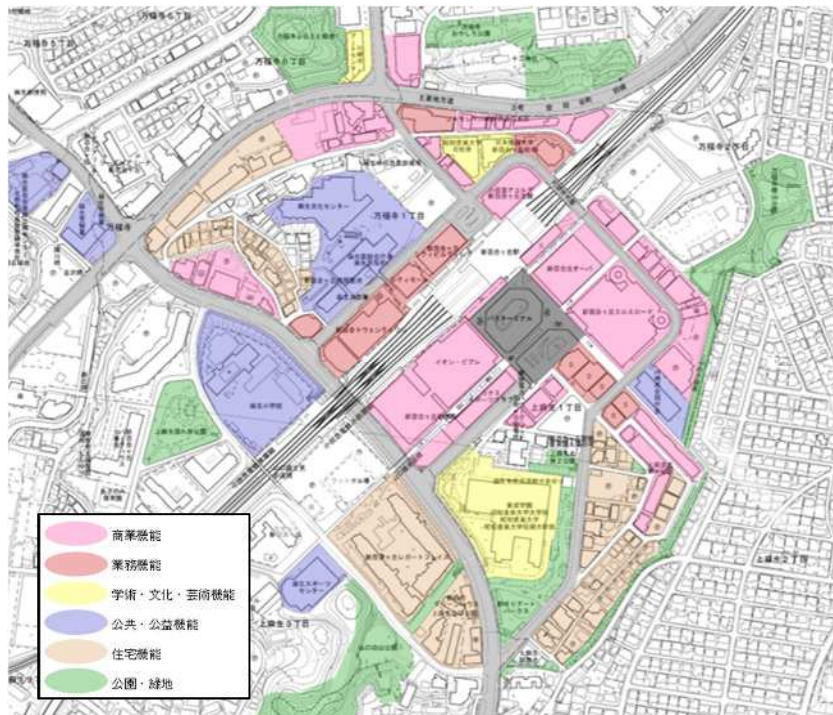
②駅周辺の交通環境の改善

- ・ 北口駅前広場をはじめとする周辺道路の混雑解消に向けた取組の推進
- ・ 駅南北の交通機能の適正配置の検討による、駅周辺の抜本的な交通環境の改善に向けた取組

③芸術・文化など、個性と魅力にあふれたまちづくりの推進

- ・ 地域に根差した芸術・文化活動などの更なる取組による、地域が一体となった個性と魅力にあふれたまちづくりの推進
- ・ 駅周辺の道路や公園等の公共空間や緑豊かな空間を最大限活用するなど、ウォークアブルなまちづくりによる、地域の個性ある活動や交流の推進

■新百合ヶ丘駅周辺土地利用の現状

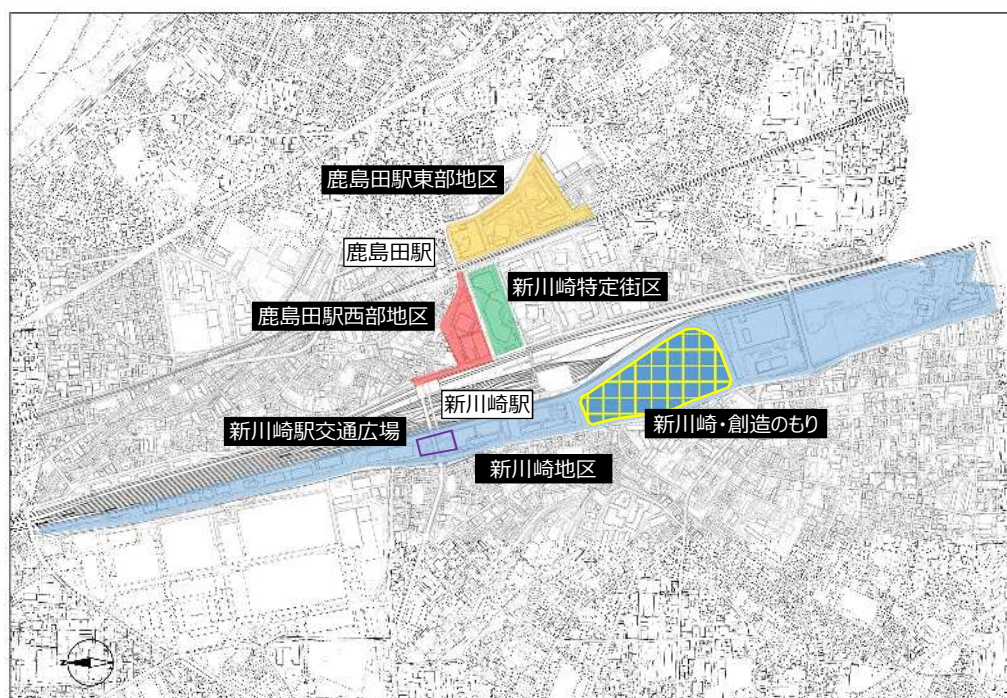


(4) 新川崎・鹿島田駅周辺

新川崎・鹿島田駅周辺は、多様な都市機能や研究開発機能、良質な都市型住宅などの集積を図るとともに、新川崎駅と鹿島田駅を結ぶペDESTリアンデッキや交通広場などが整備され、地域生活拠点として整備が進められています。新川崎地区（操車場跡地）は、最先端の研究開発拠点「新川崎・創造のもり」を核として、ものづくり・研究開発機能が集積しており、先進的な産業拠点としての更なる機能の強化が求められています。また、鹿島田駅周辺では、鹿島田駅東部地区（平成 16 年 3 月事業完了）や同西部地区（平成 28 年 10 月事業完了）の再開発事業を施行してきましたが、現在も一部老朽化した建物や低未利用地があることから、駅周辺の適切な土地利用や住環境の改善、交通結節機能の向上などが求められています。

そのため、駅周辺の低未利用地については、周辺の老朽化した建物なども含めて土地利用転換の機会を捉えた適切な誘導を図り、魅力ある地域生活拠点の形成をめざします。

■新川崎・鹿島田駅周辺地区整備イメージ



(参考) 鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業【H28.10 完了】



(5) 溝口駅周辺

溝口駅は、川崎市のほぼ中央に位置する高津区の中心地であり、JR 南武線と東急田園都市線とが交差し、多くのバス路線も集中する交通の結節点です。

これまで、大規模複合施設「NOCTY（ノクティ）」や溝口駅南北自由通路の整備を行った溝口駅北口地区市街地再開発事業（平成 11 年 3 月事業完了）、南口広場の整備事業（平成 29 年 1 月事業完了）などにより、駅周辺の交通渋滞の緩和や歩行者の安全確保などの基盤整備を行ってきました。

今後も引き続き、本市における主要な駅としての特性を活かすとともに、隣接都市（二子玉川等）との連携・調和のもと、商業・業務、文化、良質な都市型住宅棟の諸機能の集積を図りながら、歴史的・文化的資源や地域に密着した商店街等を活かした、地域生活ゾーンの核となる拠点の形成をめざします。

■溝口駅周辺地区整備方針図



(参考) 溝口駅北口地区市街地再開発事業【H11.3 完了】



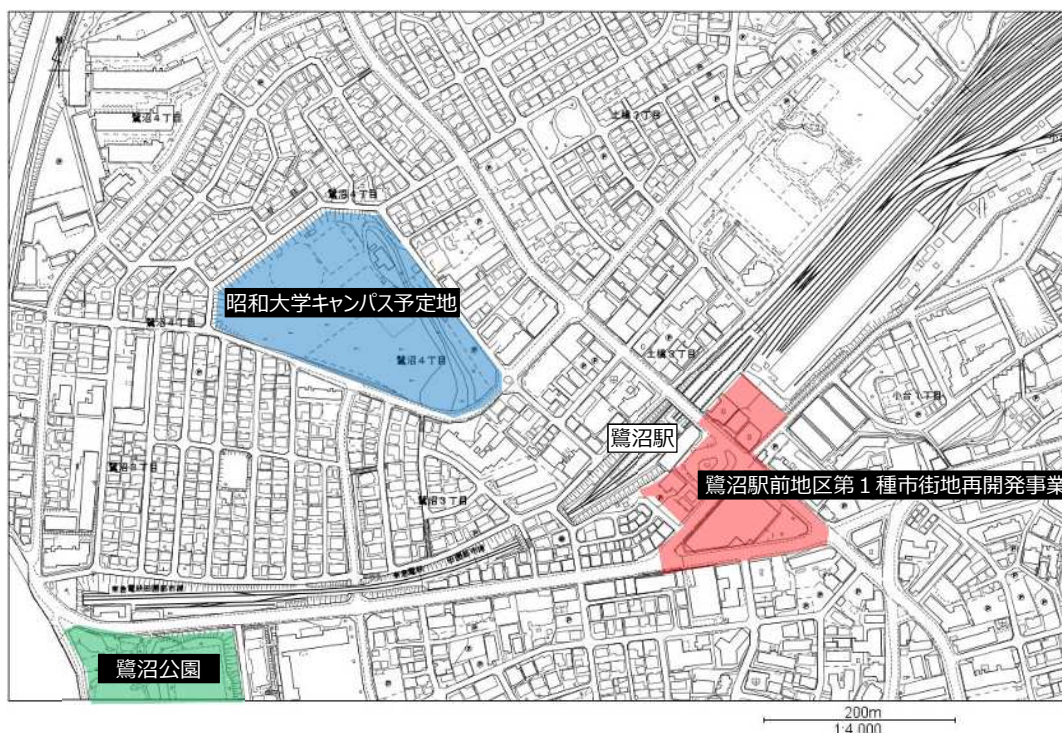
（６） 鷺沼・宮前平駅周辺

鷺沼・宮前平駅周辺は、「宮前区の地域生活拠点」として区民の身近な生活を支える地区ですが、鷺沼駅周辺は、昭和 40 年代に東急田園都市線の延伸を契機として市街化が進んで以来、大きな施設・機能の更新等が無いまま 50 年が経過しており、特に、駅前には駐車場等の低未利用地が点在し、土地の高度利用が図られていない状況にあります。また、鷺沼駅前の交通広場は、周辺部の住宅地開発による人口増加や、山坂が多いなどの地形上の特性から路線バスによる駅へのアクセスが多く、バス交通の需要増への対応が求められています。

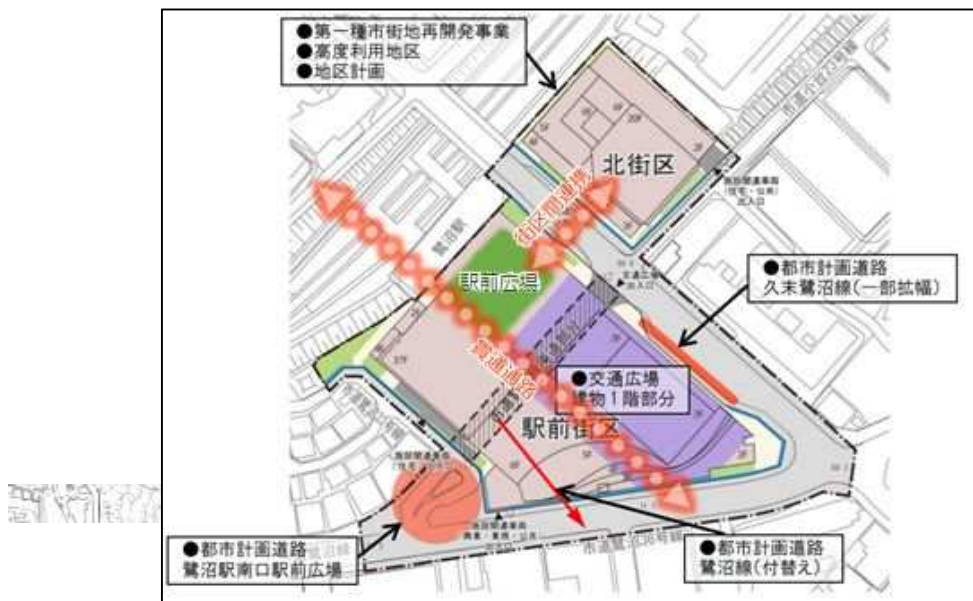
そのため、市街地再開発事業による土地の共同化・高度利用を図るとともに、交通広場の拡充整備などの交通アクセスの向上を図ります。また、再開発を契機として、宮前平駅から徒歩約 8 分に位置するものの駅からの高低差やバリアフリー面、施設の老朽化等の課題がある宮前区役所・市民館・図書館を、再開発事業により都市機能が集約する鷺沼駅前に移転・整備し、区全体の活性化を促す「核」となる地域生活拠点の形成を図るとともに、公民の相乗効果による機能・空間の実現を図り、文化・交流拠点の形成と新たなコミュニティの創出を図ります。

また、旧日本精工の運動場において大学キャンパスの整備が予定されており、再開発を契機とし、周辺地区の都市機能集約を図るとともに、地域公共交通ネットワークの再編と併せ、鷺沼公園などの豊かな自然や文化的資源も活用しながら、誰もが暮らしやすく、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めます。

■ 鷺沼駅周辺地区整備イメージ



■ 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業の計画概要



	駅前街区	北街区
敷地面積	約 11,170㎡	約 3,680㎡
建築面積	約 9,440㎡	約 3,150㎡
延べ面積	約 84,000㎡	約 27,000㎡
階数	地下2階 地上32階	地下2階 地上19階
建物高さ(最高高さ)	約 133m(約 133m)	約 89m(約 89m)
主要用途	商業、市民館・図書館(大ホール含む)、 都市型住宅、業務、駐車場等	区役所、市民館(小ホール)、 都市型住宅、駐車場等
住宅戸数	約 340戸	約 110戸

※令和6年7月時点

(7) 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区は、川崎市の地域生活拠点に位置付けられており、登戸土地区画整理事業による安全で快適な暮らしを支える都市基盤整備とあわせて、都市機能の強化を促進するとともに、多摩川、生田緑地及びその周辺の地域資源を活かした魅力的な拠点形成を推進することとしています。

登戸駅前地区においては、ＪＲ南武線及び小田急小田原線の交通結節点である登戸駅の駅至近に位置し、古くから地域の商業エリアとなっていますが、低層の木造住宅が密集し、道路の幅員が狭く下水道も未整備となっており、防災性や生活環境について課題を抱え、中心商業地としての適正な土地の高度利用がなされていませんでした。そのため、本市が施行する登戸土地区画整理事業との一体的施行により、区域内の登戸駅前広場に面する街区（90 街区）に換地を受ける権利者による組合施行の市街地再開発事業を行うことで、区画整理事業による「まちの顔」となる駅前広場などのインフラ整備と併せて、民間活力を活かした建物の共同化による商業・都市型住宅などの都市機能集積及び良好な都市型住宅の供給を図ることにより、まちの魅力向上や回遊性の強化、賑わいの創出を図り、地域生活拠点にふさわしいまちづくりを行います。

向ヶ丘遊園北地区（51 街区）においては、地域生活拠点及び多摩区の中心として、商業、業務、住宅等の機能を有する複合的で、健全な市街地環境の計画的な形成を図るため、新たに共同住宅を建設し、良好な住環境の形成に寄与することを目的としています。

向ヶ丘遊園南地区においては、土地区画整理事業区域外となりますが、駅周辺において老朽化した建物の建替えなど、土地利用更新の動きが見られることから、それらの機会を捉えた地域生活拠点にふさわしい魅力あるまちづくりを推進していく必要があり、権利者等とまちづくりについて検討を進めているところです。

■登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区整備イメージ



土地利用計画図（登戸駅前地区）〔施設計画〕 （参考図）

ペDESTリアンデッキ（幅員6m）
（整地中）

川崎市都市計画第一種市街地再開発事業の決定

立体広場 1階（約300車）
2階（約850車）
（整地中）

登戸駅

完成予想図

N

市立多摩病院

施設計画
主要用途：商業施設、共同住宅等
階数：地上38階、地下2階
（高さ 約140m）

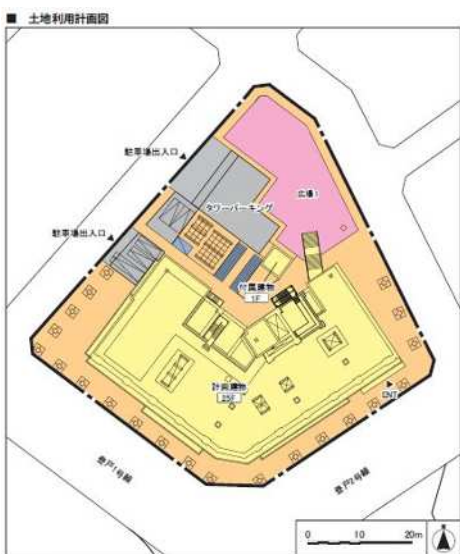
広場（約300㎡）

登戸

※建築物の配置、形状および植栽計画等は今後変更される可能性があります。

敷地面積	約 5, 9 5 0㎡
建築面積	約 4, 1 6 0㎡
延べ面積	約 6 3, 5 0 0㎡
階数	地下 2 階 地上 3 8 階
建物高さ(塔屋等含む最高高さ)	約 1 4 0 m(約 1 4 6 m)
主要用途	共同住宅、商業施設
住宅戸数	約 4 5 0 戸

■向ヶ丘遊園北地区優良建築物等整備事業の計画概要



敷地面積	約 3, 4 5 0㎡
建築面積	約 1, 4 6 0㎡
延べ面積	約 2 5, 5 0 0㎡
階数	地下 2 階 地上 3 8 階
建物高さ (塔屋等含む最高高さ)	約 8 0 m(約 9 0 m)
主要用途	共同住宅、飲食店、銀行の支店
住宅戸数	約 2 4 0 戸

4 国の予算・金融上の支援措置

立地適正化計画に関連する予算・金融上の支援措置については幅広い内容となっています。

計画の策定によって活用が可能となる支援措置や、計画に事業等を位置付けることで補助率の嵩上げの適用対象となる支援措置のうち、主な事業を掲載します。

※国土交通省 HP（コンパクトシティの形成に関連する支援施策集（令和 6 年度））から抜粋したものであり、関連する支援措置を全て掲載しているものではありません。

【予算措置】

事業名	事業概要	対象区域など
市民緑地等整備事業	・地域の魅力向上を図るため、低・未利用地を公開性のある緑地とする取組に対して支援を行う事業。	居住促進区域内 ※居住促進区域の場合、面積要件が緩和
都市構造再編集 中支援事業	・「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行う事業	居住促進区域内、都市機能誘導区域内
都市再生区画整理事業	・防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再整備等による都市機能更新を推進するための土地区画整理事業に対して支援する事業	居住促進区域内、都市機能誘導区域内
宅地耐震化推進事業	・大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、対策工事等に要する費用について支援する事業	居住促進区域内、都市機能誘導 ※立地適正化計画における防災指針に即して行われる事業の場合、対策工事等の国費率を嵩上げ

事業名	事業概要	対象区域など
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	・ 防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対し、国が特別の助成を行うことにより事業の緊急的な促進を図る事業	居住促進区域内
公営住宅整備事業	・ 公営住宅の事業主体が既存の公営住宅を除却し非現地への建替えを行う際に除却費・移転費を助成する事業	居住促進区域内
市民農園等整備事業	・ 良好な都市環境の形成に資する生産緑地等の保全活用を図り、市民農園の整備を行う事業	居住促進区域内 ※居住促進区域内かつ教育防災上の位置づけがある場合、面積要件が緩和
地域居住機能再生推進事業	・ 居住機能の集約化等とあわせた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の居住機能を再生する取り組みを総合的に支援する事業	居住促進区域内： ※居住促進区域内の場合、公的賃貸住宅の管理戸数の合計数が緩和
住宅市街地総合整備事業 (住宅団地ストック活用型)	・ 良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地を再生し、将来にわたり持続可能なまちを形成するため地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備及び若年世帯の住替えを促進するリフォーム等について支援を行う事業	居住促進区域内、都市機能誘導区域内
集約都市形成支援事業 (コンパクトシティ形成支援事業)	・ 立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設、居住機能の移転の促進等、コンパクトなまちづくりを推進や、頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における「防災指針」の作成や、計画の定期的な評価や見直しに対して、重点的な支援を実施する事業	居住促進区域内外

事業名	事業概要	対象区域など
都市・地域交通戦略推進事業	都市構造の再構築を進めるため、立地適正化計画に位置づけられた公共交通等の整備について重点的に支援を行う事業	立地適正化計画区域内：
フラット35地域連携型	・地方公共団体による住宅の建設・購入（付随する改修・除却を含む。）に対する財政的支援とあわせて、住宅金融支援機構によるフラット35の金利を引き下げる支援	居住促進区域内
市街地再開発事業	密集市街地の改善整備を図るため、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備に対して支援を行う事業	都市機能誘導区域内 ※都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業の場合、面積要件の緩和や交付対象額の嵩上げ
防災街区整備事業	密集市街地の改善整備を図るため、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備に対して支援を行う事業	都市機能誘導区域内 ※都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業の場合、交付対象額の嵩上げ
優良建築物等整備事業	・市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備に対して支援を行う事業	都市機能誘導区域内 ※都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業の場合、交付対象事業費の嵩上げ
住宅市街地総合整備事業 （拠点開発型）	・既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅や公共施設の整備等に対して総合的に支援を行う事業	都市機能誘導区域内
住宅市街地総合整備事業 （都市再生住宅等整備事業）	・密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備に対して総合的に支援を行う事業	都市機能誘導区域内

事業名	事業概要	対象区域など
バリアフリー環境整備促進事業	・高齢者・障害者に配慮したまちづくりを推進し、高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等の促進に対して支援を行う事業	都市機能誘導区域内
スマートウェルネス住宅等推進事業	・「サービス付き高齢者向け住宅」に併設される高齢者生活支援施設の供給促進に向けた整備に対して支援を行う事業	都市機能誘導区域内 ※都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業の場合、補助限度額の引き上げ
官民連携まちなか再生推進事業	・官民連携によるエリアプラットフォームの形成や未来ビジョンの策定、未来ビジョンに基づく自立自走型システムの構築に向けた国内外へのシティプロモーションや社会実験、コワーキング・交流施設整備等に要する経費の支援を行う事業	都市機能誘導区域内
都市再生コーディネート等推進事業	・立地適正化計画制度によるコンパクトなまちづくりの推進に向けた都市機能誘導の促進のため、都市機能の立地に至るまでのコーディネート等を行うために支援を行う事業	都市機能誘導区域内
特定地域都市浸水被害対策事業	・下水道法に規定する「浸水被害対策区域」において、下水道管理者及び民間事業者等が連携し、浸水被害の防止を図ることを目的に、地方公共団体による下水道施設の整備、民間事業者等による雨水貯留施設等の整備に係る費用の補助を行う事業	都市機能誘導区域内

【金融措置】

事業名	事業概要	対象区域など
フラット35地域連携型	・地方公共団体による住宅の建設・購入（付随する改修・除却を含む。）に対する財政的支援とあわせて、住宅金融支援機構によるフラット35の金利を引き下げる支援を行う制度	居住促進区域内
まち再生出資	・都市機能誘導区域内における都市開発事業（誘導施設又は誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備）であって、国土交通大臣認定を受けた事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構（民都機構）が出資を行う制度	都市機能誘導区域内
共同型都市再構築	・地域の生活に必要な都市機能の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する民間事業に対し、民間都市開発推進機構が長期で安定的な資金を供給する制度	都市機能誘導区域内
都市環境維持・改善事業資金融資	・地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う、地方公共団体に対する無利子貸付を行う制度	都市機能誘導区域内
都市・居住環境整備推進出資金 ＜まちなか再生・まちなか居住推進型＞	・都市再生機構において、まちの拠点となる区域での土地の集約化等権利調整を伴う事業を行うことにより、まちなか再生やまちなか居住の用に供する敷地の整備及び公益施設等の施設整備を促進する制度	都市機能誘導区域内

事業名	事業概要	対象区域など
都市・居住環境整備推進出資金 ＜都市機能更新型＞	・都市再生機構において、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市機能更新事業を行うことにより、都市機能の更新を促進する制度	都市機能誘導区域内
都市・居住環境整備推進出資金 ＜居住環境整備型＞	・四大都市圏等の既成市街地において、大規模工場跡地等の用地先行取得や民間事業者による良質な賃貸住宅の供給支援等により、都市再生に必要な市街地住宅の整備を推進し、民間を都市再生に誘導するとともに、リニューアル、建替等を複合的に活用したストックの再生や、地域施策と連動したストックの有効活用を行い、都市再生機構の既存賃貸ストックの有効活用を図る制度	都市機能誘導区域内

5 本計画に位置づける事務事業一覧（令和3年 川崎市総合計画 第3期実施計画）

居住促進に係る事務事業一覧

●交通安全対策の推進

放置自転車対策事業 / 踏切道改善推進調査事業

●ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

ユニバーサルデザイン推進事業 / バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業
南武線駅アクセス向上等整備事業 / 福祉のまちづくり普及事業

●地域の生活基盤となる道路等の維持・管理

計画的な道路施設補修事業 / 道路・橋りょう等の維持補修事業 / 道水路台帳整備事業

●総合的なケアの推進

地域包括ケアシステム推進事業 / 介護予防事業 / 認知症高齢者対策事業 / 地域リハビリテーション推進事業
地域包括支援センターの運営 / 障害者相談支援事業

●高齢者福祉サービスの充実

介護サービスの基盤整備事業 / 高齢者住宅対策事業 / 養護・軽費老人ホームの運営

●高齢者が生きがいを持てる地域づくり

いこいの家・いきいきセンターの運営

●障害福祉サービスの充実

障害福祉サービスの基盤整備事業

●誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備

住宅政策推進事業 / 住宅・マンション良質化支援推進事業 / 民間賃貸住宅等居住支援推進事業
既存ストック活用推進事業 / 空き家利活用推進事業

●医療供給体制の充実・強化

地域医療対策事業

●信頼される市立病院の運営

川崎病院の運営 / 井田病院の運営 / 多摩病院の運営管理

●子育てを社会全体で支える取組の推進

地域子育て支援事業

●質の高い保育・幼児教育の推進

認可保育所等整備事業 / 民間保育所運営事業 / 公立保育所運営事業 / 認可外保育施設等支援事業

●子どものすこやかな成長の促進

こども文化センター運営事業 / わくわくプラザ事業

●安全で快適な教育環境の整備

児童生徒数・学級数増加対策事業

●自ら学び、活動するための支援

生涯学習施設の環境整備事業

●地球環境の保全に向けた取組の推進

地球温暖化対策事業 / 次世代自動車等普及促進事業

●地球環境対策の推進

自動車排出ガス対策事業

●協働の取組による緑の創出と育成

全国都市緑化フェア事業 / 緑の基本計画推進事業 / 都市緑化推進事業
公園緑地公民連携推進事業 / グリーンコミュニティ形成事業

●魅力ある公園緑地等の整備

富士見公園整備事業 / 等々力緑地再編整備事業 / 生田緑地整備事業 / 魅力的な公園整備事業
河川環境整備事業 / 夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業 / 宮生緑地整備事業
公園緑地維持管理事業 / 公園緑地の適正管理運営事業

●多摩丘陵の保全

緑地保全管理事業 / 協働による里山管理事業

●農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進

農環境保全・活用事業 / 市民・「農」交流機会推進事業 / 都市農業価値発信事業

●多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進

多摩川プラン推進事業 / 多摩川市民協働推進事業 / 多摩川緑地維持管理事業

●都市農業の強みを活かした農業経営の強化

援農ボランティア育成・活用事業

●臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備

川崎駅・臨海部公共交通利用環境向上推進事業 / サポートエリア整備推進事業
臨海部交通ネットワーク形成推進事業 / 多摩川リバーサイド地区整備推進事業

●魅力にあふれた広域拠点の形成

川崎駅周辺総合整備事業 / 京急川崎駅周辺地区整備事業 / 小杉駅周辺地区整備事業
小杉駅交通機能強化等推進事業 / 新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業

居住促進に係る事務事業一覧

●個性を活かした地域生活拠点等の整備

新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業 / 溝口駅周辺地区まちづくり推進事業
鷺沼駅周辺まちづくり推進事業 / 登戸土地区画整理事業 / 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくり推進事業
柿生駅周辺地区再開発等事業 / 南武線沿線まちづくり推進事業 / 南武支線沿線まちづくり推進事業

●安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進

都市計画マスタープラン等策定・推進事業 / 地域地区等計画策定・推進事業
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等改定・推進事業 / 都市施設の計画管理等業務
大規模低未利用地等のまちづくり誘導事業 / 市街地開発事業の推進業務

●広域的な交通網の整備

総合交通計画調査事業 / 鉄道計画関連事業 / 広域幹線道路整備促進事業 / 川崎縦貫道路の整備事業

●市域の交通網の整備

都市計画道路調査事業 / 道路計画調査事業 / 道路改良事業 / 渋滞対策事業 / 橋りょう整備事業
京浜急行大師線連続立体交差事業 / JR 南武線連続立体交差事業

●身近な交通環境の整備

地域公共交通推進事業 / 地区コミュニティ交通導入推進事業 / バス利用等促進事業
自転車通行環境整備事業 / 自転車活用推進事業 / 駐車施設整備推進事業

●市バスの輸送サービスの充実

市バスネットワーク推進事業

●共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化

区役所改革推進事業 / 区役所等庁舎整備推進事業

●かわさきパラムーブメントの推進

かわさきパラムーブメント推進事業

	事業名	概要
交通安全対策の推進	放置自転車対策事業	歩行者の安全な通行を確保するため、駐輪需要に応じた駐輪場整備や放置自転車の撤去など、総合的な対策を推進する。
	踏切道改善推進調査事業	踏切事故の危険性を低下させるため、踏切の安全対策を進める。
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	ユニバーサルデザイン推進事業	「バリアフリー基本構想・推進構想」の進捗管理とともに、ユニバーサルデザイン社会の実現に向け、誰もが利用しやすいまちづくりを推進する。
	バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業	バリアフリー基本構想地区及び推進構想地区において、高齢者や障害者等の移動の円滑化を推進する。
	南武線駅アクセス向上等整備事業	鉄道による地域分断の改善や踏切を利用する駅利用者の安全性・利便性を高めるなど、駅へのアクセスの向上を図る。
	福祉のまちづくり普及事業	エレベーターやスロープの設置など建物等のバリアフリー化の促進に向けた研修会や「福祉のまちづくり条例」の適切な運用等により、安心して快適な生活を起こることができる福祉のまちづくりを進める。
地域の生活基盤となる道路等の維持・管理	計画的な道路施設補修事業	誰もが安全・安心に道路施設を利用できるよう、定期的な点検や予防保全の考え方による計画的な維持管理を適切に進め、施設の機能確保を図る。
	道路・橋りょう等の維持補修事業	道路施設・駅前広場・橋りょう等について、常に良好な状態を維持するため清掃・警備等の業務を行うとともに、施設に応じた点検等により、施設の補修を行い、適切な維持管理を行う。
	道水路台帳整備事業	道水路の効率的な管理や災害復旧等に寄与する道水路台帳平面図等管理・閲覧システムの機能向上を進めるとともに、土地境界確定等業務や境界標等保全業務の効率的な執行を図り、適正な管理を推進する。

	事業名	概要
総合的なケアの推進	地域包括ケアシステム推進事業	誰もが、住み慣れた地域等で、安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けて、地域包括ケアシステムの構築を推進する。
	介護予防事業	高齢者の自立支援の取組を推進するとともに、要支援・要介護認定者等の重症化を防ぐため、効果的な介護予防の取組を進める。
	認知症高齢者対策事業	認知症に関する普及啓発とともに、医療と介護の連携、ネットワークや 認知症サポーターを活用した支援などについて、認知症の人や家族の視点を重視しながら取り組む。
	地域リハビリテーション推進事業	総合リハビリテーションセンターを中心に、対象者を年齢や疾病、障害の種別で限定しない、全世代・全対象型の地域リハビリテーション体制の構築に向けた取組を進める。
	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターの運営を通じて、介護予防ケアマネジメント業務など、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定などに必要な援助・支援を包括的に行う。
	障害者相談支援事業	障害者相談支援センター等の運営を通じて、障害者の地域生活を支えるため、相談支援や地域のネットワークづくりに取り組む。
高齢者福祉サービスの充実	介護サービスの基盤整備事業	多様な手法により、特別養護老人ホーム等の整備や地域密着型サービスの充実などの、地域居住の実現に向けた介護サービス基盤の整備を進める。
	高齢者住宅対策事業	低所得のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の緊急的な住宅確保の際の転居支援や、要介護・要支援の高齢者が在宅で安全な生活が続けられるよう住宅改造費の助成などを行う。
	養護・軽費老人ホームの運営	経済的・環境的な理由から居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入居措置します。また、無料又は低額な料金で高齢者が入所できる施設において日常生活上必要なサービスを提供する。
高齢者が生きがいを持てる地域づくり	いこいの家・いきいきセンターの運営	高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いこいの家及びいきいきセンターを適切に運営する。

	事業名	概要
障害福祉サービスの充実	障害福祉サービスの基盤整備事業	障害者の地域における生活の場や、日中活動の場を確保するため、障害者通所事業所等の整備を進める。
誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備	住宅政策推進事業	「住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上や市場の誘導等を行うための施策立案、調査等を実施するとともに、子育て世帯や高齢者世帯の多様なニーズ、脱炭素化の進展をはじめとした社会環境の変化等に応じた民間住宅の誘導に取り組む。
	住宅・マンション良質化支援推進事業	民間住宅・マンションのバリアフリー化、長寿命化、適切な維持管理等に対する支援等の取組を推進することで、誰もが安全で快適に暮らせる、良質な住宅の形成を図る。
	民間賃貸住宅等居住支援推進事業	高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者の居住の安定に向け、居住支援協議会において入居から退去までに必要な支援等について協議を行うなど、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進する。
	既存ストック活用推進事業	空き家や空き部屋などの潜在的な地域資源（既存ストック）の活用を支援し、ニューノーマルに対応した機能やインバウンドビジネス推進につながる機能などの導入を促進することで、新たな魅力の創出や地域の活性化等を促進する。
	空き家利活用推進事業	「空家等対策計画」に基づき、空家の予防や適正管理、利活用に関する周知啓発や相談窓口の運営、まちづくりに資する空家活用等の取組を支援する。
医療供給体制の充実・強化	地域医療対策事業	地域医療審議会において地域医療に関する重要事項を調査審議するとともに、将来において不足する病床機能の確保及び医療機関相互の機能分担と連携を図るなど、地域医療の充実に取り組む。

	事業名	概要
信頼される市立病院の運営	川崎病院の運営	高度・特殊・急性期医療、救急医療を中心に、小児から成人・高齢者・妊産婦等の医療を提供するとともに、精神科救急医療の基幹病院として精神科救急患者（二次、三次）の受入れを行う。また、市内唯一の感染症病床における二類感染症患者の受入れ、災害拠点病院としての役割を担うほか、臨床研修指定病院として医師の育成を行うなど、地域医療水準の向上に寄与する取組を推進する。
	井田病院の運営	地域の中核病院・地域がん診療連携拠点病院として、がん診療を中心に、救急医療、緩和ケア医療、結核医療などを提供するとともに、災害拠点病院の役割を担うほか、在宅療養後方支援病院として地域包括ケアシステムの取組を推進する。
	多摩病院の運営管理	地域の中核病院として、小児から成人、妊産婦まで、幅広い患者層に対する高度・特殊・急性期医療などを提供する。
子育てを社会全体で支える取組の推進	地域子育て支援事業	地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進める。
質の高い保育・幼児教育の推進	認可保育所等整備事業	保育ニーズに適切に対応するため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可保育所等を整備することで、保育受入枠を確保する。
	民間保育所運営事業	民間保育所・地域型保育事業における適正な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援及び指導を行う。
	公立保育所運営事業	保育・子育て総合支援センターと公立保育所が連携し、「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援及び公民保育所人材育成」、「多様な保育ニーズに対応する保育所機能の強化」を推進する。
	認可外保育施設等支援事業	継続的な待機児童解消に向けて多様な保育ニーズに対応するため、保育の質の向上を図りながら認可化及び小規模保育事業への移行を円滑に推進するとともに、認可外保育施設等への支援を継続することにより、安定的な保育受入枠の確保を図る。また、認可外保育施設への立入調査や施設等利用給付費の確認指導監査を継続実施することで、保育の質の向上等を図る。

	事業名	概要
子どものすこやかな成長の促進	こども文化センター運営事業	子どもの居場所を確保し、多世代との交流の中で、多様な体験や活動を通じた健全育成を推進するとともに、地域団体等の活動拠点としての場を提供し、地域における人材の育成や活動を支援する。
	わくわくプラザ事業	すべての小学生を対象に、学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進める。
安全で快適な教育環境の整備	児童生徒数・学級数増加対策事業	児童生徒数の増加や義務標準法改正（35人学級の段階的な実施）に的確に対応するため、各学校の児童生徒数の将来推計値に基づき、教室の転用、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直し等の適切な対応を図り、良好な教育環境の維持に努める。
自ら学び、活動するための支援	生涯学習施設の環境整備事業	市民の生涯学習や地域活動の拠点として、身近な学校施設を有効活用するとともに、資産保有の最適化を踏まえた社会教育施設等の長寿命化を推進するなど、市民の生涯学習環境の充実を図る。
地球環境の保全に向けた取組の推進	地球温暖化対策事業	市民・事業者などの多様な主体との協働により、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の排出量削減に向けた取組（緩和策）及び気温上昇や短時間強雨の発生など気候変動の影響に対する取組（適応策）を推進する。
	次世代自動車等普及促進事業	脱炭素社会の実現に向け、電気自動車（EV）や燃料電池自動車等の次世代自動車の普及やエコドライブの普及に向けた取組を推進する。
地域環境対策の推進	自動車排出ガス対策事業	自動車から排出される窒素酸化物等の削減に向け、低公害車の普及促進やディーゼル車運行規制、国・関係自治体等と連携した対策などの取組を行う。

	事業名	概要
協働の取組による緑の創出と育成	全国都市緑化フェア事業	令和6（2024）年度開催予定の全国都市緑化かわさきフェアを契機とした、都市の中の「緑の価値」の創出に向けた取組や、フェア開催後のレガシーの形成に向けた取組を推進する。
	緑の基本計画推進事業	緑あふれる都市環境の向上をめざし、「緑の基本計画」に基づく施策の進行管理など、緑に関する総合的な取組を進める。
	都市緑化推進事業	市民、事業者との協働による緑化の推進、普及啓発を行い、環境の改善、景観向上に向けたまちづくりを進める。
	公園緑地公民連携推進事業	公園緑地への更なる民間活力の導入や多様な主体との連携により、公園緑地の柔軟かつ多様な利活用を推進するとともに、持続可能な管理運営のしくみの構築に向けて取組を進める。
	グリーンコミュニティ形成事業	管理運営協議会等の設立の促進や、緑に関わる人材の育成や発掘、活用を通じて、グリーンコミュニティの形成に向けた取組を推進します。また、人材育成、活用を学ぶプログラムを通して、質の高い公園緑地空間を創出する。
魅力ある公園緑地等の整備	富士見公園整備事業	都心における総合公園である富士見公園の機能回復を図り、民間活力を導入した施設の再編整備を進める。
	等々力緑地再編整備事業	社会環境の変化による新たな課題等に対応し、安全・安心で魅力あふれる公園の実現に向けて、民間活力を導入した緑地全体の再編整備を推進する。
	生田緑地整備事業	本市最大の緑の拠点である生田緑地について、自然環境を活かした総合公園として整備を進める。
	魅力的な公園整備事業	地域特性に合わせた魅力ある施設の整備や老朽化の進んだ公園の再整備・バリアフリー化などの取組により、民間活力を導入しながら、利用価値が高まるよう魅力的な公園の整備を進める。
	河川環境整備事業	河川や水路について、環境に配慮した都市景観の形成や賑わいとうるおいのあるまちづくりの一環として、親水空間の整備を進める。
	夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業	適切な飼育管理を行うとともに、多様な主体との連携により、動物とのふれあいや環境学習の場、さらには人々の交流を生む場として親しまれる動物公園をめざし、公園や地域の賑わい創出に向けた取組を進める。
	菅生緑地整備事業	宮前区市民健康の森である菅生緑地の園路や広場等の施設整備を進め、緑地内の自然環境の保全等を図る。
	公園緑地維持管理事業	市民が安全かつ快適に公園緑地を利用できるよう、除草や清掃、補修等を行い、施設の適切な維持管理を進める。また、老朽化した公園施設の計画的な改修を公園施設長寿命化計画に基づき進める。
	公園緑地の適正管理運営事業	公園緑地の適正管理に向けて、管理主体である各区役所道路公園センターと連携し、許認可業務、運動施設等の利用調整及び財産管理を適切に実施します。また、民間活力導入後の持続可能な管理運営を推進する。

	事業名	概要
多摩丘陵の保全	緑地保全管理事業	緑地保全の推進により、市域の都市景観の向上、地球温暖化対策、生物多様性の保全等を図ります。また、緑地保全カルテを更新し、優先度の高いものから、市民協働の手法を取り入れた緑地保全を行い、植生管理や安全管理など適な管理を進める。
	協働による里山管理事業	市民・企業・教育機関・ボランティア団体等との協働により、保全管理計画書の策定や環境教育等を実施し、市内に残された緑地・里地里山環境を次世代に継承していく。
農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進	農環境保全・活用事業	良好な農環境を保全するとともに、都市農業を振興し、多面的な機能を有する農地の活用を図る。
	市民・「農」交流機会推進事業	「農」に触れ合いたいとする市民ニーズに応えるとともに、市民の都市農業への理解促進を目的として、かわさき地産地消推進協議会を主体とした各種「農」イベントや「花と緑の市民フェア」の開催などにより、市民が「農」を知る機会を提供する。市民が「農」に触れる場づくりを推進するため、川崎市市民農園の管理運営を行うとともに、農業者が開設する市民ファーマーミング農園や農作業の指導を行う体験型農園について制度の普及・啓発を行う。
	都市農業価値発信事業	市民の農業理解が向上し、本市農業を応援する市民が増え、農業者の営農環境が改善することをめざす。多様な主体との連携を図る中で、発信対象を明確にした効果的で積極的な情報発信を行うことで、市内農業や市内産農産物、さらには農地の持つ多面的な機能について、PRを図る。
多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進	多摩川プラン推進事業	多摩川河川敷の運動施設や便益施設の再整備、利用のマナーアップに取り組むなど、多摩川が市民に身近な存在になるよう魅力向上の取組を進めるとともに、更なる魅力向上を図るため、水辺の賑わい創出に向けた取組を進める。
	多摩川市民協働推進事業	市民との協働や流域自治体との連携により、環境学習や体験活動の取組を進め、さまざまな機会を通して多摩川の魅力を発信する。
	多摩川緑地維持管理事業	多摩川河川敷を快適に利用できるよう、施設の補修や清掃など、良好な維持管理を進める。

	事業名	概要
都市農業の強みを活かした農業経営の強化	援農ボランティア育成・活用事業	都市農地を保全し、農業の担い手の高齢化や減少に対応するため、市民ボランティアの育成・活用を推進する。
臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備	サポートエリア整備推進事業	臨海部の機能強化に向けて、交通環境や地域環境の向上に寄与するサポートエリアの整備を推進する。
	川崎駅・臨海部公共交通利用環境向上推進事業	臨海部への公共交通によるアクセス向上に向け、川崎駅東口をはじめとした鉄道駅周辺や輸送サービス等における利用環境等の向上に資する取組を推進する。
	臨海部交通ネットワーク形成推進事業	臨海部の持続的な発展を支え価値を向上させる交通機能の強化をめざし、交通拠点及び基幹的交通軸の整備とともに、交通結節機能の強化と末端交通の充実を図り、臨海部への円滑な移動を実現する新たな交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。
	多摩川リバーサイド地区整備推進事業	羽田空港近接の立地条件を活かし、大規模な土地利用転換の機会を捉え、高規格堤防事業と連携を図りながら、適切な土地利用を誘導することにより、民間活力を活かした良好な都市機能の形成を図る。
魅力にあふれた広域拠点の形成	川崎駅周辺総合整備事業	川崎駅周辺地区については社会変容を踏まえながら本市の玄関口にふさわしい、多様な賑わいや交流が生み出す活力と魅力にあふれた広域拠点の形成を推進する。
	京急川崎駅周辺地区整備事業	京急川崎駅周辺地区については、社会変容を踏まえながら、羽田空港との直結などの地理的優位性を活かし、本市の玄関口にふさわしい商業・業務等の集積による賑わいを民間主導で創出する。
	小杉駅周辺地区整備事業	小杉駅周辺地区については、民間開発の適切な誘導と支援により、都市型住宅や商業、業務、公共公益施設などがコンパクトに集約した、市域の中心の位置する広域拠点として、社会変容を踏まえた持続可能な魅力にあふれる都市拠点の形成を推進する。
	小杉駅交通機能強化等推進事業	武蔵小杉駅の利用者増加に伴う駅及び駅周辺の混雑状況に対して、鉄道事業者等と連携して安全性・利便性の向上に向けた交通機能の強化等の取組を推進する。
	新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業	新百合ヶ丘駅周辺地区については、横浜市高速鉄道3号線延伸や社会変容等の環境変化を踏まえ、豊かな自然や地域資源を活かしながら、民間活力による土地利用転換の誘導と交通結節機能の強化を図るための総合的な取組を推進することで、より質の高い、魅力ある広域拠点の形成を推進する。

	事業名	概要
個性を活かした地域生活拠点等の整備	新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業	新川崎駅・鹿島田駅周辺地区については、大規模な土地利用転換を契機とし、商業・都市型住宅・研究開発機能等の集積を図り、利便性の高い拠点形成に向けた取組を推進する。
	溝口駅周辺地区まちづくり推進事業	溝口駅周辺地区については、地域生活拠点として、歴史的・文化的資源と民間活力を活かしたまちづくりを推進する。
	鷺沼駅周辺まちづくり推進事業	鷺沼駅周辺地区については、社会変容を踏まえつつ、駅を中心に多様なライフスタイルに対応した都市機能集積及び交通結節機能の強化を図り、宮前区全体の活性化を促す「核」としての地域生活拠点の形成に向けた取組を推進する。
	登戸土地区画整理事業	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区については、土地区画整理事業による安全で快適な暮らしを支える都市基盤整備とあわせて、都市機能の強化を促進し、魅力と活力にあふれた市北部の拠点地区の形成を推進する。
	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくり推進事業	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区については、まちづくりに関わる多様な主体と連携し、交通結節機能や自然環境、文化施設等のまちのポテンシャルと民間活力を活かした魅力的な拠点形成に向けた取組を推進する。
	柿生駅周辺地区再開発等事業	柿生駅周辺地区については、駅を中心に民間活力を活かした再開発事業を誘導し、商業や都市型住宅等の都市機能の集積、交通結節機能の強化に向けたまちづくりを推進する。
	南武線沿線まちづくり推進事業	南武線沿線の土地利用転換の機会を捉えた戦略的かつ機動的な誘導により、地域資源と民間活力を活かした駅を中心とした魅力あるまちづくりを推進する。
	南武支線沿線まちづくり推進事業	「南武支線沿線まちづくり方針」や「小田周辺戦略エリア整備プログラム」に基づき、賑わいの創出や住環境の改善などによるまちの魅力向上を図り、沿線地域の持続的な発展に向けたまちづくりを推進する。

	事業名	概要
安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進	都市計画マスタープラン等策定・推進事業	「都市計画マスタープラン」に基づき、計画的なまちづくりを推進するとともに、激甚化・頻発化する自然災害や少子高齢化の更なる進展に備え、持続可能な都市経営の実現に向けて、適正な都市機能や居住のあり方を検討する。 ※立地適正化計画の制度運用等については、本事務事業で行う
	地域地区等計画策定・推進事業	地域特性に応じた良好な市街地環境の創出に向けて、用途地域の指定や地区計画等の都市計画決定・変更等による計画的なまちづくりを推進する。
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等改定・推進事業	長期的な視点から、社会状況の変化に対応したまちづくりを推進するため、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等を改定し、適切な都市計画の運用を図る。
	都市施設の計画管理等事業	空中写真を活用した測量や都市計画の基本となる市域内の図面の作成、都市計画地図情報システムのデータ整備及び更新を行い、適切な都市計画情報を提供する。
	大規模低未利用地等のまちづくり誘導事業	工場等の民有地の大規模な土地利用転換の動向を捉え、開発事業者と連携しながら、整備方針に基づいた確かな指導・誘導を図る。
	市街地開発事業の推進業務	民間活力を生かした市街地再開発事業や土地区画整理事業の支援により、魅力と活力にあふれた都市拠点の形成や安全で快適な市街地の形成を推進する。
広域的な交通網の整備	総合交通計画調査事業	本市の総合的な交通体系や交通施策の基本方向等を示す「総合都市交通計画」に基づき、社会環境の変化を踏まえながら取組を推進するとともに、東京都市圏総合都市交通体系調査を実施し、広域的な交通における課題の把握と分析を行う。
	鉄道計画関連事業	市内の鉄道ネットワークの形成に向け、鉄道事業者等と連携した取組を推進する。
	広域幹線道路整備促進事業	首都圏全体の都市構造の形成や本市の交通機能強化を図るため、効率的・効果的な取組を進める。
	川崎縦貫道路の整備事業	社会環境の変化などを踏まえ、広域的なネットワークの形成に向けた取組を進める。

	事業名	概要
市域の交通網の整備	都市計画道路調査事業	将来の都市構造を支える、適切な都市計画道路網の構築に向けた取組を進める。
	道路計画調査事業	「道路整備プログラム」の適切な進行管理を行うとともに、各種調査の実施、計画的な道路整備に向けた調査・検討を進める。
	道路改良事業	都市計画道路などの幹線道路を整備することで、骨格となる幹線道路ネットワークの形成、広域拠点や交通結節点の機能強化及び道路の防災・安全性の向上を図る。
	渋滞対策事業	早期に効果発現が期待できる交差点改良などの渋滞対策を進める。
	橋りょう整備事業	橋りょうの新設・架替により道路ネットワークの形成・強化を図る。
	京浜急行大師線連続立体交差事業	渋滞緩和、踏切事故の解消、分断された地域の一体化による利便性の向上などに向け、長期的な事業を進める中で生じる社会変容等に適切に対応しながら、京浜急行大師線の連続立体交差化を進める。
	JR 南武線連続立体交差事業	渋滞緩和、踏切事故の解消、分断された地域の一体化による利便性の向上などに向け、長期的な事業を進める中で生じる社会変容等に適切に対応しながら、JR 南武線の連続立体交差化を進める。
身近な交通環境の整備	地域公共交通推進事業	「地域公共交通計画」に基づき、地域の特性や路線バスの利用実態、社会変容等を踏まえ、効率的・効果的な路線バスネットワーク形成をはじめとする地域交通環境の向上に向けた取組を進める。
	地区コミュニティ交通導入推進事業	「地域公共交通計画」に定めるコミュニティ交通の導入に向け、地域特性に応じて多様な主体と連携しながら、新技術等も活用したさまざまな運行手法の導入を図り、柔軟できめ細かな移動手段の確保に向けた取組を推進する。
	バス利用等促進事業	バスの運行情報等の充実による利便性向上など、事業者と連携しながら利用しやすい交通環境整備に向けた取組を進める。
	自転車通行環境整備事業	自転車の通行帯や通行位置等を示す路面表示など地域の状況に応じた整備及び適正な維持管理により、安全・安心・快適に利用できる自転車通行環境の充実に向けた取組を推進する。
	自転車活用推進事業	「自転車活用推進計画」に基づく進行管理と安全・安心でまちの魅力向上等に寄与する身近な自転車の活用をはじめとした自転車施策の総合的な取組を推進する。
	駐車施設整備推進事業	建築物の新設等に伴い設置する駐車施設の配置や構造 基準等について協議・指導を行うとともに、「川崎駅東口地区駐車対策推進計画」に基づき、路上荷さばき等の地区課題への対応を図るなど、総合的かつ計画的に駐車対策を推進する。

	事業名	概要
市バスの輸送サービスの充実	市バスネットワーク推進事業	利用実態や走行環境の変化、市のまちづくりに対応した運行を行い、市バスネットワークの維持を図る。
共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化	区役所改革推進事業	区役所では、地域課題の解決に向けて、これまで担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを進めるとともに、市民の主体的な活動を促進する取組を推進する。
	区役所等庁舎整備推進事業	区役所等庁舎について、必要な改修・補修や、効率的・効果的な整備を進める。
かわさきパラムーブメントの推進	かわさきパラムーブメント推進事業	人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念として、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」のため、「かわさきパラムーブメント」の取組を推進する。

都市機能誘導に係る事業一覧

●交通安全対策の推進（再掲）

踏切道改善推進調査事業（再掲）

●地域の生活基盤となる道路等の維持・管理（再掲）

計画的な道路施設補修事業（再掲）

●ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（再掲）

ユニバーサルデザイン推進事業（再掲） / バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業（再掲）
福祉のまちづくり普及事業（再掲）

●魅力と活力のある商業地域の形成

商店街活性化・まちづくり運動事業 / 商業力強化事業

●臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備（再掲）

川崎駅・臨海部公共交通利用環境向上推進事業（再掲） / 臨海部交通ネットワーク形成推進事業（再掲）

●魅力にあふれた広域拠点の形成（再掲）

川崎駅周辺総合整備事業（再掲） / 京急川崎駅周辺地区整備事業（再掲） / 小杉駅周辺地区整備事業（再掲）
新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲）

●個性を活かした地域生活拠点等の整備（再掲）

新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲） / 溝口駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲）
鷺沼駅周辺まちづくり推進事業（再掲） / 登戸土地区画整理事業（再掲）
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲） / 柿生駅周辺地区再開発等事業（再掲）
南武線沿線まちづくり推進事業（再掲） / 南武支線沿線まちづくり推進事業（再掲）

●安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進（再掲）

都市計画マスタープラン等策定・推進事業（再掲） / 地域地区等計画策定・推進事業（再掲）
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等改定・推進事業（再掲） / 都市施設の計画管理等事業（再掲）
市街地開発事業の推進業務（再掲）

●広域的な交通網の整備（再掲）

総合交通計画調査事業（再掲） / 鉄道計画関連事業（再掲） / 広域幹線道路整備促進事業（再掲）
川崎縦貫道路の整備事業（再掲）

●市域の交通網の整備（再掲）

都市計画道路網調査事業（再掲） / 道路計画調査事業（再掲） / 道路改良事業（再掲） / 渋滞対策事業（再掲）
橋りょう整備事業（再掲） / 京浜急行大師線連続立体交差事業（再掲） / JR 南武線連続立体交差事業（再掲）

●身近な交通環境の整備（再掲）

地域公共交通推進事業（再掲） / 地区コミュニティ交通導入推進事業（再掲） / バス利用等促進事業（再掲）

●かわさきパラムーブメントの推進（再掲）

かわさきパラムーブメント推進事業（再掲）

	事業名	概要
交通安全対策の推進 (再掲)	踏切道改善推進調査事業 (再掲)	踏切事故の危険性を低下させるため、踏切の安全対策を進める。
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (再掲)	ユニバーサルデザイン推進事業 (再掲)	「バリアフリー基本構想・推進構想」の進捗管理とともに、ユニバーサルデザイン社会の実現に向け、誰もが利用しやすいまちづくりを推進する。
	バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業 (再掲)	バリアフリー基本構想地区及び推進構想地区において、高齢者や障害者等の移動の円滑化を推進する。
	福祉のまちづくり普及事業 (再掲)	エレベーターやスロープの設置など建物等のバリアフリー化の促進に向けた研修会や「福祉のまちづくり条例」の適切な運用等により、安心して快適な生活を起ることができる福祉のまちづくりを進める。
道路等の維持・管理 地域の生活基盤となる (再掲)	計画的な道路施設補修事業 (再掲)	誰もが安全・安心に道路施設を利用できるよう、定期的な点検や予防保全の考え方による計画的な維持管理を適切に進め、施設の機能確保を図る。
	道路・橋りょう等の維持補修事業 (再掲)	道路施設・駅前広場・橋りょう等について、常に良好な状態を維持するため清掃・警備等の業務を行うとともに、施設に応じた点検等により、施設の補修を行い、適切な維持管理を行う。
	道水路台帳整備事業 (再掲)	道水路の効率的な管理や災害復旧等に寄与する道水路台帳平面図等管理・閲覧システムの機能向上を進めるとともに、土地境界確定等業務や境界標等保全業務の効率的な執行を図り、適正な管理を推進する。
魅力と活力のある商業地域の形成	商店街活性化・まちづくり連動事業	商店街の課題解決や更なる機能向上を支援し、商業課題への対応を図るとともに、商店街や地域が主体となって取り組むイベント等への支援により、まちづくりと連動しながら、魅力ある商業地域の形成を図る。
	商業力強化事業	魅力ある個店の集積に向けた取組や事業者のデジタル化の支援等により、まちの価値を高める商業地域の形成を推進し、商業の活性化を図る。
臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備 (再掲)	川崎駅・臨海部公共交通利用環境向上推進事業 (再掲)	臨海部への公共交通によるアクセス向上に向け、川崎駅東口をはじめとした鉄道駅周辺や輸送サービス等における利用環境等の向上に資する取組を推進する。
	臨海部交通ネットワーク形成推進事業 (再掲)	臨海部の持続的な発展を支え価値を向上させる交通機能の強化をめざし、交通拠点及び基幹的交通軸の整備とともに、交通結節機能の強化と末端交通の充実を図り、臨海部への円滑な移動を実現する新たな交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。

	事業名	概要
魅力にあふれた広域拠点の形成（再掲）	川崎駅周辺総合整備事業（再掲）	川崎駅周辺地区については、社会変容を踏まえながら、本市の玄関口にふさわしい、多様な賑わいや交流が生み出す活力と魅力にあふれた広域拠点の形成を推進する。
	京急川崎駅周辺地区整備事業（再掲）	京急川崎駅周辺地区については、社会変容を踏まえながら、羽田空港との直結などの地理的優位性を活かし、本市の玄関口にふさわしい商業・業務等の集積による賑わいを民間主導で創出する。
	小杉駅周辺地区整備事業（再掲）	小杉駅周辺地区については、民間開発の適切な誘導と支援により、都市型住宅や商業、業務、公共公益施設などがコンパクトに集約した、市域の中心の位置する広域拠点として、社会変容を踏まえた持続可能な魅力にあふれる都市拠点の形成を推進する。
	新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲）	新百合ヶ丘駅周辺地区については、横浜市高速鉄道3号線延伸や社会変容等の環境変化を踏まえ、豊かな自然や地域資源を活かしながら、民間活力による土地利用転換の誘導と交通結節機能の強化を図るための総合的な取組を推進することで、より質の高い、魅力ある広域拠点の形成を推進する。

	事業名	概要
個性を活かした地域生活拠点等の整備（再掲）	新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲）	新川崎駅・鹿島田駅周辺地区については、大規模な土地利用転換を契機とし、商業・都市型住宅・研究開発機能等の集積を図り、利便性の高い拠点形成に向けた取組を推進する。
	溝口駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲）	溝口駅周辺地区については、地域生活拠点として、歴史的・文化的資源と民間活力を活かしたまちづくりを推進する。
	鷺沼駅周辺まちづくり推進事業（再掲）	鷺沼駅周辺地区については、社会変容を踏まえつつ、駅を中心に多様なライフスタイルに対応した都市機能集積及び交通結節機能の強化を図り、宮前区全体の活性化を促す「核」としての地域生活拠点の形成に向けた取組を推進する。
	登戸土地区画整理事業（再掲）	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区については、土地区画整理事業による安全で快適な暮らしを支える都市基盤整備とあわせて、都市機能の強化を促進し、魅力と活力にあふれた市北部の拠点地区の形成を推進する。
	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲）	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区については、まちづくりに関わる多様な主体と連携し、交通結節機能や自然環境、文化施設等のまちのポテンシャルと民間活力を活かした魅力的な拠点形成に向けた取組を推進する。
	柿生駅周辺地区再開発等事業（再掲）	柿生駅周辺地区については、駅を中心に民間活力を活かした再開発事業を誘導し、商業や都市型住宅等の都市機能の集積、交通結節機能の強化に向けたまちづくりを推進する。
	南武線沿線まちづくり推進事業（再掲）	南武線沿線の土地利用転換の機会を捉えた戦略的かつ機動的な誘導により、地域資源と民間活力を活かした駅を中心とした魅力あるまちづくりを推進する。
	南武支線沿線まちづくり推進事業（再掲）	「南武支線沿線まちづくり方針」や「小田周辺戦略エリア整備プログラム」に基づき、賑わいの創出や住環境の改善などによるまちの魅力向上を図り、沿線地域の持続的な発展に向けたまちづくりを推進する。

	事業名	概要
安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進 (再掲)	都市計画マスタープラン等策定・推進事業(再掲)	「都市計画マスタープラン」に基づき、計画的なまちづくりを推進するとともに、激甚化・頻発化する自然災害や少子高齢化の更なる進展に備え、持続可能な都市経営の実現に向けて、適正な都市機能や居住のあり方を検討する。 ※立地適正化計画の制度運用等については、本事務事業で行う
	地域地区等計画策定・推進事業(再掲)	地域特性に応じた良好な市街地環境の創出に向けて、用途地域の指定や地区計画等の都市計画決定・変更等による計画的なまちづくりを推進する。
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等改定・推進事業(再掲)	長期的な視点から、社会状況の変化に対応したまちづくりを推進するため、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等を改定し、適切な都市計画の運用を図る。
	都市施設の計画管理等事業(再掲)	空中写真を活用した測量や都市計画の基本となる市域内の図面の作成、都市計画地図情報システムのデータ整備及び更新を行い、適切な都市計画情報を提供します。
	市街地開発事業の推進業務(再掲)	民間活力を生かした市街地再開発事業や土地区画整理事業の支援により、魅力と活力にあふれた都市拠点の形成や安全で快適な市街地の形成を推進する。
広域的な交通網の整備 (再掲)	総合交通計画調査事業(再掲)	本市の総合的な交通体系や交通施策の基本方向等を示す「総合都市交通計画」に基づき、社会環境の変化を踏まえながら取組を推進するとともに、東京都市圏総合都市交通体系調査を実施し、広域的な交通における課題の把握と分析を行う。
	鉄道計画関連事業(再掲)	市内の鉄道ネットワークの形成に向け、鉄道事業者等と連携した取組を推進する。
	広域幹線道路整備促進事業(再掲)	首都圏全体の都市構造の形成や本市の交通機能強化を図るため、効率的・効果的な取組を進める。
	川崎縦貫道路の整備事業(再掲)	社会環境の変化などを踏まえ、広域的なネットワークの形成に向けた取組を進める。

	事業名	概要
市域の交通網の整備 (再掲)	都市計画道路網調査事業 (再掲)	将来の都市構造を支える、適切な都市計画道路網の構築に向けた取組を進める。
	道路計画調査事業(再掲)	「道路整備プログラム」の適切な進行管理を行うとともに、各種調査の実施、計画的な道路整備に向けた調査・検討を進める。
	道路改良事業(再掲)	都市計画道路などの幹線道路を整備することで骨格となる幹線道路ネットワークの形成、広域拠点や交通結節点の機能強化及び道路の防災・安全性の向上を図る。
	渋滞対策事業(再掲)	早期に効果発現が期待できる交差点改良などの渋滞対策を進める。
	橋りょう整備事業(再掲)	橋りょうの新設・架替により道路ネットワークの形成・強化を図る。
	京浜急行大師線連続立体交差事業(再掲)	渋滞緩和、踏切事故の解消、分断された地域の一体化による利便性の向上などに向け、長期的な事業を進める中で生じる社会変容等に適切に対応しながら、京浜急行大師線の連続立体交差化を進める。
	JR 南武線連続立体交差事業(再掲)	渋滞緩和、踏切事故の解消、分断された地域の一体化による利便性の向上などに向け、長期的な事業を進める中で生じる社会変容等に適切に対応しながら、JR 南武線の連続立体交差化を進める。
身近な交通環境の整備 (再掲)	地域公共交通推進事業 (再掲)	「地域公共交通計画」に基づき、地域の特性や路線バスの利用実態、社会変容等を踏まえ、効率的・効果的な路線バスネットワーク形成をはじめとする地域交通環境の向上に向けた取組を進める。
	地区コミュニティ交通導入推進事業(再掲)	「地域公共交通計画」に定めるコミュニティ交通の導入に向け、地域特性に応じて多様な主体と連携しながら、新技術等も活用したさまざまな運行手法の導入を図り、柔軟できめ細かな移動手段の確保に向けた取組を推進する。
	バス利用等促進事業 (再掲)	バスの運行情報等の充実による利便性向上など、事業者と連携しながら利用しやすい交通環境整備に向けた取組を進める。
かわさきパラムーブメント (再掲)	かわさきパラムーブメント推進事業	人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念として、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」のため、「かわさきパラムーブメント」の取組を推進する。

防災指針に係る事業一覧

●災害・危機事象に備える対策の推進

防災対策管理運営事業 / 地域防災推進事業 / 防災施設整備事業 / 臨海部・津波防災対策事業
 帰宅困難者対策推進事業 / 公園防災機能向上事業 / 高層集合住宅の震災対策推進事業
 港湾施設改修（防災・減災）事業 / 海岸保全施設維持整備事業 / 水防業務

●地域の主体的な防災まちづくりの推進

防災都市づくり基本計画推進事業 / 防災市街地整備促進事業 / 防災まちづくり支援促進事業
 狭あい道路対策事業

●まち全体の総合的な耐震化の推進

特定建築物耐震対策事業 / 木造建築物耐震対策事業 / 民間マンション耐震対策事業 / 宅地防災対策事業
 急傾斜地崩壊対策事業 / 耐震対策等橋りょう整備事業

●消防力の総合的な強化

消防署所の適正配置に係る事業 / 消防団関係事業 / 耐震性貯水槽建設事業 / 危険物施設等規制事業
 地域防災支援事業

●安全・安心な暮らしを守る河川整備

河川計画事業 / 五反田川放水路整備事業 / 河川改修事業 / 河川施設更新事業 / 雨水流出抑制施設指導業務

●地域の生活基盤となる道路等の維持・管理（再掲）

計画的な道路施設補修事業（再掲） / 屋外広告物管理事業 / 河川・水路財産管理業務

●安定給水の確保と安全性の向上

工業用水道施設の整備事業 / 水道・工業用水道事業の危機管理対策事業

●下水道による良好な循環機能の形成

浸水対策事業 / 下水道事業の危機管理対策事業

●総合的なケアの推進（再掲）

災害救助その他援護事業

●地球環境の保全に向けた取組の推進（再掲）

地球温暖化対策事業（再掲）

●魅力ある公園緑地等の整備（再掲）

等々力緑地再編整備事業（再掲）

●多摩丘陵の保全（再掲）

緑地保全管理事業（再掲）

●農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進（再掲）

農環境保全・活用事業（再掲）

●魅力にあふれた広域拠点の形成（再掲）

川崎駅周辺総合整備事業（再掲） / 京急川崎駅周辺地区整備事業（再掲） / 小杉駅周辺地区整備事業（再掲）
 新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲）

●個性を活かした地域生活拠点等の整備（再掲）

新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲） / 溝口駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲）
 鷺沼駅周辺まちづくり推進事業（再掲） / 登戸土地区画整理事業（再掲）
 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲） / 柿生駅周辺地区再開発等事業（再掲）
 南武線沿線まちづくり推進事業（再掲） / 南武支線沿線まちづくり推進事業（再掲）

●安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進（再掲）

都市計画マスタープラン等策定・推進事業（再掲） / 地域地区等計画策定・推進事業（再掲）
 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等改定・推進事業（再掲）

●市域の交通網の整備（再掲）

道路計画調査事業（再掲） / 道路改良事業（再掲） / 橋りょう整備事業（再掲）

●共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化（再掲）

区役所等庁舎整備推進事業（再掲）

●安全・安心なまちづくりに向けた地域防災力の向上（川崎区 区計画）

地域防災力向上事業 / 川崎区危機管理対策事業

●安全で安心して暮らせるまちづくりの推進（幸区 区計画）

幸区災害対策推進事業

●安全・安心なまちづくりの推進（中原区 区計画）

地域防災力強化事業

●安全・安心で住みよいまちづくりの推進（高津区 区計画）

高津区防災まちづくり推進事業

●区民との協働による安全・安心で、快適なまちづくりの推進（宮前区 区計画）

防災意識普及啓発事業

●災害に強く安全で安心できるまちづくりの推進（多摩区 区計画）

市民防災活動支援事業 / 多摩区危機管理事業

●安全・安心なまちづくりの推進（麻生区 区計画）

地域防災力の向上事業

	事業名	概要
災害・危機事象に備える対策の推進（再掲）	防災対策管理運営事業	「かわさき強靱化計画」や「地域防災計画」等、各種の計画を推進するとともに、本市が被災した場合における他都市等からの受援体制の強化や新たな地震被害想定調査の検討など、市の災害対応力の向上を図る。
	地域防災推進事業	自主防災組織の支援、民間企業との連携、防災訓練や研修等による、自助・共助・公助の取組・連携の強化や各主体の防災意識の向上により、地域防災力の向上を図る。
	防災施設整備事業	防災関連の施設、各種情報通信システム等を整備し、市の災害対応力及び地域防災力の向上を図る。
	臨海部・津波防災対策事業	津波対策やコンビナート災害対策などを実施し、臨海部の総合的な防災力の向上を図る。
	帰宅困難者対策推進事業（再掲）	一斉帰宅の抑制の周知や帰宅困難者用一時滞在施設の確保等を行い、災害時における混乱を抑制するとともに、二次災害を防止する。
	公園防災機能向上事業	広域避難場所に指定された身近な公園を対象に、災害時の避難や緊急車両の乗り入れ、復旧・復興段階における公園利用がしやすくなるよう、出入口や園路広場等を整備し、防災機能の向上を図る。
	高層集合住宅の震災対策推進事業	高層集合住宅の高層階に居住する住民が、震災時にライフラインが復旧するまでの間、自立生活ができるように、防災備蓄スペースや防災対応トイレの設置等を促すことにより災害危機事象に備える。
	港湾施設改修（防災・減災）事業	激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、災害時における緊急物資等の輸送機能確保を目的として、耐震強化岸壁の整備等を進める。
	海岸保全施設維持整備事業	津波や高潮災害などの頻発する大規模な自然災害から市民の生命と財産を守るため、海岸保全施設の維持・整備を適切に行う。
	水防業務	水防警報等の発令に伴い、河川パトロール等の水防活動を実施するとともに、洪水ハザードマップの周知や浸水地域におけるマイタイムラインの作成支援などにより防災力の向上を図る。

	事業名	概要
防災まちづくりの主体的な (再掲)	防災都市づくり基本計画 推進事業	災害に強いまちづくりに向け、防災施策間の連携を一層強化するとともに、自助・共助（互助）の促進による地域 防災力の向上など減災対策を推進します。また、市職員が被災状況に応じて柔軟な復興対策が可能となるよう、発災前の復興準備を進める。
	防災市街地整備促進事業	老朽木造住宅等が密集した市街地の防災上の改善に取り組み、地震発生時等の火災による延焼被害の低減を推進する。
	防災まちづくり支援促進 事業	火災延焼リスクの高い地区において、自助・共助（互助）を中心とした防災まちづくりを推進し、避難経路の確保や災害時の活動体制を構築するなど、地域特性に応じた課題を解決し、災害に強いまちづくりを実現する。
	狭あい道路対策事業	建築主等の理解と協力のもとに、狭あい道路の拡幅整備を行うことにより、地域の生活環境の改善と安全で住みよいまちづくりを推進する。
まち全体の総合的な耐震化の推進	特定建築物耐震対策事業	昭和 56 年以前に建築された耐震診断義務付け対象建築物（沿道建築物等）を含む特定建築物を対象に、耐震化の重要性の意識啓発を行い、耐震改修等の費用の一部を助成することで、特定建築物の耐震化を促進する。
	木造建築物耐震対策事業	昭和 56 年以前に建築された木造住宅を対象に、耐震化の重要性の意識啓発を行い、耐震診断士の派遣や耐震改修等の費用の一部を助成することで、木造住宅の耐震化を促進する。
	民間マンション耐震対策 事業	昭和 56 年以前に建築された分譲マンションを対象に、耐震化の重要性の意識啓発を行い、予備調査の実施や耐震改修等の費用の一部を助成することで、マンションの耐震化を促進する。
	宅地防災対策事業	大規模盛土造成地については、滑動崩落による被害の軽減に向けた調査等を着実に実施する。また、崖地について、土砂災害に関する周知・啓発及び擁壁改修に向けた支援を効果的に行うことにより、宅地の防災性向上を図る。
	急傾斜地崩壊対策事業	地元発意による急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定及び神奈川県による崩壊防止工事を促進することにより、土砂災害から市民の生命を守るための取組を推進する。
	耐震対策等橋りょう整備 事業	主要な橋りょうについては、目標とする耐震性能を引き上げるとともに、一般橋りょうについても防災上の視点で重要性が高いものについて耐震化を実施し、公共構造物の安全性、信頼性を更なる向上を図る。

	事業名	概要
消防力の総合的な強化	消防署所の適正配置に係る事業	人口動態、都市構造、産業構造の変化に伴い複雑多様化する災害等に対応する消防体制を構築する。
	消防団関係事業	消防団員の確保及び必要な資器材や個人装備品の整備など、消防団活動の充実・強化や処遇改善を図るとともに、各種訓練等を通じて災害対応能力の向上を図る。
	耐震性貯水槽建設事業	大規模地震等の災害時に消火栓の使用が不能となった場合、必要不可欠となる耐震性貯水槽を設置するため、公園等の公共用地を中心に設置場所の調査及び確保を行うほか、老朽化した貯水槽の補修及び改修など、計画的に整備・維持を行う。
	危険物施設等規制事業	危険物保有事業所の自主保安体制の構築を推進する。また石油コンビナート地区の地震及び風水害対策を推進します。高圧ガス保安法（コンビナート地域）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に係る事務・権限が、県から移譲見込みであることから、両法に係る事務執行体制を整備する。
	地域防災支援事業	消防団と連携して、消火ホースキットを活用した町内会等への訓練指導や学校教育・地域教育における将来の地域防災力の担い手育成を行うなど、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図る。
安全・安心な暮らしを守る河川整備	河川計画事業	気候変動等の影響による短時間・局地的な大雨などから市民の生命と財産を守り、都市の壊滅的な被害を避けるため、「河道整備」の着実な推進や洪水の発生に備える「減災対策」等に向けた調査・検討などを進める。
	五反田川放水路整備事業	五反田川の洪水全量を地下トンネルで直接多摩川へ放流する放水路整備を進め、放水路分流部下流域の治水安全度の向上を図る。
	河川改修事業	3年に1回程度（時間雨量 50 mm）の降雨に対応するとともに、令和元年東日本台風の浸水被害に対応した河川改修を進め、治水安全度の向上を図る。
	河川施設更新事業	治水安全度の確保のため、護岸の緊急対策工事を実施するほか、老朽化した河川施設の更新を計画的に進める。
	雨水流出抑制施設指導業務	一定規模以上の開発行為及び建築行為等について、雨水流出抑制施設の設置の指導を行い、水害を防止する取組を進める。

	事業名	概要
地域の生活基盤となる 道路等の維持・管理	計画的な道路施設補修事業（再掲）	誰もが安全・安心に道路施設を利用できるよう、定期的な点検や予防保全の考え方による計画的な維持管理を適切に進め、施設の機能確保を図る。
	屋外広告物管理事業	屋外広告物の適正な管理及び路上違反広告物の除却により、まちの美観、風致を維持し、公衆に対する危害を防止する。
	河川・水路財産管理業務	治水安全度の確保のため、河川・水路施設の適切な維持管理を行うとともに、施設の長寿命化を図る。
安定給水の確保と安全性の向上	主要施設の更新・耐震化事業	配水池・配水塔など主要な水道施設の耐震化や災害時の水道水の確保を目的とした緊急遮断弁の整備を進める。
	送・配水管の更新・耐震化事業	老朽化した送・配水管や重要な管路の計画的な更新・耐震化を実施するほか、事故等に備えた管路の整備を実施する。また、応急給水拠点の整備や利便性向上の取組を進める。
	工業用水道施設の整備事業	浄水場など主要な工業用水道施設の耐震化・浸水対策を実施するとともに、将来の需要動向を踏まえ、施設・管路の更新に向けた検討を進める。
	水道・工業用水道事業の危機管理対策事業	大規模地震や激甚化する風水害などを踏まえ、PDCAサイクルによる訓練の実施、振り返り、改善を継続的に行い、上下水道局防災計画及び業務継続計画の検証・見直しによる実効性の向上、災害対応能力の強化を進める。また、広域的な応援体制の構築につながる大都市等との訓練や地域住民との訓練の継続的な実施により、災害時の連携強化を進める。
下水道による良好な循環機能の形成	下水道の管きよ・施設の地震対策事業	避難所や重要な医療機関等と水処理センターとを結ぶ下水管きよなどの重要な下水管きよや水処理センター・ポンプ場の耐震化などを推進する。
	浸水対策事業	浸水リスクの高い重点化地区において、既存施設の更なる活用等の浸水対策を推進するほか、令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえた対策などを推進する。また、外水氾濫等の発生時における下水道施設の機能確保に向けた対策を推進する。
	下水道事業の危機管理対策事業	大規模地震や激甚化する風水害などを踏まえ、PDCAサイクルによる訓練の実施、振り返り、改善を継続的に行い、上下水道局防災計画及び業務継続計画の検証・見直しによる実効性の向上、災害対応能力の強化を進める。また、広域的な応援体制の構築につながる大都市等との訓練や地域住民との訓練の継続的な実施により、災害時の連携強化を進める。

	事業名	概要
総合的な ケアの推進 (再掲)	災害救助その他援護事業	災害時に、高齢者や障害者等の安全確保や円滑な避難を支援する災害時要援護者 避難支援制度の運用等や、二次避難所の開設・運営等による災害時援護体制の整備を図る。
地球環境の保全 に向けた取組の 推進(再掲)	地球温暖化対策事業(再掲)	市民・事業者などの多様な主体との協働により、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の排出量削減に向けた取組(緩和策)及び気温上昇や短時間強雨の発生など気候変動の影響に対する取組(適応策)を推進する。
魅力ある公園 緑地等の整備 (再掲)	等々力緑地再編整備事業(再掲)	社会環境の変化による新たな課題等に対応し、安全・安心で魅力あふれる公園の実現に向けて、民間活力を導入した緑地全体の再編整備を推進する。
多摩丘陵の 保全(再掲)	緑地保全管理事業(再掲)	緑地保全の推進により、市域の都市景観の向上、地球温暖化対策、生物多様性の保全等を図ります。また、緑地保全カルテを更新し、優先度の高いものから、市民協働の手法を取り入れた緑地保全を行い、植生管理や安全管理など適な管理を進める。
農地の保全・活用と 「農」とのふれあいの 推進(再掲)	農環境保全・活用事業(再掲)	良好な農環境を保全するとともに、都市農業を振興し、多面的な機能を有する農地の活用を図る。

	事業名	概要
魅力にあふれた広域拠点の形成（再掲）	川崎駅周辺総合整備事業（再掲）	川崎駅周辺地区については、社会変容を踏まえながら、本市の玄関口にふさわしい、多様な賑わいや交流が生まれ出す活力と魅力にあふれた広域拠点の形成を推進する。
	京急川崎駅周辺地区整備事業（再掲）	京急川崎駅周辺地区については、社会変容を踏まえながら、羽田空港との直結などの地理的優位性を活かし、本市の玄関口にふさわしい商業・業務等の集積による賑わいを民間主導で創出する。
	小杉駅周辺地区整備事業（再掲）	小杉駅周辺地区については、民間開発の適切な誘導と支援により、都市型住宅や商業、業務、公共公益施設などがコンパクトに集約した、市域の中心の位置する広域拠点として、社会変容を踏まえた持続可能な魅力にあふれる都市拠点の形成を推進する。
	新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲）	新百合ヶ丘駅周辺地区については、横浜市高速鉄道3号線延伸や社会変容等の環境変化を踏まえ、豊かな自然や地域資源を活かしながら、民間活力による土地利用転換の誘導と交通結節機能の強化を図るための総合的な取組を推進することで、より質の高い、魅力ある広域拠点の形成を推進する。

	事業名	概要
個性を活かした地域生活拠点等の整備（再掲）	新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲）	新川崎駅・鹿島田駅周辺地区については、大規模な土地利用転換を契機とし、商業・都市型住宅・研究開発機能等の集積を図り、利便性の高い拠点形成に向けた取組を推進する。
	溝口駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲）	溝口駅周辺地区については、地域生活拠点として、歴史的・文化的資源と民間活力を活かしたまちづくりを推進する。
	鷺沼駅周辺まちづくり推進事業（再掲）	鷺沼駅周辺地区については、社会変容を踏まえつつ、駅を中心に多様なライフスタイルに対応した都市機能集積及び交通結節機能の強化を図り、宮前区全体の活性化を促す「核」としての地域生活拠点の形成に向けた取組を推進する。
	登戸土地地区画整理事業（再掲）	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区については、土地地区画整理事業による安全で快適な暮らしを支える都市基盤整備とあわせて、都市機能の強化を促進し、魅力と活力にあふれた市北部の拠点地区の形成を推進する。
	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲）	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区については、まちづくりに関わる多様な主体と連携し、交通結節機能や自然環境、文化施設等のまちのポテンシャルと民間活力を活かした魅力的な拠点形成に向けた取組を推進する。
	柿生駅周辺地区再開発等事業（再掲）	柿生駅周辺地区については、駅を中心に民間活力を活かした再開発事業を誘導し、商業や都市型住宅等の都市機能の集積、交通結節機能の強化に向けたまちづくりを推進する。
	南武線沿線まちづくり推進事業（再掲）	南武線沿線の土地利用転換の機会を捉えた戦略的かつ機動的な誘導により、地域資源と民間活力を活かした駅を中心とした魅力あるまちづくりを推進する。
	南武支線沿線まちづくり推進事業（再掲）	「南武支線沿線まちづくり方針」や「小田周辺戦略エリア整備プログラム」に基づき、賑わいの創出や住環境の改善などによるまちの魅力向上を図り、沿線地域の持続的な発展に向けたまちづくりを推進する。

	事業名	概要
暮らしを安全で安心して快適に 暮らせる計画的なまちづくりの推進 (再掲)	都市計画マスタープラン等策定・推進事業(再掲)	「都市計画マスタープラン」に基づき、計画的なまちづくりを推進するとともに、激甚化・頻発化する自然災害や少子高齢化の更なる進展に備え、持続可能な都市経営の実現に向けて、適正な都市機能や居住のあり方を検討する。 ※立地適正化計画の制度運用等については、本事務事業で行う
	地域地区等計画策定・推進事業(再掲)	地域特性に応じた良好な市街地環境の創出に向けて、用途地域の指定や地区計画等の都市計画決定・変更等による計画的なまちづくりを推進する。
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等改定・推進事業(再掲)	長期的な視点から、社会状況の変化に対応したまちづくりを推進するため、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等を改定し、適切な都市計画の運用を図る。
広域的な交通網の整備 (再掲)	総合交通計画調査事業(再掲)	本市の総合的な交通体系や交通施策の基本方向等を示す「総合都市交通計画」に基づき、社会環境の変化を踏まえながら取組を推進するとともに、東京都市圏総合都市交通体系調査を実施し、広域的な交通における課題の把握と分析を行う。
市域の交通網の整備 (再掲)	道路計画調査事業(再掲)	「道路整備プログラム」の適切な進行管理を行うとともに、各種調査の実施、計画的な道路整備に向けた調査・検討を進める。
	道路改良事業(再掲)	都市計画道路などの幹線道路を整備することで、骨格となる幹線道路ネットワークの形成、広域拠点や交通結節点の機能強化及び道路の防災・安全性の向上を図る。
	橋りょう整備事業(再掲)	橋りょうの新設・架替により道路ネットワークの形成・強化を図る。
共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化 (再掲)	区役所等庁舎整備推進事業(再掲)	区役所等庁舎について、必要な改修・補修や、効率的・効果的な整備を進める。

	事業名	概要
安全・安心なまちづくり に向けた地域防災力の 向上（川崎区 区計画）	地域防災力向上事業	自主防災組織の災害対応力向上及び区民の防災意識の向上を図るとともに、社会情勢に応じた対策を講じた訓練等を実施する。
	川崎区危機管理対策事業	地震・風水害に対応するため、区本部体制の更なる充実強化を図る。また、区民・事業者・行政が連携を深め災害に強いまちづくりを推進する。
安全で安心に暮らせるまちづくりの推進 （幸区 区計画）	幸区災害対策推進事業	訓練の運営支援や講座等の開催による自主防災組織・避難所運営会議の活性化、地域住民や企業、関係団体・機関等との連携による実践的な総合防災訓練の実施、区本部・避難所の防災資器材の充実など、区内の防災基盤整備の取組を進める。
安全・安心なまちづくりの推進 （中原区 区計画）	地域防災力強化事業	自助・共助（互助）・公助の考え方に基づき、区民、企業、行政等が連携して防災対策に取り組む。
安全・安心で住みよいまちづくりの推進 （高津区 区計画）	高津区防災まちづくり推進事業	自助・共助（互助）・公助の取組を進め、高津区全体の地域防災力・災害対応力の向上を図る。
区民との協働による安全・安心で、快適なまちづくりの推進 （宮前区 区計画）	防災意識普及啓発事業	防災フェア、防災推進員養成研修等を行い、区民の防災意向上と地域人材の育成を図る。

	事業名	概要
災害に強く安全で安心で きるまちづくりの推進 (多摩区 区計画)	市民防災活動支援事業	地域防災活動の中心的な役割を担う自主防災組織や避難所運営会議への支援を行うとともに、区民の防災意識の醸成を進めることで地域の防災力の向上を図る。
	多摩区危機管理事業	多摩区防災連絡会議を通じて関係機関との連携を強化するとともに、隣接自治体と連携した訓練の実施により、区全体の総合的な危機管理機能の向上を図る。
安全・安心まちづくり の推進(麻生区 区計画)	地域防災力の向上事業	個人、自主防災組織、避難所運営会議の役割を明確化することで、災害対応力のスパイラルアップを図り、災害時に誰一人取り残さない災害に強いまちをめざす。